

平成20年 第1回菊池市議会定例会会期日程表（会期24日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
3月 4日	火	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
3月 5日	水	休 会	議案調査（質疑・質問の通告締切、正午まで）
3月 6日	木		議案調査
3月 7日	金		議案調査
3月 8日	土		（市の休日）
3月 9日	日		（市の休日）
3月10日	月		議案調査
3月11日	火		議案調査
3月12日	水		本 会 議
3月13日	木	一般質問	
3月14日	金	一般質問	
3月15日	土	休 会	（市の休日）
3月16日	日		（市の休日）
3月17日	月	常任委員会	（総 務 第1委員会室） 常任委員会（文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
3月18日	火		（総 務 第1委員会室） 常任委員会（文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
3月19日	水		（総 務 第1委員会室） 常任委員会（文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
3月20日	木	休 会	（市の休日）

月 日	曜日	区 分	日 程
3月21日	金	休 会	議案調査
3月22日	土		(市の休日)
3月23日	日		(市の休日)
3月24日	月	常任委員会	常任委員会 (総 務 第1委員会室) (文教厚生 第2委員会室) (経 済 第3委員会室) (建 設 第4委員会室)
3月25日	火	休 会	議事整理
3月26日	水		議事整理
3月27日	木	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成20年 第1回菊池市議会定例会会議録（目次）

3月4日（火曜日） 本会議	頁
1．議事日程第1号.....	21
2．本日の会議に付した事件.....	23
3．出席議員氏名.....	26
4．欠席議員氏名.....	27
5．説明のため出席した者の職氏名.....	27
6．事務局職員出席者.....	27
7．開 会.....	29
8．諸般の報告.....	29
9．発言の申し出.....	29
10．開 議.....	29
11．日程第1 会議録署名議員の指名.....	29
12．日程第2 会期の決定.....	30
13．日程第3 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙.....	30
14．日程第4 企業誘致促進特別委員会の中間報告.....	32
15．日程第5 小川会館建設特別委員会の中間報告.....	34
16．日程第6 議案第1号から議案2号まで上程・説明・質疑・討論・採決.....	35
17．日程第7 議案第3号から議案51号まで上程・説明.....	38
18．日程第8 請願第1号から請願第2号及び陳情第1号まで上程.....	49
19．日程第9 意見書案第1号上程・説明・質疑・討論・採決.....	50
20．日程第10 休会の議決.....	52
21．日程通告 散 会.....	52
3月 5日（水曜日） 休 会	
3月 6日（木曜日） 休 会	
3月 7日（金曜日） 休 会	
3月 8日（土曜日） 休 会	
3月 9日（日曜日） 休 会	
3月10日（月曜日） 休 会	
3月11日（火曜日） 休 会	

3月12日(水曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第2号.....	55
2. 本日の会議に付した事件.....	55
3. 出席議員氏名.....	55
4. 欠席議員氏名.....	56
5. 説明のため出席した者の職氏名.....	56
6. 事務局職員出席者.....	57
7. 開 議.....	58
8. 日程第1 質疑.....	58
(1) 栃原茂樹君質疑.....	59
9. 日程第2 委員会付託.....	61
10. 日程第3 一般質問.....	65
(1) 怒留湯健蓉さん質問.....	65
「私たちの願う福祉と人権のまち」.....	65
市民部長 村山 隆君答弁.....	67
怒留湯健蓉さん再質問.....	68
市民部長 村山 隆君答弁.....	70
怒留湯健蓉さん再々質問.....	70
市民部長 村山 隆君答弁.....	74
教育長 田中忠彦答弁.....	75
市長 福村三男君答弁.....	76
(2) 怒留湯健蓉さん質問.....	77
「産廃問題に学んだ環境政策としての関連条例と行動計画」.....	77
市民部長 村山 隆君答弁.....	78
怒留湯健蓉さん再質問.....	79
市民部長 村山 隆君答弁.....	80
怒留湯健蓉さん再々質問.....	80
市民部長 村山 隆君答弁.....	82
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	83
市長 福村三男君答弁.....	83
(1) 松本 登君質問.....	83
「市道花房森北線道路改良事業関連について」.....	83
経済部長 稲葉公博君答弁.....	86
建設部長 岡崎俊裕君答弁.....	87

松本 登君再質問.....	88
経済部長 稲葉公博君答弁.....	90
建設部長 岡崎俊裕君答弁.....	90
(2) 松本 登君質問.....	91
「施政方針について」.....	91
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	93
企画部長 石原公久君答弁.....	93
松本 登君再質問.....	94
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	95
松本 登君再々質問.....	96
昼食休憩.....	97
開 議.....	97
(1) 二ノ文伸元君質問.....	98
「道路特定財源について」.....	98
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	98
二ノ文伸元君再質問.....	99
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	99
二ノ文伸元君再々質問.....	100
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	101
(1) 栃原茂樹君質問.....	101
「第三セクターについて」.....	101
経済部長 稲葉公博君答弁.....	101
栃原茂樹君再質問.....	102
経済部長 稲葉公博君答弁.....	105
栃原茂樹君再々質問.....	105
(2) 栃原茂樹君質問.....	106
「指定管理者制度について」.....	106
経済部長 稲葉公博君答弁.....	106
栃原茂樹君再質問.....	107
(3) 栃原茂樹君質問.....	108
「時間外勤務手当について」.....	108
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	108
栃原茂樹君再質問.....	108
(1) 葛原勇次郎君質問.....	110

「学校教育について」	110
教育長 田中忠彦君答弁.....	110
葛原勇次郎君再質問.....	111
教育長 田中忠彦君答弁.....	112
(2) 葛原勇次郎君質問.....	112
「公共工事について」	112
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	113
葛原勇次郎君再質問.....	113
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	114
葛原勇次郎君再々質問.....	115
休 憩.....	116
開 議.....	116
(1) 坂本昭信君質問.....	116
「農業問題について」	116
経済部長 稲葉公博君答弁.....	117
坂本昭信君再質問.....	118
経済部長 稲葉公博君答弁.....	118
(2) 坂本昭信君質問.....	118
「畜産対策について」	118
経済部長 稲葉公博君答弁.....	119
坂本昭信君再質問.....	120
経済部長 稲葉公博君答弁.....	121
坂本昭信君再々質問.....	121
市長 福村三男君答弁.....	122
(1) 三池健治君質問.....	122
「泗水のシンボル孔子公園について」	122
経済部長 稲葉公博君答弁.....	124
三池健治君再質問.....	125
経済部長 稲葉公博君答弁.....	125
三池健治君再々質問.....	125
経済部長 稲葉公博君答弁.....	126
(2) 三池健治君質問.....	126
「菊池市の環境整備について」	126
経済部長 稲葉公博君答弁.....	127

三池健治君再質問.....	128
経済部長 稲葉公博君答弁.....	129
昼食休憩.....	129
開 議.....	130
(1) 泉田栄一郎君質問.....	130
「観光客の誘致について」.....	130
経済部長 稲葉公博君答弁.....	131
泉田栄一郎君再質問.....	131
経済部長 稲葉公博君答弁.....	132
(2) 泉田栄一郎君質問.....	132
「成人式の日程について」.....	132
教育長 田中忠彦君答弁.....	133
泉田栄一郎君再質問.....	133
教育長 田中忠彦君答弁.....	134
(3) 泉田栄一郎君質問.....	134
「窓口業務延長について」.....	134
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	134
泉田栄一郎君再質問.....	135
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	135
泉田栄一郎君再々質問.....	136
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	136
11. 日程通告 散会.....	136
3月13日(木曜日) 本会議	
1. 議事日程第3号.....	139
2. 本日の会議に付した事件.....	139
3. 出席議員氏名.....	139
4. 欠席議員氏名.....	140
5. 説明のため出席した者の職氏名.....	140
6. 事務局職員出席者.....	140
7. 開 議.....	142
8. 日程第1 一般質問.....	142
(1) 水上博司質問.....	142
「菊池市の林業振興について」.....	142

経済部長 稲葉公博君答弁.....	143
水上博司再質問.....	144
経済部長 稲葉公博君答弁.....	144
水上博司再々質問.....	145
市民部長 村山 隆君答弁.....	146
(2) 水上博司質問.....	146
「菊池市管内での限界集落について」.....	146
企画部長 石原公久君答弁.....	147
水上博司再質問.....	147
企画部長 石原公久君答弁.....	148
(1) 中山繁雄君質問.....	149
「学校給食について」.....	149
教育長 田中忠彦君答弁.....	150
中山繁雄君再質問.....	151
教育長 田中忠彦君答弁.....	151
(2) 中山繁雄君質問.....	152
「特定健康診査等事業について」.....	152
市民部長 村山 隆君答弁.....	152
(3) 中山繁雄君質問.....	153
「各事業窓口の明確化等について」.....	153
建設部長 岡崎俊裕君答弁.....	154
経済部長 稲葉公博君答弁.....	155
休 憩.....	157
開 議.....	157
(1) 森 清孝君質問.....	157
「施政方針について」.....	157
経済部長 稲葉公博君答弁.....	158
企画部長 石原公久君答弁.....	159
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	160
森 清孝君再質問.....	161
経済部長 稲葉公博君答弁.....	161
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	162
(2) 森 清孝君質問.....	162
「総合計画・実施計画書について」.....	162

企画部長 石原公久君答弁.....	163
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	164
森 清孝君再質問.....	164
企画部長 石原公久君答弁.....	165
昼食休憩.....	166
開 議.....	166
(1) 山瀬義也君質問.....	166
「市の基幹産業である農業対策について」.....	166
経済部長 稲葉公博君答弁.....	168
山瀬義也君再質問.....	169
経済部長 稲葉公博君答弁.....	171
山瀬義也君再々質問.....	173
経済部長 稲葉公博君答弁.....	173
(2) 山瀬義也君質問.....	174
「施政方針について」.....	174
経済部長 稲葉公博君答弁.....	175
山瀬義也君再質問.....	176
市民部長 村山 隆君答弁.....	177
経済部長 稲葉公博君答弁.....	178
山瀬義也君再々質問.....	178
(1) 森 隆博君質問.....	180
「環境政策について」.....	180
市民部長 村山 隆君答弁.....	182
森 隆博君再質問.....	183
市民部長 村山 隆君答弁.....	185
森 隆博君再々質問.....	186
市民部長 村山 隆君答弁.....	187
市長 福村三男君答弁.....	187
(2) 森 隆博君質問.....	187
「福祉事業について」.....	187
市民部長 村山 隆君答弁.....	188
森 隆博君再質問.....	189
経済部長 稲葉公博君答弁.....	190
休 憩.....	191

開 議.....	191
(1) 本田憲一君質問.....	191
「菊池産ブランドの振興について」.....	191
経済部長 稲葉公博君答弁.....	191
(2) 本田憲一君質問.....	192
「今後の菊池市文化会館の在り方は」.....	192
教育長 田中忠彦君答弁.....	192
本田憲一君再質問.....	193
教育長 田中忠彦君答弁.....	193
本田憲一君再々質問.....	194
教育長 田中忠彦君答弁.....	194
(3) 本田憲一君質問.....	194
「土地開発公社による分譲の考え方は」.....	194
企画部長 石原公久君答弁.....	195
本田憲一君再質問.....	195
企画部長 石原公久君答弁.....	196
本田憲一君再々質問.....	196
企画部長 石原公久君答弁.....	197
市長 福村三男君答弁.....	198
(1) 隈部忠宗君質問.....	198
「農業の振興について」.....	198
経済部長 稲葉公博君答弁.....	199
隈部忠宗君再質問.....	201
経済部長 稲葉公博君答弁.....	201
隈部忠宗君再々質問.....	203
経済部長 稲葉公博君答弁.....	204
(2) 隈部忠宗君質問.....	205
「地域づくりの推進について」.....	205
建設部長 岡崎俊裕君答弁.....	205
企画部長 石原公久君答弁.....	205
隈部忠宗君再質問.....	206
企画部長 石原公久君答弁.....	206
隈部忠宗君再々質問.....	206
市長 福村三男君答弁.....	207

(3) 隈部忠宗君質問.....	207
「地域間交流の推進について」.....	207
企画部長 石原公久君答弁.....	207
隈部忠宗君再質問.....	208
企画部長 石原公久君答弁.....	209
隈部忠宗君再々質問.....	209
市長 福村三男君答弁.....	210
9 . 日程通告 散会.....	211
3月14日(金曜日) 本会議	
1 . 議事日程第4号.....	215
2 . 本日の会議に付した事件.....	215
3 . 出席議員氏名.....	215
4 . 欠席議員氏名.....	216
5 . 説明のため出席した者の職氏名.....	216
6 . 事務局職員出席者.....	216
7 . 開 議.....	218
8 . 日程第1 一般質問.....	218
(1) 東 裕人君質問.....	218
「学校図書の整備について」.....	218
教育長 田中忠彦君答弁.....	219
東 裕人君再質問.....	219
教育長 田中忠彦君答弁.....	220
東 裕人君再々質問.....	220
教育長 田中忠彦君答弁.....	221
(2) 東 裕人君質問.....	221
「施政方針について」.....	221
企画部長 石原公久君答弁.....	222
東 裕人君再質問.....	223
企画部長 石原公久君答弁.....	224
東 裕人君再々質問.....	224
市長 福村三男君答弁.....	225
(1) 樋口正博君質問.....	226
「中心市街地活性化基本計画の策定作業及び認定について」.....	226

経済部長 稲葉公博君答弁.....	227
樋口正博君再質問.....	228
経済部長 稲葉公博君答弁.....	231
樋口正博君再々質問.....	233
副市長 村上建二君答弁.....	236
市長 福村三男君答弁.....	237
(1) 木下雄二君質問.....	238
「中山間地の活性化について」.....	238
企画部長 石原公久君答弁.....	238
(2) 木下雄二君質問.....	239
「観光振興について」.....	239
経済部長 稲葉公博君答弁.....	240
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	241
木下雄二君再質問.....	241
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	242
(3) 木下雄二君質問.....	243
「認定農業者について」.....	243
経済部長 稲葉公博君答弁.....	244
木下雄二君再質問.....	244
経済部長 稲葉公博君答弁.....	244
(4) 木下雄二君質問.....	245
「市道整備について」.....	245
建設部長 岡崎俊裕君答弁.....	246
木下雄二君再質問.....	246
市長 福村三男君答弁.....	247
(5) 木下雄二君質問.....	248
「鞠智城について」.....	248
企画部長 石原公久君答弁.....	248
建設部長 岡崎俊裕君答弁.....	249
昼食休憩.....	249
開 議.....	249
(1) 奈田臣也君質問.....	250
「畜産業の振興対策事業について」.....	250
経済部長 稲葉公博君答弁.....	252

奈田臣也君再質問.....	253
経済部長 稲葉公博君答弁.....	254
市長 福村三男君答弁.....	255
奈田臣也君再々質問.....	256
経済部長 稲葉公博君答弁.....	258
教育長 田中忠彦君答弁.....	260
休憩.....	260
開議.....	260
(1) 外村國敏君質問.....	260
「環境対策について」.....	260
市民部長 村山 隆君答弁.....	261
外村國敏君再質問.....	263
市民部長 村山 隆君答弁.....	264
外村國敏君再々質問.....	266
市民部長 村山 隆君答弁.....	268
市長 福村三男君答弁.....	268
(2) 外村國敏君質問.....	269
「道路特定財源について」.....	269
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	270
外村國敏君再質問.....	270
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	271
市長 福村三男君答弁.....	271
外村國敏君再々質問.....	272
休憩.....	273
開議.....	273
(1) 坂井正次君質問.....	273
「市の活性化について」.....	273
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	274
坂井正次君再質問.....	274
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	276
(2) 坂井正次君質問.....	276
「食の安全について」.....	276
市民部長 村山 隆君答弁.....	277
教育長 田中忠彦君答弁.....	278

坂井正次君再質問.....	278
市民部長 村山 隆君答弁.....	278
教育長 田中忠彦君答弁.....	278
(3) 坂井正次君質問.....	279
「公共施設の利用について」.....	279
教育長 田中忠彦君答弁.....	279
坂井正次君再質問.....	280
教育長 田中忠彦君答弁.....	280
坂井正次君再々質問.....	281
教育長 田中忠彦君答弁.....	281
(4) 坂井正次君質問.....	281
「県道整備について」.....	281
建設部長 岡崎俊裕君答弁.....	282
9 . 日程通告 散会.....	282

3月15日(土曜日)	休 会
3月16日(日曜日)	休 会
3月17日(月曜日)	常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)
3月18日(火曜日)	常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)
3月19日(水曜日)	常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)
3月20日(木曜日)	休 会
3月21日(金曜日)	休 会
3月22日(土曜日)	休 会
3月23日(日曜日)	休 会
3月24日(月曜日)	常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)
3月25日(土曜日)	休 会
3月26日(日曜日)	休 会

3月27日(木曜日)	本会議
1 . 議事日程第5号.....	285
2 . 本日の会議に付した事件.....	285
3 . 出席議員氏名.....	285
4 . 欠席議員氏名.....	286
5 . 説明のため出席した者の職氏名.....	286

6 . 事務局職員出席者.....	287
7 . 開 議.....	288
8 . 日程第 1 各常任委員長報告.....	288
・ 総務常任委員長報告.....	288
・ 文教厚生常任委員長報告.....	291
・ 経済常任委員長報告.....	294
・ 建設常任委員長報告.....	296
委員長報告に対する質疑.....	299
(1) 隈部忠宗君質疑.....	300
(2) 山瀬義也君質疑.....	302
(3) 三池健治君質疑.....	304
(4) 樋口正博君質疑.....	306
討 論.....	308
採 決.....	310
9 . 日程第 2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について.....	313
採 決.....	314
10 . 追加議事日程.....	314
日程第 1 議事第 1 号 議会改革検討特別委員会の設置.....	314
休 憩.....	315
開 議.....	315
日程第 2 決議案第 1 号 上程・説明・質疑・討論・採決.....	315
日程第 3 議案第 5 2 号 上程・説明・質疑・討論・採決.....	316
日程第 4 議員提出議案第 1 号 上程・説明・質疑・討論・採決.....	318
11 . 閉 会.....	319

平成20年第1回菊池市市議会定例会

議事日程 第1号

平成20年3月4日(火曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
- 第4 企業誘致促進特別委員会の中間報告
- 第5 小川会館建設特別委員会の中間報告
- 第6 議案第 1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度菊池市一般会計補正予算)
- 議案第 2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算)
- 上程・説明・質疑・討論・採決
- 第7 議案第 3号 菊池市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1号の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 議案第 4号 菊池市地域福祉計画策定委員会条例の制定について
- 議案第 5号 菊池市障害者計画等策定委員会条例の制定について
- 議案第 6号 菊池市環境基本条例の制定について
- 議案第 7号 菊池市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第 8号 菊池市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 菊池市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 1 4 号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 8 号 菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 菊池市立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 菊池市農業集落排水処理施設事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 菊池市七城芝生交流広場条例の廃止について
- 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度菊池市一般会計補正予算
- 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第 2 7 号 平成 1 9 年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算
- 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算
- 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算
- 議案第 3 1 号 平成 1 9 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
- 議案第 3 2 号 平成 1 9 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算
- 議案第 3 3 号 平成 1 9 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第 3 4 号 平成 1 9 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
- 議案第 3 5 号 平成 1 9 年度菊池市水道事業会計補正予算
- 議案第 3 6 号 平成 2 0 年度菊池市一般会計予算
- 議案第 3 7 号 平成 2 0 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 3 8 号 平成 2 0 年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算
- 議案第 3 9 号 平成 2 0 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算

- 議案第 4 0 号 平成 2 0 年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 4 1 号 平成 2 0 年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第 4 2 号 平成 2 0 年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4 3 号 平成 2 0 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4 4 号 平成 2 0 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 4 5 号 平成 2 0 年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 4 6 号 平成 2 0 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第 4 7 号 平成 2 0 年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第 4 8 号 財産の処分について
- 議案第 4 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 5 0 号 市道路線の廃止について
- 議案第 5 1 号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

- 第 8 請願第 1 号 医師・看護師の増員と国立病院の廃止・縮小に反対し、存続・拡充を求める請願書
- 請願第 2 号 菊池市畜産堆肥化施設等に係る固定資産税の減免に関する請願
- 陳情第 1 号 要望書

まで一括上程

- 第 9 意見書案第 1 号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について
- 上程・説明・質疑・討論・採決
- 第 1 0 休会の議決



本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
- 日程第 4 企業誘致促進特別委員会の中間報告
- 日程第 5 小川会館建設特別委員会の中間報告
- 日程第 6 議案第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成 1 9 年度菊池市一般会計補正予算)
- 議案第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成 1 9 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算)
- 上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第 3 号 菊池市企業立地の促進等による地域における産業集積の形

成及び活性化に関する法律第10条第1号の規定に基づく
準則を定める条例の制定について

- 議案第 4号 菊池市地域福祉計画策定委員会条例の制定について
- 議案第 5号 菊池市障害者計画等策定委員会条例の制定について
- 議案第 6号 菊池市環境基本条例の制定について
- 議案第 7号 菊池市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第 8号 菊池市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 議案第10号 菊池市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第13号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第14号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 議案第15号 菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第16号 菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第19号 菊池市立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 議案第20号 菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制
定について
- 議案第21号 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第22号 菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の
制定について

- 議案第 2 3 号 菊池市農業集落排水処理施設事業分担金等徴収条例の一部
を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 菊池市七城芝生交流広場条例の廃止について
- 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度菊池市一般会計補正予算
- 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第 2 7 号 平成 1 9 年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算
- 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算
- 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算
- 議案第 3 1 号 平成 1 9 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計
補正予算
- 議案第 3 2 号 平成 1 9 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予
算
- 議案第 3 3 号 平成 1 9 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第 3 4 号 平成 1 9 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
- 議案第 3 5 号 平成 1 9 年度菊池市水道事業会計補正予算
- 議案第 3 6 号 平成 2 0 年度菊池市一般会計予算
- 議案第 3 7 号 平成 2 0 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 3 8 号 平成 2 0 年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算
- 議案第 3 9 号 平成 2 0 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 4 0 号 平成 2 0 年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 4 1 号 平成 2 0 年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第 4 2 号 平成 2 0 年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4 3 号 平成 2 0 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算
- 議案第 4 4 号 平成 2 0 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 4 5 号 平成 2 0 年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 4 6 号 平成 2 0 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第 4 7 号 平成 2 0 年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第 4 8 号 財産の処分について
- 議案第 4 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 5 0 号 市道路線の廃止について
- 議案第 5 1 号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

日程第 8 請願第 1 号 医師・看護師の増員と国立病院の廃止・縮小に反対し、存続・拡充を求める請願書

請願第 2 号 菊池市畜産堆肥化施設等に係る固定資産税の減免に関する請願

陳情第 1 号 要望書

まで一括上程

日程第 9 意見書案第 1 号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 10 休会の議決

出席議員（27名）

1 番	東	裕	人	君	
2 番	泉	田	栄一郎	君	
3 番	森	清	孝	君	
4 番	藤	野	敏	昭	君
5 番	樋	口	正	博	君
6 番	二ノ	文	伸	元	君
7 番	中	山	繁	雄	君
8 番	水	上	博	司	君
9 番	三	池	健	治	君
10 番	怒留湯	健	蓉	さん	
11 番	坂	本	昭	信	君
12 番	隈	部	忠	宗	君
13 番	奈	田	臣	也	君
14 番	葛	原	勇	次郎	君
15 番	木	下	雄	二	君
16 番	坂	井	正	次	君
17 番	森	隆	博	君	
18 番	山	瀬	義	也	君
19 番	本	田	憲	一	君
20 番	栃	原	茂	樹	君
21 番	松	本	登	君	
22 番	工	藤	恭	一	君
23 番	境	和	則	君	

24番 北田 彰 君
25番 外村 國敏 君
26番 徳永 隆義 君
27番 横田 輝雄 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村 三男 君
副市長	村上 建二 君
収入役	高本 信男 君
総務部長	緒方 希八郎 君
企画部長	石原 公久 君
市民部長	村山 隆 君
経済部長	稲葉 公博 君
建設部長	岡崎 俊裕 君
七城総合支所長	平野 國臣 君
旭志総合支所長	水上 泉 君
泗水総合支所長	上林 正章 君
市民部総括審議員	大場 美範 君
企画部首席審議員	鳥井 修 君
財政課長	川上 憲誠 君
教育長	田中 忠彦 君
教育次長	山口 正司 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村 鉄男 君
水道局長	後藤 定 君
農業委員会事務局長	五島 千秋 君
監査委員事務局長	田島 伸正 君

事務局職員出席者

事務局長	樋口 昭彦 君
議事課長	永田 哲士 君
議事係長	上田 敏雄 君

議事係主事

本田 昇 君

午前10時00分 開会

○
議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は26名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年度第1回菊池市議会定例会を開会します。

○
議長（北田 彰君） ここで、日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。1月26日に東京泗水会の定期総会が東京の九段会館において開催されましたので出席しました。

2月8日に、第95回市議会議員共済会代議員会が東京の日本都市センターホテルにおいて開催されましたので出席しました。

2月21日に広域行政圏市議会協議会第39回総会が東京の九段会館で開催されましたので出席しました。

次に、1月16日から18日にかけて議会運営委員会研修が大阪府寝屋川市の「産業振興センター事業」について。京都府城陽市の「配布用会議録のCD-ROM化」についてありましたので、議会運営委員長より研修報告書が提出されております。

また、監査委員から、平成19年11月から平成20年1月の一般会計・特別会計並びに企業会計に関する、例月出納検査の報告があつておりますので、ご報告申し上げます。

なお、詳細については、事務局に備え付けの書類により、ご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります

○
午前10時02分 開議

議長（北田 彰君） これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、本田憲一君及び栃原茂樹君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（北田 彰君） 次に、日程第2、「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る2月26日の議会運営委員会におきまして、本日から3月27日までの24日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月27日までの24日間と決定しました。

日程第3 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は26名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって立会人に、三池健治君及び怒留湯健蓉さんを指名します。

次に、候補者名簿を配付します。

（候補者名簿の配付）

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付します。

念のために申しあげます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。白票は無効です。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票を願います。

(事務局長、議席番号及び氏名を点呼)

事務局長(樋口昭彦君) 皆様、よろしいでしょうか。それでは、投票をお願いいたします。

[「はい」と呼ぶ者あり]

1番、東裕人議員。2番、泉田栄一郎議員。3番、森清孝議員。4番、藤野敏昭議員。5番、樋口正博議員。6番、二ノ文伸元議員。7番、中山繁雄議員。8番、水上博司議員。9番、三池健治議員。10番、怒留湯健蓉議員。11番、坂本昭信議員。12番、隈部忠宗議員。13番、奈田臣也議員。14番、葛原勇次郎議員。15番、木下雄二議員。16番、坂井正次議員。17番、森隆博議員。18番、山瀬義也議員。19番、本田憲一議員。20番、栃原茂樹議員。21番、松本登議員。22番、工藤恭一議員。23番、境和則議員。25番、外村國敏議員。26番、徳永隆義議員。最後、北田彰議長。

議長(北田 彰君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。三池健治君及び怒留湯健蓉さん。開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、有効投票26票。無効票はありません。

有効投票のうち、渡辺敏雄議員21票。益田牧子議員5票。

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

ただいまの選挙の結果につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。



日程第4 企業誘致促進特別委員会の中間報告

議長(北田 彰君) 次に、日程第4、企業誘致促進特別委員会の中間報告を議題とします。企業誘致促進特別委員会から付託中の件について、中間報告の申し出がっております。

お諮りします。本件は、申し出のとおり中間報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。

したがって、企業誘致促進特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

企業誘致促進特別委員長の発言を許します。

特別委員長、水上博司君。

[登壇]

企業誘致促進特別委員長(水上博司君) 企業誘致特別委員会中間報告、企業誘致促進特別委員長、水上博司。

企業誘致促進特別委員会の中間報告について、議会の許可をいただきましたので委員会改選後の昨年6月からの活動経過を報告させていただきます。

第1回目は4月23日に開催いたしました。協議内容は「企業誘致の取り組み状況について」、「年間事業計画について」、「土地開発公社の現状と課題について」であります。まず、企業誘致の取り組み状況について、活動報告や川辺工業団地、用地関係、本田技研工業の動向関係の説明を受けました。委員より川辺工業団地の相続関係についての質問があり、執行部より2名の相続が残っているが、1つは間もなく解決できる見込みである。もう1つは、かなりの困難な問題はあるが、エリアの縁にあるため工法によって解決できるとのことでした。次に、土地開発公社の現状と課題について、委員より川辺工業団地の造成についての質問があり、執行部より土地開発公社は、現在、約21億円の借入金を抱えており、金利と経費を合わせ1日当たり6万4,000円がかかっている。川辺工業団地は土地改修で約10億円かかり、造成費を含めると最低でも約30億円はかかる。このような土地開発公社の状況の中で、開発には問題が大きく委員会でも議論をお願いしたいとのことで

した。

第2回目は、8月24日に新委員の挨拶及び意見交換を目的に、北田議長や村上副市長、執行部とともに県庁を訪問いたしました。また、前川県議も同行していただき、助言等をいただきました。県からは、島田商工観光労働部長をはじめ、小野上企業立地課長や担当者が対応されました。島田商工観光労働部長の挨拶の中で、県の企業誘致の取り組み状況について説明を受け、県も企業誘致に努力をしており、順調に進んでいるとのことでありました。その後、企業の動向や誘致方法について活発な意見交換を行いました。

3回目は、11月19日に開催いたしました。協議内容は、企業誘致の取り組み状況について、視察についてであります。まず、企業誘致の取り組み状況についての報告を受けました。委員より田島工業団地の誘致についての質問があり、執行部より誘致の話があれば、まず先に田島工業団地を案内しているとのことでした。しかし、田島工業団地は高圧線が通っていることから、企業側は敬遠されることが多いとのことでありました。そこで10月、土地開発公社の理事会を開き、県内の工業団地の売却価格の調査を行った結果、また、県と適正価格の協議の結果、これまでの1万5,000円の売価単価を1万2,900円に値下げするとのことでした。また、その中で高圧線が通っているC区画だけを9,900円までに値下げしたいとのこと。なお、C区画についてはこの単価で売ると赤字になるが、この団地に1つでも企業が来れば、他の会社が入りやすいという観点から思い切った値段に下げるとのことでした。委員からも土地売り買い単価を下げてでも企業が入ってくれることに、固定資産税や雇用の問題などプラスの展望が図れるとの意見がありました。この点については、12月定例会中の全員協議会において報告したとおりでございます。

次に、企業誘致に対する協力を県へ求めることについて意見書を提出するよう協議しました。なお、意見書は12月定例会に上程し、議決をいただいたところであり、定例会最終日に県へ提出いたしました。

次に、2月12日から14日にかけて正副委員長による企業誘致推進及び情報収集活動を目的に北田議長や執行部とともに、東京並びに大阪に行って来ました。初日は、熊本県東京事務所や日本立地センターを訪問し、誘致活動状況や企業立地促進法の説明を受け、意見交換を行いました。翌日は大阪に移動し、熊本県大阪事務所を訪問し、取り組み状況の説明を受け、意見交換を行いました。最終日は菊池市より出向しております水上君の案内で1社を訪問し、ぜひ立地していただきたい旨の挨拶を行い、その後、幹部の方たちとの意見交換を行いました。大変好意的に受けいただきました。最後に執行部からの報告によりますと、本年度の企業誘致

状況は、新設4件、増設2件、計6件の立地協定が調印され、総投資額34億円、新規雇用予定者が約160名となっているところです。

以上、これまでの活動経過をご報告いたします。今後も本委員会は職の目的を達成できるよう努めてまいりたいと考えております。議員各位のご協力を申し上げ、中間報告といたします。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第5 小川会館建設特別委員会の中間報告

議長（北田 彰君） 次に、日程第5、小川会館建設特別委員会の中間報告を議題とします。小川会館建設特別委員会から付託中の件について、中間報告の申し出がっております。

お諮りします。本件は、申し出のとおり中間報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、小川会館建設特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

小川会館建設特別委員長の発言を許します。

特別委員長、三池健治君。

〔登壇〕

小川会館建設特別委員長（三池健治君） おはようございます。小川会館建設特別委員会報告。小川会館建設特別委員長、三池健治。

議長の許可をいただきましたので、小川会館建設特別委員会の中間報告として現在までの審議の結果を報告させていただきます。

第1回の委員会を平成19年12月19日に、福村市長、村上副市長、緒方総務部長、上林泗水総合支所長、以下関係職員に出席いただきまして開催いたしました。まず、市長が10月に遺族の小川恵美さんと面談されたということでしたので、その結果についての報告がありました。面談の内容としては、会館建設にはあくまでも否定的で時間も経過しており何とか決着をつけましょうというお話をされたということでした。その結果を踏まえ委員会の中では、箱物はだめで青少年育成のための奨学金等に使ってくれと言われたのであれば、基金はそちらに利用し、会館建設は合併特例債を利用してできないか。ポタンの掛け違いによるもので、新市になる前に決定したことなので会館建設を進めるべき。弁護士同士で話をしてみても

どうか。一般寄附だから相手に断る必要はなく建てるべき。善意の寄附から事を荒立てないようにといった意見があり、委員会としてはこれまでも同じ意見が出ており、同じ論議をやっていても進展しないので、やはり委員長、副委員長で小川さんと面談した上で小川会館建設への理解を得るべきで、面談後にまた委員会を開催するというので、委員会を終了しました。

次に、2回の委員会を平成20年2月22日に、福村市長、以下関係職員に出席いただいて開催いたしました。前回の委員会の審議の結果に基づき、私と泉田副委員長と北田議長、執行部より村上副市長と泗水総合支所振興課の生田課長補佐の5名で、1月25日に小川さんの会社で面談いたしました。結果はたいへん厳しいもので、開館建設については絶対反対で、基金で購入した土地についても反対があり、基金の用途については小川水宝氏の意志を組み込んでいただき、今までどおり教育などに活用してほしいとのことでした。この面談結果を踏まえた委員会での議論では、小川さんとの面談では今まで話してきたことも否定され、これ以上話しても意味がないので行わない。会館建設を白紙に戻し、特別委員会を解散した方がよい。小川基金は合併協議の中で泗水のために使うということで決定しているので、泗水の方の意見を再度聞きながら、泗水のために使えばよい。当初、目的としては合併後小川基金をどうするかということで町民の方にお諮りしたところ、何らかの形で残してほしいということで、いろいろ協議した中で公民館的なものが不足している。また、孔子公園の活性化を含めその横に会館を建設するということがあった。小川建設委員会があれば、会館建設に限定しているため新しい方向に入れませんか。まず、この委員会を無くしてゼロから検討を始めるべきといった意見があり、最終的に委員会の結論としては、取りあえず基金は残しておき、再度、泗水の方々の意見を聞き、その結果をまとめ委員会で審議し、方向づけをしていくということで終わりました。

以上、当委員会の審議経過としての中間報告とさせていただきます。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第6 議案第1号から議案第2号まで一括上程

議長（北田 彰君） 次に、日程第6、議案第1号及び議案第2号の2議案について一括議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方喜八郎君。

〔登壇〕

総務部長（緒方喜八郎君） おはようございます。それでは、議案第1号並びに議案第2号を一括して説明申し上げます。

議案その1の1ページをお願いします。

議案第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、2ページが専決処分書でございます。続いて4ページをお願いします。平成19年度菊池市一般会計補正予算第9号でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,427万8,000円を追加し、総額を220億9,524万1,000円とするものでございます。

10ページの事項別明細で説明いたします。歳入でございますが、今回の補正財源として県支出金及び財政調整基金等を充てるものでございます。

開けていただきまして12ページをお願いします。歳出でございます。一番上の款2総務費、目5熊本県知事選挙費1,797万7,000円の補正でございますが、来たる3月6日に告示され、3月23日執行の熊本県知事選挙に従事いたします職員等の人件費及び消耗品等の経費でございます。下の款3民生費、目1児童福祉費170万円の補正は、第3子を出産されたときに支給いたします「すくすく子宝祝い金」、また、下段の款5農林水産業費、目3農業振興費193万5,000円の補正は、菊池市共同機械利用組合のたばこ耕作組合のマルチローター高架型作業機、他各種機械購入のための補助金でございます。一番下の款6商工費、目4観光費104万7,000の補正は、孔子公園内の祀聖亭をはじめといたします構造物が、白蟻や雨漏りの被害などによりまして腐敗が進んでおり危険でございますので、それらの構造物等の老朽度調査を早急に行う必要が生じたものでございます。

開けていただきまして14ページになりますが、款11公債費、152万円の補正は、公営企業金融公庫資金のうち貸付利率6.6%以上のものについて繰上償還の対象になりましたので、今回の専決処分でも繰上償還を行うものでございます。

6ページに戻っていただきたいと思えます。第2表、債務負担行為補正で掲げております8件の業務委託を追加いたしまして、期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

次に21ページをお願いします。議案第2号専決処分の報告及び承認を求める事について説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、22ページが専決処分書でございます。

開けて24ページをお願いします。平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算第4号でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,899万9,000円を追加し、総額を6億5,655万1,000円とするものでございます。

30ページをお願いしたいと思います。上の方が歳入でございます。今回の補正財源として下水道事業債を借りかえるものでございます。下段の方が歳出でございます。昨年12月総務省通知によりまして、公営企業金融公庫資金のうち貸付利率5.5%以上のものについて繰上償還の対象となりましたので、今回の専決処分でも繰上償還を行うものでございます。

戻っていただきまして、27ページをお願いしたいと思います。第2表、地方債補正で起債の目的別に限度額を補正後に変更し、補正後の限度額を1億1,360万円とするものでございます。

以上で議案第1号及び第2号の説明を一括して行いました。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第1号及び議案第2号までの2議案は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 意義なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより、議案第1号及び議案第2号までの2議案を一括して採決します。

お諮りします。議案第1号及び議案第2号までの2議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号及び議案第2号までの2議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。



休憩 午前10時38分

開議 午前10時47分

○
議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○
日程第7 議案第3号から議案第51号まで一括上程

議長（北田 彰君） 次に、日程第7、議案第1号から議案第51号までの49議案について一括議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） （音声なし）誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定いただきましたように、本日から3月27日までの24日間の日程でご審議をお願いするものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、平成20年度の施政方針及び上程いただきました議案の概要につきまして述べさせていただきます。

菊池市がスタートいたしまして3年が経過をし、一步一步そして着実に歩み始め、新たな歴史を創っております。このことは、市民の皆様や議員各位のご理解、ご協力を得て進んできたものであると深く感謝するところでございます。

しかしながら、国内外の社会情勢を見ても、地球規模での環境問題や原油価格の高騰による経済不安、輸入食品の品質問題など、市民生活に直接影響する諸問題が数多くございます。これらの諸問題を十分踏まえながら、まちづくりの理念であります「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」を目指してまいります。

また、私も市長に就任して4年目を迎えるわけですが、就任時に掲げておりました公約につきましても、総合計画等に基づき、緊急かつ重要な事業の選択、あるいは中長期的な事業の推進など具体的に進めながら、施策の成果を確実に実現するように取り組んでまいります。

平成20年度の予算編成につきましては、我が国は現在、少子・高齢化や企業活動のグローバル化、情報化の進展といった内外の大きな変化の真ただ中にあります。また、社会経済は企業収益が改善するとともに設備投資が増加するなど、好調さが見受けられますが、原油価格の高騰や株価下落など不安定な状況下にあります。

こうした中、国は「地方の自立と再生」に向けての取組みとして「経済財政改革の基本方針2007」に則り、歳出全般を厳しく抑制するとともに地方の安定的な財政運営のため、「ふるさと納税」や「法人2税」の見直しによる「地方再生対策費」を創設し、「三位一体改革」を含め税源配分の見直しを検討するなど、地方税

財政の改革に取り組む方針が閣議決定されております。しかし、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなど、地方財政は依然として厳しい状況であることに変わりありません。

以上の状況を踏まえ、本市においては「集中改革プラン」に基づき、行財政改革の取組みを確実に推進する一方で、その取組みの成果を予算に反映させ、市民サービスへの還元に努めて行かなければなりません。

このようなことから試算した結果、市税のうち個人及び法人市民税は税源移譲に伴う税改正により、21億300万円を見込んでおり、市税で最もウエイトが高い固定資産税は、家屋の新築、増改築等を勘案し、対前年度比4.1%増の24億3,600万円を見込んでおります。

地方交付税は、全国枠で平成19年度と同額が確保されたことを踏まえ、前年度実績を考慮し72億円を見込んでおり、税源不足の一部を補てんする臨時財政対策債は、対前年度比6.1%減の6億1,270万円を見込んでおります。

国庫支出金は、スリム化・交付金化により18億2,500万円、県支出金も同様に14億5,000万円が見込まれ、市債については、合併特例債等の活用により対前年度比2.8%増の21億9,800万円となり、平成20年度末の起債残高は、ミニ市場公募債の一括償還や繰り上げ償還を行うことにより、対前年度比1.9%減の267億2,700万円となる予定です。

また、新たな財源の確保として、ふるさと納税に伴う税制改正を視野に入れた「ふるさと寄付金」の募集、市のホームページや市のマイクロバスなどへ民間企業等の広告を掲載することによる広告掲載料、まちづくり自動販売機の設置に伴う手数料収入など、自主財源の確保に努めてまいります。

一方、歳出面につきましては、緊急性・必要性の高い事業を優先し、限られた財源を重点的に配分し、有効に活用できるように編成したところでございます。また、建設事業につきましては、新市建設計画に基づき、旧四市町村間の均衡にも配慮しております。

このような基本的な考えに沿って編成した平成20年度予算規模は、一般会計7,700万円の0.4%増で217億3,800万円、特別会計151億2,200万円、企業会計6億9,700万円、合計では高齢者医療制度の創設に伴い、熊本県後期高齢者医療連合会に運営される事による老人保健医療事業会計の減額が主な原因で、47億1,800万円の11.2%減で375億5,700万円とこのようになっております。

ここで、平成20年度の主要施策について述べてまいります。

まず、地域産業の振興についてでございます。

優良企業の誘致につきましては、雇用の場の確保や税収増加による市活性化のための重要施策として取り組んでおり、優遇措置を充実するとともに、熊本県大阪事務所に職員を派遣し、積極的に誘致活動を行っているところでございます。その結果、平成19年度におきましては、工場の新設4件、増設2件、計6件と県下でもトップクラスの成果を上げ、設備投資予定額約34億円、新規雇用予定者数約160名となっております。平成20年度は、幅広い業種の誘致はもちろんですが、輸送機器関連産業やIT関連、今後需要増が見込まれる太陽電池産業に重点を置いて、企業の誘致に努めてまいります。また、工業用地確保につきましては、熊本県の新規工業団地の候補地である川辺地区において、地元地権者と連携し、引き続き県に早期建設を要望してまいります。

農業の振興につきましては、昨今、原油価格及び飼料価格の高騰による諸経費の負担増や食の安全を不安視する事件が相次ぐなど、生産者を取り巻く環境は厳しさを増す中、さらに国民の環境保全への関心の高まりと、環境に配慮した農業が求められております。

このような中、農業の持続的な発展を図るために、効率的・安定的な農業構造の確立と併せて、基盤となる農地・水・環境の保全と農道・水路など施設の延命化を図る点検・補修活動など、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進する環境保全を重視した農業生産への転換が望まれています。このことを背景に、平成19年度より国が推進する「農地・水・環境保全向上対策事業」が導入され、農地や農業用水等の資源を守る地域ぐるみでの共同活動と、農業者による環境負荷低減を目指した活動組織が79組織設立され、事業が展開されています。平成23年度までの5年間継続実施される本対策の事業推進及び支援を継続して進めるとともに、平成20年度は、七城地域の水稻作において、地域全体で化学肥料と農薬の使用を減らす環境負荷低減への営農活動の取り組みを進められる計画があり、安全・安心な米づくりによる「七城のこめ」のさらなるブランド化が期待されるところであります。県及び関係機関と連携し、この取組みの実現と本対策の推進及び支援を行ってまいります。

観光客の誘致につきましては、菊池溪谷に代表される豊かな自然、温泉施設、菊池一族の歴史・文化などの観光資源を活かすとともに、「いつもありがとう」の気持ちで、訪れる人が癒されるような「おしどり夫婦の里きくち」をPRしながら、安らぎを感じていただける優しい観光地づくりを目指してまいります。

また、食のブランドが不足していることから、菊池観光協会が主体となり、うまい米で知られている菊池産のお米に、菊池の特産品を使った「菊池丼」の開発を行いました。平成23年の九州新幹線全線開通に向けて県北地域が一体となり、さ

らなる新商品の開発や観光客を回遊させる観光ルートの策定に努めてまいります。

次に地域づくりの推進についてでございます。

本市をとりまく環境の変化に対応した新しいまちづくりに取り組むため、「新きくち創造事業」と銘うって様々な事業に取り組んでまいります。

まず1つ目に、菊池ふるさと遺産制定事業としまして、本市の豊かな自然環境や歴史を市民の皆様が共有するとともに、次の世代に引き継ぐために条例を制定し、市民の皆様の推薦と選定により菊池遺産を認定したいと考えております。

次に、本市は新エネルギー事業に積極的に取り組んでまいりましたが、温暖化が地球規模の問題となる中、住宅用太陽光発電システム設置補助を引き続き行うとともに、新たに省エネルギー事業として、家庭用の省エネパネルを貸し出し、消費電力の確認と目標値を設定することでの節電を推進してまいります。

また、いやしの里促進事業としまして、熊本都市圏に隣接するという立地条件と、豊かな自然環境を生かして民間住宅開発の積極的な誘致と誘導を図るために、民間開発業者の要望やニーズを聞き取り、行政が開発協力を行うためのガイドラインを作成することで定住促進を図ります。

さらに、まちづくりの推進にあたっては、大学と連携し、ノウハウや学生を含めた新しい発想を生かすことが有効であり、包括協定事業として、熊本県立大学と包括的な連携のもと、市街地活性化や人材育成、地域づくりなど各分野において相互に協力し、まちづくりに生かしてまいりたいと考えております。さらに、県立大以外にも、それぞれの分野で県内の大学と連携してまいります。

都市計画マスタープランにつきましては、平成19年度より都市計画区域及び用途地域の見直しと、おおむね20年先の都市像を見据えた、都市計画の整備・開発・保全に関する基本方針を定める都市計画マスタープランの策定に着手しました。策定期間は4年間を予定しています。

平成20年度は、市民の皆様の意見を聞きながらまちづくりのステージとなる都市計画区域の見直しと、そのまちづくりの羅針盤となる都市計画マスタープランの策定を行ってまいります。

市道の整備促進につきましては、地域間交流を図るため、合志川堤防道路を活用した、泗水中央線及び妻越泗水線を地方道路整備臨時交付金事業として取り組み、国道325号の4車線化と一体となった整備に努めてまいります。また、市民生活の利便性と交通の安全性を高めるため、現在施工中の事業を早期に完成するとともに、緊急性・必要性を考慮し、新市建設計画に基づく計画的な整備に努めてまいります。市道の維持・管理につきましても、歩行者の安全確保や車両の安全走行に考慮した交通安全施設整備や道路の維持補修などに取り組んでまいります。主要幹線

である国道につきましては、国道325号四車線化と国道387号の改良事業の促進を図るとともに、県道につきましても、現在施工中の事業の推進と未改良路線の早期採択について、関係機関への要望及び支援に取り組んでまいります。

また、交通体系の整備につきましては、市民の皆様の生活交通の確保を積極的に進めるために、市街地を巡回するコミュニティーバス「べんりカー」を導入するとともに、路線バスなどの公共交通機関が廃止された地域に「あいのりタクシー」を導入してまいりました。平成20年度は、新たに公共交通空白地域の泗水西部地域に「あいのりタクシー」を導入し、地域の皆様の交通の確保につなげることであります。

まちづくり交付金事業でございますが、隈府中心市街を活性化するために、ソフト事業からハード事業まで多彩に活用できる効果的なまちづくり事業として、平成20年度から2期事業に着手し、中心市街地活性化のための各事業を、平成24年度までの5年間で実施してまいります。その主なものとしては、老人福祉センター建設事業、街角ポケットパーク整備事業、市民広場再整備事業、回遊道路整備事業、まちなか居住推進事業、国際交流促進事業など、4部9課にわたる様々な事業になっております。併せて、七城地区、泗水地区につきましても、まちづくり交付金等を活用したまちづくりを検討してまいりたいと考えております。

国指定史跡である鞠智城の国営公園化におきましては、平成19年3月に「国営鞠智城歴史公園設置促進期成会」を設置し、熊本県や山鹿市の期成会と連携した推進活動を展開してまいりました。平成19年11月に開催しました日韓シンポジウムでは、鞠智城と韓国の百濟文化のつながりを確認でき、国営公園化の意義についてのご理解が深まったものと考えております。さらに、本年2月中旬に、県関係国会議員による「鞠智城国営公園化推進議員連盟」が設立され、2月27日に東京で県、菊池市、山鹿市の期成会と議員連盟の共催で国営公園化推進東京フォーラムが開催されました。東京菊池会の会員を含む県出身の首都圏在住者ら約300人が参加し、国営公園化に向けたアピールを行いました。平成20年度は、鞠智城の国営公園化の早期実現を目指し、熊本県や山鹿市の期成会はもとより、国会議員連盟とともに国や関係機関に強く要望してまいります。また、本市のこれまでの韓国との交流を生かし、韓国百濟文化が息づく史跡として、韓国政府等からも国営公園化を要望していただけるよう協議してまいります。さらに、本市期成会を中心として鞠智城の知名度アップを図るために、市民の皆様はもちろんのこと市外・県外の皆様に向けた講演会や看板の設置、観光あいのりタクシーの鞠智城への運行など、各種活動に積極的に取り組んでまいります。

国際交流の推進につきましては、平成18年3月1日から韓国人の短期ビザが恒

久免除されたことや韓国での観光PRなどの効果で、本市を訪れる韓国からの観光客や研修等が急増しており、友好都市である韓国の忠清北道清原郡、全羅北道金堤市との間で、市民や中学生を中心に活発な交流を行っております。その中身としましては、友好都市からの農業後継者の長期研修や泗水コスモスマラソン大会への参加、また、ソウル近郊の大学校からは日本語の語学研修と職場体験や社会福祉関係の研修、韓国内の農協や農業者の研修など多くの方に来ていただいております。この他にも、暖かい気候と菊池の温泉を組み合わせたゴルフパックも大変好評を得ているところであります。平成20年度は、中国の山東省泗水県を含めたこれらの友好都市を中心として市民や学生を主とした文化やスポーツ交流を促進してまいります。また、韓国での観光キャンペーンの継続、あるいはビジット・ジャパン・キャンペーンや九州観光推進機構との連携により、観光や修学旅行、あるいは福祉や農業分野等の研修での誘客に努めてまいります。さらに、発足3年目を迎えます菊池国際交流協会の活動を具体化することにより、市民のグローバル意識の高揚と交流基盤の整備を推進してまいります。

地域間交流の推進につきましては、国内における姉妹都市宮崎県西米良村、友好都市岩手県遠野市との間で平成18年4月に新菊池市として新たに締結を行い、民間レベルの「菊池都市間交流の会」を主体とし、相互訪問やスポーツ交流等を継続しております。また、菊池一族の末裔である菊池源吾すなわち西郷隆盛ゆかりの地として鹿児島県奄美大島の龍郷町との間で、シンポジウムや奄美物産フェアを開催するなどの交流を行っております。平成20年度は、宮崎県西米良村、岩手県遠野市、更には平成18年度から交流を始めました奄美大島の龍郷町との間において、これまでの人的交流に加えて、双方の第3セクター等を通じながら、それぞれの地域性を活かした物産の交流についても進めてまいります。

次に市民生活の充実についてでございます。菊池老人福祉センター建設事業におきましては、同施設の老朽化が著しく、住民の強い要望により、合併前からの懸案事項として用地の確定と建設の具体的な取り組みを新市において引き継ぎ、建設検討委員会の中で検討を重ねてきたところでございます。これまでの経緯を踏まえ、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、交流づくりの拠点として、また、今後急増する高齢者層のニーズに対応し得る施設の建設に取り組んでまいります。平成20年度は、用地を取得するための予算を計上し、地権者との交渉を進めながら、住民の長年の悲願でありました新たな菊池老人福祉センター建設の早期着工を目指します。旭志老人憩いの家の改築につきましても、老人福祉センターと同様に、施設全体の老朽化、機能の不具合が進んでおり、改修計画を進めてまいりました。高齢者の福祉増進、生きがいづくりの拠点として平成20年度中に着手し、年度内に工事

を完了する予定であります。高齢者の利用にあたり、グラウンドの整備拡張に伴う駐車場や玄関等への動線整備と更なるバリアフリーに配慮するとともに、明るく開放的な空間を創造して利便性をより向上した施設への再生を図ります。

後期高齢者医療制度につきましては、老人保健法が平成20年3月31日で廃止され、翌日の4月1日より「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行されます。本制度は、75歳以上及び一定の障がいがあると認定された65歳以上の方を対象に、市町村が加入する「熊本県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり制度の運用を行うこととなります。法施行により医療費の一部自己負担が生じますので、平成20年度は、制度内容の周知を図ってまいります。また、動脈硬化、心臓病や脳卒中などの循環器病や糖尿病の合併症の発症につながりやすいメタボリックシンドローム及び予備群の人を早期発見するとともに、重症化を防ぐため、「特定健診・特定保健指導」事業を実施し、疾病予防や医療費の削減に努めてまいります。

リサイクルセンター建設事業におきましては、平成17年度で策定した循環型社会形成推進地域計画及び一般廃棄物処理基本計画に基づき、平成19年度においては、地元住民の皆様にご理解とご協力をいただき、旧クリーンセンターの解体工事に伴う事前調査や、新リサイクルセンター建設工事設計の委託を行いました。平成20年度は、一般廃棄物処理施設整備として、平成19年度からの繰り越し事業である旧クリーンセンター解体工事を行い、新リサイクルセンターの建設工事に着手します。なお、新リサイクルセンターは、費用対効果等を検討し、ストックヤード的な施設として利用したいと考えております。また、リサイクルセンターの建設に伴い、環境基本計画に基づいた適正なごみ処理の啓発を行い、家庭系ごみの減量化と分別の徹底、リサイクルの推進を行ってまいります。

次に、教育の充実についてでございます。

学校教育の充実につきましては、菊池の教育理念及び菊池市教育方針に基づき、人間尊重の精神を基に「文武両道、廉恥礼節」たる児童生徒の育成を目指し、幼・保・小・中・高の連携を一層推進するとともに、新たな学校活力を創るために平成20年度から小・中学校及び幼稚園において2学期制を実施いたします。学力向上対策として、指導力強化のための研修体制を図り、読書活動や家庭学習の啓発に努め、補助教員等の人的配置を充実します。また、いじめ・不登校対策として、教育相談活動体制の強化を図るとともに、安全対策として、防犯カメラの設置や小中学校の耐震補強対策を推進してまいります。また、平成19年度に菊池ライオンズクラブより市内すべての中学校にAEDを寄贈いただきましたので、平成20年度は市内すべての小学校に配備を計画しております。課題であります学校規模の適正化につきましては、通学区域の見直しも含め、学校規模適正化審議会に諮問し検討し

てまいります。

最後に、機能的な組織づくりでございます。

行財政改革の推進におきましては、公の施設の管理について、従来の直営から指定管理者による管理に移行を進めてまいりました。このことにより、管理経費や職員配置の削減につながる一方、指定管理者の専門的な運営により利用者へのサービスが向上するなどの効果が表れました。平成20年度は、菊池市行政改革大綱に基づき、更なる改革に努めてまいります。現在まで直営で運営している公共サービス部門の民間委託や民営化について、具体的な実施方法、対象施設、実施目標年度などについて、市民や関係機関のご理解を求めてまいります。その中で平成20年度は、水道事業の一部を民間委託し、お客様のサービス向上に努めてまいります。また、スクールバスにつきましても、少子化による児童・生徒数の減少に合わせた効率的な運行体制の整備や経費の節減を図り、4月から市内のバス・タクシー事業者へ業務の委託を行います。

行政評価事業につきましては、委託料の評価を行い、経費の削減及び事務事業の集約化を図ることができました。平成20年度は、施策や政策評価への取り組みと、外部評価制度の導入についても検討を進めてまいります。

職員の人材育成につきましては、市民サービスの向上と効果的・効率的な組織機構の構築を行い、地域に密着した行政サービスを目指すため、市行政に的確に対応できる人材の育成に取り組むことが重要です。平成20年度は、職員個々の能力の開発と個性ある人材の育成と併せて、勤務実績等を公平に評価し、適正に処遇される制度の実現を目指し、全職員を対象とした人事評価を試行的に実施します。また、職員自らの意思に基づいて実施する自主研修、所属長が主管として行う職場研修、研修機関等を利用して研修する職場外研修の3つを基本に据え、職務遂行に必要な知識、技術の向上と行政経営能力、政策形成能力を持った職員の養成に努めてまいります。

以上の主要事業の他にも、市民の皆様の生活の安定と本市の発展を推進するための各種事業に取り組んでまいります。

「心のふるさとづくり」であります。まず、総合計画に掲げる3つのまちづくり目標の1つであります「心のふるさとづくり」としまして、行政区やNPO法人まちづくり団体を行う自主的な地域づくり活動を支援してまいります。

また、人権啓発事業としまして、平成19年3月に策定した「菊池市人権教育啓発基本計画」の具現化に努めるとともに、男女共同参画計画に基づく、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の取り組みなど、差別のない明るいまちづくりの実現を目指してまいります。さらに将来の菊池市を担う青少年の健全な育成を図

り、明るく活力のある住みよいまちづくりを目指すため、生涯学習の充実を図るとともに、伝統芸能や文化財の保護・継承に努め、菊池の歴史や文化をまちづくりに活かしてまいります。

また市民の健康づくりや体力増進を図るため、生涯スポーツ社会の実現を目指すとともに、新菊池市として全市的な市民の交流と親睦を図るため、第1回菊池市民体育祭を開催します。なお、平成20年度は大分国体が開催され、本市におきましても竜門ダムの斑蛇口湖ボート場でボート競技が行われますので、積極的に支援してまいります。

次に、2つ目の目標であります「生き生きふるさとづくり」として、農業生産の基盤となる優良農地を確保し、農業経営の安定を図るため、計画的な各種県営の基盤整備事業を実施してまいります。また、「まちづくり3法」の改正に基づき、空洞化が進む中心市街地活性化を目指し、地域住民で構成された活性化協議会を中心に「中心市街地活性化基本計画」を策定してまいります。さらに、本定例会に提案いたします菊池市環境基本条例に基づき「菊池市環境基本計画」を策定し、環境に関する各種施策を推進するとともに、ISO14001につきましても指定管理者による管理に移行した施設等を省く、市のすべての施設に対し、適応を拡大してまいります。

最後に、3つ目の目標であります「爽快ふるさとづくり」としまして、下水道事業につきましても、公共下水道や農業集落排水事業、あるいは浄化槽整備推進事業などに取り組み、水質の保全と生活環境の改善に努めるとともに、老朽化が激しい菊池市浄水センターの改築・更新事業に着手してまいります。

福祉の充実につきましては、住民参加による地域福祉計画を策定し、地域の福祉力の向上に努めるとともに障がい者計画の基づき、障がいのある人のニーズに応じた障がい福祉サービスの充実に努めてまいります。

子育て支援につきましては、次世代育成支援構造計画に基づき、総合的な少子化対策を推進するとともに、安心して子育てができる環境を整備し、子育て支援機能の充実を図ってまいります。

健康づくりにつきましては、健康増進法に基づき、健康づくり推進協議会や食生活改善推進協議会などとの連携を図り、若い世代からの健康づくりを推進してまいります。

このほか、新庁舎建設につきましては、引き続き建設のための「庁舎建設基金」に計画的に積み立てて、財源の確保に努めております。

このように、平成20年度は、菊池市総合計画や新市建設計画、そして先ほど述べました予算編成方針に基づき事業を実施してまいります。厳しい財政状況の中、

菊池市行政改革大綱を基本とした行政運営を推進するためにも、市民の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、緊急性・必要性の高い事業の選択し、限られた財源の重点的配分に努めながら、成果の見えるまちづくりに取り組み、「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」を目指してまいります。

以上が、平成20年の施政方針、並びに取り組む主な事業の概要でございます。次に、上程されました議案について、ご説明を申し上げます。

議案その1でございます。議案第3号、菊池市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項に基づく準則を定める条例の制定については、新規立地企業や既存の工業団地における緑地面積率等を緩和し、工場敷地等を広く有効に活用できるようにするため、法律の準則を定めるものです。

議案第4号、並びに議案5号は、それぞれ執行機関の附属機関として、菊池市地域福祉計画策定委員会及び菊池市障がい者計画等策定委員会を設置するものです。

次に議案第6号、菊池市環境基本条例の制定については、本市における豊かで快適な環境の保全と創造を図るため制定するものです。

議案第7号、菊池市後期高齢者医療に関する条例の制定については、医療制度改革に伴い、本市が行う後期高齢者医療制度について、所用の事項を定めるために制定するものです。

議案第8号、菊池市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、昨年12月市議会議員の報酬の額及び三役の給料の額について、菊池市特別職報酬等審議会に諮問をいたしました。以来、3回の審議を経て、本年1月23日に答申がございました。三役の給料については、据え置きの方針でございます。答申における議員報酬の審議内容では、他市の改定状況、本市の財政状況、合併前の菊池北部4市町村合併協議会から新市の審議会までの経緯、市議会の動向など様々な角度から審議が行われております。少数意見では、市の財政状況、市民感情、これまでの市議会の審議結果などを考慮して据え置く意見もありましたが、他市との均衡を図る。合併による議員の行動範囲が広くなり、議員活動も活発になっている。合併後議員定数も少なくなり、その守備範囲、ボリュームも上がっており、士気意欲を促すためにも近隣市なみに上げるなどの意見が多数を占め、今回、上程しております改正案のとおり改定する旨の答申があったところでございます。このほか全委員から、今後、議員定数の削減について議会の中で十分検討していただきたい旨の意見も付してあります。この答申を尊重し、市議会議員の報酬の額の改定をお願いするものです。

議案第9号、菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定

について、及び議案第10号、菊池市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、育児休業を取得した職員の職場復帰後の給与の取り扱い及び部分休業の規定について一部改正するものです。

次に議案第11号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地域福祉計画策定委員会等の3つの委員会を追加するため、条例の一部を改正するものです。

議案第12号、菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定については、七城町放課後児童健全育成クラブの開設及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第13号、菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、乳幼児医療費の負担軽減等について、条例の一部を改正するものです。

議案第14号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、税制改正の影響により、介護後保険料の激変緩和処置を平成20年度において講ずるため、平成18年の一部改正条例を改正するものです。

次に、議案第15号、菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第16号、菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についての2議案は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第17号、菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定については、市営七城中央プールの所管替えに伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第18号、菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定については、旧城山住宅跡地に建設を進めておりましたゲートボール場が完成いたしましたので、同施設の位置を改めるものです。

議案第19号、菊池市立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定については、七城芝生交流広場の所管替えに伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第20号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定については、当該施設の南プールについて市外利用者の使用料を規定するため、条例の一部を改正するものです。

議案第21号、菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、永南団地の合併浄化槽の使用料について規制するため、条例の一部を改正するものです。

議案第22号、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定に

については、事業対象施設の追加及び使用料の規定中、六人槽及び八人槽を加えるものです。

議案第23号、菊池市農業集落排水処理施設事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定については、七城北部地区及び七城南部地区の加入負担金について調整を図るため、条例の一部を改正するものです。

議案第24号、菊池市七城芝生交流広場条例の廃止については、当該広場を所管替えにより学校施設として管理するため、条例を廃止するものです。

次に、議案その2をお願いします。

議案第25号から議案第35号の平成19年度各会計の補正予算は、全11会計について事業確定による減額補正をお願いします。

別冊となっております議案第36号、平成20年度菊池市一般会計予算から議案第47号、平成20年度菊池市水道事業会計予算までの12議案は、先ほど施政方針で内容の一部を説明申し上げました。平成20年度の各会計予算案でございます。特別会計においては、本年度より後期高齢者医療制度の施行に伴い、新たに特別会計を設けております。

次に、議案その1に戻っていただきたいと思っております。99ページでございます。

議案第48号、財産の処分については、県営花房中央地区経営体育成基盤整備事業の実施に伴い創設換地により取得した土地を、購入申込のあった農業関連会社に売却するため、条例の規定により議決をお願いします。

議案第49号、公の施設の指定管理者の指定については、このたび完成しました菊池市七城町放課後健全児童育成クラブの指定管理者を指定するため、議決をお願いします。

最後に、議案第50号並びに議案第51号は、市道路線の廃止及び認定について、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、上程されました議案につきましてご説明を申し上げました。議員各位におかれましては、これらの議案につきまして慎重ご審議のうえ、速やかにご賛同いただきますようお願いを申し上げまして、施政方針と提案理由の説明とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。



日程第8 請願第1号・請願第2号・陳情第1号

議長（北田 彰君） 次に、日程第8、請願第1号及び請願第2号並びに陳情第1号が、今定例会までに提出されました請願・陳情であります。その内容については、お手元に配付しているとおりです。

日程第9 意見書案第1号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について
議長（北田 彰君） 次に、日程第9、意見書案第1号、道路整備財源の確保に関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

工藤恭一君。

[登壇]

（工藤恭一君） 道路整備財源の確保に関する意見書、文書を読んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

道路は、国民生活や経済社会生活を支える最も基礎的なインフラであるが、本市の道路整備は遅れており、その整備は市民が長年にわたり熱望してきたところである。高齢化・少子化が進展する中、活力ある地域づくり、都市づくりを推進し、地域間格差を是正するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全で安心できる市民生活の現実を図るために、高速道路を含む道路の整備はより一層重要となっている。これまで道路特定財源は、緊急かつ計画的に道路整備を進めるための財源としての使命を担い、着実な道路整備が進められているところである。しかし、道路特定財源の暫定税率が廃止されれば、市民が熱望しているこれらの道路整備が停滞するだけでなく、既存道路の適正な維持管理もできなくなることが明白であり、決して許されるものではない。本市では、菊池総合計画で掲げる理念、「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」の実現のため、「都市基盤ネットワークによる計画的なふるさとづくり」を基本方針に位置付けており、その中で交通基盤の整備を重点的に推進しているところである。特に本市においては、市民の経済社会活動の活性化に資するものとして、県北部経済圏と阿蘇熊本空港、テクノポリスを結ぶ国道325号4車線化や、朝夕の混雑の著しい国道387号の改良等道路の整備水準向上が緊喫の課題であり、市民の切なる願いでもある。それに応えるためには、国道325号をはじめとした国・県道の整備、また、生活に密着した市道や、合併した市町村を結ぶ幹線的な地方道に至るまで着実な整備が必要である。よって、引き続き道路の推進を図られるよう、下記事項について強く要望する。

1つ、道路特定財源については、一般財源化することなく道路整備に充当することとし、平成20年春、適用期限が切れる暫定税率について現行水準を維持することにより、道路整備の安定的かつ確実な財源確保を図ること。1つ、地方の道路整備は、現行の道路特定財源だけでは賄えない状況に鑑み、国の道路特定財源の地方への配分割合を高めることなど、地方における道路整備財源の充実に努めること。1つ、地域の生活に密着した道路の整備や維持・補修が安定的に実施されるよう平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金制度を継続し、拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見を提出いたします。

平成20年3月4日、熊本県菊池市議会議長、北田 彰。後は各大臣であります。

以上、議員各位の賛同を得まして、意見書が提出されるようお願いいたします。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 意義なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） まず、原案に反対の発言を許します。

東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 反対討論を行います。

今回の意見書で強調されている市民が熱望している道路整備は、今、政府が進めようとしている暫定税率の延長、道路特定財源の確保では難しいと考えます。この道路特定財源問題の核心である道路中期計画では、10年で59兆円の計画の中心が高速道路や大型道路建設であり、住民が切実に求めている通学路の整備やバリアフリー化、防災対策を併せても1割程度であることがこれまでの国会論戦を通じても明らかになっています。総額ありきで、専ら道路を造り続けるにシステムでは、地方の市民の切実な要求には応えられないと思います。私は、道路特定財源は一般財源化すべきであり、道路は生活密着型に切り替えるべきであること。そして、30年以上も延長を繰り返してきた暫定税率は、期間終了をもって廃止すべきであること。以上の理由から、本意見書については賛同できません。

以上です。

議長（北田 彰君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） これで討論終わります。

討論がありましたので起立により採決します。

お諮りします。意見書案第1号ついて、原案のとおり可決することに賛成の方、起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、意見書案第1号については、原案のとおり可決されました。



日程第10 休会の議決

議長(北田 彰君) 次に、日程第10、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日5日から7日まで及び10日から11日までは、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。

よって、明日5日から7日まで及び10日及び11日までは、休会とすることに決定しました。

なお、8日及び9日は市の休日のため休会です。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。明日5日から11日までは休会ですので、会議を来る12日午前10時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑、または一般質問及び施政方針に対する質問を希望される方は、その質問の趣旨を具体的に記載し、明日5日の正午まで事務局にご提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。なお、予算の説明のため、午後1時から全員協議会を大会議室で開きますので、議案を持参のうえ、お集まりいただきたいと思ます。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。



散会 午前11時36分

平成20年第1回菊池市市議会定例会

議事日程 第2号

平成20年3月12日(水曜日)午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 委員会付託
- 第3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 委員会付託
- 日程第3 一般質問

出席議員(27名)

- 1番 東 裕 人 君
- 2番 泉 田 栄一郎 君
- 3番 森 清 孝 君
- 4番 藤 野 敏 昭 君
- 5番 樋 口 正 博 君
- 6番 二ノ文 伸 元 君
- 7番 中 山 繁 雄 君
- 8番 水 上 博 司 君
- 9番 三 池 健 治 君
- 10番 怒留湯 健 蓉 さん
- 11番 坂 本 昭 信 君
- 12番 隈 部 忠 宗 君
- 13番 奈 田 臣 也 君
- 14番 葛 原 勇次郎 君
- 15番 木 下 雄 二 君
- 16番 坂 井 正 次 君
- 17番 森 隆 博 君
- 18番 山 瀬 義 也 君

19番	本 田 憲 一 君
20番	栃 原 茂 樹 君
21番	松 本 登 君
22番	工 藤 恭 一 君
23番	境 和 則 君
24番	北 田 彰 君
25番	外 村 國 敏 君
26番	徳 永 隆 義 君
27番	横 田 輝 雄 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	村 上 建 二 君
収 入 役	高 本 信 男 君
総 務 部 長	緒 方 希 八 郎 君
企 画 部 長	石 原 公 久 君
市 民 部 長	村 山 隆 君
経 済 部 長	稲 葉 公 博 君
建 設 部 長	岡 崎 俊 裕 君
七城総合支所長	平 野 國 臣 君
旭志総合支所長	水 上 泉 君
泗水総合支所長	上 林 正 章 君
市民部総括審議員	大 場 美 範 君
企画部首席審議員	鳥 井 修 君
財 政 課 長	川 上 憲 誠 君
教 育 課 長	田 中 忠 彦 君
教 育 次 長	山 口 正 司 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
水 道 局 長	後 藤 定 君
農業委員会事務局長	五 島 千 秋 君
監査委員事務局長	田 島 伸 正 君

事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦 君
議事 課 長	永田 哲士 君
議事 係 長	上田 敏雄 君
議事 係 主 事	本田 昇 君

午前10時00分 開会

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ここで、市長により発言の申し出がっておりますので、これを許します。

市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村 三男君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、去る3月5日の熊本日日新聞に掲載をされました、3年前に行われました市長選挙にかかわる私に対する謝罪広告等請求事件の判決、すなわち賠償命令の報道につきまして、議会並びに市民の皆さま方にご迷惑とご心配を掛けましたことを、まずもっておわびを申し上げます。

本件は、3年前の市長選挙時におきまして虚偽の事実を記載したパンフレットやビラを私と私の後援会長が共謀して頒布したとして、2人に対しまして熊日新聞をもつての謝罪広告の掲載と1,000万円の支払い、並びに訴訟費用の全額負担を求め提訴されたものであります。熊本地方裁判所山鹿支部におきましてところの判決内容は、120万円の支払いと訴訟費用の3分の2の負担だけを認め、謝罪広告は全面的に認めませんでした。一部、原告の主張を認めた部分につきましては、パンフレットを作成するに当たりまして一部の資料を私が検証・精査をよくしないままに漫然とこれを渡したことに對しまして責任が問われたものであります。これは冒頭から私が認めてきたところでもあります。判決内容につきましては、私の主張がほぼ認められているものと、このように解しています。

これ以上の紛争といいましょうか、争いを避けるためにも、後援会とも相談し、今後の対応を決めていきたいと、このように思います。

大変皆さま方にはご迷惑をお掛けいたしましたことを重ねてお詫びを申し上げまして、申し述べの言葉とさせていただきたいと思えます。

午前10時02分 開議

議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 質疑

議長（北田 彰君） それでは日程に従いまして、日程第 1、質疑を行います。質疑は一括質疑とし、3 回までとなっております。質疑は提出議案に対し疑義を質すものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

はじめに、栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） おはようございます。

それでは、議長のお許しがございましたので質疑をさせていただきたいと思いません。

発言の種類といたしまして 1 点、議案第 39 号平成 20 年度菊池市後期高齢者事業特別会計予算についてでございますが、当初予算書 20 年の国保特別会計で、保険税が前年対比 9,833 万 3,000 円減額となっております。また、それと大体匹敵するのが平成 20 年度後期高齢者特別会計でございます。こちらの保険料が 3 億 4,542 万 4,000 円計上されております。これはちょうど 3.5 倍ぐらいになるわけございまして、国保以外の後期高齢者の被保険者というものは、多少は国保以外の社会保険と共済それから船員保険、そういう方が入ってまいりますので、どれだけかは後期高齢者の保険料が高くなるだろうという予測はいたしておりましたけれども、これが 3.5 倍にもなっておりますので、国保は大半の被保険者が老人医療として移行されるという考えを持ってはおりますが、あまりにも保険料が、後期高齢者が多い予算計上がなされておりますので、非常に、この件については疑義がございました。

それで次の点について質疑をさせていただきます。

まず、1 款、後期高齢者医療保険料、項、同じく後期高齢者医療保険料、目の特別徴収保険料・普通徴収保険料で、先ほど申し上げましたとおり、3 億 4,542 万 4,000 円計上されておるところでございますが、被保険者数（特別徴収と普通徴収別に）、それと平均保険料の金額、また、国民健康保険の被保険者のときと比較して後期高齢者に移行した場合の保険料はどのようになっているか。また、1 人当たりどれだけ増額になるか。なお、国保の被保険者が何名、後期高齢者医療特別会計に移行されたか。その点について、まずお尋ねをいたします。

あとは、質疑席で質疑をさせていただきます。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） おはようございます。

まず、お尋ねの被保険者数についてですけれども、約 7,800 名の方が対象と

なります。次に特別徴収・普通徴収の内訳ですけれども、特別徴収が7,000名、普通徴収が800名程度と見込んでおります。

2点目の平均保険料額についてですけれども、保険料予算総額を被保険者数で割りますと、1人当たり約4万4,000円となります。

3点目の国保加入時と後期高齢者医療に移行した場合の保険料の増減でございますけれども、家族構成と総収入額から必要経費を差し引いた所得額を仮定して申し上げます。まずは、家族構成が祖父・祖母ともに75歳以上、世帯主及びその妻50歳代、所得が祖父100万円、世帯主200万円を仮定した場合のケースでは、平成19年度国民健康保険税は37万200円となります。一方、平成20年度、祖父母2名が後期高齢者医療へ移行し、世帯主とその妻が国民健康保険となった場合の保険税等は、40万700円となり、3万500円の増となります。次に、家族構成が世帯主その妻ともに75歳以上の高齢者2人世帯の場合です。所得が世帯主100万円を仮定した場合の平成19年度国民健康保険税は、14万9,600円となります。一方、2人とも後期高齢者医療へ移行した場合の保険料は15万1,100円となり、1,500円の増となります。次に、75歳以上の単身世帯の場合です。所得が100万円を仮定した場合の平成19年度国民健康保険税は、12万2,800円となります。一方、後期高齢者医療へ移行した場合の保険料は10万4,400円となり、1万8,400円の減となります。

以上、それぞれのケースを仮定し、軽減措置は考慮せず、平成19年度の税率で積算をいたしております。なお、後期高齢者医療制度にも保険料軽減措置がございまして、全体の約75%の世帯が7割、5割、2割の軽減に該当されるものと思われれます。また、国民健康保険から後期高齢者医療へ移行する人数としましては、約6,000名になると考えております。

以上、お答えします。

[登壇]

(栃原茂樹君) この比較につきましては、大変難しいものがあると思います。平成19年度の国保の税率、それから均等割・平等割、ございますね。それから所得割。実際は平成20年度で比較しなければならないわけでございますが、まだ20年度の国保の税率等については、予算はされておりますが決定はされておきませんので、この件については、また6月決定されるだろうと思っておりますので、その時点で本当の実際の数字ですね、国保から後期高齢者に移行した人たちの分の税と保険料と、どのように推移がなるのか。非常に年寄りいじめのようなことで、年寄りばかりがどんどん最近は高くなっておりますので、そういう観点もございまして、そういうことで、今日は21名の一般質問の方がございまして時間が相当限られており

ますので、後ほど実際の20年度の後期高齢者の分をお尋ねしたいと思いますので。

これで一応わかりましたので、質疑は終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 以上で、質疑を終わります。



日程第2 委員会付託

議長（北田 彰君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第3号から議案第51号まで及び請願第1号から請願第2号まで、並びに陳情第1号の52案件をお手元に配付しております議案・請願等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。各常任委員会は、付託されました議案を十分審査いただきますようお願い申し上げます。

平成20年 第1回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
<p>総務 常任委員会</p>	議案第 3号	菊池市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
	議案第 8号	菊池市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 9号	菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第10号	菊池市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第25号	平成19年度菊池市一般会計補正予算(第10号)
	議案第36号	平成20年度菊池市一般会計予算
	請願第 2号	菊池市畜産堆肥化施設等に係る固定資産税の減免に関する請願
<p>文教厚生 常任委員会</p>	議案第 4号	菊池市地域福祉計画策定委員会条例の制定について
	議案第 5号	菊池市障害者計画等策定委員会条例の制定について
	議案第 6号	菊池市環境基本条例の制定について
	議案第 7号	菊池市後期高齢者医療に関する条例の制定について
	議案第11号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第12号	菊池市放課後児童クラブし施設条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第13号	菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第14号	菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第15号	菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第16号	菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について	

付託委員会	議案番号	件名
文教厚生 常任委員会	議案第18号	菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第19号	菊池市立小中学校の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第24号	菊池市七城芝生交流広場条例の廃止について
	議案第25号	平成19年度菊池市一般会計補正予算(第10号)
	議案第26号	平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第27号	平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第28号	平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
	議案第34号	平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第4号)
	議案第36号	平成20年度菊池市一般会計予算
	議案第37号	平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第38号	平成20年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算
	議案第39号	平成20年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
	議案第40号	平成20年度菊池市介護保険事業特別会計予算
	議案第46号	平成20年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
	議案第49号	公の正接の制定管理者の指定について(菊池市七城町放課後児童健全育成クラブ)
	請願第1号	医師・看護師の増員と国立病院の廃止・縮小に反対し、存続・拡充を求める請願書
	陳情第1号	要望者
経 済 常任委員会	議案第20号	菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第25号	平成19年度菊池市一般会計補正予算(第10号)
	議案第36号	平成20年度菊池市一般会計予算
	議案第48号	財産の処分について

付託委員会	議案番号	件名
建設 常任委員会	議案第21号	菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第22号	菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第23号	菊池市農業集落排水処理施設事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第25号	平成19年度菊池市一般会計補正予算(第10号)
	議案第29号	平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第4号)
	議案第30号	平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
	議案第31号	平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第32号	平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第4号)
	議案第33号	平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)
	議案第35号	平成19年度菊池市水道事業会計補正予算(第3号)
	議案第36号	平成20年度菊池市一般会計予算
	議案第41号	平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
	議案第42号	平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
	議案第43号	平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
	議案第44号	平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
	議案第45号	平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
	議案第47号	平成20年度菊池市水道事業会計予算
	議案第45号	市道路線の廃止について
	議案第47号	市道路線の認定について

日程第3 一般質問

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、一般質問を行います。なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は、通告順です。質問時間は答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答方式で、質問事項に対して3回までとなっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

はじめに、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） おはようございます。

これより一般質問をいたします。2問、お願いしておりますので、順次進めてまいります。

最初に、「私たちの願う福祉と人権のまち」というテーマでお伺いをいたします。誰もが願う住みやすいまちとはどういうまちでしょうか。市民の皆さんは、自営、雇用を問わず、労働の義務を果たし、納税の義務を果たすべく日夜心を砕いて働いておられます。このように、国民として市民として義務を果たしておられる方々は、誰もがその家族も含めて等しく人間らしい生活を、国の政府、地方の政府、その両者によって保障されなければなりません。しかし、小泉構造改革によってとみに後退した労働法や社会保障制度は、この社会の格差を助長し、それはいわゆる社会的弱者を直撃しています。

その1つの象徴として、2005年10月成立の障害者自立支援法があります。施行以来、2年余が経過いたしました。2006年12月には政府は緊急に激変・軽減策として1,200億円の予算を講じましたが、それは一番の問題である応益負担を残したままで、いわば現枠組内での微調整に過ぎませんでした。現在、なおも応益負担の中止を柱とする抜本的な見直しを求める運動が続いています。関係者からの批判が高まる中、福田内閣は見直しを検討するという方針を打ち出すに至りましたが、具体的な日程や内容はまだ明らかにされていません。そういう現実において、この法による保護と支援を受けなければならない方々は、かつてない不安な日々を送っておられます。格差社会の政策や制度は、そのバランスの悪さにおいて、この社会のひずみをますます深くしています。私たちは同じ時代を生きている者として、障がい者の皆さんが、障がい児や障がい者の皆さんとご家族にとって、この社会がいかに生きづらいかを知らなければなりません。質問に入る前に、私は行政の皆さんとこの認識を確認し合いたいと思います。

私は2006年の6月議会で、実はこの問題を一度取り上げています。私が質問

をいたしました2006年6月という時点は、法施行後7ヵ月というときでありましたので、答弁には「今後、県と菊池圏域で協議しながら進める」という表現が目立ちます。あれから1年半余、私の質問の宿題であったもの、つまり、県との相談及び菊池圏域での協議の結論はどのように得られているのかをお伺いいたします。

まず最初に、独自の軽減策について。障害者自立支援法における負担額の軽減と上限額の引き下げを求めたもので、具体的には上限額が低所得1世帯で1万5,000円、低所得2世帯で2万4,600円、一般世帯3万7,200円という設定は額が高すぎるので実際に使えないという点と、障がい児が2人以上いらっしゃる家庭は負担が大きすぎるので、少なくとも支援費制度と同じ1名分程度の負担で済むようにしてほしいという2点でしたが、市としてこれにどうお答えになるのか。また、菊池圏域、潮谷県政ではどう考えられているのかをお聞かせ下さい。

2番目に、地域療育事業。療育という言葉自体、一般の理解が十分得られていない一面もあるようですけれども、障がい児にとって療育はその人の一生を左右する重要なケアです。にもかかわらず、障がい者自立支援法はこの療育の分野にも応益負担を課しています。これは、子どもの権利条約違反、児童福祉法違反との指摘がなされているように、そもそも療育にはなじまないとしてこの法の最も問題と言われる部分です。特別なニーズを必要とする障がい児の発達の権利を著しく侵害する応益負担は障害者自立支援法から外すべきというのは国際的な認識でもあり、国会への働きかけが特にこれだけで行われるほどですが、そういう運動を背景に、鹿児島市では療育を恒久無料化する方針が打ち出されました。本市では、療育の重要性に照らし、どうお答えになっているのでしょうか。また、菊池圏域、潮谷県政ではどう考えられているのでしょうか。

3つ目に、日中一時支援事業についてです。この事業に対しては、廃止されるショート・デイに代わるものとして期待が寄せられています。しかし、非常にニーズが高いことから、希望者全員がそのサービスを受けられるかどうか心配されました。それまでのショート・デイの事業者がそのまま日中一時支援事業者としてすべて認定継続されることを求めたものでありましたが、それにはどうお答えか。現在、全員救うことができているのでしょうか。

4番目に、必須5項目事業。これは市町村が独自に実態に即した展開をすることになっていますね。本市の創意工夫は、その実態に即してどんなものがありますか。

5番目、追跡調査。熊本県でもモニタリングは約束されていました。熊本県議会でも質問に対して当時の部長がモニタリングを約束していましたが、本市でも私の質問に対して「年次経過を見ながら、より良い法律に変えていくために追跡調査、アンケートをする」という約束でしたが、現時点で明らかにされていることをお聞か

せ下さい。

最初、以上、5点といたします。よろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） まず、1点目の障害者自立支援法の独自の軽減策ですけれども、障害者自立支援法につきましては、法施行後1年も経たないうちに、議員おっしゃられるように1,200億円の特別対策が打ち出されまして、平成19年4月からは、利用者負担の軽減や事業者に対する激変緩和措置が実施されました。さらに平成20年7月に、再度、利用者負担の軽減を行うなど、法の抜本的な見直しに向けての緊急措置が講じられる予定でございます。障害児の親の会や事業者からの要望があっておりました本市独自の利用者負担の軽減策につきましては、菊池圏域で協議をしまいましたが、初めに申しましたとおり、国が特別対策の一つとして利用者負担の軽減を実施することになりましたので、結果的に利用者負担の軽減策は国の特別対策により対応したところでございます。しかしながら、障害のある方の就業意欲の向上につなげたいと菊池圏域でさらに協議を進めた結果、就労継続サポート事業を実施することといたしました。この事業につきましては、通所サービスを利用し、工賃収入のある方に対しまして、日額約350円で利用者負担、月額を上限とした就労継続支援金を支給するもので、平成19年12月現在で約40の方が受給されております。また、1世帯に複数の障害のある方がいらっしゃる場合の負担限度額は、法改正以前の支援費制度と同じ取扱いで、世代単位の上限額となっております。お尋ねの件につきましては、負担限度額が以前より高く設定されているために、そのように感じられたのではないかと考えられます。

2点目の地域療育事業ですけれども、療育事業につきましてはご指摘のとおり、早い時期から療育を行うことが障害のある児童にとって大変重要でありますし、本市の事業所におきましては、質の高い療育内容を提供していただいていると認識をいたしております。そのようなことから、児童デイサービスの利用者負担額の無料化につきましても菊池圏域で協議を重ねてきたところでございますが、現時点で利用者負担額の無料化については実施しておりません。しかしながら、引き続き圏域で協議を行っていきたいと考えております。

日中一時支援事業につきましては、市が定める職員配置基準を満たす事業所や、短期入所の指定を受けている事業所による登録制で現在実施をいたしております。以前のサービスが低下しないように、現在20カ所の事業所登録を受けて事業を行っておりますが、事業所によりましては利用希望が集中し、受け入れができないケースもございます。今後の受け入れ体制等につきましては、事業所とも十分協議し

ながら進めていきたいと考えております。

必須5項目事業ですけれども、地域生活支援事業につきましては、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日中生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の5つの事業が必須事業でございます。本市の創意工夫としましては、身体、知的、精神の3障害に柔軟に対応できることや、市・町、市町のエリアを超えての利用される方の利便性などを踏まえまして、広域的な取り組みを実施しているところでございます。この地域生活支援事業につきましては、法施行により新たな事業として実施しているところですが、より充実するよう、今後、菊池圏域で協議して事業を進めていきたいと考えております。追跡調査につきましては、県により、事業者や一部の利用者のアンケート調査が実施されておりますが、法施行前の支援費制度から引き続き実施しているサービス等につきましては、内容が若干変わってきている部分もあるものの、国の特別対策による負担軽減等もあり、スタート時点からすれば、概ね軌道に乗ってきたところと考えております。個別の追跡調査につきましては、本年7月に利用者負担の軽減などの国の緊急措置が講じられる予定でございますので、その状況を見て必要であれば実施したいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 就労継続支援事業については評価をしたいと思います。40名が恩恵を被っているということですね。ご答弁を聞きながら、この福祉の事業というのは菊池圏域で行われるために、本市独自策というのはなかなか実際仕組めないようなことのようなのですね。「その後、はかばかしい進展があった」という答弁ではなかったようですが、以前に合志市長が合志市独自の軽減策を打ち出したじゃありませんか。そのときにも、菊池圏域で足並みをそろえるべきということで、これも実現をしませんでしたね。これは、やっぱり菊池圏域の中に県の振興局が入って、そういう指導をしているということでしょうから、潮谷県政もそういう方針だと理解するとして、今の答弁から利用者さんの不安は当然だろうと思わざるを得ません。しかし、この7月には法の大幅な改正があります。私もここに若干資料を持ってちょっと希望しているところですが、その改正を見込んで、現状が改善されるということを見越して次の質問に移ります。

2006年6月の質問のときに、私はこれまで積み上げてきたサービスを後退させることがないように十分な予算の確保と新たな事業展開を求めてきました。当時の部長の答弁を見ますと、「現状では、国から示されてない事業内容と不透明

な部分が多いけれども、現サービスの維持を図るために各事業所の移行調査等を実施している」と説明があって、私の7項目の質問に対しては、「何とか、当該の方々全員の救済を図りたい」と前向きな姿勢も伺えます。しかし、その答弁書は当時の係長クラスがお書きになったものでしょうし、ご答弁者本人も退職なさいました。担当部署は移動がありました。また、求められているところの法律そのものの見直しが7月にあるとしても、現状では置き去りのままですね。そういう背景において、今日、障害のある方々に必要とされる適切な支援と保護が保障されているのかどうか、さらに当事者や家族の声を基に具体的に聴いてまいりますのでお願いいたします。

新法により、小規模作業所から地域活動支援センターに移行されたところの例で、新法で言うところの3型の事業所ですね、現在、ご存じと思いますが、3障害を受け入れ、10人ほどの利用者さんいらっしゃいます。利用者さんは、このセンターに通うことによってはじめて社会とつながることができるということで、本人にとっても、ご家族にとっても、このセンターが唯一の頼りの綱であるわけです。しかし、この運営経費は国・県・市の補助金の370万円がそのすべてで、これでは利用者さんにとって必要なニーズを満たす職員の確保ができない。したがって活動の幅、利用内容に限界があり、必要なりハビリや能力の開発ができない。内職なども一生懸命しておられますけれども、なかなか仕事も回ってこない。助成金のルートもいろいろ追求しておられますけれども、これは事業にくっついてくるものですから、人手が足りなければ新規事業も興せないし、だからといってそれを運営費に充当できる仕組みもないというわけで、非常に厳しい状況にあります。存続の危機に瀕しているという、本当に危機的な状況ですが、当局はこういう実態はご存じでしょうか。そして、そこにはどういう手を差し伸べられるご用意があるでしょうか。

次に、障害のあるお子さんと保護者にとって、放課後の過ごし方というのは相変わらず不安やご苦労が尽きないようです。これについては、先の答弁では「タイムケア事業に移行することにより、サービスの維持を図る」ということでありましたが、今日調査をしてみますと、施設あるいは支所によって対応がまちまちのようです。例えば、移動支援は通勤・通学には利用できないサービスですよね。しかし、突発的な場合に限って、泗水支所ではOKを出して下さった。担当課がこういう柔軟な対応ができるというのは、非常に大きな意味があると私は思います。しかし、別の地域の方々からは、「自分の場合は福祉課から何と言われるかわからない」と。また、「施設も受け入れてもらえるかどうかかわからない」という不安の声が聞かれます。これはやっぱり心配ですよね。何かあったとき、保護者が安心してお子さんを預けることのできるサービスと、できれば子ども専用の施設を行政は用意すべき

です。そして、どこの地域に住んでいても、その人に最も近い窓口がそれを可能にしなければなりません。障害を持つお子さんと、その保護者の不安と困難に応える姿勢をお聞かせ下さい。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） まず、小規模作業所から地域活動支援センターへということですが、法施行前の小規模作業所につきましては、一部の作業所を除き、法施行前に伴い地域活動支援センターの3型に移行されました。この地域活動支援センターにつきましては、障害のある方々の閉じこもりの防止や日中の活動の場の提供、社会との交流促進などを行い、障害のある方々の地域生活を支援するもので、その役は重要でございます。法施行前の小規模作業所への補助金につきましては、年間220万円交付していきまして、財源としましては県が2分の1、残り半分が市からの補助でございました。そのほかにも、知的障がい者の団体を通じた補助金が110万円ほど交付されていたと伺っております。現在は委託料として年間370万円交付していきまして、国・県・圏域市町がそれぞれ負担をしております。地域活動支援センターにつきましては、質の高い支援をされていることや、経営が非常に厳しい旨も存じているところではございますけれども、以前の補助金額からは若干ではございますが金額を増額していることもありまして、現段階におきましては委託の増額は厳しい状況でございます。今後、市としましては、地域活動支援センターにどのような支援が必要か、事業者と協議をし、進めていきたいと考えております。

また、障害のある児童の放課後の過ごし方ですが、日中一時支援事業等で対応しているところでございます。以前から、サービスにつきましては概ね維持できていると考えていましたけれども、一部の事業所に利用者が集中するなど、受け入れ態勢に限界があるのも事実でありますし、定員を超えての受け入れは職員配置等の問題もございますので、非常に厳しい状況でございます。また、突発的なケースにつきましては、移動支援事業も含めて臨機応変な対応を行っているところでございますけれども、処遇困難な場合など、ケースによっては判断に若干の時間を要することもございます。今後は本庁、総合支所間の連携をさらに深めまして、スムーズな対応ができますよう進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） ぜひよろしく願いいたしたいと思っておりますけれども、地域活動

支援センターについては、当事者と支援の内容を協議していきたいという答弁と受け止めましたけれども、この7月の改正では情報によりますと、地域活動支援センターが新体系の施設へ移行する場合は、その改修費用等を2,000万円を上限として助成する制度も用意されているようなんですね。ですから、ぜひ早急に情報収集をされまして便宜を図っていただくようにご努力をお願いしたいと思います。

そして、ここでもう一つ言っておきたいんですけども、こういうやっぱり福祉事業の分野においても、いわゆる大手があらゆる手法を使って制度や助成金をかささらっていくといいでしょうか、という状況があるようですので、本市ではそういうことがないように、小さい事業所でもちゃんとやっていけるように、バランス良く配分ができるように当局の目配りをお願いしておきたいと思います。

それから障がい児の放課後の過ごし方についてもご認識をいただいたようですので、さらに実態を把握して、現場に降りていって改善に努めて下さるようお願いしたいと思います。

私たちはいつも言うんですけども、当事者の思いにどれだけ近づけるかが問われていると思うんですね。お聞きしましたところによりますと努力をされているようですけれども、現状ではさらなる改善・配慮が求められていることは明らかです。今後は実際に当事者の声に耳を傾ける努力をしていただきながら、疑わしきは救済する、ボーダーラインは救済ラインへと、可能な限り手を尽くす行政の信念が求められています。まず、その信念と姿勢をお聞かせいただきたいと思います。

法は反対運動に押されて、今お話にありましたように、7月の改正を前にもしまして、その前にも一部手当はされてきましたけれども、障害が重いほど負担が重くなる。また、福祉サービス、補装具、医療と、それぞれの体系ごとに負担が求められるといった問題は変わっていませんね。重度長時間介護サービスや移動支援事業、コミュニケーション支援、作業所やグループホーム・ケアホームなど、障がい者の地域生活に関する問題は、依然として今申し上げましたように残されたままです。

今後の抜本的な見直しの中で、7月の改正の中では、少なくとも1つに、障がい者の権利条約にふさわしい障がい者施策、真に障がい者の自立、地域生活を支援する制度の確立。2つに、障害者自立支援法をはじめとする障がい者施策に、障害当事者、現場の声に基づいて変えること。3つ目に、応益負担を改め、障がい者本人の実態を踏まえた負担への変更を求めること。4つ目に、「できる、できない」の物差しではなく、「どのような支援が必要か」という視点から、障がい者一人ひとりのニーズに基づくサービス支給決定の仕組みとすること。5つ目に、障害があっても地域で暮らせるよう、それが選べるよう、自治体が支給決定したサービス、地

域生活支援事業に対して、国が責任を持って財源保障することなどが柱とならなければならないと私は考えます。少なくとも、これらの柱を市が先に追跡調査を部分的にやられているようですけれども、本市の実態と並べ、国・県へ上げる要求事項として、7月の改正を試案に入れながら、にらみながら、菊池圏域協議会とあらゆる機会に本市の主張として発言していただけるでしょうか。

次に、保育・療育・教育。それぞれの現場と保護者の皆さんが、「来年度、どうなるのだろうか」と不安に思っていることから4点ほど伺います。

1つに、特別支援教育の件です。これは、昨年12月に特別支援教育を考える会から市長と教育長へ同文の要望書が出されています。平成19年度から本格的な特別支援教育が始まりましたが、要望書には、子どもたちの内なる能力を引き出すには人的体制、技術量ともに不十分であることが詳しく報告されています。要望の中には、補助の先生の増員と特別支援教育、発達障害等に対する理解を深めるために、一般教諭及び補助の先生の教育研修の充実を求めるという2点でした。私も度々、授業参観をいたしました。まさに保護者の要望は切実だということを実感しています。つまり、制度の狙いが十分果たされておらず、現場の目的のために、これも十分に機能していないということだと思います。それから、またもう1点、現在の補助の先生は校外活動に付けないという矛盾です。1つの例として、ある学年で動物園に行くことになったそうですが、補助の先生が付いていけないので大変な思いをされたと言います。そんな折りこそ必要な補助ですので、これにも何らかの手立てが必要だと思われまます。来年度、これらの課題にどうお答えになるのかお聞かせ下さい。

それから4番目に、障害の早期発見。言うまでもなく、障害の早期発見はその人の一生を左右します。特に軽度発達障害などは幼児期の発見が非常に重要で、専門家による細やかな検診が必要だと言われています。しかし、現在、本市の乳幼児検診は3～4ヵ月、6～7ヵ月、1歳半、3歳、あとは就学前検診となります。この間に、1歳誕生月の育児教室、2歳、2歳半の歯科検診、1歳半と3歳の心理判定員検診が行われていることは伺いましたが、4歳、5歳の2年間が空白になっています。身体的にも精神的にも成長が著しいこの2年間は大変重要で、ここに何もないとすると見落とす可能性が高いと専門家は指摘しています。進んだところでは、微妙な成長期の諸兆候を見落とすことがないように、5歳児検診を導入して学齢に達する前の発見に努めているということです。本市でも、早期療育の重要性に鑑み、5歳児検診を導入することは大いに意味があると思われまます。導入をお考えいただけるでしょうか。

それから5番目に、保育所の入園申込書です。ちょっとここに持っていますけれ

ども、申込書には様々な個人情報を書き込むようになっていきますね。この中で、用紙を見ていただくとわかりますが、太枠の中の右下、細線枠のコメ印の部分に「父または母のいない世帯」というコーナーがありますが、そこに該当する番号に丸を付けて下さいとあります。「1.離婚、2.未婚、3.死別、4.行方不明、5.別居、6.その他」とあり、その後に別居の理由まで聞いています。申込書左側のメイン調書で入園児の家庭環境がわかるようになっているのに、さらにこういう踏み込んだ無神経な設問があることに驚きます。これはプライバシーの侵害とも言えるし、取る側の感性が疑われます。記入者は少なからず傷ついていますし、また、聴き取りをしてみますと、心有る園長さんや保育士さんたちも胸を痛めていることがわかります。また、入園申込書イコール保育児童台帳となっていますが、そもそも保育台帳は必要に応じて保護者と相談の上、個別につくるもので、入園前に一律に書かせるものではありません。実際聞いてみますと、入園の後、それぞれの園で工夫してつくっておられるようです。それが本筋で、したがって入園申込書とは分けて考えるべきでしょう。「人権のまち」を標榜する我が市において、これらの問題はいささか配慮に欠けるとは思われませんか。改善を求めますが、いかがでしょうか。

6番目に、障害者自立支援医療費受給者証について。重度心身障害者医療費受給資格者証をお持ちのある市民の方のお子さんが、菊池市外の医療機関で受診されたところ、「別の証明書を持っているか」と聞かれたと言います。「持っていない」と答えられると、その医療機関は1通の書類を書いて、これを市役所に出すように言ったそうです。その方は、その書類を持って市役所で手続きをされました。やがて市役所から障害者自立支援医療費受給者証が送られてきました。これは、医療費が3割負担から1割負担になる新しい受給者証でした。その方は、「自分は医療機関で教えてもらったから良かったようなものの、私のように知らない人もいないか」と心配されるわけです。また、福祉手当など諸手当についても、知っている、知らないとまちまちでありました。これらについてのご説明をいただき、その後、その対策をお示し下さい。

この壇での質問はこれで終わりますけれども、ある交流会で「障がい児・者を持つことによって、むしろ福祉から見放されたような気がする」とある方がおっしゃいました。法律は最低の基準しか決めていませんし、法律は当事者のそれぞれの実態は知りません。だから、当事者に一番近い市担当部署がどういう姿勢で、どう温かく向き合うかが重要なのです。申請をしたときに「あまり期待せんで下さいよ」と言われて、とても惨めな思いをしたという報告もありました。ご答弁は近隣の自治体と比べてお答えになるようなものでありませんので、本市独自の福祉と人権の姿勢をお示しいただきたいと思います。関係部長のご答弁と併せて、最後に市長の

ご答弁を。市長は簡潔にお願いしたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。
議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 障害者自立支援法につきましては、ご案内のとおり様々な問題点が指摘されておりました。法執行後、2年の間に何度となく見直しが行われている状況でございます。そのような中で、私たちは当事者の皆さんの声に耳を傾け、その方に合った支援ができるように努めていかなければならないと考えております。もちろん、すべてのご要望にお応えすることはできないかと思っておりますけれども、少しずつでも課題を解決し、本市障害福祉の基本理念である、「みんなとともに、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を推進していかなければならないと考えております。

また、5つの項目につきましては、今後、国の制度改正等を見据えまして、国・県に要望できるかを、協議してまいりたいと思っております。

また、4点目の障害の早期発見関係での5歳児検診の導入関係ですけれども、本市の検診関係には、議員がおっしゃったように、誕生から就学までの母子保健事業としまして生後1カ月に保健師の訪問指導、また、乳幼児健康診査として4カ月児、7カ月児、1歳半、1歳6月児、3歳児検診、また、育児支援や歯科保健の視点から1歳児の育児教室、2歳児及び2歳6カ月の歯科検診等を実施しています。これらの事業を通しまして、健やかな成長に影響する様々な要因を早期に発見しまして適切な支援をするように心掛けております。また、1歳6カ月児と3歳児検診におきましては、心理判定員という専門職によりますところの心理相談を行いまして、専門的な支援を行っているものでもございます。また、乳幼児検診の結果、専門的な支援や指導が必要な場合は、心理判定員の相談をはじめ、地域療育支援センター事業、菊池保健所のすこやか育児相談事業等により対応しています。本市の健康診査は、議員ご案内のとおり3歳児までですけれども、今後も関係各課等と連携しながら、小学校入学までの継続的な支援を行ってまいりたいと思っております。また、現在におきますところの5歳児における検診等につきましては、小児科医師等の専門職の確保や実施体制、方法等についての課題も多いので、現在は計画をいたしておりません。ただ、支援はしてまいりたいと思っております。

また、保育所への入園申込書関係ですけれども、保育園への入所手続きは、保育所入所申込書に必要事項を記入と、保育料算定に必要な書類を添付していただきまして市に提出することとなっております。しかしながら、入所者の方から記入しづらいとのことでございますし、今後、申込者にとって過度の負担にならないよう、ご指摘の記入欄を削除し、必要事項については保護者の方にお尋ねしながら状況把

握に努めてまいりたいと存じます。また、入所申込書と保育児童台帳を兼用している点につきましても、今後は入所申込書と保育児童台帳を別々に作成し、整理を行ってまいりたいと存じます。

また、障害者自立支援費受給者証関係ですけれども、市が実施主体となりますところの更正医療、県が実施主体で市が窓口となる精神通院医療、県が実施主体の育成医療という3つの制度がございます。お尋ねの件につきましては精神通院医療のケースかと思われませんが、通常の場合は医療機関受診後に市に照会され申請されることがほとんどでございます。ただし、精神通院医療の場合は他人に知られたくないといったことなどから、制度をご存じでも市に相談がない場合もあるようでございます。市としましては、手帳の交付時やいろいろなお尋ねがあったときなどに、様々なサービスや手当等の説明を行い周知しているところでございますけれども、今後とも、各種福祉関係団体へのお知らせ等を含めまして、さらに周知を図ってまいりたいと考えております。

また、窓口における対応につきましては常日ごろから接遇に関する研修等を行っているところでございますけれども、ご指摘のような不快感を与えてしまったケースなどを踏まえまして、今後、さらに適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中 忠彦君） おはようございます。

私の方から特別支援教育関係についてお答えいたします。特別支援教育は本年度から学校教育に位置づけられました。本格的な実施が始まりました。本市におきましても、県・郡・市に続きまして昨年11月16日に、教育、福祉、医療関係者による菊池市特別支援教育連携協議会を設立しました。さらに、その下部組織としまして、中学校校区を単位とする、幼・保・小・中及び特別支援関係機関のメンバーからなる各中学校校区の連携推進部会をつくり、その取り組みを行っております。

そこで研修についてですが、その組織の中で事業計画を立てますが、先生方の市全体の研修会や講演会、また専門のコーディネーター研修会、さらに、各学校での校内研修及び保護者への啓発等を実施していくこととしております。また、特別支援教育の充実と学校現場におけるサポート体制の強化を図るため、平成20年度は、これまでの補助教員と別枠で特別教育支援委員10名の増員を予算上程しているところでございます。

次に、校外活動における補助の先生方が同行できないというようなことですが、

実際の校外活動の内容、あるいは引率体制の状況によりご指摘のようなことがあると思われまので、今後は学校とよく協議をいたしまして引率できるように考えてまいります。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村 三男君） 福祉はサービスを受ける立場の人に真にどう近づけるかが福祉であるご指摘でございまして、全く同感でございます。障害者自立支援法につきましては施行から約2年が経過したところでありますが、その間、全国の障害のある方やそのご家族、あるいはまた関係する団体から様々なご意見や要望が出ていることはご案内のとおりでございます。国では、その改善策として平成19年4月に利用者負担の軽減策等の特別対策を講じられたところでございますが、さらに先刻、部長が答弁いたしましたように、平成20年度において障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置が行われる予定となっております。本市といたしましては、今後の国の動向等を見据えながら、障害のある方たちの基本的人権が尊重されますように、ニーズに合ったサービスの提供に努めてまいりたいと、このように存じます。

以上のことを踏まえながら「福祉と人権のまち」についてということでございますが、怒留湯議員のご質問の内容は、障害者自立支援法の障害福祉サービスや特別支援教育、また障害の早期発見、子育て等の問題に対しまして人権をキーワードに取り上げられ、福祉の充実の大切さについて語られたと、このように理解をいたしております。一概に福祉の充実と申し上げましても、その内容は大変多岐にわたっておりまして、障害福祉以外にも高齢者福祉、あるいはまた児童福祉、低所得者福祉、あるいはまた母子福祉等があります。それから父子福祉もあります。その予算規模も膨大なものとなってきておりまして、このような中で、やはり活力のある福祉を導くためには活力ある経済の基盤をちゃんとしなければならないということでも頑張らせていただいておりますが、こういった状況の中でありまして、市といたしましては少子高齢化の進展や、あるいは多種多様化する住民のニーズ、市の財政状況などなどを考慮しながら、市民の皆さん方のご意見はもちろんでございますが、民生委員、また児童委員協議会や社会福祉協議会、そのほか福祉関連の団体からのご意見も伺いながら、バランスの取れた福祉施策の推進を図っているところでございます。

なお、平成20年度は地域福祉計画の策定を予定しておりますが、その取り組みの中で、福祉に対する市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたしますと共に、

ボランティア活動の推進と、また意識の高揚を図りながら地域福祉の充実のために推進してまいりたいと、このように存じます。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 7月の法改正に向けて、課題を共有しながら共に取り組んでまいりましょう。

次に進みます。産廃問題に学んだ環境政策としての関連条例と行動計画について伺いをいたします。

1月の全員協議会で環境基本条例案が示され、今議会に上程されております。付託委員会である文厚委員会のご審議を経て、本定例会で可決されることを期待しております。

実は、これも私は2006年3月議会で取り上げております。合併により、各市町村が持っていた条例はほとんど失効か暫定となりました。菊池市、旧菊池市の環境基本条例しかり、旧七城町の里山保護条例しかりです。私が質問をした2006年3月は、産廃問題が解決へ向けて一定の方向が決定づけられた時期でした。しかし、同じころ、本市の森や谷あいには不法投棄が横行し、また、法の網目をくぐった小規模な産廃処理場や、あるいは大型の養鶏場、養豚場等々、環境への負荷が危惧される幾つもの事業進出が発覚しました。これらの事件は地域の方々の反対運動のおかげで辛うじて事なきを得ているという状況であり、一刻も早い、しかるべき施策が待たれています。産廃問題に多くのことを学んだであろう本市としては、水源地や里山や溪流や沢沿いなどには事業の立地を許さない施策を持たなければなりません。立地を許さない、その予防が肝心なのです。しかし私の質問の時点では、どこが、いつ、何に狙われるかわからないという状況に対して、しかるべき盾がない。いわば丸腰の状態でした。従前の関連条例が暫定であったことに驚いた私は、急遽、環境基本条例を制定し、水源地や溪流や沢や里山を守ることでできる個別の条例の制定も急いで下さいと申し上げました。それに対する当時のご答弁は、「19年度には整備する」というものでした。待つこと2年、タイムリミットを目の前にして環境基本条例が示されました。これは基本条例ですから、本来、理念条例の性格であり、私は大筋これでいいと思っていますけれども、しかし、水源地や溪流や里山や沢などのそれぞれ資源は、環境基本条例の理念に沿ったそった個別の縛りがなければ守れません。そこで伺いいたしますが、環境基本条例1本で菊池市の環境が守れるとお考えか。また、守れないとすると、それを補完するものは何だとお考えでしょうか。

3番目に、従前の里山保護条例、水道水源保護条例はどうなっているのかをお知

らせ下さい。

4番目に、各条例がカバーすべき適用地域はどのように認識されているでしょうか。それから、環境基本計画はいつ示されるのかをお知らせ下さい。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） まず、1点目の環境基本条例は、快適な環境の保全と創造がために環境に関する基本理念を定めまして、市、事業者、市民がそれぞれの責務を明らかにし、良好な環境を確保するため、市の施策の基本となる事項を定めるものです。特に本市の環境基本条例には、産廃問題の教訓を踏まえて独自の規制措置と、開発事業者は関係住民等の同意や開発行為にかかわる環境配慮の指針の遵守、市と事前協議の手続きを行わなければならないこと等を設けておりますので、容易に開発はできなくなります。しかしながら、上位法をクリアするなど、自らの事業活動を確保するための手続きを得てきた開発行為を、条例を盾に開発してはいけない、または設置させないなど、事業活動を阻止することは非常に難しいと言えます。そういうようなことから、本条例では、市の指導を受け入れないときには必要な措置を講じるよう勧告することができ、勧告に従わなかった場合はその旨を公表することができるようにしており、この勧告と公表により、社会的制裁が科せられ、事実上、事業活動を行うことが困難になると想定されます。したがって、開発行為をしにくくする等の抑止効果の面では効果があるものと判断をいたしております。また、現在、環境基本条例と共に、本市におけますところの環境行政の指針となる環境基本計画の策定作業にかかっていますけれども、この基本計画の策定によりまして、市、事業者及び市民が、それぞれの役割と責任において本市の豊かな環境を将来の世代に引き継ぎ、地域にふさわしい環境への取り組みを総合的かつ計画的に推進してまいりたいと存じます。

なお、環境基本条例及び基本計画を基に事業を推進していく上で必要性が生じてきた場合には、それらを補完するための環境基本条例の改正や、個別条例の制定等を視野に入れ、協議・検討していかねばならないと考えております。

また、従前の里山保護条例と水道水源保護条例はどうなっているかということですけれども、里山保護条例は、旧七城町におけますところの里山の保護を目的に適正な開発と保全及び利用を進めるために制定されており、水道水源保護条例は、旧菊池市の水源中央簡易水道に代わる水質の汚濁を防止し、正常な水の確保を目的に制定されており、両条例とも暫定条例として存在しています。なお、暫定条例につきましては、地域性を考慮するのか、あるいは市全体にかかる保護条例として見直していくのかなど、今後、担当部署を中心に検討していく必要があると考えており

ます。

また、条例がカバーすべき適用地域はどのように認識しているかということですが、水源地や農地及び里山等の資源を守るためにも、市としての規制を掛けていくことの必要性は認識しております。特に住民認識はもっと厳しい規制の感があると思いますが、法的にクリアした事業者に対しまして、市独自の規制を掛けるには一定の限界もあります。同時に、環境面であらゆる規制をかけていくことは市民が取り組むべき事業に対しても規制がかかるというジレンマもありまして、その点についても十分考慮していかなければならないと考えております。

また、環境基本計画をいつ示すかということですが、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、現在、環境基本条例を踏まえましての環境基本計画として、条例制定と並行して策定作業にかかっております。当初、環境基本条例につきましては12月定例会で提案する予定でありましたが、議会でのご意見や指摘点を踏まえまして、特に規制部分を熟慮した上で今回の状態となったところであります。そのような観点から、環境基本計画につきましては、本条例の議決を基に、できるだけ早い時期にお示ししたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 大体わかりましたけれども、1つだけちょっと申し上げてきたいことがあるんですね。私は環境面であらゆる規制をかけよとは言っていない。規制と開発行為というのは本当に古くて新しい論議で、いつも堂々巡りをしています。しかし、市民が興す事業と規制は必ずしも矛盾はしないんです。産廃を思い起こしてみてください。それから、先だつての養鶏場を思い起こしてみてください。そのほか、本市をずっと脅かしてきた外からの参入者を思い起こしていただきたいんですけれども、これらは、市民が取り組もうとした事業でしたか。そうじゃないですね。いずれも、むしろ市民の暮らしのある地域が多大な迷惑を被ろうとしたから、反対運動がそれこそ軒並みに起こってきたわけでしょう。こんなふうに永遠に住民運動に頼るわけにはいかない。行政がそんな無責任では困りますね。ですから、やっぱり地域指定をして縛りを掛けないと守れないということを言っているわけです。すべてに環境に規制をかけよと言っているわけではありません。十分考慮をしていくということは、少なくとも生活用水の上流や集落に近い里山は守るという方向の考慮でなくてはならないと思いますが、そういう方向というふうな認識でいいですね。はい、よろしくお願いします。

今、ちょっと時間がなくなりましたので、はしょって飛ばします。幾つかを割愛

します。

今、部長もおっしゃいましたように、環境基本条例1本では当然やっぱり菊池市全体の環境は守れません。ということは共通認識ができたと思います。したがって、基本条例がうたう理念に沿って、本市の固有の環境を守り、保全するに足る実行ある個別の条例が必要であるということだと思えます。今後すぐに取り組むべき課題として個別の条例制定がありますが、それは本市の実態に則するものであることは言うまでもなく、それぞれの所管の部署が策定するべきものと考えます。基本条例は、当然のこととして環境課が作りしました。次は例えば水資源の問題は水道局でしょうか、畜産の問題は農政課でしょうか、里山の問題はどこでしょうか。というように、基本条例及びこれから策定されると言われた基本計画と、それらを連動させながら、それぞれの担当部署が力を発揮していただかなくてはなりません。その方向付けが求められていますが、それにはどうお答えになるのか。また同時に、そういう方向付けのためには、関係部長と管理職のリーダーシップが問われています。それには、どうお答えになるでしょうか。時間がありませんので、骨格を簡潔にお答え下さい。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） まず、1点目の各課におきますところの環境基本条例関係等につきましては、当然、各部署においてつくっていくものであります。その点につきましては、環境課が主体となりまして、リーダーシップを取って策定に向けていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 管理職のリーダーシップに期待します。

それから、あまりいろいろ文句を言いましたので、少し褒めておきたいこともあります。

基本計画に先んじて、本市では菊池市地球温暖化対策実行計画を策定されていますね。都道府県府なんかではほとんどできているようですけれども、市町村においてはつくっていないところが多いようですけれども、本市では3月末に策定発表されたことは率直に評価をしたいと思います。以前であれば、こういう計画を市町村がつくるなどということは誰も発想さえしなかったでしょうけれども、それが地球温暖化対策推進法12条で義務付けられたということは、今日の差し迫った状況を示していると言えます。

ちょっと飛ばしまして、本市では計画を策定し、温室効果ガス削減の目標値を国・県と同じ6%としていますので、その目標を達成するために、今後へつなぐべき課題と確固たる姿勢を7点ほどお伺いしたいと思います。

本市の計画は市の事務・事業に限定されていますが、計画には地域推進計画を盛り込むことが求められています。その意味では本計画が不十分だと言わなければなりません。今後、民間の事業者や一般市民についてはどう考えられているのか、啓発支援策はどう準備されているのかが1点です。

2点目で、計画の進行管理を厳格に行い公表しなければなりません。それは、いつ、どのような方法が考えられているのでしょうか。

3点目に、推進体制は地球温暖化対策推進委員会と銘打ち、委員長に市民部長、総括責任者に市長をいただき、各総合支所、各委員会、各部局すべてを網羅した万全の体制が取られています。今までにこの委員会は何度開かれましたか。今後は招集者を規定し、委員会開催を義務付けなければ、せっかくの委員会も絵に描いただけで終わりになることを心配します。委員会を機能するための手法をお聞かせ下さい。

4番目に、一部事務組合はこの計画の範疇にないようですが、この一部組合には今後、どこからどのような働きかけがなされ、組み込まれていくのでしょうか。

5番目、本計画は外部委託や指定管理者は対象になっていません。せっかくの計画を部分的な実効性の弱いもので終わらせないために、今後は、外部委託、指定管理者に対しても義務付けなければならないと、計画の見直しも含めてそのように思われますが、お考えをお聞かせ下さい。

それから6番目に、排出量削減量の6%のうち、これも国・県と同じように3.8%は森林の機能によると本市でもしておりますけれども、本市の荒廃しつつある森林に対してどのような手だてをお考えでしょうか。

7番目に、本計画を学校教育、生涯教育において進めるとしてはありますが、それぞれについて具体策をお聞かせ下さい。

7点をお願いいたしますが、これは日本環境工学設計事務所というコンサルタント会社がつくった計画書ですね。一通り目を通しました。計画を立てるということは誰でもできると思ったら語弊がありますけれども、重要なのは、ここに書いてあることを実際にやることだと思います。今後、策定をされる環境基本計画と個別の自然保護条例をはじめ、ISO認証資格など、これらの施策が一連の環境政策として連動機能し、効果が発揮されなければなりません。これからの重要な作業である個別の条例の制定など、尻込みする部署があるやに聞いていますが、ここは、それこそ率先垂範、管理職の手腕の見せどころです。市民部長のお答えの後、関係部長

を代表されて、筆頭部長である総務部長のリーダーシップのお心構えをお聞かせ下さい。

最後は、市長に私の質問の全体に対するご所見と、今後の市長としてのリーダーシップの心構えを承りたいと存じます。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） まず、1点目の民間の事業者や一般市民についてどうするかということでございますけれども、事業者及び市民向けの地域計画につきましては国の法律では義務付けていませんけれども、本市の実行計画の達成状況等を勘案しながら、啓発、支援策等を含めて検討してまいりたいと思います。

また、進行管理関係等ですけれども、計画進行管理や公表についてですけれども、現在の取り組みとしましては、所属ごとの推進担当者による計画の推進及び職員への啓発、または毎月の電気燃料使用量、自動車の走行距離等の使用量について環境課へ報告を受けております。この報告を受けまして、翌年度の4月から6月にかけて、温室効果ガス排出量や個別の取り組み状況を把握し、それを基に、点検、評価及び検討を加えまして市長に報告をいたします。その後、市広報及びホームページ等により公表する予定でございます。

また、推進委員会等の会議開催ですけれども、平成19年度の会議の開催につきましては、課長等を対象としました推進委員会及び総務審議委員等を対象とした推進者担当者会議を、現在までそれぞれ1回開催しております。平成20年度以降につきましては、平成19年度の月ごとのデータを基に定例の会議を実施し、また必要に応じ、開催していく予定でもございます。

また、一部事務組合はこの計画の範疇にあるのかということですが、熊本県に確認しましたところ、実行計画の未策定団体につきましては、環境省指導のもとに、熊本県により、策定に向けて指導・支援する予定であるとのことでした。

また、外部委託、指定管理者に対しても義務化すべきではないかということですが、業務委託や指定管理者に対しましては、担当課で菊池市環境方針や地球温暖化対策実行計画の趣旨に基づきまして委託等を締結しておりますので、施設の維持管理等の経費節減のための、電気・燃料等に使用については厳格に管理されているものと理解しております。

また、森林に対する手当関係等ですけれども、担当部署でありますところの農林振興課によりますと、熊本県森林組合等と連携を行い、各種補助事業の推進、林業後継者の育成を図り、森林の持つ公益的機能の発揮に努力する旨の回答を得ております。今後とも当計画との整合性や担当部署との連携を図りながら取り組んでまい

りたいと思います。

また、学校教育、障害教育についての具体策につきましては、当面は出前講座等による啓発等を実施すると共に、教育委員会と関係機関と協議をしながら、実行計画に取り組んでいく予定でございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方 希八郎君） おはようございます。

基本的には、施策推進に当たっては各部・各課が当然対応すべきということでございますが、環境の問題のみならず、施策によっては各課連携が必要なものが多々ございます。現在も、そのような形で検討委員会とかプロジェクトチームを立ち上げておるところでございます。議員仰せのとおり、管理職の腕の見せどころということでございますけれども、当然、そういう組織を維持していくためには管理職の手腕といえますか、考え方が重要になると思います。ただ、管理職だけでは体制の強化はできないというのも事実でございますので、全職員がやはりその体制に向けて、連携が必要なものについてはそういう意識を持つことが大切だというふうに思います。

以上でございます。

[登壇]

（怒留湯健蓉さん） 率先垂範、よろしく申し上げます。もう、1分切っていますか。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。1分以内でございますので、簡単に。

[登壇]

市長（福村 三男君） 地球の温暖化が今叫ばれておりますけれども、すべて、このような環境の破壊というものは人為的なものによることだと思っております。ISO14001をはじめといたしまして、環境をしっかりと守っていきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 市長、総時間が60分になりましたので、発言を中止します。

次に松本登君。

[登壇]

（松本 登君） おはようございます。通告をしておりました順に従いましてお尋ねをいたします。

まず、市道花房森北線グリーンロードの一部に対する道路改良事業に伴う測量設計委託料が、今予算に1,959万6,000円が提案されましたので、以下お伺いをいたします。

まず、関連があります県営花房中部2期地区畑地帯総合整備事業の進捗状況についてであります。これまで公表されておりますスケジュールに基づき、事業採択の認可、県指定文化財調査の予定も含め、具体的に答えていただきたいと思っております。

次に2番目、市道花房森北線は菊池市木柑子地内七城町会の大字木柑子字小迫1087の2を起点として国道387号線を重用し、菊池市上古閑地内の大字森北字森北853の1の国道325号線を終点としております。その延長5033.4mであります。この路線の整備計画につきまして、昨年12月議会における市の答弁によりますと、整備延長3,300m、幅員17mから21mとありました。総延長5,033.4mのうち3,300mを整備される計画のようではありますが、その起終点をまず示して下さい。並びに3,300mの整備目的、計画内容、特に道路内には農業用水の送水環境、直径1.2mが全線にわたって埋設されております。その工法も含めてお願いをいたします。それから次に、総延長残の約1,700mの整備について、どう考えておられるのか。まさか3,300mを持って打ち切りということはないと思っております。考え方をお示し下さい。

3番、私はグリーンロードにおいて、今、一番必要な改良地点は、市道花房森北線との重用部分であります国道387号線との交差点の改良ではないかと思っております。朝夕の渋滞は特に激しく、その原因は右折・左折レーンがないということに尽きます。この交差点の改良こそが、今、市民が一番求めていると思っております。市長は選挙時に公約として、国道387号線の改修を掲げておられました。大分側は別といたしまして、隈府から熊本側の改修について、その姿は見えません。さらに本年度の施政方針で、国道387号線の改良事業の促進を図る、という表現があります。どの地域、あるいはどの地点を予定されておられるのでしょうか。花房交差点の改良と併せて、どう考えておられるのか、お答えをいただきたいと思っております。

4番目、次に市道花房森北線道路改良事業を進めるに当たり、同路線沿線には合併時からの計画であります新庁舎建設予定地があります。その建設計画によりますと、敷地内にバスターミナルの計画と併せて東西幹線道路計画、グリーンロードであります。延長2.1kmの整備が示されております。双方の計画が重複してあるということでもあります。また、この地点で進められております県営畑総事業の進捗に併せ、創設換地として、公共施設用地10haのうち道路拡幅用地として2haが公表されております。道路幅員の決定となれば、用地2haに係る道路分用地も自動的にその延長が決定すると思っておりますが、関係者をはじめ調整が必要ではないでしょうか。昨年12月議会で市の方針として、国道325号線から国道387号線までの延長3,300mにわたる道路整備計画であります。平成20年度事業と

して測量設計業務委託を行う、さらに県営畑総事業の施工中の区域については、道路用地の確保を依頼し、創設換地として内諾を得ていると答弁がっております。一方、市庁舎建設計画におきましては、幹線道路を計画、延長2.1km、企画として道路幅員11.5mで歩道ありとあります。さらに総合計画実施計画での同事業は、道路延長3,300m、幅員6mと掲載されております。そして今回、予算に同事業の道路延長3,300m、車道6mほど、これは片側のございですが2.5m、幅員8.5mと予定されておるようでございます。整備を進める同一路線に、このようにバラバラの道路企画が公表されております。新年度から具体的に新事業として進められるわけでありますが、まず企画の調整が必要ではないでしょうか。国庫補助として幹線市道の企画であり、国・県・町内、そして関係者との調整が大事であると思っております。市として今予算への提案の企画が、恐らく正式ということであろうと思っておりますが、それぞれ、今申し上げました道路企画は市の方針として示されております。到底、納得・理解できるものではありません。

さらに申し上げます。今予算で提案の事業は、国土交通省所管の補助事業であります。実施計画書によりますと、国支出金55%、高率の補助を予定されております。国庫補助事業となりますと道路構造例というのがございまして、これに基づいて車両の交通量、交差点協議、あるいは道路内に埋設物がある場合には、その工法についての協議が必要でありますし、さらに企画として、幅員と、あるいは擁壁とか、あるいは歩道の幅とかというのが、歩道の設置、存在すら協議の必要があります。構造例に基づかなければならないということであります。市が勝手に計画はできません。同時に事業の認可が必要であります。認可となれば国庫補助事業であり、国の厳しい財政事情と共に、国道325号線の4車線化の市内への工事着工もいよいよと伺っております。一方、国会におきましては、道路特定財源の論争が激しいようであります。結果は別として、認可取得に対しては厳しい対応があるのではないかと。可能でしょうか。認可は可能でしょうか。一方、畑総事業は農水省の所管であります。道路拡幅に伴う用地取得に関しての調整があります。創設換地では道路拡幅2haとだけあります。道路沿線の調整も必要であります。これは県も含めて地方長官、あるいは関係者との調整もあろうと思うところであります。さて、事業費を見ますと、建設計画ではグリーンロード整備に共通分として5億円が計上されております。当然、合併特例債の対象であります。新庁舎建設事業の基盤整備のうち道路分2.1kmは7億円が計上され、これも当然合併特例債の対象であります。

この際申し上げます。新庁舎建設事業は現在凍結中でありまして。全市民がこの凍結について、市の方針を、承知をしておるところであります。そこで同事業の予算の提案であります。そういう中での提案ということではありますが、新庁舎建設事

業とは別事業ということでしょうか。あるいは別計画ということでしょうか。その理由ですが、新庁舎建設計画における建築物と基盤整備は不可分の関係にあります。基盤整備には幹線道路、アクセス道路、上水道、下水道、雨水排水路、調整池等々あります。一方、事業費を見てみます。総事業費98億円の内訳を見ますと、庁舎建設等々に71億円、基盤整備事業に27億円と公表されております。このことによりまして、新庁舎建設事業における建築物、基盤整備は一体ということであり、今予算への道路改良事業に関する提案そのものが、凍結中の事業の着工ではないか、凍結のなし崩しではないか、私はそのように理解をいたします。どう説明をされますでしょうか。市にもいろいろの事情がありと斟酌をいたしますが、調整なしの道路整備計画であり、さらに新庁舎建設事業凍結中の予算提案であります。しかしながら、現実に同事業に係る測量設計委託料が提案されました。納得のできる答弁を、お願いをいたします。

また、同事業の総事業費、事業計画年度、財源内訳、合併特例債、それぞれに答えていただきたいと思いますが、総事業費の場合、先ほど申し上げましたが、農業用水送水管が全線にわたり埋設をされております。どのような、国の認可事業でございますので、当然国との話し合いをしなければなりません。その場合、埋設物をどうするのか。基本的に埋設物に係る経費については原因者負担であります。その辺のところも工法次第では、あるいは調整次第では、事業費は大幅にアップすると思いますので、含めての答弁をお願いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） おはようございます。それでは、私の方から県営花房中部2期地区の畑地帯総合整備事業の進捗状況についてご報告を申し上げます。

昨年、平成19年6月定例会の全員協議会におきまして、事業計画（案）を報告いたしました事業につきましては、補助整備計画面積が100.7ha、うち受益面積71.2ha、田が30.2ha、畑が41ha、道路排水路面積13.4ha、非農用地面積10ha、庁舎及び公共用地8ha、市道・グリーンロード各地用地2ha、総事業費約15億円の計画でございます。事業計画の状況につきましては、平成19年11月に計画概要公告、縦覧、12月に事業施工申請公告、県の適否決定、また計画決定は平成20年3月末、また、公告、縦覧、異議申し立て、計画確定は平成20年5月末というスケジュール（案）でございます。現在、施工申請のための同意取得に推進委員、事務局一丸となって推進中でございますけれども、県が事業をスムーズに実施するためには95%以上の同意を求められており、現在、若干計画より遅れている状況でございます。現状では、県の事業採択は大変厳しい

状況でございますけれども、今後の事業計画（案）を申し上げますと、20年度に計画区域の境界立ち会い、測量、換地委員会立ち上げ、21年度に事業実施区域の確定、換地原案作成、張り付け、区画整理実施、設計、21年度の年度末より文化財調査予定、22年度から3ヵ年の24年度までが面工事予定、25年度で確定測量、換地、登記、事業完了というスケジュールでございます。

以上が主な計画（案）でございます。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） ご質問にお答えを申し上げます。

市道花房森北線は旧七城町との境界を起点としまして、国道387号線に交差し、国道325号線を終点とした実延長5,033.4m、車道幅6mの道路であります。近年の交通量の増加により路面の老朽化が進み、改修の時期に達している状態であります。また、現在の車道の下には国営菊池台地の送水管が埋設されており、送水管の維持管理面からも、車道外になるような構造とする必要があると考えます。また、合併市町村の交流促進連携を図る面でも、観光や物流の面からも重要な路線でありますし、国道387号線沿いの宅地化と共に、今後もさらに市街地化が予想されることから、交通安全面からも歩道設置が必要であると考えております。

次に、整備計画工法ですが、熊本県が国道325号線の取り付け道路として施工いたします、終点側市道花房森北線が、道路構造例の第3種第3級車道幅6mと片側歩道2.5mでございますので、国道325号線から国道387号線までの約3,300mにつきましても、同様の企画で整備する必要があると計画しております。

次に、国道387号線の改良事業促進では、国道387号線と国道325号線が交差する下北原地区、及び国道387号線と市道花房森北線が交差する花房台区の2ヵ所について、交差点の改良の必要性を以前から熊本県へ強く要望を行ってまいりました。通勤時間帯等には相当の渋滞が発生をしておりますことは、十分に認識をいたしております。このようなことから、県では市の要望を受けまして、花房交差点につきまして、平成19年度に交通量調査が実施され、その結果に基づき、平成20年度事業として交差点改良の測量設計業務委託を、計画をされております。今後は県の計画との整合を図りながら、併せて市道側も改良を実施する予定で計画をいたしております。

次に、本線の道路改良事業につきましても、合併特例事業債と併せたところで、国庫補助事業として計画をいたしておりますので、当然のことながら、国の承認を得られるような道路構造で計画する必要があります。道路構造例に沿った車道幅、歩道幅等で計画し、用地の確保につきましても、県営花房中部地区及び同2期地区

畑総事業地内では、創設換地を市道拡幅用地として充当する計画としておりますので、県営の畑地帯総合整備事業の進捗に応じた道路整備を実施したいと考えております。また、国営の菊池台地送水管の保護を考慮した道路の構造にすべきものと考えております。

次に、総事業費等、現時点での計画では国道325号線から国道387号線までの延長約3,300mを平成20年度から平成26年度までとし、総事業費約7億円で計画をいたしております。内訳は、国費約3億4,650万円、合併特例事業債約3億3,520万円、一般財源約1,830万円を予定をしているところでございます。当該路線は、国道325号線から福岡方面への大型車利用が年々増加し、路面の状態も悪く、沿線の住民の方から騒音や振動と苦情が出ていることから、早めの対応が必要であると考えております。同様に国道387号線から旧七城町との境界までの約1,700mも舗装面に損傷があり、路面排水も悪い状況であることから、同様に対応すべきものと考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

[登壇]

（松本 登君） 答弁をいただきました。

県営畑総事業についてであります。公表のスケジュールでは、平成19年度末には施工同意を終え、平成20年1月施工申請、平成20年4月事業採択認可の予定ということでありましたが、若干、ただ今の答弁では遅れているのかなという感じもいたしました。事業採択認可に必要な同意は95%であると、現在は若干足りないというようなことであったと思いますが、同意取得についての厳しい状況が伺えるところであります。

今後についてであります。現在の、先ほど申し上げましたスケジュールについて、若干遅れをとるといふふうに認識をいたしますので、今後の事業採択認可、用地買収等の見通しの年度について、改めて答弁をいただきたいと思っております。

それから花房交差点の改良につきましては、本年度、平成19年度調査設計に入り、平成20年度から工事着工ということでございます。工事着工というのは、ソフトの部分を含めての話でございます。良い意味で大変驚きました。まさに朗報であります。今後、市として、国にあるいは県に要望される場合、できましたならば、私、全くこのことは知りませんでしたので、議会には要望についての報告ぐらいは、ぜひこれはしていただきたいと思っておりますし、市民にも、ぜひ広報等を通じて交差点が改良されますよということ、ぜひお知らせをいただきたい、そういうふうに思います。

それから、市道花房森北線の整備目的というものは伺いました。通行量が多くなった、あるいは道路の破損があると、改修の時期に達しておるとというのがその整備目的のようでございます。道路台帳による総延長の残余の約1,700mにつきましても、引き続き整備の必要ありということで承りました。この路線沿線には工場があり、大型商業施設があり、市の施設があり、一般住宅が張り付いております。道路の機能を考えるときに、グリーンロードの終点であります七城地内の県道植木インター菊池線までの整備・延長がこれは必要ではないか、そのように思います。国道3号線から県道を経てグリーンロードを通り国道325号線に抜けるという、市道としてはまさに幹線道路であります。先の計画となるとと思いますが、整備を継続して進めていただきたいという思いでございます。このことには、一言だけお願いしたいと思います。

それから、同事業の道路企画につきましては、延長、幅員、工法協議、所管の調整、関係者協議、用地買収等々、十分なる合意形成が必要であります。合意形成になった上で事業を進めるということが望ましいと、私は思います。今予算への提案につきましては早すぎるのではないかと、そのような思いであります。そういうことから、凍結中の新庁舎建設事業についてであります。一体との事業であるということで、先ほど来申し上げておるわけでございますが、この際、予算を取り下げていただきたいと、そのように思います。答弁をいただきたいと思っております。

それから総事業費が示されました。7億円ということでございます。恐らく送水管埋設のことも含めての事業費であろうと、そういうふうに理解をいたします。それから、事業年度については、20年から26年までの7年間ということでございますが、これにつきましても、畑総事業の進捗と合わせてということのようでございます。そういうことで大丈夫かなという思いもありませんが、そのような形で進めていくと、財源内訳につきましては国費、合併特例債、一般財源という形で、それぞれ数字で示されました。特に合併特例債について申し上げますと、建設計画によりますと2.1kmが対象であるというふうに、私は理解をしております。そういうことになりましたと、3,300からの残余1,200m程度でございますが、その場合、対象となるのかなという思いもありませんが、その辺も十分に煮詰めた上でのお答えだったのではないかと思います。ただ、協議・調整と、もろもろの協議・調整につきましては、今後実施されるということになるかと思っておりますが、そのことについては見守っていきいたいというふうに考えております。

それから、先ほど申しましたが、植木インター菊池線のところまでの改良についてはお願いいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 先ほども申し上げましたけれども、現在、施工同意ということで、同意取得に推進委員、事務局、また関係議員さん方の大変なご努力をいただいで、ご協力をいただいで推進中でございます。現在の同意取得は88.7%であり、県が事業をスムーズにするには、やはり95%以上ということで求められております。大変厳しい状況でございますけれども、主な2、3カ所の要因と申しますか、つきましては、地権者の方々の、やっぱり高齢化あるいは後継者不足、また社会生活の変化等によって、農業への意欲低下、あるいは以前の事業の換地に対する不満、また、そのほか土地利用計画に対する考え方の相違と申しますか、そういうのが主な要因として考えられますが、20年、本年3月末、県の適否決定、採択するかしないかの適否決定が行われる予定になっておりますけれども、その適否決定が3月末ということで、決定ということになりますれば、それから公告、縦覧、異議申し立て等の期間が必要でございますので、やはり20年5月末に計画確定ということになります。確定いたしますれば換地委員会等の立ち上げが行われますので、換地委員会等の中で用地の問題とかは協議されていくものと思っております。

以上でございます

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えをします。一部重複したお答えになるうかと思っておりますが、ご容赦をお願いしたいと思います。

国道325号線から国道387号線までの約3,300mは、信号もなく見通しも良いことから、スピードを上げて大型車が通っており、歩道や停車帯もない状況で非常に危険性を含んでいます。また、国営菊池台地の送水管も車道に埋設されていることから、将来の交通量に対応できない事態も想定されます。当然、維持管理面からいたしましても改修する必要があると考えます。また終点側は国道325号線4車線化に伴う交差点改良用地として一部買収済みであり、国道387号線におきましても、平成20年度事業として、県で交差点改良に伴う測量設計業務委託が予定をされている状況であります。市道本線沿につきましても、県営花房中部地区畑総事業が実施されます今、創設換地として用地を確保する必要がございます。取得時期につきましては、換地委員会での決定後ということになるうかと思っております。

なお、花房森北線以西の旧七城町区域部分であります。一般県道辛川鹿本線、主要地方道熊本菊鹿線とそれぞれ交差し、主要地方道植木インター菊池線に至ります約4100mにつきましては、路面の整備と一部歩道の整備は完了しておりますので、今後は交通量に応じた車道幅の検討、整備等を行う必要があるうかと考えてお

ります。

以上、お答え申し上げます。

[発言する者あり]

(松本 登君) 漏れとったい、取り下げて言うたでしょう、今。

建設部長(岡崎俊裕君) 失礼しました。一応計画どおりにさせていただくならと考えております。

議長(北田 彰君) 松本登君。

[登壇]

(松本 登君) 県営畑総事業については微妙な答弁だったと思います。それは事業について、本年度末、19年度末3月末にその事業の可否を決定がなされるというようなことであったように思いますが、市の頑張りということで、可となるということで、5月には確定を予定しておるといふことと言われたと思いますが、否の場合については、一応そういうことがないんだなというふうに理解をいたさなければならぬというふうに思っております。

ただ今の答弁、予算の提案取り下げにつきましては、納得はできませんが、市の方針は賜ったところであります。ただ、この事業を総合的に判断をいたしますと、厳しい状況であります。そういうことで提案となりますと、恐らく予算は通ると思いますが、事業の入札関係につきましては、ぜひ、合意形成の後、発注を考えていただきたいというふうに思います。と同時に、新庁舎建設事業は凍結中であります。現状を十分に認識をして、今後に備えてまいりたいと考えております。

次に進みます。

施政方針についてであります。本年度の施政方針が示されました。印象であります。シンプルになったなという思いであります。従前に比べまして主要政策の位置づけがはっきりと感ぜられるというふうに思います。私は、昨年12月議会におきまして、新年度予算編成について伺っております。平成20年度の決算より破綻法制であります、地方財政健全化法がスタートをすることを前提に申し上げたところであります。そのことを前提として、新年度予算編成に当たっての心構えを問うたところでありますが、答弁によりますと、国の歳出改革というものが進み国支出金の減少が確実となる。一方で地方財政健全化法の交付がありまして、新しい財政の法制がいよいよスタートするというところであります。新法では、早期財政健全化計画書の策定、外部監査の義務付け、あるいは記載制限等厳しい時代が到来すると。また、市政本来の目的であります市民サービスについても、これまでの負担なしという固定観念に立たず、適正負担という厳しい表現もありました。歳入・歳出にもそれぞれ具体的に示されたところであります。新法の施行の現実を、

非常に厳しく率直に受け止められておられるなど感じていたところではありますが、今回の施政方針を見ますと、財政健全化法に対する表現がありません。それほど深く受け止められておられないのかなというふうにも思いましたが、連結決算が新年度からスタートということを考えても、その厳しい現実を前にしてまさかとは思いますが、忘れておられたのではないかなど。ないとは思いますが。現行の財政計画を基礎とした中期財政試算によりますと、数年後には積立資産も底をつき、以降、赤字の数字が示されております。市政の現実、非常に厳しい数字というものが横たわっているということでもあります。

ところで、新年度予算へ、国においては地方財政計画に対して地方税の特別枠が創設され、約4,000億円が盛り込まれました。国の地方重視の方針が反映されたところではありますが、この突然の交付税の増額は大変うれしいところではありますが、この措置も暫定、しばらくの間ということでもあります。交付税についても5万人規模で1億3,000万円と言われておりまして、予算書を見ますと、交付税は昨年に比べていって1億5,000万円ほど増えております。このようなことから、何か、たがが緩んだのではないかなという思いもあるわけでもあります。

さて、予算編成の基本は、総額の抑制であり、歳入の確保、歳出の削減であります。予算は中期財政試算に基づく実施計画を基礎として編成されております。計画書は、平成20年度一般会計228億円であり、今予算は217億円でありました。約11億円の削減となります。また、昨年度との比較をいたしますと、大体、ちょっとだけの増ということではありますが、まあまあバランスが取れているなど。総額の抑制については、これは理解しなければならないと思います。歳入の財源確保について、具体的に示していただきたいと思います。その中で「ふるさと寄付金」というのが掲げてありますが、このことについてもよろしく願いいたします。その後、歳出の削減についてもお願いいたします。

企業誘致が主要政策のトップに掲げてあります。企業誘致につきましては、市活性化の源と位置づけがなされ、優遇措置に充実が図られました。昨年度の実績、大変良好でありまして、市の努力を多とするところでもあります。ところで、熊本県の新規工業団地の候補地であります川辺地区について、定例会初日に企業誘致促進特別委員会の水上委員長の報告によりますと、用地関係について、ここ数年、全く動きがないというふうに、私は受け止めました。幾ら県に対して早期着工の要望をしても、地元の地区の用地取得を含め、障害等が仮にあるとすれば、その除去を終えておく必要があるのではないかと、そのように思います。現状は全く動いてないというふうに思いました。企業誘致が主要施策のトップの位置づけであります。いつ県から打診がありまして、直ちに対応ができるような状態にしておくというような

ことが必要ではないかと思えます。

以上、お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 歳入財源の確保、歳出の削減についてということですが、歳入の財源確保といたしましては、施政方針でも述べられましたとおり、原油価格の高騰、消費の伸び悩み等により、直接市民の負担増となるような財源確保策は取れない状況下にあります。このことを踏まえ少額ではありますが、ふるさと納税に伴う税政改正を視野に入れた「ふるさと寄付金」の募集、市のホームページや市マイクロバスへ民間企業等の公告を掲載することによる広告掲載料、まちづくり自動販売機の設置に伴う手数料収入などの自主財源の確保に努めますと共に、企業誘致になおいっそう取り組んでまいります。また、今後公共施設の利用に伴う適正負担につきましては、当然考慮していくべきと考えております。ここで言います「ふるさと寄付金」とは、ふるさとに対し、貢献または応援したいという納税者の思いを実現するため、地方公共団体への寄付金に対して個人住民税所得割の1割を上限とし、寄付額の5,000円以上の部分について、住民税から全額税額控除されるよう税政改正（案）が示されております。本市ではこの制度を積極的に活用するために、ふるさとへの思いが伝わるようなシステムの構築に向けて、庁内の検討委員会を設置いたしました。今後は、昨年10月に菊池市の共同会組織として設立されました「東京菊池会」をはじめ、本市出身者への制度内容の説明ができるパンフレット等を作成いたしまして、他方面にわたり寄付の募集活動を行ってまいります。

歳出の削減につきましては、一般事務等計上経費につき、枠配分方式を採用し、予算の範囲内で効率的・効果的に事業推進を図られるよう予算編成したものでございます。今後も行財政改革大綱の実施計画等を軸に、限られた財源を重点適宜配分と有効活用を目指すものでございますが、少子高齢化による社会保障関係費については、国も地方も大幅な増加が見込まれておりまして、財政の圧迫が危惧されております。社会保障関係費の増加に伴う地方財政につきましては、現在14市一体となって、国に対して地方と都市との格差是正を含め、財政の充実化を強く求めているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 熊本県の新規工業団地の候補地であります川辺地区につき

ましては、今日まで熊本県へ早期着工を強く要望してきたところでございます。昨年8月には、県商工観光労働部長並びに企業立地会に対しまして、企業誘致促進特別委員会と執行部で要望したのをはじめといたしまして、11月には地権者の皆様方との話し合いを持ちまして、これまでの経過報告と今後のご協力をお願いしてきたところでございます。また、昨年12月には議会より熊本県に対しまして、早期着工の要望書の提出がなされてきたところでございます。

障害の除去でございますけれども、外国籍の地権者2名がございましたが、1名については解決に至っております。1名につきましては用地の端っこにございますので、その分は造成の段階で検討すれば除去できると、問題はないというふうに考えております。今後は、新規工業団地の第1候補地であります益城町の「くまもと臨空テクノパーク」も完成間近ということでございますので、さらに県企業立地課と共に常時連携を取り、情報を吸収しながら、地元地権者の皆様をはじめ、議員の方々と一緒になって、早期実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

（松本 登君） 企業誘致につきましては、私が今回お尋ねをいたしました川辺地区の問題につきましては、私の、ちょっと理解不足だったかなと思いますが、2名の方が障害としてずっと残っておったと。ただ、解決の見通しがついたと、解決したというようなことでございまして、今後はぜひとも、早期実現に向け、議会、特別委員会もでございますので、ともどもに頑張っ、何とか県の指定を受けるように頑張っ、まいらなければならないと考えるところでございます。

歳入の新財源としての「ふるさと寄付金」についてであります。これは国が示す新政策であります「ふるさと納税」、地方に税収増に対する制度であります。昨年、たしか4月から施行となったと思います。市では、はや寄付を呼び掛けておられます。寄付金5,000円以上の部分について住民税から全額税を控除するというふうでございます。特に昨年10月からは、市出身者の方々を対象に募金活動を始めたという答弁であったと思いますが、実績はどうなっておるのか、あるいは現在の状況はどうだろうかと思いがございます。今後、歳入の財源として期待をされているわけですが、戦力となりますでしょうか。また、どの範囲に呼び掛けをされるのか、市出身者あるいは市民、その範囲もお答えをいただきたいと思ひますし、できますなら、見込み額あたりも示していただきたいと思ひます。

それから施政方針に、「建設事業をはじめ交通体系の整備、予算編成方針に基づ

く事業はすべて新市建設計画に基づいて実施する」とあります。この表現は間違っておると思います。間違っておりませんか。市道花房森北線道路改良事業の総事業費7億円が示されました。新年度より超大型の公共下水道改築事業もスタートをいたします。当然、一般財源からの繰り出しも覚悟しなければなりません。さらに連結決算が加わります。私は現在の財政計画について、これまで一般質問により継続して見直しの必要性を申し上げてまいりましたが、その都度、市の答弁では、「見直します」、「見直す必要あり」、「見直さなければならない」と答えられております。また、昨年12月議会でもこのことについては明確に、「見直します」と申されておりますが、現実には内部的な検討のみのようであります。私たちが今、財政問題について公に言えるということは、平成18年11月発表の財政試算の資料に限られるということであり、その財政計画は10ヵ年計画であります。平成23年度で54億円の財政調整基金が底をつき、最終年度の平成26年度では17億円の赤字となると、そういう公表がなされております。現計画の見通しが赤字の状況で新たな事業を進めることが可能だろうか、そのように思います。この財政計画で新事業に取り組む場合、他の事業、さらには市政全般にわたり市民サービスに影響はないのか。また、試算における建設事業費を見ますと、当初の建設事業費は10ヵ年で429億円ありますが、試算におきましては364億円。65億円削減されております。繰返し申し上げますが、試算は試算でありまして、数字上の手直しであります。65億円という数字、何をどのように削減されているのか内容は全く知らされておりません。試算は早晩行き詰まるのではないのでしょうか。そこで手続きを踏んでの見直しということ、申し上げておるわけであり、手続きとは、議会への説明であり、地域審議会での審議であり、最後は議会における議決であります。建設計画と財政計画は一体であり、合併特例債に基づく対応であります。手続きの根拠は合併特例法であります。申し上げるまでもなく、現行建設計画は合併協議会でまとめられた計画であります。現実を踏まえての執行部における検討は、これは当然のことではありますが、改めて手続きを踏んでの見直しが必要であるということをお知らせいたします。

施政方針における新市建設計画に基づいて実施するという表現について、中期財政計画との整合性も含めて、考え方を示していただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 「ふるさと寄付金」、いわゆるふるさと納税制度につきましては、現在の国会で審議中のございまして、施行は平成20年度4月からということになります。20年になって募集するためのパンフレットづくり等を今してる

ということでございますので、額については、まだ、20年度に募集を開始したということで、まだ未確定の部分がございまして、額的には申し上げることは控えさせていただきたいというふうに思います。

次に、建設事業につきましては、新市建設計画に基づき、財政状況を考慮して進めていくことといたしております。合併後の地域づくり、旧4市町村ごとの事業につきましては、合併後の均衡ある発展が計画的に進まなければなりません。新市建設計画の進捗状況等につきましては、定期的に地域審議会においてご報告を申し上げているところでございます。各事業の必要性につきましては、財源問題を含め、十分協議し、地域審議会の意見を聞きながら実施してまいります。財政計画との整合性につきましては、国の三位一体の改革が行われている中であり、また、地方財政制度の見直しが行われている過程でもありまして、長期の財政試算は差し控えている状況でございます。当面は実施計画に基づき、毎年ローリングしながら中期的な財政計画を示してまいります。合併後、三位一体の改革により、地方公共団体に多くの財源不足が生じるようになったことは、平成18年11月の財政試算で示したとおりでございます。国においては、これまで行ってきた歳出改革の努力を緩めることなく、引き続き基本方針により最大限の削減を行うことが示されており、税源遍在による地方と都市との財政力格差が開き、ますます地方が冷えてしまうことは懸念されておりますため、地方交付税の前年並みの確保と、ふるさと寄付金、地方再生対策費等の新設導入など、わずかではございますけれども明るい展望が見られるところでございます。しかし、依然、地方財政が苦しいことには変わりございません。本市の財政状況につきまして、現時点では県内市町村と比較して極端に悪い状態ではございませんが、地方財政健全化法に示されたように、第三セクターを含めた連結決算により、早期財政再建団体とならないような財政運営が今後は必要と考えております。このことを踏まえ、新規事業については補助対象、起債事業の事業となるかを確認した上、緊急性や必要性を鑑みながら他事業との差し控えを行い、事業増とならないように調整し、市民サービスに十分配慮してまいりたいと思っておりますと共に、中期財政試算は、新市建設計画に基づいて作成する総合計画及び実施計画に沿って行うこととなります。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

（松本 登君） 新年度の予算編成では、施政方針を見る限り、新法に対する緊迫感というものが感じられないということしております。例えば、歳入の32.5%を占めます地方交付税は特別枠によりまして、減少の予定が増額になったということで

ありますが、しかしこれは、短期間暫定であり、本年の限りということも考えられるということでもあります。また、予算編成の過程で不足した分は基金から繰り入れるという、いわゆる繰入金、15億円予定されております。昨年度も同額でございますが、繰り入れ自体は、これは問題ありません。しかし、毎年繰り入れておられるということについては、今後の厳しい財政運営を考えると、不足するから繰り入れるということではなく、慎重に、やはり改革等を踏まえて、対応すべきではないかと思えます。

また、建設事業につきましては、新市建設計画に基づき財政状況を考慮して進める。先ほど申し上げましたが、それはおかしいということで申し上げました。現実には中期財政計画により実施計画が作成され、予算が策定されておることは事実であります。新市建設計画は、合併時にまとめられた計画であり、中期財政試算とはかけ離れた数字であります。例えば、試算では、平成20年度一般会計は250億円であります。実施計画書は228億円であります。私、先に申し上げました、実施計画書の228億円に対して、本年度の予算額の217億円と比較して申し上げたということでもあります。新市建設計画における事業費も、これ先ほど申し上げました中期財政試算では10年間で65億円削減されておると。このことが財政状況を考慮してということをおっしゃられるのかなという思いもあります。私は繰り返し新市建設計画につきましては、これは一体的な財政計画ではありますが、見直しを求めています。ただ今の総務部長の答弁によりますと、地方財政制度の見直し、あるいは国の三位一体の改革、長期の財政試算は差し控えなければならないような状況であると、いわゆる見直しは正式にはできないということをおっしゃったというふうな受け止めました。新市建設計画、あるいは中期財政試算に基づく実施計画を毎年ローリングしながら、その結果により財政計画として示されるということをおっしゃったようでございますが、これは計画の使い分けということでもあります。しかし、その真意はちょっと私もわかりません。特に建設事業費の65億円の減額というのが、どの事業でなくなったのか、あるいは先送りをされたのかわかりませんが、法に基づく見直しができないなら申し上げることはありませんし、試算でされた時点では、そのときそのときに詳しく説明をいただきたいと思えます。

終わります。

議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。

○

休憩 午後 零時13分

開議 午後 零時58分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

（二ノ文伸元君） 皆さんこんにちは。今回、21人という大変多い人数ですので、シンプルに質問をいたします。スマートなお答えをよろしくお願いいたします。

今回は、道路特定財源について質問をいたします。

戦後の日本は、第2次世界大戦により焦土と化した国土をよみがえらせようと、政治家を中心に国民が一致団結し、一丸となって頑張った結果が、現在のこの日本をつくったものと思っております。中でも、1人の大物政治家、故田中角栄元総理の日本列島改造論は今の経済大国をつくる上で、大変重要で素晴らしい政策ではなかったかと思っております。反面、土建国家をつくったがゆえに、談合の問題、政官業の癒着の問題などの負の遺産も残ったことも否めないと考えております。日本列島を改造し現在の経済大国にするためには、道路網の整備こそが不可欠との思いから、道路特定財源にさらに暫定税率を上乗せして、現在に至っているものと考えております。

そこで質問ですが、この道路特定財源とは一体どのような財源なのか。それと、本市への配分方法と、またその中身、どれくらいの金額がどのようなところに使われ、また、暫定税率の割合をお示しく下さい。よろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 1点目の道路特定財源とはということでございますが、道路整備の安定的な財源確保のために創設されたものでありまして、より多くの道路を利用する人が、より多く負担するという受益者負担の考えに基づき、自動車利用の方々が利用に応じて道路整備のための財源を負担している制度でございます。一般的には、自動車関係諸税のうち国税でございます、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び自動車重量税、また、県税といたしまして、軽油取引税、自動車取得税がいずれも道路特定財源とされています。

2点目の本市への配分方法とその中身ということでございますが、配分につきましては、平成18年度決算で申し上げますと、自動車取得税交付金1億3,927万1,000円、地方道路譲与税1億650万5,000円、自動車重量譲与税3億967万4,000円、合計で5億5,545万円交付されております。平成19年度については、未確定でございますので予算ベースで申し上げますと、自動車取得税交付金1億3,800万円、地方道路譲与税1億400万円、自動車重量譲与税2億9,600万円で、合計の5億3,800万円が交付される予定でございます。

これらの財源は土木管理費、道路橋梁費、都市計画費、農業水産業費、この先の道路関係諸経費の一部として、充当いたしておるところでございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） はい、二ノ文伸元君。

[登壇]

（二ノ文伸元君） ありがとうございます。

道路特定財源の1年度の5億3,800万円ですかね、19年度が。そのうちの暫定税率分というのは、2億5,000万円ということはお答えにはなってなかったですかね。ですよ。たしかそのようなことだったろうと思います。そのことをちょっと踏まえまして、再質問をいたします。

現在、国会ではこの道路特定財源のあり方について、与野党が入り乱れて審議が続いているようです。先月の29日に衆議院の予算委員会で、税制関連法案が与党の強行採決で参議院に送られましたが、参議院では民主党による4日連続の審議拒否で流会となり、全く国民にとっては先行き不透明で、迷惑極まりないことだと感じております。中でも道路特定財源のうち揮発油税については、本来より上乘せされている暫定税率の期限が切れる3月末が迫る中、税率維持を盛り込んだ税制改正法案をめぐり、与党が民主党に呼びかけている修正動議の行方が焦点となっているようです。少しでも早く、民主党が話し合いのテーブルにつき、税制改正法案の決着をつけてもらいたいものです。

そこでお尋ねですが、揮発油税などの暫定税率廃止の場合、2億5,000万円ですか、本市に与える影響は予算も含めてどのようなことが考えられるのか。また、与野党の話し合い次第では一般財源化の拡大も有り得るとのことですが、その場合の影響も併せてお示しをお願いします。そして、本市の道路特定財源の、そのうちの暫定税率継続の必要性についても、本市のお考えをお聞かせいただければと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 1点目の本市に与える影響はということでございますが、熊本県の仕様によりますと、暫定税率のかさ上げ分は概ね46.4%となっておりますので、平成18年度決算及び平成19年度の予算ベースでの道路特定財源合計額を基準に算定いたしますと、先ほど議員仰せのとおり、約2億5,000万円が暫定税率廃止に伴う本市への影響額ということになります。その影響につきましては、先ほど申しましたように、整備費に充当しているということもありますし、公債費の財源ということで、市道・農道の整備に影響が出てくる。また、公債費に充

当しているということですので、その財源にも影響しているということでございます。また、一般財源化されればどんな影響かということですが、今、さかんに言われています一般財源化されれば、市に歳入として、額が少なくなってくるというようなことが懸念されているところでございます。

次に、本市の考え方はということでございますけれども、先だって議員提出の道路整備化財源の確保に関する意見書が賛成多数で可決され、国、県に提出されていますように、仕様においては、まだまだ道路を中心としたインフラ整備が必要な状況であり、それに伴う道路特定財源の確保は必至でございます。本市におきましても、4市町村間のアクセス道路や主要幹線道路の整備、農道の維持・改修、公債費の償還などに道路特定財源を充当しております。道路特定財源が少なくなるということになりますと、道路関係のみならず財政全般に影響が及ぶものと思われまので、今後も議会及び全国地方団体と連携を図りながら、道路特定財源の確保に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） はい、二ノ文伸元君。

[登壇]

（二ノ文伸元君） 今、総務部長がおっしゃいましたように、本市議会でも道路特定財源の確保に関する意見書ということで賛成多数で可決はしたものの、市民の多くは暫定税率は維持しても、半分ぐらいは一般財源化し、もっと福祉や教育に充当してほしいということもよく耳にします。そしてまた、肥育、畜産、酪農業の方々、そして運送業の方々、議長も少し重荷となるかもしれませんが、暫定税率が廃止されれば、燃料費が大きく削減されて経営が安定するといったような声をよく耳にいたします。先ほどの答弁で、本市においては道路特定財源の中の暫定税率は、結局はどうしても継続が必要だというふうに、総務部長のご見解、ご回答だと思っておりますけれども、やはりそういったの方々、市民の方々がこう不安に思っておられることがあると思うわけですよ。そういった市民の方々に、やはり、天草市でしたか、キリシタン館。ああいうところの、あの町づくり交付金ですかね、あれによってつくられていると思っておりますけれども、そういったことが理由か何かは知りませんが、市のほうが市民に向けて、広報誌か何かで説明をなされているというふうに聞いたわけですが、本市においてもそのような市民に対しての、何というんですか、説明ですか、そういうのができるのかできないのか、できないならばなぜできないのか、できるとするならば答えはいりませんが、そのことを含めて、ご見解等を最後にお願いたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長(緒方希八郎君) この道路特定財源につきましては、毎日のようにテレビ、または新聞等で報道されておりますし、熊本県におきましても、道路財源についてのお願いということで各家庭のほうに配布されております。そのようなことで、市民の方はこの関心もだいぶ高うございますが、その内容についてもかなり熟知されておるといってございまして、また、今現在、国会で審議中ということでございますし、今、そういうものにしてもタイムリーではないのではないかと。新たに市民への周知ということは、現在のところはタイムリー的なものも含めて考えておりません。

以上、お答え申し上げます。

[登壇]

(二ノ文伸元君) 後は外村議員に任せます。

議長(北田 彰君) 次に、栃原茂樹君。

[登壇]

(栃原茂樹君) それでは、こんにちは。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

はや合併して、後10日で3年になります。この間、福村市長をはじめとして職員各位におかれましては、多大なご苦勞が今までであったことだろうと推察をいたしております。そのご苦勞に対しまして、深く敬意を表しながら3点について質問をいたします。1点目、第3セクターについて。2点目、指定管理制度について。3点、時間外勤務手当てでございます。以上3点について。

まず、第3セクターについてお尋ねをいたします。七城温泉ドームの入場料が優待者証廃止で倍額の300円になるが、その決定理由はなぜかが1つでございます。それから、平成18年度決算で四季の里旭志の委託料管理が1,636万963円となっておりますが、そのうち周回バスの委託料は幾らになっているか、まずこの2点についてお尋ねをいたします。後は質問席で質問をさせていただきます。

議長(北田 彰君) 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長(稲葉公博君) それでは、七城温泉ドームの優待者入場料優待者証についてお答えいたします。

平成17年度合併当初の菊池市リバーサイドパーク条例における優待者証の規定につきましては、有効期限の定めはなく、当分の間としてございました。1年後の平成18年度に各種条例を庁内の各専門部会により見直す中で、菊池市民の利用者負担の公平性の観点から廃止せざるを得ないとの結論に至りました。この制度は

合併前の七城町において、老人福祉、健康補助を目的に創設された制度であります
が、対象者が七城町住民のみの一部地域ということで、平成20年3月31日までの有効期限の経過措置を設けて、平成18年3月議会において条例の一部を改正させていただいたものでございます。確かに合併したからといって、簡単に廃止するものではないということも理解できますけれども、菊池市住民全体の公平性を保たなければならないということも、ご理解を賜りたいと思います。

次に、四季の里旭志の年間指定管理料のうち、周回バスにかかわる指定管理料は620万円となっております。四季の里旭志は鞍岳の中腹に位置し、他の交通網がない状況であるため、特に高齢者の利用促進のためには周回バスの運行が必要であり、これにより周回にかかわる年間利用人員は団体、送迎とも合わせて約2万人程度となっております。このように住民福祉の面と、四季の里自体の経営面でも重要な周回バスとなっておりますのでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） 大体、改正の理由がわかりました。単純で理解してくれということですが、全く理解はいたしませんよ。

まず、七城の温泉ドームがなぜ建設したかということから、説明をちょっといたさせていただきます。これは古田町長のとき、昭和45年、私がちょうど30歳のときでございます。七城町にはひとつも温泉がないから、湯湯治とかいろいろ、お年寄りの方は杖立とか黒川とか内ノ牧とか、そういう遠いところまで行って、いろいろ温泉治療をやったり、健康を保持するため行かなければならないということが1つ。それから、全くないので、それは菊池市、それから山鹿、平島、宮原の湯と、そういうところに出て行かなければならないということで、住民の願いとしてどうしても温泉を掘削するならと、そして住民が健康で医療費の軽減にもつながるというようなことで昭和45年に設立をして、そういう福祉の目的、理念にかなって、それをずっと山口町長、そして瀬田町長、合併前の緒方町長、その4代の町長が39年間、約40年になりますよ。その間ずっと続けてきた福祉の理念、そして福祉のたましいを植え込んだあの温泉ドームです、現在の。そして、ましてやまた、障がい者等についても、これは一緒にはなかなか無理があることもあるということで、さらなる福祉を充実しようということで、障がい者の施設として別個に温泉に入れられるように、そして付き添いの方は、それはもちろん、ただだということで、障がい者には手厚く、また料金も安く設定して、まさに福祉の精神にのっかって、それをずっと4代の町長が継承してきたのです。それを合併協議会では、5年をも

ってめどに創設するという事を私は聞いております。うちからの議会から3名、合併協に出ておりました。だから第3セクターについては、メロンドームのときも相当議論がありました。そこで、温泉ドームも同じでございますが、5年をめどということの、そして調整するという事だったから、何を調整するかまでもびしゃっとしてもらわんと、合併して何でも調整するという事だから、やってもらわないと困るからと、いう事を申し上げておりましたが、それは調整するという事で、最終決定を合併協でされたと聞いております。それは仕方なしとして、平成18年の3月の4日に、1年も経たないうちですよ、まだ。5年をめどということ調整すると言っておいて、1年も経たないうちにひよっとすれば条例の3月4日の上程ですから、12月から話し合いは、執行部とか、いろいろではなされていたろうと。そういう簡単に、すぐさま七城の住民を、お年寄りの方、グラウンドでも同じですよ、最近でしたけれども。そういうふうに、まだ合併しているいろいろな問題を抱えているときに、我々は実際、議員として私は非常に恥ずかしいことでございますが、改正されたのを全く知らなかったということです。12月に区長会にあって、1月の初寄りで区長がそういう説明をやりましたので、そんなことはないだろうとということで調べてみれば、18年の3月4日に上程されて、経過処置で優待券は20年の3月をもって廃止するという事が一番最後に書いてあった。そのときの条例改正の主なものは、ここに議事録がございますが、指定管理制度に移行するからということの説明のみであります。こういう大事なことは、そのとき説明があっているなら、私はそのとき質疑なりいろいろして、そのときに申し上げておたはずでございますが、これは私の恥なところでございます。それを知らなかったということは、議員をして、非常に恥じております。そして、町民の方に申し訳なかったと。そして3代の、4代の町長ですが、3名はもう他界されております。その町長の意志を、私は一緒に職員として働いてきた1人です。非常に草場の陰で泣いておられるだろうと。自分たちが作り上げたこの温泉ドームの福祉の理念の魂を、むざむざと、合併して1年も経たないうちに、施行は今月の30日、4月1日からです。しかしこういうことが、何も論議なくというと、論議はあったかもしれせん。ただ聞けば、経済委員にはそのとき、まだ暫定のときです。59名議員がおったとき、うちから4名経済委員としておられました。その中ではそういう話があったということで、それから先の本会議とか、我々には全く聞かなかったということです。まさかそういうことがあるなんて思ってもいなかったということです。これも自分の恥なところですよ、議員ですから。そういうことで今回は知りましたので、やっぱり私は質問を、時は遅うございますけれども、今日の一般質問となったわけです。

今、申し上げましたとおり、そういう理念がずっと詰まって今までやってきたうちの温泉ドームです。ただ、平等性を取らなければいけないというならば、同じ値段に上げるというならば、それも1つのお考えでしょう。しかしそれなら、150円に優待券を菊池市のものに全部しますよといえ、それも1つの考えじゃないですか。そういうことが我々としては1回も論議もなく、そして七城の住民も全く知らなかったと。たまたま、去年の師走の区長会議でそれを聞いたと。だから、今年の1月の初寄りで区民には説明があったと。ところで私は、高田で聞いたわけです。だからそのときは、のうのうと言いました。そんなことはあるもんかと。合併して、合併協では5年をめどに創設するとなっていたから、怪しいものだとは思ったけれども、そういうことはないよと。そういうことで18年の3月の議案を見ましたところ、下のほうに経過処置としてありましたので、また断りに行きました。全く知らなかったということで、非常にこれは私の不徳の致すところですよということ。しかし、今度は一般質問で申し上げますと。七城のこの思いを、温泉ドームの4代の町長が守ってきた福祉の理念を、福村市長さんに十分伝えますということで、今日は2度目の再質問をいたしておりますが。

それと、旭志の四季の里については、620万円の委託料が第3セクターの管理料としてある。七城にはそれは周回バスはやっていないから、もちろんやられるだろうと思いますけれども。さっき2万程度とおっしゃいましたけれども、旭志は、大体全部で、今年の2月で3万人、4万人ぐらいですね。年間平均、今年で4万3,600かそこらぐらいだろうという話を聞いております。4万人としても、620万円だったら150万円の助成をしているという結果になるわけです。管理料ということではございますが。そういうとも同じ第3セクターで不公平があるじゃないかと。そういうことも諸々のことを決して旭志さんのほうにやるのは駄目だと言ってるんじゃないんですよ。旭志もやっぱりそういう思いで温泉を掘削されて、施設の設置をされたと、私は理解しております。だから七城のときでもいろいろ論議はございました。赤字になってもいいじゃないかと、住民の福祉のためにやっている施設だからと、そういう議論もいっぱいございました。覚えております。でも、全然取らないわけにはいかないから、そして七城町は特に農村地帯で、その頃は朝ぼし、夕ぼしで頑張っておった、機械化が、まだ、今のように進んでいなかったわけです。お年寄りの方が一生懸命60まで働いておられるから、そういう方はひとつ優遇してやろうと、古田町長は特に年配でございましたから、そういう心温かい気持ちでございました。そういうことで、脈々と続けてきたこの七城町の誇り高い温泉ドームです。山口町長のとき、あの「湯・米・遊計画」を立てて、そして今の18カ都城ある7つの城があるから、城郭造りにしようという改築を4回ぐらいやっ

ております。小さなやつはまだやっておりますけれど、題目としては、大体4回ほど、今までの姿になるためには改築をやりながら、そして他部門でもうかって、元々の考えが風呂でもうかるなんて考えちゃありません。そういう施設でございますので、ただ1年もしなくてこれを決定したのは、1年もせずに決定したということですから、条例ですから。施行は今年でございますけれども。だから、そういう思いのある温泉ドームでございます。健康で、そしてふれあいの場所として、みんなが健康で、そして長生きして、そして医療費の軽減につながるように、1日2回行かれとる方もたくさんございます。やっぱり鍼灸とかいろいろ行かなんけれども、温泉に行けば非常にいいからということで、非常に愛された七城温泉ドームでございます。そういうものでございますので、一言はこのことは市長に申し上げて、その後の判断を仰ぎたいと。

条例は制定されておりますけれども、まだ改正ということはできるわけですから、そういう諸々のことを住民ともやっぱり話し合っ、ある程度納得のいかないところもあるだろうけれども、下がる場所は下がる、出るところは出るというような話のもと、こういうものは決定していただきたいという思いがいたしまして、今日、質問させていただいておるわけでございます。だから、結論的には優待券の廃止が今月で終わります。そのしばらくの間、まだ検討していろいろする間、検討する、そして改正する考えはないのか、お尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） ただいま議員さんのほうから、温泉ドームを建設の経過、経緯と大変熱い思いで、地域の福祉、あるいは高齢者の健康維持増進というようなことで建ったということでお聞きいたしました。旧町で、もちろん七城も泗水も旭志も菊池も、そのようなことでいろんな施設を建設しただろうと、十分認識をいたします。ただ、現在の条例は、今生きておりますので、3月31日に切れまされども、これに代わるものとして現在、七城振興公社のほうでも検討中であるということをお申し添えて、お答えとさせていただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） 今度は、この件については再々質問になるんですかね。

今、部長のほうから第3セクターのほうでいろいろ検討してみるというようなご答弁がございましたけれども、これは第3セクターが検討するのじゃなくて、あなたの方がするんじゃないの。そういう任せからこういうことになるんじゃないの。もう少し真剣に考えてくださいよ。私が言いたいのは、60以上菊池は全部しても

いいじゃないですか。1戸は1件としてみて、それがあそこが満杯になるか、いろいろ。そのときはまた福祉のことで考えればいいじゃないですか。住民がそういうことで望んでおられるわけですから。それは、・・・はいけないと思いますよ。私も十分わかります。しかし、値段の違いぐらいは小学生でわかるわけですよ。だから、その中に生きた脈々とした福祉、福祉のたましいというものは小学生じゃわからないから、あなた方が考えなければいけないことですよ、私はそう思います。一応、時間はございますので、検討をドームの方でされるということですが、そういうことでなくして、部長自ら、私もやってみますという答弁がほしかったわけですよ。いろいろ声を荒たげて言いましたが、私も熱はこもっておりますので、今後、住民の方とも本当にいろいろいけば、「何か合併して、大体合併せんはずじゃった、こういうこつならん」という声が、もう非常にあがっているわけですよ。

それと、いうならばグラウンドも昨年から、また、4月から上がるということで、踏んだり蹴ったりだましたりじゃないかと。市長さん、お年寄りをこなさないでください。市長の温かい福祉の気持ちを、このあたりでひとつどうか示していただきたい。今日すぐとは申しません。十分そのあたりは考えていただきたいと思います。実は、そのことが一番からわかっているのは、私は、ここには当然こういう質問はされていなかったらう、七城町は、合併はしていなかったと断言して言えます。こういうことでそうなるんですから、だから、合併してすぐですから、慎重にいろいろ、それは財政的とかいろいろあるかもしれんけれども、やっぱりなるだけいいほうに向かって改正をするならすると。そして、住民の要望なりいろいろ検討もしてやるというようなことで、我々議会も、本会議では全く聞かなかったわけですから、うっかりしとったわけですね。指定管理制度だけに進んでいたもので、それだけだろと思うていたんですよ。こういうことでございますので、私の気持ちを今日は、最後は伝えて、もう3回ですから、この件については答弁はいいりません。

ちょっと・・・は、不手際な発言がございましたので、ここで訂正をさせていただきます。

次に、指定管理制度について、第3セクターについても、指定管理者の指定をする旨聞くが、市長はどのように考えておられるか、ご答弁をお願いいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 現在、市内の物産館及び温泉施設につきましては、指定管理者制度が導入された平成18年9月1日より平成21年3月31日までの2年7ヵ月間、それまで管理運営を受託していた各第3セクターを非公募により指定管理者として選定し、管理運営がなされてまいりました。第3セクターにつきましては

は、公の施設の管理運営にあたり、これまで高い専門性を発揮しつつ、地域の特色を活かした管理運営が行われてきたところであります。ただ第3セクターは、一般的に独占的、優位的な条件のもとで業務が実施されてきたもので、市場原理が働きにくく、業務の改革への機運が弱くなりがちであるなどの問題も指摘されているところがございます。このような現状を認識し、第3セクター自らが指定管理者制度導入を契機に、自立的経営に向け取り組んでいく必要がございます。

これらのことを踏まえ、市行政改革推進本部では、第1回目の指定管理者の選定は非公募で行いましたが、第2回目以降は原則公募制度の考え方で検討を進めながら、第3セクターの合同役員会及び各店長、支配人というのを、原則公募制に向けた説明会も実施してきたところがございます。しかしながら、第3セクターは地域と密着し、地域の特色を活かした独自の活動の中で構築された知名度や営業効果により、現在黒字経営である第3セクターの管理運営を行っている施設について、特に物産館施設においては、地域の出荷者協議会との地域密着した取り組みの中で、施設の初期の目的が十分達成されており、また消費者の方々からの信頼も厚いものがあり、地域活性化の核として位置づけられているところがございます。また、既に公募制を導入している文化会館等との施設とは目的や性質も異なり、一概に公募制を導入することが地域活性化につながるものか不安な部分もあります。

このようなことから市といたしましても、第3セクターが管理運営する施設の公募制の導入については、現段階では地域住民の方々の合意形成が整わないことも考慮しながら、次回の指定管理者の選定については非公募という方法も併せて、現在検討を行っているところがございます。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） ただいま検討中ということですが、もう18年度から指定管理についていろいろなことをされておるんですから、今ごろ検討って。その検討、検討ということじゃなくて、結論を出して、第3セクターあたりは特殊なことがあるし、それは地方自治法の244条の2の3項にでも指定管理をすることができるとなっておりますし、うちの条例でも市長が法人団体等に指定することができるのだから、反対からいえば指定させなくてもいいじゃないかということも条文としては取られますので、あまり検討、検討というようなことでなくして、住民が右往左往するわけですよ、こういういつもまでも検討、検討ってされとると。私の所へも訪ねてきました。こういうふうになるから、どぎゃんなってだろうかと、せっかくいろいろやっているのにと。だから、早めに検討して関係者あたりにやっぱり早く知らせていただきたいと。非常に神経遣っておるわけです。そういうところがございます。

答弁は要りません。

次に、時間外勤務手当についてお尋ねをいたします。平成18年度決算で、隣近市町村との一般会計での比較はどうなっているか、また1人平均額は。3点目、時間外勤務の多い職員で、1年間でどれくらいになるか。

以上、3点について質問をいたします。お答えをお願いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 初めに1点目でございますけれども、平成18年度決算による近隣市町村との比較でございますけれども、これは公表されております各市町の人事行政等の運営等の状況によりますと、山鹿市で年間支給額8,925万円、合志市で4,178万4,000円、大津町で2,613万3,000円、菊陽町で3,723万6,000円になっており、菊池市では5,370万9,000円となっております。また、これを職員1人当たりの平均額に引きなおしてみますと、山鹿市で1人当たり15万6,000円、合志市で13万8,000円、大津町で12万7,000円、菊陽町で19万8,000円、本市では13万5,000円となっております。近隣市町と比較しますと中間的な位置にあると考えております。なお、この数値の中には、市町村単位の選挙事務や災害対応等の時間外勤務など、特殊事情や職員数の違い等が起因しているものも考えられます。

3点目の1年間における時間外勤務の最も多い職員でございますが、8時間を1日として換算しますと、2、3名の職員が45日になります。以上のように数値によりお示しいたしましたが、職員の時間外勤務の現状につきましては、合併に伴うものや権限委譲等による事務の煩雑化等がありますが、特に時期的な問題が大きく関係していると考えられ、4月から6月にかけて集中する傾向にあり、その時期を乗り越えますと、平常の業務に移行できるものと理解いたしております。

現在、停止されております時間外勤務表については、チェックを行っておりますが、再度、真に必要な時間外勤務なのかを精査する必要があると認識しております。また、時間外勤務と職員の適正配置につきましては、現在実施しております部課長ヒアリングや自己申告書を引き続き実施しながら、各課の実情を把握し、職員の健康管理と併せまして、住民サービスの低下を招かないことを基本に据えた人事管理を行い、適正な職員配置に努めてまいりたいというように考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

（栃原茂樹君） 大体、隣近市町村で平均ぐらいと、これを平均して云々ということ

は言われなくてもいいかもしれませんが、たまたま合併当時からずっと見てみますと、給与明細書をつけていただくようになってから、はっきり一目で分かるようになったわけですね。それまではずっと足さんと分からなかったからですね。大体、1億円ぐらいの線が上がったり引っ込んだりというようなことで、合併当初だからそんなにいろいろいるのかなと、一方では思っておりました。

またそれから、ただ、職員削減はして財政健全化をやろうといっても、片一方で1億円もどしこも入っていくということになれば、20何人か、大体、計算してみますと、今の1人の給与の平均が400万円ですね。全部共済費まで入れますと、職員手当まで入れますと700万円ぐらいになりますけれども。そういうことで、そういう観点もございましたので、そして今年は、専決処分ときは8百何十万が選挙費で増額されましたから、一応予算上は1億円の19年度はなって、そして3月の補正で2,500万円落とされましたから、現在は7,500万円の予算上はありますが、実際は5,390万円ですかね、ということですから、これはもう大体の決算上、こういうことになってくるんだらうということでしたらうと思います。それで、あまりこれをどうこう、超勤をしておられるかと、するなということじゃございませんけれど、むしろそういう一生懸命頑張っておられるのは、褒めてやらなければならないということもございますけれども、1人平均、一番多い方で45日間といえば、3月だけ計算して実日数からいうと20日ですね。5日制で、また祭日があったりなんかすれば、それに1年間でまた有給休暇が20日あって、もう40日もっておられることもあるかと思いますが、これを全部消化される方もあろうし、ない方もありますので、それは別にして2ヵ月半ばかり、やっぱり2、3人の方が8時間に計算して残業されると。ただ心配だったのは、酷な職員配置が、これは私がただ思いで、あまり長くされとるならば、これはちょっとその職員の腹次第で、人が足りないからそこに無理がいつとるんじゃないかというようなことも考えますので、それは健康管理いろいろ、職員の体、健康あたりを考えますと、なるだけ超勤をしないように、もともとは8時間労働で、その中で消化して、職員数と、定数というのは決まっているんですから、災害とかそういうときは別ですけども、これはもう災害ですから別でございますけれども。そういう思いがして、一応、一般質問としてお尋ねをしたかったわけです。だから部長が先ほど、職員の配置にもいろいろな気を遣って配備しとるということで、聞かないのを先にお答えになりましたので、わかりましたから。どうかその点は、残業するなということではございません。それでなるだけ職員の配置とかそういうことを考えて、無理が職員にいかないようにはしていただきたいというお願いをいたしまして、26分ありますが、私の質問を後に譲りたいと思います。どうもありがとうございます。

した。

議長（北田 彰君） 次に、葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） 葛原でございます。通告には2行ほどでございますし、あまり大した質問ではございませんけれども、よろしく願いしておきます。

小・中学校の清掃についてとしております。20年度の菊池市一般会計予算の中に、小学校のトイレ便器清掃業務委託料245万3,000円、また体育館の床掃除、ガラス窓清掃業務、中学校では同じトイレ便器掃除業務委託料124万2,000円、ほかにも中学校でもガラス窓、プール、武道場の清掃業務委託料が目について、一瞬何だろうなと思ったのが私の思いでございまして、ガラス窓の清掃あたりは2階であれば当然危険でありますので、委託というような方法もあろうかと思えますけれども、トイレにしても体育館の床にしても、今は危険が伴うようなことではないだろうと思えますし、委託までして清掃しなくてはならないだろうかと思いましたし、自分たちが使う、お世話になる場所であれば、当然自分たちがする。また、子どもたちの教育の一環でもあろうかと思いましたので、このようなことはどうなっているんだろうかというのが私の知りたいところでございます。

もう1つは、小学校管理費の中の項目が30、金額で4,198万2,000円、中学校で21項目、金額で2,176万3,000円と示されております。それぞれ委託先、業者さんは異なると思えますし、幾つの会社というか、業者さんと申しますか、委託先は幾つぐらいあるだろうかということをお尋ねを申し上げたいと思えます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 小・中学校の清掃についてお答えいたします。

平成20年度におきましては、校舎等の施設管理に限定しての委託費として、小学校14校分約3,000万円、中学校5校分約1,600万円を計上しております。内容としましては、警備保障や消防設備、浄化槽維持管理など、約23種類の業務で、施設維持のための必要不可欠なものばかりでございます。また、発注業者は平成19年度を例にとりますと、小学校延べ38社、中学校延べ30社になります。合併当初はこの数倍の数でありましたが、工夫を積み重ねまして現在の数に縮小してきたところです。今後は、さらに簡素化を進め経費節減に努めてまいります。

次に清掃業務について説明申し上げます。項目は、ガラス窓の清掃及びトイレの清掃業務委託でございます。いずれも年に1度の専門業者による清掃業務委託であります。学校では通常、掃除の時間を教育課程の中で位置づけており、毎日定期的

に行っています。当然、児童生徒も窓拭き、トイレの掃除を日常的に行っているのが現状ですが、この業務委託につきましては、窓掃除は、普段児童生徒が作業を行うには危険な高いところの窓を含めた窓全体の清掃であります。またトイレにおいては、排水管や便器の排水部分を清掃するとき、高圧洗浄や特殊な機材を使う作業及び生徒が扱うには危険な強い薬剤を使用する尿石等の除去など、児童生徒の普段の作業では取り除けない部分を含む清掃委託となっております。これらはすべて、学校施設の機能を維持管理するためにはどうしても必要なことと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） 専門の委託というようなことでございますし、また、年に1度の委託というようなことでございますが、それにしても少し金額が高いような感じがいたします。私を知りたかったのは、いきなりトイレ便器の掃除業務委託料が出ましたので、今の子どもたちは働くということは全くしないだろうかと思ったわけでございますし、教育の基本の中に知・徳・体のバランスの取れた教育活動を示されております。体を動かすこと、つまり働くことは人生の基本、また掃除を通してできてゆくものと思います。

少し話が変わりますけれども、先月の2月、私たち久留米の陸上自衛隊の幹部候補生学校に縁あって、何人かの議員さんも一緒に行かれましたが、その学校長にお会いすることができました。その学校長は第1回のイラクの派遣時の隊長であられた番匠幸一郎さんという方ではありますが、学校見学と話を聞くことができました。その学校は、防衛大学卒業と一般大学卒業して合格した人たちが来る学校だそうでございます。その話の中に、今の人たちは、体格は良いけれども体力がない。またしっかり目を見れないというようなことでございますが、これはそうかなと思いましたが、昨日卒業式にまいりまして、スクリーンに校長先生の渡されるところを映されておりましたが、やはり校長先生の顔は見ない人が多かったかなと思ったわけでございます。そういうようなことで、目を見らない、声を出せない、真っすぐ立てない、とっさの行動の判断ができないとのことの中に、教育の内容としては自分の身の回りはもちろんのこと、生活場所を常に清潔にきちんと整理をするということ、徹底的に教育をするとのことでありまして、やはり当たり前のことのできない、当たり前のことであるかなというようなことを思って帰ったわけでございますが、その中の反面に、今の生徒たちは、やはり素直であるということでもございます。そして、やはり教えればできるようになるとも言われました。やはりこれが教育だと思いますし、働くことの大切さ、また、掃除を通して、掃除も同じである

うし、我が菊池市の教育の中の清掃は、どのような形で指導されているのかを示してほしいということでございます。

それからもう1つは、今の子どもたちが悪さをしたといたします。そのときの指導と申しますか、収め方と申しますか、どのようにされているか。体罰はできないと聞いておりますので、私たちのときは廊下に立つか、トイレ掃除か、グラウンド走りというようなことでしたが、今はどのようなことをされているかを聞かせてほしいわけですが、これは教育長の見解でも結構でございますので、よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 教育委員会では本年度の重点努力目標の1つに、心豊かな児童生徒の育成を掲げております。各学校には具体的な実践と内容の充実を図るよう指導しているところですが、掃除は、ただ校地・校舎内の美化作業だけと捉えず、心の教育の一環として捉えております。お互いが協力して行う協調性の育成、そして、物や公共物を大切にすることを育てる大切な場であると思っております。いわば自分の心を磨く場でもあるわけでございます。今後も教師と共に、積極的に取り組みを指導してまいりたいと思っております。ただ、この掃除だけに限らず、心の教育ということ、あるいは学力向上ということで、早寝早起き、あるいは規則正しい食事、学習、運動など生活のリズムを組み立てるために、工夫も重ねて指導していきたいと思っております。

また、お尋ねされています、生活指導上の体罰としての清掃作業というお話がありました。私は全く別なものと考え、罰として掃除をさせることは絶対にしてはならないものと考えます。生活指導面については、本人や保護者などと十分に話し合い、お互いが納得できるようにしますし、掃除については議員のお話もありましたように、知・徳・体の徳育としての心の教育でもあり、自分たちが学ぶ環境は自分たちできれいにすること、そして、体を動かし、汗を流し、働く喜びを味わうために必要なものと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） ありがとうございます。やはり心の教育というのが一番基本かなと思うわけでございます。また、しっかり努力するというようなことでございますので、もう後、何も言えなくなるようなことですが、私思いますに、田中教育長を、私よく存じあげておりますし、菊池北中学校の先生をされていたころ

の生徒指導、ゆとり時間の勉強の仕方等々も本当に素晴らしく思っておりまして、またスポーツを通しての下足の指導等々ももちろんでございますけれども、北小学校の校長時代は、地域との取り組みに本当に一生懸命頑張っておられたことも、よく私知っているものでございますし、田中教育長を知っとる者といましては、本来の考えとは思えないような、学校関係の指定管理委託の多さに少し考えられることがございますので、今後教育長の本来の姿で、いっちょ頑張ってくださいまして、ことを要望しておきたいと思っております。以上で、教育関係は終わりたいと思っております。

次に一般公共工事の見積もり予定価格の算出についてと通告しておりましたが、公共事業が多く市で発注され、多くの業者さんが参入され、仕事をしていただいていることはありがたいこととありますし、私が知りたいのは、公共事業の見積もり予定価格の算出の仕方を聞きたいのであります。詳しく、わかりやすくお願いしたいと思っております。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 予定価格でございますが、これは地方自治法に基づき、工事等の競争入札、または随意契約を行う際の落札金額の上限値でございます。競争入札、または随意契約に際しては、予定価格の範囲内で最低の価格を提示したものを契約の相手方とすることといたしております。その算定は、一般的な工事につきましては、工事発注下の設計担当者が積算基準や各種価格仕様に基づき積算を行います。また、規模の大きな工事や特殊な工事につきましては、その設計を専門業者である建設コンサルタント等に委託する場合もございます。そして、その設計額を基に実例価格、需給の状況、工事の難易度、数量の多寡、工事期間の長短等を考慮し、最終的には決裁権を持つものが予定価格を決定しております。このように予定価格とは、適正かつ合理的で標準的な価格として設定する契約予定金額の上限値でございます。一方、契約金額は、入札参加者等の個々の技術力や企業努力等が反映された競争の結果として決定されるものであります。なお、最終的に予定価格を決定する際の事務決裁規定に基づいた建設工事の決裁区分でございますが、市長が1,000万円以上、副市長が500万円以上1,000万円未満、部長が130万円以上500万円未満、課長が130万円未満となっております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

（葛原勇次郎君） 少しはわかったような感じがいたしますが、算出の仕方はそういうようなことだろうと思っておりますが、20年の2月4日に行われました解体撤去工事

の説明が全協でございました。開札仕様書を見る限り、1番の落札者の方が税込みの52.7%で落札したので、あまりにも安いので調査した結果、何もなく落札が成立したとの説明が全協でありました。入札自体は何もないと思いますが、この一般競争入札のパーセントの割合が低いのが良いことか悪いことか、よく私はわかりませんが、入札者のパーセントを調べてみました。落札者は先に申しあげました52.7%は税込みの金額でありますし、その後の2番の方も53.4%、3番の方が55.8%、4番の方が55.83%、5番の方が57.6%、6番の方が58.8%、7番の方で59.9%、8番の方が61%、9番の方が66%、10番の方が94.7%。1番と2番の差は0.7%、3番と4番の差は0.3%。これをどう理解してよいかもわかりませんけれども、10番目の方が94.9%出されておりますので、平均は61%になります。そうしたら、1から9番目の方までの平均は57%であり、60%の中に入ってしまうわけでございますし、40%は浮くことになります。こういうときの、その何と言いますかな、見積もりというか予定価格と申しますかは、高いと思われるのか、または業者さんの努力で残が出たと理解されるのかということではありますが、結果は結果でございまして、このような結果が出たときの今後の対応、判断というか、どのようなことをされているのかを、お尋ねをいたしたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 平成19年度の旧クリーンセンターの解体撤去工事につきましては、今申されたとおり2月22日の月例会で報告申し上げましたが、条件つき一般競争入札として実施し、予定価格が1億4,933万7,000円に対して7,864万5,000円を提示した株式会社鴻池組九州支店が落札しました。落札率は52.7%でございます。公共工事は、その品質の確保が求められることが申し上げるまでもないことではありますが、併せてダンピングによる下請け業者等へのしわ寄せ等も防止しなければならないというふうに考えております。そのため本市は、予定価格の制限の範囲内で、一定の価格以下で最低の価格を提示したものについては、直ちに落札者とはせず、低入札価格調査を行うことを内規として定めております。今回はその調査の対象となりましたので、落札者の決定を一時保留いたしまして、工事発注課であります環境課と、入札担当課であります総務課において、同社に対する書類審査及び事情聴取を実施いたしました。その調査においては、同社は1つに同種の廃棄物処理施設の解体工事について、平成12年度以来二十数件の実績を有しており、そのノウハウを駆使して徹底したコスト縮減を行ったこと、2点目に近年中国の国内では、北京オリンピック後を控えていることなどにより経

済発展が著しく、金属価格が高騰していると。このため同施設の解体による鉄の転売益が多く見込まれたこと。3点目が同種の解体工事について、全国的には多数の実績を有しておりますけれども、九州では未だなかったため、どうしても実績を作りたかったということでございます。概ね以上の3点の理由により、当該価格で入札した旨、報告しております。その内容について精査し、過去における類似工事の実績や会社の組織体制等を勘案し、併せて経済状況や同社の企業努力を評価し、当該価格で施工可能と判断したところでございます。よって、最終的に同社を落札者と決定いたしました。なお、今回の解体工事は特殊工事でありますため、専門の建設コンサルタントに委託して設計書を作成しておりますが、国土交通省他、関係機関の積算基準を適用し、適正に算出をいたしております。

鉄の転売益につきましては、当然ながら、その設計書においても見込んでおりますが、当初の予想以上に価格の高騰が進んだことが、ひとつは挙げられるということでございます。また、ちなみにインターネット上で、同じ焼却場解体工事の入札結果等を、13ヵ所ほど全国から入手いたしておりますけれども、落札率につきましては、99%台から中段的には50%前後、80%、一番低いのが34.4%という形で、いろいろな会社の経営努力を含めたところの落札率の結果が出ているということで、ご承知おきいただきたいというように思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

（葛原勇次郎君） すみません。業者の努力と実績の伴うところというようなことと、鉄の高騰が見積もったときよりも高くなったので、そういうような形の落札になったというような説明だろうと思いますが、まず、と言いますと、やっぱり見積もり価格は高く見積もったというようなことになるかなと思いますけれども。これが普通どおりの入札率の95、6%で落札もしますと、工事だけでも、今、先ほど部長が1億4,000万円とかと言いましたので、57%ですので、6,000万円宙に浮くことになります。これが一般競争入札のよいところかもしれないし、業者さんの努力だろうと思いますが、6,000万円が残ってしまいました。この金は次の工事に回されると思いますが、どのような処分をされているかというようなことを聞きたいということでございますが、この金は我々経済委員。いや、農林水産商工関係の経済に回してはもらえないだろうかということでございますが、これは原油価格の高騰に対する利子補給、運転資金等々の活用等々の支援対策に使えるものだろうかということでありますが、20年度の予算説明書の3ページに、目的別算出の予算の状況からは、1番が民生、2番が総務、3番が土木、4が教育、5

が農林水産となっておりますので、農林水産のほうに回していただければ、この原油価格高騰の補助対象、それが支援事業にもなるかなと思いましたが、これは、それから、先ほど松本議員の質問の中の財源確保の問題でも、寄付金も必要でございましょうけれども、こういうようなことを経済産業の活力に回していただければ財源の確保にもつながっていくかと思しますので、今、案を出したわけですが、これは通告外でございしますので、できるだけ答弁で結構でございしますので、お伺いをして私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（北田 彰君） 通告以外の質問ですから、答弁は控えたいと思います。

[登壇]

（葛原勇次郎君） はい、ありがとうございました。じゃあ、要望としておきたいと思います。ありがとうございました。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後 2 時 2 6 分

開議 午後 2 時 3 6 分
○

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） それでは質問させていただきます。質問に入ります前に、当委員長から許可を得ていますので、よろしくお願いたします。

菊池の農業は、基幹産業であるということは皆様もご承知のとおりでございます。このたびの中国野菜餃子の中毒事件は、食を海外に依存する現状とその危うさが改めて浮き彫りになりました。共働きの家庭の増加や、それによる惣菜、中食の普及、消費者の低価格への趣向もあり、食卓の安価な輸入農産物や外国製の加工食品が増え、国産の農産物が値崩れする中であって、消費者の食への安全意識がさらに高まったのは間違いありません。国産農産物が見直される機会にもなりました。高くても国産をとという消費者の声が高まれば、農産物を大量に使う惣菜、外食産業も国産にシフトしなければなりません。食料自給率のアップにもつながると思います。このような追い風の中、今後、菊池の農業の発展をどのように図られるか質問いたします。行政がリーダーシップを取り、労働力の高齢化問題、都市基盤の整備、基盤後の特産品づくりなど、現場を歩いて農家の生の声を行政に活かしてもらいたいと思います。また、作物ごとに試験補助を設けて、改良普及所の指導を受けながら、ダムの水を利用した的確な作物の推進を図りたいと考えております。

菊池地域は畜産地帯で堆肥が豊富にあります。耕種農家の連携を取りながら、堆肥利用を推進していかなければならないと思います。今年の7月からは、肥料の価格が大幅に上がると聞いています。肥料で育った作物よりも、やはり堆肥で育った作物のほうが病気にも強く、虫にも侵されなく丈夫に大きくなります。また、減農薬、減肥料にもつながるのではないのでしょうか。「してみせて、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば人は動かず」と申します。このように国民の食料、命をあずかる農業は、経済性だけでの問題では済まされない現実があります。もう少し元気が出る手段はないか、質問いたします。また、飼料基盤の拡大による自給飼料の増産ですが、遊休地、水田裏作等のあっせん等はできないか、それによる懸案事につながりまして、また耕地の、国土の荒廃にも結びつきます。

次には、質問席で質問させていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） お答えいたします。農業を取り巻く環境は、原油及び市場価格の高騰、農産物価格の低迷、輸入自由化問題等、大変厳しい状況であることは現実のとおりでございます。加えて中山間地域の農業は後継者不足、高齢化という大きな課題も抱えている中で、足腰の強い農業、持続的な農業を目指して土地基盤整備や施設の近代化等に取り組んでいるところでございます。このような中、平成20年度におきまして、市単独の新規事業として、農業者の高齢化と農地条件に制約のある中山間地域農業の振興策として、花房北部地区、補助整備地区におきまして、モデル的試験法を設置し、果樹の有望品種の選定、実証を行う事業計画をいたしております。もちろん、この菊池地域におきましては、菊池台地の水事情が大変重要となってまいります。

このほか、耕作放棄地が増えるに連れて、有害鳥獣による農作物等への被害が増加する中、イノシシ等の被害防止を目的に連作設置費用の事業や、里山付近における繁殖牛の放牧事業計画し、当初予算によって計上させていただいているところでございます。厳しい農業情勢の中で、担い手の育成につきましては、将来とも効率的で安定的に経営を行う、経営力豊かな農業者づくりを進めるために、いかに農業所得を向上させるかが重要な課題となっております。意欲ある農業者の一層の経営改善を図るため、認定農業者の創出育成につきましては、引き続き取り組んでいくと共に、集落営農組織の育成につきましても関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。また、農地の不作付け地、裏作不作付け地を活用した自給飼料の増産につきましては、本年2月に菊池地域振興局と連携し、市農業委員会に対して遊休農地の掘り起こしについて働きかけを行ったところでございます。この

件につきましても、関係機関と連携を取りながら、引き続き進めてまいりたいと考えております。

堆肥の利活用に関する支援につきましては、転作関連事業で認定農業者や特定農業者団体等々を対象とした、耕畜連携水田活用対策事業の中に、耕種農家と畜産農家による3ヵ年の飼料供給協定に基づき、畜産農家側より生産された堆肥、飼料を供給した耕種農家の圃場に還元した場合、堆肥散布作業を行う畜産農家に対し、10R当たり1万3,000円を公布の仕組みがございます。平成19年度の取り組みといたしましては、助成対象者23名、面積90.6ha、助成金額が1,187万円となっております。平成20年度につきましても、引き続き本事業の取り組みを行うことといたしております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） それでは2回目、要望なり質問なりしたいと思います。

耕作連携水田活用対策事業につきましては、ますます活発になることを期待いたします。しかしながら、今一方、踏み込まれまして、堆肥利用した農家とはせず、野菜、例えば茶、果樹等、またそれらの生産に対しましても、堆肥利用者による補助、その他の手助けはできないか質問いたします。

また、先般私が一般質問で生姜栽培のことを質問いたしました。やっぱり特産品としまして、生姜も菊陽町で2、3人の方がつくられているそうですよ。そういうことを、やはり職員が農家を回って、それを各農家に普及するような、やっぱり地を歩いて、訪問もしてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 農家所得の向上につながる有望作物、優良作物の選定・推進や、あるいは耕畜連携した堆肥の利活用による土づくりにつきましては、県下有数の畜産地帯でございます本市において、堆肥の管内処理と、また、安全・安心農産物づくりにおいても重要な取り組みであると認識いたしております。畜産農家の厳しい現状につきましても、認識をいたしております。議員、ご意見のご指摘の点につきましては、今後の本市の農業振興への提案として、十分参考にさせていただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） それでは2番目の畜産対策について質問いたします。

米国のエタノール需要拡大により、とうもろこしの価格が高騰し、主原料を占める配合飼料価格が大幅に値上がりし、畜産経営を直撃しています。また、とうもろこしの高騰により、他の穀物を栽培している農家がとうもろこし作付けにシフトし、大豆、麦、乾草等をはじめ、飼料の全般が急騰し、いまだに価格は上昇し続けております。

このような情勢の中、JAの畜産農家の影響を見てみますと、平成18年度を基準に配合飼料代のみを比較すると、平成19年度は肥育牛200頭規模で140万円、養豚100頭経営で550万円、酪農40頭経営で140万円ですかね、このようになっております。また、これから先平成20年度になりますと、肥育牛だけで420万円から460万円、酪農で110万円、養豚の100頭一環経営で450万円が、配合飼料だけで事実負担が増加すると予想されます。規模が大きくなればなるだけ負担は大きくなるわけございまして、実際には乾草、燃料、生産資材、原油高騰のあおりを受けて2、3割アップしています。また、乳価の低迷、牛肉の下落と販売収の落ち込みも、畜産経営をダブルパンチで直撃している状態です。さらに農家手取額の大幅な落ち込み、あるいは採算前の精査費による貸越残高が増加し、金利負担も増加しております。畜産酪農は、菊池市において基幹産業であります。また、JA菊池は全国でも有数の畜産・酪農取り扱いであり、現在の状況はJAの資料によりますと、酪農において2年続いた生乳原産及び牛乳の消費は、近年全国ベースで前年比3ないし4%で推移しております。また、酪農廃業者も率で、全国ベースで5%あり、JAも同じ状況であります。畜産においても、肉牛肥育、肥育の元牛においても販売租収益より生産費の物財費が大きく、大きな赤字経営であります。

このようなことに鑑み、農家にとって必要なのは資金繰りの応援であると考えます。そこで、国の緊急対策があります。家畜飼料特別支援金、牛豚農家特別支援資金の融資を受ける農家に対するの利子補給、並びに農業施設、機械に対するの税金の免除等が必要と考えますが、いかがでございでしょうか。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 議員、ご意見、ご指摘のとおり、飼料価格の高騰により畜産農家は大きなダメージを受け、営農貸越や購買未収金が増加している現状ではございます。このような中、国は畜産や酪農経営安定を図ることを目的として、畜産酪農緊急支援対策に1,871億円を確保したところでございます。

ご意見の農業制度資金に対する利子補給については、現在までも実施してまいりましたが、本年度予算額で690万2,000円の利子補給を実施いたしております。

す。また、本年度の融資実績では農業近代化資金が19件で約1億6,500万円、スーパーL資金が15件で約8億8,000万円、合計9億7,300万円でしたので、20年度利子補給予算は827万6,000円を予算計上させていただいているところでございます。

この支援対策の中で、配合飼料価格の上昇に対応して、畜産経営に対する飼料購入に要する資金の融通を行うことにより、畜産の安定的発展を図るために、先ほどご意見ありましたように、家畜飼料特別支援資金融通事業や大家畜特別支援資金融通事業、あるいは養豚特別支援資金融通事業等を創設されております。この3つの支援資金のうち、大家畜特別支援資金につきましては、19年度までは大家畜経営改善資金の名称で実施され、中央畜産会、県、市、農協が利子補給をすることにより、貸付金利が1.7%となる資金で、本市でも16名の農家が利用されております。営農貸越や購買未収金を証書に切り替えれば融資対象になりますので、農業団体と協議し、融資の対象となる農家につきましては、今後も引き続き支援をしてみたいと考えております。

また、お尋ねの貸付金利の1.7%を下げるための協議が農業団体等で行われていると伺っておりますが、まだ具体的な数字は検討中でございますので、今後農業が基幹産業である本市としましても、危機的状況を打破するための支援を、農業団体と連携しながら行ってみたいというふうに考えております。

失礼しました。スーパーL資金のところでは8億8,000万円と申し上げましたが、15件で8億800万円の誤りでございました。訂正いたします。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） それでは2回目を行います。

酪農の場合、本来なら牛乳代で経営するのが妥当であります。乳価の低迷で副産物に頼るしかありません。その副産物が、現在ではホルスの小さいやつで1万1,000円、1万じゃありません。1,000円です。1,000円で小さいものになると粉乳つけてやっても持っていけないというような現状であります。このような中で、酪農にとって後継牛はやはり必要なのですよ、もともと酪農をする以上は。であるから、今、種付け技術が発達しまして、オスメス生み分けの種が作られているそうですもんね。それで要するに、後継牛にはメスの生まれる種をつけて、他の牛にはその受精卵移植で、和牛を入れたりいろいろしますけれども、地域全体を菊池はあくまでも畜産の市でございますので、そういうやっぱ地産地消、やっぱ子牛から、地元で生まれた子牛を生産して肉牛にシナすというようなシステムの下に、仮腹、私はわかりませんが、優良子牛を生産するために、どれがし

かの助成をしてもらいたいと思います。その受精卵移植がやっぱり4万円ぐらいしますし、技術料当たりもある程度かかると思いますので、その点いかがなものかと質問いたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 繁殖牛増頭のための受精卵移植の技術料の助成についてでございますけれども、ご存じのとおり酪農を取り巻く状況は消費の問題による入荷の低迷に、配合飼料価格の高騰と初生牛価格の暴落が追い討ちをかけ、非常に厳しい状況でございます。それは、今、ご指摘のとおりでございます。

ご意見の乳牛に仮腹をして受精卵移植をすることは、繁殖牛の増頭を目指すことと併せて、安定した子牛販売代金を得ることにより、酪農経営の危機を打破するために大変重要なことであると認識いたしております。平成19年度から肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業が社団法人熊本県畜産協会を事業主体として実施されております。この事業の中の肉用牛増頭強化対策で、酪農経営活用肉用牛増頭の推進事業として、和牛の増頭を図るために、乳用種及び交雑種を用いて和牛の生産を行う酪農家に対する奨励金が交付されております。交付要件として子牛登記可能な受精卵を移植し、受胎した場合は1頭あたり1万円から4万円、子牛を登記した場合は1頭あたり2万5,000円が交付されます。これらの事業を活用し、経営の安定が図れますよう、農業団体と連携し、農家への情報提供、普及等を図ってまいりたいと考えております。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

（坂本昭信君） それではもう最後の質問をいたします。

先月の、2月18日から20日にかけて、政務調査を利用させていただきまして、大阪食肉市場と神戸の帝神畜産、スーパーマルナカ西宮店に研修に行っていました。その中で、菊池で生産された牛肉の素晴らしさ、非常に感動しました。やはり、安定供給が消費拡大につながる。これはもう、実証されたものと思います。畜産・酪農にとりまして、先般のBSE問題と違いまして、穀物の値上がりによる飼料の高騰が原因にあります。日本の食卓から国産の牛乳、肉、加工品がなくなる恐れも考えられます。畜産・酪農には後継者もかなりおりまして、ほとんど件別と言っていいほど若い人たちが夢を持って、その夢をつないでやるのも行政のひとつの仕事であると思います。また、食の安全、安定供給もしかりであります。このような事態を受けまして、最後に市長さんのご答弁をお願いいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村光男君。

[登壇]

市長（福村光男君） 畜産の、今、置かれている環境について、厳しい現実についておふれをいただきました。

これまで部長のほうで答弁してまいりましたけれども、特に酪農については牛乳の消費の低迷、ご指摘のとおり乳価の下落、そしてまた飼料が高騰しているということもありますし、初生牛の価格の下落がさらには追い討ちをかけているという大変厳しい環境にあると、このように思います。畜産経営における費用の30%から70%が飼料費ということでございまして、この飼料の高騰は本当に厳しい現実になっているだろうと思います。農耕飼料のほうで、価格が高止まりをして、市場価格安定基金からの補填金というのが、どんどんと減少しているという現実にあります。経営に与える影響は非常に大きいし、将来の見通しというのが非常に暗い状況下にあると思っております。

こういった現状の畜産酪農への支援につきましては、先ほど経済部長のほうからお答えいたしましたけれども、今回の特別支援対策で新設をされました、大家畜特別支援資金などの利子補給を農業団体等と協議をしながら積極的に支援をし、畜産や酪農の振興を図っていきたいと思います。特に菊池は、畜産地域であるというご指摘のとおりであると思います。また、畜産振興につながる様々な補助事業につきまして情報の収集をさらに図りながら、補助事業を有効的に活用することを、部内におきまして指示をしておるところでございます。よろしく願いいたします。（坂本昭信君） 終わります、どうも。

議長（北田 彰君） 次に、三池健治君。

[登壇]

（三池健治君） こんにちは。議長より質問の許可が出ておりますので、通告に従い順次質問を行います。

泗水町の有数の公園である孔子公園、春は桜祭りがあり、夏は花火、秋はコスモスマラソンと孔子祭り、イベントがあればにぎわいを見せています。また、一年を通じてはグランドゴルフがあるときはにぎわっているようです。普段は近所のお子様連れが子どもさんと仲良く遊んでいるところを見かけます。できた当時は遠くからの観光客でにぎわいを見せていたようで、入園料をいただいた記憶があります。

孔子公園の建設は旧泗水町の町名を孔子の生誕地である中国の聖地、泗水の名を取り命名されたとあり、平成4年11月に中国の泗水県と友好協力交流関係を記念して建設されたと聞いています。その後平成6年に友好都市締結に関する協定書に泗水町長と中国の泗水県長とで署名されています。建設されて今年で16年目になります。施設の概要をいいますと、孔子像本体それを覆う覆屋一棟、方亭が4カ所、

日本でいう東屋みたいなものです。それを結ぶ回廊、資料館一棟、展示館一棟があり、それに物産館一棟、それと入り口の門と野外ステージ、それが孔子公園の建物です。建物以外では、孔子像をおさめている遺産でつくった、高台と公園広場と駐車場です。総工費、当時で12億6,500万円で建設されています。そのうち建設支出金、県支出金4,000万円、地方債9億1,870万円、一般財源が3億630万円で、ほとんどが町の借金です。できた当時はきらびやかで、目が覚めるような建物だったと思います。話によれば中国の建物だからといって、資材も中国のものを使用して建設されたと聞き及んでいます。孔子公園に行き、資料館の目の前を通ると、建物調査のためしばらくの間資料館を閉鎖しますとの張り紙がありました。しばらくとはいつまでだろうとか、資料館を閉鎖したままで遠くから来た人たちから苦情がないものかなどと思い、泗水総合支所に聞いてみました。泗水支所では管理していないので、いつ張り紙をされたかわかりません、また、苦情も聞いた事がないとの返答でした。きっと本所にはたくさんの苦情が入り、対応に苦慮しているんだと思いました。建設されて16年しか経っていないのに老朽化が激しい建物です。中国と日本の気候の差が材質の老朽化につながっていると思われます。孔子像を覆う覆屋の柱は、それに方亭と回廊の柱、丸い木の柱にあでやかな色彩のペンキが塗られています。中国のイメージ色を出すためだと思われます。木の柱の凹凸をなくすため、ペンキの下塗りを施しています。材質はパテか漆喰のようなものではっきりとは分かりません。下塗りのおかげでペンキの表面はツルツルでつやがあります。表面のペンキがはがれ、下塗りの割れ目から見ると、中の木がほとんど腐っていて空洞のようです。下塗りのおかげでもっているようなものです。1本の柱であれば、とうに崩れ落ちていると思います。何本かの柱が支え合っていたため崩れないで頑張っているようです。何らかの外力が加われればすぐに崩れ落ちることでしょう。強い風や地震は非常に危険です。地震は予告なしに来ます。もし、孔子像を見に来ていた人がいたら、必ず事故に遭います。事故は絶対に避けなければなりません。早急に何らかの処置が必要かと思われます。

そこで4項目ほどお尋ねします。1つ目、孔子像を覆屋及び方亭と回廊に入らないような手立てが必要かと思われますが、どのような措置をされるのか伺います。2つ目として、合併前、方亭と回廊の屋根のふきかえの検討があり、現地を見ました。瓦はぼろぼろで非常に危険な状態で復旧が必要でした。合併後、工事が完了し、今では屋根瓦は黒くピカピカ光っています。このように、この孔子公園の建物は保全のため手が加えられています。今までにこの孔子公園の建物にかかった復旧費は全部で幾らを教えてください。3番目、今定例会において、平成19年度一般会計補正予算で、孔子公園の調査、設計委託料約100万円が専決処分されました。こ

の調査設計料は、今、張り紙してある資料館だけなのか、それとも覆屋及び方亭や回廊も含まれているのかお尋ねします。また、調査設計の内容もお聞きします。例えば、この資料館を建て替えるには幾らかかるのか、材質は日本のものでいいなのか、瓦も日本に発注したほうが安価で済むものなのか、資料物をほかに移して展示できないものなのか、といった細かな調査までされるのか教えてください。4番目、資料館や覆屋、方亭や回廊、この建物は急に老化したとは思えません。老朽化し、近いうちに復旧するか、建て替えをしなければならないことを執行部では予測していたと思います。

そこでお尋ねします。復旧した場合は幾らかかるのか、また、建て替えたら幾らかかるのか。正確な金額はまだつかんでいないと思いますので、概算でも結構です。これから先、この孔子公園の建物につぐ金額は、大体幾らぐらいかかるのか教えてください。1回目の質問とします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 孔子公園の建築から経過等については、議員さん、おっしゃられましたとおりでございますが、孔子公園につきましては、泗水誕生100周年を記念して、町のシンボルとして中国宮廷文化を再現したもので、平成4年11月にオープンされました。これまでに孔子公園建物保全復旧費といたしまして、平成8年、9年に回廊、屋根改修工事、資料館タイル張り替え工事等で5,000万円、平成13年度に山門、門所・瓦修繕工事338万1,000円、平成15年度に祀聖亭瓦修繕工事等1,446万9,000円を行ってまいりました。

建設当初、中国技術者を受け入れての本格的な中国式伝統技術を駆使した施設として親しまれてきましたけれども、中国と日本との気象条件の違いなどにより、腐食が激しい状況となっております。特に孔子像の覆い屋であります祀聖亭の柱部分の浸食や資料館の軒部分の崩落があり、資料館については、ご意見の通り安全性を確保するため、閉鎖の安全措置をとっております。危険な状況であると共に、特殊な建物であり、外観だけの判断ではどこまでの補強が必要かわかりかねますので、早急な対応が必要ということで、今般の平成19年度専決処分をさせていただき、劣化度等調査を現在実施中でございます。この調査の内容といたしましては、資料館、孔子廊、休憩舎、便所、回廊、展示館の建物劣化状況調査、補強改修案作成、概算工事費算出設計書の委託業務を実施していただいております。この結果が本年の3月末に提出される予定でございますので、その結果を受けて、改修方法などについて検討してまいりたいと思っております。また、資料館につきましては、張り紙等については、大変不十分な点があったかと思っておりますけれども、その点につきまして

は、また、至急説明書き等を加えて張り替えたいと思っております。よろしくお願
いいたします。

議長（北田 彰君） 三池健治君。

（三池健治君） 1番目のですよ、建て替えじゃなくて、入らない、どのくらい処置
をしてくれと言うたけども、その回答がないんですが。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 失礼いたしました。ただいま、そのように資料館について
はあれしておりますけれども、危険な状態であるということでございました。至急
処置をしてみたいと思います。

議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

（三池健治君） 今までに建物に約7,000万円ぐらいですかね、かかっているとい
うことで、16年しかかかっていないのに、だいぶかかっているんだなというふう
に思っております。それと、調査は建物全般的にやるということですね。それで安
心しました。約100万円だけで資料館だけなのかなというふうに思っていたもの
ですから、それで納得したと思います。今までは、孔子公園の建物ありきで復旧費
用を幾らかかるかとか、これからどれだけかかるかというような、また3月の末に
はその結果が出るというようなことを言われていたんですが、ありきの回答を質問
したんですけども、孔子公園に、本当に建物が必要かなんか、私ちょっと疑問に思
うところなんですよ。

佐賀県多久市に孔子像が祭ってあると聞き、見に行きました。泗水と同じ石でで
きた孔子像が小高い丘のほうにぼつりと立っていて屋根もありませんでした。ただ
多久市には聖廟があります。その中には1700年前から、だから約、今から30
8年前に作られた鑄造の孔子像が祭られているということです。聖廟を辞書で繰り
ますと、孔子の廟とあり、廟は先祖の霊を祭るところとありました。この聖廟は1
933年、昭和8年に国宝に指定されています。1950年、昭和25年には文化
財保護法の規定により重要文化財にも指定されています。聖廟内で行われる孔子祭
りは1980年、昭和55年に県重要無形文化財にも指定されています。このよう
に泗水の孔子像が国宝にでも指定を受けるようであれば、屋根は必要になってくる
とは思いますが。ただ、この国宝指定を受けるまでには、あと何百年かかるか。あれ
は待っていても国宝にはならないんじゃないか。それまで孔子公園の建物復旧や改
築に、意に皆さんの税金を費やしてもよいものか疑問に思います。孔子像は泗水県
との友好都市の証として残す必要はありますけれども、その覆屋とかその建物は本

当に必要なのか、方亭や回廊や資料館は。また、石段でできている高台も必要なのか考えさせられます。このように、いろいろな選択肢があると思います。

そこで質問ですが、今後の孔子公園に建物が必要なのか、菊池市の住民は税金を使ってでも残したいのか、また、泗水町民は必要としているのか。非常に重要な検討課題だと思いますので、そこで孔子公園検討委員会を立ち上げてどうしたらいいかを考えないか、すべはないかお尋ねしたいと思います。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 多久市の聖廟につきましては、非常に由緒あると言いますか、国宝と言われましたけれども、素晴らしいものであります。それと泗水町の孔子公園と単純に比較するわけではございませんけれども、先ほどの七城町の温泉ドームと同じように、大変な思いをしながら泗水町に由緒ある、泗水町に絡む施設として孔子公園がつくられております。そういうことから考えますと、現在ある建物を必要であるかないかは私の言うところではございませんけれども、現在劣化度調査を行いまして、今後どのような改修方法があるのか、またどのように改修していくのか等も含めて、また検討委員会と申しますか、もちろん泗水総合支所をはじめ、議会の皆さんとも十分これから協議をさせていただくわけですが、その中で検討委員会等も含めて検討させていただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 三池健治君。

（三池健治君） はい。（笑声あり）

検討委員会を検討する。素晴らしいですね、検討、検討が続いて。こういう質問も泗水町の議員だから聞けるようなもので、よその人は聞けないと思います。でもこの孔子公園を残していただくような話ですので、泗水の発展のために頑張ればと思っております。

それでは次に移ります。里山について質問いたします。市役所から見渡す里山はほとんどが竹林で覆い尽くされています。この現状を見て市長はどのように思われるのか、本当に腹の内を聞きたいと思っております。

菊池市のまちづくりの理念は、「豊かな水と緑、光あふれる田園のまち」とあり、確かに菊池市は見渡す限り豊かな緑であり、緑に包まれています。ただ、一言もきれいな水と緑とは、一言もうたってありません。果たして豊かな水だけを理念にしていいものか疑問に思います。菊池市の里山に樹生する杉林や雑木林は、竹林がむさぼるように食い尽くしています。今は杉のてっぺんがところどころ見えるが、ほとんどが竹林です。このまま放置が続けば、あと20年、いや10年で菊池の里山から杉山が消え、雑木林が消え、残るは足の踏み場のないほど密集した竹林だけで

はないでしょうか。竹があっちこちに倒れ、この悲惨な光景を見ると菊池市の里山が死に絶えたように見えます。そう考えるのは私だけでしょうか。

菊池市は観光の町、温泉の町としてお客満足度100%を目指し、日々努力されていると思います。福岡から国道や県道を使い、熊本から国道、県道を使い菊池市に観光に来ます。そこで第1番目に目に入るのは菊池市の風景だと思います。いや、風景が第一印象です。人は第一印象をととても大事にします。その第一印象がないとどんなにほかが悪くても評価は下がります。この乱雑した竹林が菊池市の第一印象であってはならないのです。観光客の評価を上げ、満足度を上げるには里山の竹林整備ではないかと思います。この醜い里山を美しく、それには並大抵の努力ではできない気がします。里山美化条例でもつくり、竹林の美化を里山の持ち主の方をお願いしてきれいにできれば一番よいのですが、これも難しい気がします。恐らく里山の手入れをしても、一銭がつもならんと拒む人もいるでしょう。また、手入れはしたいが体がいうこつばきかんという人もおられるでしょう。でも、放置したままでは菊池市の環境が破壊されます。菊池全体の竹林を整備するのではなく、菊池の主要都市に面する里山の竹林整備、菊池の顔となる部分だけでもよいと思います。それでも一気に整備するには予算もかさみます。毎年少しずつ、気長に整備を進めることは寛大と思われる。少しでも整備を進め、菊池が変わったな、きれいなまちになったなと言われるまちにしたらよいと思っております。

そこで質問です。里山竹林を行政指導で整備する考えはないかお尋ねします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） お答えいたします。里山における竹林の管理につきましては、現在では社会生活の変化、また高齢化、後継者不足が加わって、その理由が少なくなり放置竹林が年々増加しております。この放置竹林の解消するためには、竹林の大部分が民有林でありますので、所有者及び地域の関係者の協力、取り組みが必要であると思います。そこで、菊池地域の里山及び主要道路周辺の竹林の計画的整備を行い、美しい景観の形成並びに地域資源としての竹林の有効活用を図るために、平成18年度から県主体の竹林景観整備事業というのが協議されております。もちろん市も加わっております。まず景観整備のその中で、景観整備の検討会、竹林所有者の意向調査等を行い、菊池市及び合志市で31カ所の性質調査から竹林の現況、竹材業者との連携、補助事業の活用など検討会がなされ、放置竹林における竹林整備補助や竹林整備補助の箇所等が現場で検討されたところでございます。また、竹林所有者への意向調査や竹林利用者側のニーズ調査等も行われております。本市としましては、この調査の結果を基に、景観整備の充実を図るべく、侵入竹林、

放置竹林の整備においての地域活動及び竹林所有者への啓発活動に努めてまいりますし、また、森林組合や竹材業者等にも竹材の利用についての協力をお願いしてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

（三池健治君） まだ検討されているということで、まだ実施はしていないということですね。この竹林に対して私が思うには、他人の土地を、竹林を整備するということを考えていたのですけれども、何かなかなかそれじゃできないということで、私の考えはおかしいのかなというふうに思っていたのですけれども、実は七城町のほうで、竹林公園整備事業についてということで、平成12年から16年やられておるわけですよ。それで事業名としましては、熊本県緊急地域雇用喪失特別基金事業補助金により実施するというので、七城町の町長さんは私と同じようなことを考えていたんだなというふうに思っています。素晴らしい考えじゃないかと思います。竹林公園として事業箇所としましては、「七城地内の竹林6カ所、地権者と別紙使用貸借契約書のとおり契約を提携し、町が無償で借り受け、竹林公園として整備。貸借期間については事業箇所より1年から3年」としてあると書いてありますね。負担は、「条件を緊急雇用補助金で実施し、地権者には負担はしない」と書いてあります。そして、「町とシルバー人材センターが委託契約を提携し、シルバー人材センターにて整備、公園に伴い伐採した竹についてはシルバー人材センターにて竹炭に加工のほか、粉碎して当各用地へ散布した」と書いてあります。整備された用地については、「契約年じゅうは町の竹林公園として、町観光協会が主催する体験ツアーのたけのこ掘りの用地として使用していた」というふうに書いてあります。それでその間に、大体4600平米ぐらい整備されたということです。これは熊日で1回載っていたと思います。整備された竹林がきれいになったよというところが、ちょっと熊日に載っていたことを、ちょっと思い出しております。それでこの体験ツアーでたけのこ掘りにだいぶ喜んで参加されたということのようです。このように民有、私有地なものですから、このように公園整備でもしながらやったということです。このような公園整備はちょっとできないものかということです。だから雇用、一番肝心なのは資金繰りだと思います。それで例えば、資金繰りのほうちょっと言いますと、ISOを取りやめてでも、名目だけのISOじゃなくて、そういうやつを本当に実施したあれにまわしてもらいたい。ISOで環境に優しいことをやっています。CO2の削減に取り組んでいますと言っても、やっていることは、昼休み休憩時間の電気を消すとか、トイレの電気をこまめに消すとか、1度使った

コピー用紙の裏を使い材木の削減をしていますと、それでCO2の削減を行っていますという今年かやっていないと思います。その一方で、離れでは暑いぐらいの暖房を効かせていると。このような矛盾したことで、本市はISOに承認した町として自負しているという、本当に不思議な町のような感じです。環境は理想を追うより、現実を見つめるべきだと思います。ISO登録料を竹林整備に回したほうがどれだけ住民のためになるか、これは予算捻出の一つの方法を、例を私は挙げております。2つ目は、予算捻出として環境基金を回してもどうかと。この基金を使いながら、今から竹林整備をしなければ手遅れになってしまうというふうに思います。予算の捻出は執行部がプロでありますので、我々素人議員がとやかくいってもプロにはかないませんので、プロの手腕を期待したいと思っております。

今回の定例会で菊池市環境基本条例が提案されています。この提案理由は、菊池市における豊かで快適な環境の保全と創造を図るためとあります。実に響きのいい言葉ですが、それだけで菊池市の竹林が整備されるか気になります。また、基本条例の前文では、菊池市には安らぎと豊かな自然環境保全し、公正に引き継ぐ最大限努力することが求められてあります。この環境基本条例にふさわしい菊池市にするためにも七城町で行っていた、竹林公園事業を本市にでも取り入れる考えはないかお尋ねします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 旧七城町竹林公園整備事業につきましては、平成12年度から平成16年度に実施されております。熊本県緊急地域雇用喪失特別基金事業補助金により、雇用対策を目的として行われたものでございますし、シルバー人材雇用に応用した竹林の公園化、清掃等による作業を実施したものでございます。現在は、この制度は行われておりませんが、ただ、その今後とも竹林の保全につきましては、菊池市の中山間地の美しい自然の保護を環境の保全からも、やはり何らかの対策はしてまいらなければならないと思っておりますので、先ほども申し上げました竹林景観整備事業というのが、ただいま県を中心に市も一緒になってその検討会等が行われておりますので、その中に議員のおっしゃられたようなことを提案させていただいて、今後の課題としてさせていただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 三池健治君。

（三池健治君） 素晴らしい整備が行われますように、期待して終わります。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。



休憩 午後15時23分



議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

（泉田栄一郎君） こんにちは。昨年11月熊本市は熊本県立大学と、包括協定を結びました。地域づくりや、人材育成、環境保全などの分野で相互に連携するというものです。この、包括協定の主たる目的は、中心市街地活性化に向けた連携であると思います。その際、県立大学の蓑茂理事長は次のようにおっしゃいました。「都市の過密と農村の過疎が進むなか、国土をどうしていくか、その試金石になるのがこの菊池市のような規模の地方都市である。また、人材育成に関して、研修などのアイデアを出していきたい」ということです。今回の包括協定を結んだことは、菊池市にとって大変意味のあることだと思います。また先日、包括協定記念講演が行われましたが、大変肝銘を受け、自分自身考えるところが多々ありました。

菊池市の将来の発展を見据えた課題として、大事なことは菊池市しかない特殊性をアピールすることだと思います。その1つとして、大自然に恵まれた菊池渓谷をさらに充実、かつ、整備していく必要があるのではないかと考えております。菊池渓谷を訪れる人は年々増加しております。また、海外から、韓国、中国、台湾、観光客も増えて、国際的にも風光明媚な渓谷として非常に有名になってきております。私も個人的によく、外国の友人を菊池渓谷に連れて行くことが多いのですが、皆さんその素晴らしさに感嘆されます。旅行する方は比較的元気で、自分の足で歩くことができる人がほとんどです。しかし、中には足の不自由な人、不自由とまではいかないが、高齢のため足が弱くなっている人もいます。その人たちの目で見ると、行きたいけど行きづらい場所になっているのではないかと思います。その理由は、駐車場が遠い、中に入ってから歩くのが大変というのが挙げられます。もちろん、運動目的で、ハイキングコースとしては最高の環境ではありますが、運動目的ではなく、景色を見たいだけ、家族と一緒に楽しみたいだけの人にとっては、大変な思いをしてまで行かなくてもいいと思うのではないのでしょうか。車いすが通れる道幅はあるのですが、老若男女が誰でも行ける整備をしてはどうかと考えております。シーズンの時の、シャトルバスはすでに使われていますが、例えばそのほかとして、環境にやさしい電気自動車、エコカーや、人力車、馬車等のイベント性を兼ね備えた交通手段の導入や、遊び場整備の工夫も必要だと思います。

そのような考え方を含めて、現在の菊池渓谷の年間入場者数、清掃協力金の内容、また、シーズンごとのイベントなど、特記すべき点、そのほか、今、抱えている問

題点などを含めて利用状況をお尋ねします。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

経済部長（稲葉公博君） お答えいたします。

菊池渓谷は、市民のシンボルであると同時に、阿蘇くじゅう国立公園の特別地域に指定され、自然公園法により、新築、増改築、木竹の木、竹の伐採、土石の採取、広告物の表示など、15項目にわたり厳しい規制がなされているところでもございます。このため、菊池渓谷を整備するに当たりましては、自然保護と利用のバランスを慎重に考えていかなければならないと思います。菊池渓谷には、平成17年に38万人、18、19年と約35万人の方々が訪れられております。菊池渓谷は毎年4月から11月までをシーズンオープンし、菊池渓谷を美しくする保護管理協議会が管理にあたっております。すぐれた景観と、清流と、原生林を維持することを目的に、清掃協力金、高校生以上100円を収受し、主として清掃業務、施設整備としてごみの収集やし尿処理に使われております。また、維持活動に取り組んでおるところでございます。また、行楽客が集中する夏季、紅葉時期には、最も収容能力が高い中央駐車場から渓谷入り口までのシャトルバスを運行し、交通事故や渋滞緩和のため、警備員を配置することで利用者の利便性を図っております。12月から3月のオフシーズンには、熊本森林管理所と県の支援の元、渓谷内の森林保護、安全対策として、落石防止、倒木撤去、手すり設置、ゲート内の身障者用駐車スペースの表示及び駐車場区画線の塗り替え、渓谷内遊歩道の補修などを行い、入山者の安全確保に努めておるところでございます。特に高齢者や、障害者用の利便性と安全性を図るために、他目的トイレの設置や、九州自然歩道のバリアフリー化の実現に向けて、熊本県と共に国に継続して要望してまいりたいと考えております。

以上お答えいたします。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

（泉田栄一郎君） ますます高齢化が進んでまいります。今後もしろいろな角度から利用者の立場に立って、アイデアを凝らしながら、素晴らしい誘致の方法を考えていただきたいと思っております。

次に移りたいと思います。菊池渓谷は、菊池市の観光誘致の最大の観光スポットと考えます。そのほか、菊池市には素晴らしい名所があります。蓑茂理事長は、美活同源という言葉が菊池市の活性化に当てはめられました。美活同源とは、活力ある地域の風景の景色は美しいという意味です。美しい地点には人が集まり活気があふれる。活気が出てくるとその地点は美しくなり、総合作用がある。その美しいルートにはたくさんの方が行き交うと。つまり、美しい場所が点や線では経済活力を生むために、非効率的であるので、面として美しい地域をつくるべきだということ

です。この面として、というところがポイントであると思います。よく菊池市は福岡から阿蘇への通過路線と言われます。将来、新幹線も開通するということで、特に通過されるだけではなく、菊池市にとどまってもらうことが大事だと思っております。

菊池渓谷を中心とした、周辺の観光スポットをどうつないでいくか。また面として発展させていくのか、考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

経済部長（稲葉公博君） お答えいたします。

現在の観光形態を入り込み客で見ますと家族が最も多く、次に夫婦、それからカップルと続いております。来訪目的は、観光・レジャーが最も多く、その観光・レジャーの行動として、温泉や名所・旧跡めぐりを楽しむ人が多くなっており、のんびり自然観察する傾向にあります。菊池市には、全国的に誇れる菊池渓谷をはじめ、龍門ダム、四季折々の花、菊池一族にまつわる歴史、良質の温泉と様々な資源がございます。これらの資源を活かし、菊池渓谷を核として、点から線、線から面への観光ルートの開発に向け、観光協会、旅館組合、各観光施設と情報の共有化、連携強化を図り、観光滞在時間を延長に向けた取り組みを行ってまいります。また、県北の観光協会や旅館組合、県、市で構成された、菊池川温泉郷づくり協議会では、九州新幹線の全線開通に向け、福岡、広島方面の旅行会社関係に菊池城や菊池渓谷をはじめとした商品提供、観光地案内の商談を強化して、菊池川流域の観光振興と、地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上お答えいたします。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

（泉田栄一郎君） 菊池市としましても、様々な角度から考えておられることが分かりました。

1月23日の熊日新聞に、菊池市を身心ともにリラックスできる「癒やしの里」にして観光客を呼び込もうと、県菊池振興局が企画したモニターツアーを菊池市内で開催したとの記事が載っておりました。菊池市の特殊性を活かせる考えだと内容に肝銘しましたので、早速、地域振興局に出向き、内容を詳しく伺ってきました。それは、菊池郡市が誇る自然を活かしながら、精神保健の要素を加味した、ストレスを軽減してもらうのが狙いということでした。今後は、せっかく包括協定を結んだのですから、県立大学の学生にどんどん菊池市に入ってもらい、研究の成果を発表する場を設けて、市のために活用し、菊池市ならではの観光誘致を掘り下げたいと思います。これは、私もこれから私の課題として、次の一般質問に深めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

続けて。所轄の内容ですので、委員長の了解を得まして質問します。

成人式の日程についてです。私の受けた市民相談の中からですが、成人式の日程を変更できないかということです。私事ですが、うちの娘も今年成人式に参加しました。つくづく感じたことですが、この年代は高校を卒業して、就職や進学で県外にいる人が多く、年末年始にふるさとに帰ってきて正月明けには一度戻り、数日間出勤、通学します。そしてまた、成人式のためにふるさとに帰るという人が多いのです。わが家もまたしかりでした。交通費の出費は大変なものです。中には2回は帰れないということで、成人式に参加しない人もいます。国民の祝日である成人の日は、1月の第2日曜日の翌日の月曜日と定められております。菊池市では、今年第2日曜日の13日に行われました。その日は地域でも初寄りを行う区が多く、成人式に出席されない方も多くいて困られたとお聞きします。全国的、各県を見ると必ずしも成人の日に式をすとは限らず、実状に合わせて様々な設定がなされているようです。1月2日に毎年している県もあれば、真夏のお盆の時にする県もあります。

市民にアンケートを取るなど市民の意見を取り入れて、日程の設定を考える気持ちはあるか、質問します。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

教育長（田中忠彦君） 成人式の日程についてお答えいたします。

法律では議員ご指摘のとおり、成人の日は1月の第2月曜日と定められており、土曜、日曜を含め3連休になります。本市ではこの3連休の中日であれば、市外在住の本市出身の新成人の方も参加しやすいのではないかと考え、例年、第2日曜日に成人式を開催しております。本市の成人式の取り組みにつきましては、4年前から新成人の有志からなる実行委員会が中心となり、自分たちでつくり上げる成人式を目指し、毎年夏ごろから準備を進めておりますが、日程についての論議はしておりませんでした。成人式の案内についてですが、市内在住の方には直接はがきで案内を差し上げます。また、市外在住の方には10月に教育委員会まで連絡をさせていただくよう、回覧でご家族の方をお願いしております。

ちなみに成人式の参加者ですが、平成18年は670人中550名で、82.1%、平成19年は722名中584名で、80.9%、本年は742名中558名で、75.2%とやや減少傾向になっております。

以上お答えいたします。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

（泉田栄一郎君） 今後、いろいろな角度から意見を聞いて、変更する意志があるかちょっとお尋ねします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

教育長（田中忠彦君） 今後は正月の一週間内を含めまして、いつごろが一番多くの新成人が式典に参加しやすいか、実行委員会の中で論議していただくよう提案していきたいと思います。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

（泉田栄一郎君） ぜひ、様々な角度から意見を聞いていただいて、考えていただきたいと思います。

それでは続きまして、窓口業務延長についてご質問させていただきます。昨年1月1日から今年1月まで、毎週水曜日夜7時まで窓口業務延長を試行的にさせていただきました。そのことに感謝申し上げます。まず、その利用状況をご質問いたします。お願いします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

総務部長（緒方希八郎君） 施行結果についてでございますけれども、ただいま申されましたとおり、昨年11月から本年1月までの3ヵ月間、延べ12日間、毎週水曜日を2時間延長し、午後7時まで窓口延長をしたところでございます。施行を実施した部署につきましては、市民部の市民課、総務部の税務課、各総合支所の民生課、総務振興課税務課の税務系の8ヵ所で、窓口で戸籍関係と税務関係について対応したところでございます。業務内容といたしましては、戸籍関係で住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍の謄本、抄本。また附票の写し、身分証明書などの各証明の交付と印鑑登録の業務でございました。また税務関係につきましては、納税、所得、課税、資産などの各種証明書の交付、並びに市税への納税収納等、税務相談でございました。施行期間中に、従事した職員数でございますけれども、各総合支所を含めまして1日約10名を配置し、延べ233名が対応したところでございます。次に施行期間の利用件数でございますけれども、税務関係では各総合支所を含め、38件利用され、うち納税されたのが25件であり、通常勤務時間内における処理件数が約1万9,000件に対する延長時間帯の利用件数割合でございますが、1万9,000件からしますと、約0.13%という結果になったわけでございます。延長時間帯の本庁・各総合支所の利用内訳につきましては、本庁全課が延べ12日間で19件。七城総合支所が5件。旭志総合支所が3件、泗水総合支所が11件という結果でございました。また、戸籍関係でございますが、各総合支所を含め170件利用され、そのすべてが各種証明書の交付という結果でございました。通常勤務処理件数が約1万9,500件でございますので、延長時間帯の利用件数割合は、約0.87%という結果でございました。次に、費用対効果についてでございますが、今回は行政改革に伴う施行ということもありまして職

員組合とも協議し、時間外手当で支給せずに代休にて対応したところでございますが、これを仮に時間外手当で対応しますと、約90万円の経費を要し、延長時間の利用手数料の総額が各総合所を含め、4万6,500円でありましたので、市民サービスの面は別として、費用対効果の面だけで検討しますと、芳しい結果はなかったというふうに考えております。

また、市民サービスの面での検討でございますが、今回、戸籍関係の窓口において、アンケート調査を実施しており、71名の利用者のうち65名の方が回答いただいております。回答の結果につきましては、「利用者に対する交通手段は」ということで、61名の方が自家用車を使用して来たということでお答えをいただいておりますし、年齢層は20歳から39歳の方までが26名、40歳から59歳の方が36名で、利用に対する理由につきましては、42名の方が仕事帰りであったとお答えいただいております。利用者の大半が、仕事帰りの利用者であると言えます。また、時間延長を希望する時間帯につきましては、今回施行しました7時までが46名という結果でございます。「業務時間の延長についてどのように考えられますか」との問いについては、ぜひ利用したいという方が42名、できれば利用したいという方が19名と、今回来庁された方の大半の方が、窓口を延長した場合は利用したいという結果が出ております。

以上を集約しますと、利用者の方々は仕事帰りに利用されておりまして、ただし、通常の勤務時間内での利用者の約1%に満たない利用者数と、少数ではありますが、利便性は感じておられたというふうに感じております。しかし、利用者数に対する費用対効果的には、経費がかかりすぎという結果が出た部分も事実でございます。

以上お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

（泉田栄一郎君） 私としましては、3月、4月をはさんだ一番利用客が多い時期に、試行的にしていいただければ一番よかったんだと思いますけれども。また一般の方に聞いてみると、ほとんどの方が試行的に行ったことを知らない人もおられるようで、周知の仕方はどうだったか、ご質問します。お願いします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

総務部長（緒方希八郎君） 周知の方法についてでございますけれども、昨年10月、11月号の広報誌に2回掲載いたしております。そのほか、10月1日の各区に回覧いたします区長文章で、市民の方に周知したところでございます。

周知方法といたしましては、適性に処理したものと考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

(泉田栄一郎君) 例えば、土曜日の午前中とか、または日曜日とか、窓口業務を考えるなどの、今後の方向性、施行的に3月、4月にやってみるという考えはあるか、お聞きします。お願いします。

議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

総務部長(緒方希八郎君) 今後の方向性についてでございますけれども、本格実施の決定につきましては、市民サービスの向上の面と、やはり費用対効果の両面から検討すべきであると考えております。今回の施行結果のみを分析し、検討しますと、利用者数が極端に少なく、費用対効果の面からだけみますと、本格実施するには至らなかったと思われます。議員、ご指摘のとおり、今回の施行だけでは判断することができない部分があると考えられますので、今回の施行で十分な結果が得られたとは、考えてはおりません。

そのようなことから、再試行について、その時期、場所、これは本庁総合支所をすべてするのか、また、窓口と税務部門を合わせてするのか等々を含めて、また、経費、その他の方法を含めて再度施行を実施する中で、これは3月、4月というのも時期的なものも検討しながら、再度、再試行を実施したいというふうに思っておりますし、その再試行の結果を見て、最終的な判断をしたいというふうに思っております。

以上お答え申し上げます。

(泉田栄一郎君) ありがとうございました。

議長(北田 彰君) 以上で本日の一般質問を終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

今日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

閉会 午後15時58分

平成20年第1回菊池市市議会定例会

議事日程 第3号

平成20年3月13日(木曜日)午前10時開議

第1 一般質問

○
本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○
出席議員(27名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一郎	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	枳原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君

23番	境	和	則	君
24番	北	田	彰	君
25番	外	村	國	敏
26番	徳	永	隆	義
27番	横	田	輝	雄

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君
副	市	村	上	建	二	君
収	入	高	本	信	男	君
総	務	緒	方	希	八	郎
企	画	石	原	公	久	君
市	民	村	山		隆	君
経	済	稲	葉	公	博	君
建	設	岡	崎	俊	裕	君
七	城	平	野	國	臣	君
旭	志	水	上		泉	君
泗	水	上	林	正	章	君
市	民	大	場	美	範	君
企	画	鳥	井		修	君
財	政	川	上	憲	誠	君
教	育	田	中	忠	彦	君
教	育	山	口	正	司	君
総	務	中	村	鉄	男	君
水	道	後	藤		定	君
農	業	五	島	千	秋	君
監	査	田	島	伸	正	君

事務局職員出席者

事	務	局	長	樋	口	昭	彦	君
議	事	課	長	永	田	哲	士	君

議事係長
議事係主事

上田敏雄君
本田昇君

午前10時00分 開会

○
議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、はじめに、水上博司君。

[登壇]

（水上博司君） おはようございます。

昨日、最後の質問かと思いましたが、資料も準備しておりましたが、議長の計らいで今日になってしまいました。しっかり頑張って質問したいと思います。今日は旭志のほうからも寿会の皆さんがご支援に参っておりますので、頑張ってやりたいと思います。

それから、皆さん方に1つ報告をしたいと思いますが、先だっけの、昨日の新聞だったと思います。菊池市の水源林研グループ宮本廣親君が農林水産大臣賞ということで、全国一になられたということでございます。この活動は林研グループとしてリュウノヒゲというようなことで、菊池の北中にも構造材として利用されております、あの在来種ですか。苗をつくったということと、「きらり水源村」でNPO法人、そういった方々と活動をやったという報告がたたえられ、農林水産大臣賞というような活動が認められたということでございます。こういった地道な努力が全国一になるということでございますので、市長をはじめ、執行部の皆さん方にも、今は環境、そして温暖化の対策が大変厳しい状況でございますので、特段の配慮をお願いいたしまして挨拶いたします。

それで、第1問目の質問に入りたいと思います。

菊池市の林業振興について、近年、木材価格の低迷や林業労働力の高齢化、そして生活環境の悪化から、管理の行き届かない里山の放置林や人工林への竹の侵入、増加がしています。このことにつきまして質問いたします。放置竹林につきまして、先だっけ三池議員のほうからもご質問がありましたが、重複するところもあると思います。よろしく願いいたします。地域振興局で18年度地域景観整備事業放置竹林検討会を開催し、菊池管内の関係団体を中心に、放置竹林の解消に向け、

全体計画及び具体的な方策に向け検討会がなされております。その現状といたしまして、菊池地区に756haの竹林がございます。そのうち、タケノコとか、タケノコの乾燥とかで利用竹林が157haであります。特に現在は民有林の管理が行き届かないために人工林への侵入が増加していて、このため、里山周辺や市道をはじめ、主要道路の交通を妨げ、景観の悪化による観光振興への影響や防災機能の低下が懸念されます。管理のできていない山林も竹林も、本来ならその地権者が管理を行うべきであると思いますが、タケノコの価格の低迷や竹材利用の減少、そして、まして後継者がいなく、高齢化作業ができないというような多岐にわたる問題がございます。

菊池市として、今後何らかの方策があるか、まず第1問目の質問といたします。
議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） おはようございます。

昨日の三池議員さんの質問と、答弁等、重複する面もあるかと思っておりますけれども、お許しをいただきたいと思っております。

ただいま議員ご指摘のように、里山における竹林の保全管理については、現在、社会生活形態の変化等によってその利活用が少なくなり、また林業就労者の不足、後継者の不足等によりまして手入れの行き届かない状況でございます。放置竹林については、菊池市の民有林等の面積中に占める割合も少なくありませんので、森林、竹林保全につきましては所有者の協力、また、地域の協力が必要不可欠なところでございます。里山の放置竹林の実態につきましては、先ほど議員ご意見ありましたように、平成18年度から始まりました竹林景観整備事業を通して、県との連携によりましてただいま調査をいたしておりますが、菊池郡市におきまして助成事業を実施しているのは、ただいま合志市が実施しております。

そのようなことで、本市としましては、県森林組合等との連携を行いながら、間伐対策事業、あるいは作業道路の開設事業等の助成事業の推進によりまして、整備と共に今後林業後継者の育成を図り、森林の持つ公益的機能の発揮と、また、中山間地域における里山対策、保全管理に積極的に努めてまいりたいと思っております。

そのほか、平成19年度から農地・水・環境保全対策事業の中で集落営農という共同活動組織が設立されております。管内で79組織ぐらい設立されておりますけれども、その集落営農のほうにも働きかけを行いながら、地域の共同活動組織として、先ほどご意見がありました、道路、水路、排水路等に邪魔をするような竹林等の整備等については、共同活動組織の活動の中で、ぜひ推進を啓発をしていきたいと、このように思っているところでございます。

議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

（水上博司君） 私も七城の竹林公園辺りの整備されたところも見に行きました。多分3年前だったと思いますけど、今はまた同じそういった竹林の管理ができていない状況でございます。竹は1日に1mほど伸びると言われております。本当にこう、ここ数年、管理を怠ると、里山が竹林に追われ、市道及び主要道路の維持管理に市の負担も増加も予測されます。国は地球温暖化の一環として、都市の市街化区域にある雑木林も積極的に保全育成し、森林として地域森林計画に組み入れる、間伐などの事業費を国費で負担するということですが、当面、3大都市圏を中心に組み入れ、地方にも広げるといふことだと思っております。国土の70%が山林であり、当然この山林の中に放置された竹林もその面積に入っているわけでございます。しかしながら、林業、間伐とか雑木林とかには補助金が出まして、この竹林対策に対しましてはその補助金というのがないわけです。CO2の削減にもあまり放置竹林は役立っておりません。そうしたことで、こういった広い面積をこの一市町村で竹林対策を完了するということは、これは到底できないわけでございます。今後は、これは菊池だけの問題ではなく、地球温暖化を考えるならば全国的な環境問題でもあると思っておりますので、水と緑、田園あふれるが、水と竹林、田園あふれるではおかしいと思っておりますので、国なり県なり、そういった働きかけを、今後重ねて要望していただきたいと思っております。

次に、森林資源の環境を図るため、森林整備、菊池市産木材の利用推進について、現在57市町村で何らかの形で独自の住宅建築助成がなされております。熊本県では新築住宅140戸に対して抽選で柱材90本を提供し、マンションリフォーム25立米を10戸に同じく抽選で提供するという推進事業があります。この事業は大変好評であり、県産材の利用促進にもつながっております。

菊池としましても、地元の材を利用し、地元の建築業者が建築をすることを条件に、何らかの助成ができないものか、お伺いいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） お答えをいたします。

日本の林業は木材価格の長期低迷と、高度経済成長を通じた労働費等経営コストの上昇によりまして、採算制の悪化、山村における担い手の減少と高齢化の進展といった問題を抱えております。森林は議員ご意見のとおり、水源涵養など、公益的機能を持っており、地球温暖化を防ぐ二酸化炭素吸収機能を持っております。そのために、森林整備が今地球規模で求められております。木材は伐採、植林を繰り返

返すことで循環可能な資源であり、本市の大部分を占める森林に対しましては、県・菊池森林組合等との連携の下、熊本のもり間伐材利用推進事業ほか、各種造林、間伐事業の推進、あるいは森林整備地域活動支援交付金による森林整備に必要な地域活動への支援、あるいは林業研究グループなど、林業後継者への支援を継続し、森林整備を図ってきたところでございます。

議員ご質問の菊池産材の利用推進につきましては、菊池市公共施設・公共工事木材利用推進本部を平成18年度に設置し、公共施設、公共工事における地域産材の利活用推進をすると共に、菊池地域木材需要拡大推進協議会が主催する木造住宅コンクールなどの様々な機会を活用し、今後、菊池産材の利用促進と啓発を図っていききたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

（水上博司君） 現在、林業を取り巻く環境にも明るい話題はなく、大きな打撃を受けたのが、昨年6月に施行されました改正基準法で、建築確認検査の厳格化で、審査業務の遅れから住宅戸数の大きな減少となり、前年に比べ30%から40%を超える減少となっております。木材利用の減退を招き、働く人の定住化も進まない状況と言えます。以前、樋口議員の質問にもありましたが、定住化を進めるためにも、ぜひこういった定住化が進めるような環境をつくると共に、市としても検討を、お願いを申し上げたいと思います。

次に、マイはし運動について質問いたします。

現在、市の環境課ではマイはし運動が行われているということですが、この対策は地球の温暖化、また、環境破壊の悪化を防ぐための運動であると思います。ただ、一般の国民は割りばしの90%が中国産であることを知らない方が多いと思います。中国は2割強の国土が山林であり、日本は国土の7割が山林であります。当然少ない量の山林を伐採し、国外に輸出をしているわけですから、環境の破壊、そして森林破壊が起き、大規模な災害が頻繁に起こり、大きな被害が報道されております。また、その森林伐採後の跡地の管理につきましても、全く中国では植林がなされていないということでございます。

このような状況の中で、中国の割りばしを輸入することにより環境破壊につながっているというような状況でございます。このことから、この運動も国内森林状況を見据えた中で、ごみを減らす運動と共にマイはし運動を展開する考えはないか、執行部にお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） おはようございます。

マイはしを持つことは無駄に割りばしを使用することがなくなることから、原料となる木材を森林から伐採することもなくなります。このことにつきましては、地球温暖化の面からも、吸収源対策としての森林保護のためには有効な環境活動であると思っております。議員ご案内のとおり、割りばしの約9割は中国からの輸入によるものでございますけれども、国内におきましては低利用材や間伐材を利用することにより、林業促進の面においては有効であるとの考え方もございます。使ってはすぐ捨てられる割りばしを使用しないということはごみの発生も抑制できるということにもつながるために、現在各地において、行政や企業、あるいは一般市民によるマイはしの利用を広めるキャンペーン等が行われています。

本市としましては、ISO14001の環境負荷低減の取り組みとして、マイはしの利用につきましても推奨し、取り組んでいるところでございます。近年の環境悪化に対応するためには、市民一人一人の環境に対する意識改革、あるいは実践行動が不可欠な状況となっております。そのような中で、本定例会に上程しています環境基本条例の趣旨からも、市民が一斉に心掛ける環境活動として、毎日使うはしは環境意識を動機付けるためには有意義な取り組みであると考えております。

本市全域への取り組みとしましては、市内の女性団体、あるいは生活環境推進委員で組織しますところのマイバッグ運動推進市民会議におきまして、ごみの原料のためのマイバッグ持参運動に取り組んでおられるところでございますので、このような市民会議等での検討も含めまして、市広報等によりまして、マイはし運動について周知してまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

（水上博司君） 現在、日本国内で割りばしの利用が1年間に250億膳消費され、国民1人当たり年間に200膳の割りばしが消費されたという報道が入っております。現在、安全・安心をうたっている国民が、人間の体内に害がある中国産ギョーザではございませんが、この問題はすぐに国、県、報道関係が動き出すわけですが、この割りばしに対しましてはその対策もないように思います。日本国内では大量の間伐材と申しますか、木材が蓄積し、端材としての割りばしの利用を国内で十分供給できる状況でありながら、森林減少が進んでいる中国から輸入をしていることは全く不合理だと思います。経済優先か、安全・安心か、本当に市民にわかりやすい説明をしていただきまして、次の質問に入りたいと思います。

それで最後に、菊池管内での限界集落について質問いたします。

今日、新聞等で限界集落という言葉がよく出てきます。県内48市町村へのアンケートによりますと、人口65歳以上の高齢者が50%を超え、冠婚葬祭や自治体活動の継続が困難とされる限界集落は、27市町村の中で205カ所に上り、5集落は今後10年以内に消滅が見込まれる。中でも、いずれ消滅する可能性がある集落が20カ所であると報道されております。

これにつきまして、合併いたしました菊池市管内におきましても、今後そういった集落が存在するのか、お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 限界集落の県内の状況につきましては、ただいま議員さんからご紹介のあったとおりでございます。

本市においての限界集落は、数的定義に当てはめてみますと、本年1月10日現在の調査で1集落ということでございます。しかしながら、この数的定義のみで限界集落とするのではなくて、集落として機能していける状態なのか、地形条件はどうなのか、隣接する集落との距離など、地域の実情を把握し、判断しなければならないと考えております。また、55歳以上の人口が全体の50%を超える集落を準限界集落という表現で表されております。この準限界集落は本市において48集落でございます。その内訳を申し上げますが、旧菊池地域で39集落、そのうち隈府街中に5集落でございます。また、七城地区では6集落、旭志地域が1集落、泗水地域が2集落となっております。人口減少時代を迎えた今日、過疎化、少子高齢化と共に、限界集落の数はますます増えてくることが予想されるところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

（水上博司君） 再質問をいたします。

その限界集落の対応についてお伺いいたしますが、今後、菊池管内でもそういった集落があるということがございますので、一例ですが、先だってあさぎり町の（三ノベ）先生の講演でもありましたが、私の集落の近くに、県を退職して土地を購入し、ログハウスを建てられた方がおられます。4年目だと思います。現在、週3回ほど、そのログハウスの家に帰ってこられますが、いろいろ話を聞かせてもらいますと、田舎は本当に都会のほうから見れば良いと言われます。水、空気、そして環境、すべてが人間の心を癒してくれるというようなことで、団塊の世代を迎えた現在の都会の方はこういう場所を探しているということも言われます。そして、本当

に子どもを育てるのにしましても、今はキレる子どもと申しますか、そうした子どもが多い中で、こういった環境のいい所はそういった子どもも健全に育つというようなことを言われます。しかし、こういった場所を探す手段がないというようなことで、たまたまその方は私の知り合いで、そこに家を建てられたわけですが、その手段と申しますのが、やはりその集落の中に入らなくてはならないということで、引き受ける相手側ですか、そこに問題があるというようなことも言われま

す。
田舎暮らしをするのが一番いいですけど、そこに入って行くのに、やはり難関と申しますか、受け入れ先の準備ができていないと、その集落にも入れないということでございますので、一番こう、市としまして、そうした受け入れ対策があるのか、ないのか、再度お聞きいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 受け入れ対策についての考え方を述べさせていただきます。

先ほどご説明いたしました数的定義による限界集落や準限界集落は50近くの集落になりますけれども、これらの地域への対策といたしまして、まず第一に就業の場の確保を図るため、企業の誘致に積極的に取り組んでまいります。そして、若者の人口の減少に歯止めをかけ、定住の促進を図ります。

2つ目に、集落の区域を越えた大字単位や学校区単位を範囲といたしました区の合併により、集落としての機能を維持することができるよう考えていきます。

3つ目に、中山間地域におきましては、国の中山間直接支払制度による農地や集落の保全を推進してまいります。

4つ目には、市のグリーンツーリズム事業推進団体、NPO法人「きらり水源村」や関係区長と連携して、中山間地域の空き家調査を行い、あっせんシステムを開発することで、都市住民や団塊世代の受け入れ体制を整えまして、中山間地域の活性化を図るよう、20年度において国の施策等を検討してまいります。

5つ目を申し上げますが、交通空白地帯における相乗りタクシーの導入によりまして、山間地・中山間地域と市街地の交通を確保し、孤立化を防止してまいります。このほかにも、地域の人たちが主体となって地域の活性化を図るため、地域づくり推進補助金などを活用していただきまして、地域に適した活性化事業を推進してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

(水上博司君) 私たちは田舎暮らしですから、都会の方々のそういった思いが実感として伝わらず、当たり前のこととしか考えないわけです。しかしながら、定年を迎え、団塊の世代で都会で頑張っておられる方は、やはりそういった場所に住みたいという気持ちがあるのは当然だと思いますので、その団塊の世代の思いを受け止めていただきますよう、対策を講じていただきますようお願いを申し上げまして、質問を終わります。

議長(北田 彰君) 次に、中山繁雄君。

[登壇]

(中山繁雄君) おはようございます。

本会議に21名の方が質問をされております。その中で経済部に質問が集中しております。やはり、基幹産業である農業がいかに厳しいかということがあります。原油高、飼料高、農家にとってはコストにつながるものすべてが値上がりしているのが現状であります。

先日、肥料会社の方とお話をしておりましたら、中国から野菜などの農産物も輸入されておりましたが、肥料もかなりの量を輸入されているとのことでした。トウキビなどの高騰による肥料の争奪戦が始まっているようであります。なぜかと申しますと、トウキビというのは肥料をかなり必要とする作物であります。中国と契約していても、中国は高く買ってもらうところへすぐ売ってしまうとのことでした。1つの例としまして、硫安という肥料があります。4～5年前まで20kg400円ぐらいでしたが、年々上がり、本年は1,000円近くまで値上がりするのではないかということでした。倍以上であります。燃料も4～5年前の約倍近くになっております。中国野菜の輸入が減ったということで、農作物が値上がりしているかという、道の駅などで聞いてみますと、2割程度は売り上げが伸びているとのことでした。それが値段でいいますと、例えば、今まで5本100円だったのが4本100円になったくらいのことであるとのことでした。原材料費が倍近くになっても、値上がりするのは良くて20%程度であります。畜産も大変であります。普通作も大変であるということをして述べて、質問に入らせていただきます。

食の安全が最近特に話題になっております。中国のギョーザから始まった問題、アメリカのへたり牛の給食使用など、食についての問題が取りざたされている昨今です。先日、泗水の給食センターを議員数名で見学に行きました。衛生的で素晴らしい施設で、食べてみましたが、とてもおいしく食べさせていただきました。現在、1,500名分の給食をつくっておられるとのことでした。2階から見学できるようにしてありました。ちょうどつくっておられるところで、じかに見られて、本当、勉強になりました。見学の後、センター長から説明を受けました。泗水の幼稚園、

小学校、中学校、先生、生徒数など、配達の方法、給食つくりと配達だけの世界と
思っておりましたら、食器の回収、洗浄まで行われておりました。初耳でした。ま
た、材料の調達についての説明を聞きましたが、泗水分ではありますが、泗水分は
聞かせていただきましたが、よければ現在の菊池市の食材の納入状況、地産地消と
言われておりますが、地元の食材がどれだけ使われているか。また食材の原料代、
また1食どれぐらいのコストがかかっているのか、質問いたします。また親の負担
分の金額もお願いいたします。

次に、私、たまたま肥育農家と畜協の方とお話をするきっかけがありました。現
在、畜産の飼料の高騰で、畜産は存続の危機に立たされているとのことでした。

それから、肥後のあか牛の話になりました。熊本育ちの全国に誇れる一品であり
ます。しかし、消費が伸びず、少なくなっているとのことでした。そこで出たのが、
草で育ったあか牛を給食に使ってもらい、あか牛の本当の味を子どもときから味
わってもらい、将来の消費につなげたいとのことでした。

阿蘇ではあか牛を使うことが実行されているとのことでしたが、畜産の菊池、ぜ
ひ菊池でも実行していただけないか、質問いたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 学校給食についてのご質問ですけれども、まず、給食食材の納
入状況でございますが、給食の主食となります米につきましては、全校で地元の菊
池米を使用しております。パンにつきましても、米と同様に県の学校給食会を通じ
まして、七城にありますパン組合から納入されております。また、その他の牛乳や
冷凍食品等、一般物資につきましても、学校給食会を通じて調達しております。こ
のほか、一部のプリンやヨーグルト、ジュースなど、加工品を除きまして、肉、魚、
野菜、果物、豆腐、かまぼこ、卵、みそ、しょうゆまで、ほとんどを地元の業者か
ら調達しております。原材料の生産地までは調査いたしておりませんが、幸い菊池
は多くの自然に恵まれ、たくさんの農畜産物が採れますので、魚や特殊な農産物以
外は地元で生産、製造されているものと考えます。

次に、学校給食における食材料費についてですが、これは児童生徒の保護者が支
払ういわゆる給食費でございますが、小学校平均で月額およそ3,700円、中学
校では4,400円で、1食あたりに直しますと、小学校で平均210円、中学校
で248円となっております。実際の給食につきましては、この給食費以外に、調
理に係る人件費や燃料費、調理器具等を含めました施設関係の費用等が運営費とし
て市負担で行われておりますが、この平均が平成18年度決算で約2億8,000
万円程度となっております。この経費を1食あたりに直しますと、約274円とな

ります。したがって、食材費と運営経費を合わせますと、1食当たり小学校で484円、中学校で519円となります。

次に、学校給食における牛肉の消費についてですが、昨年、平成19年4月から本年1月までですが、およそ3,200kgが消費されております。内訳を申しますと、オーストラリア産等輸入牛肉が660kg。県産以外の国内産が340kg。県産牛は約2,200kgで一番多く、そのうち、地元の赤毛和牛は約120kg程度使用されております。

狂牛病問題や昨今の中国産の冷凍食品の例に見ますとおり、食の安全が国民全体の大きな問題とされる中、食育の推進は教育におきましても重要な課題であります。特に地産地消は単に学校給食における食の安全のみでなく、地元産業の振興としての側面からも推進すべきものと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 熊本県民は、自分たちの地元の産物を愛する心が私は欠けているのではないかと感じております。皆さん、いかがでしょうか。熊本でできているサントリービール、皆さん、すぐドライと言っておりませんか。焼酎にばかり。市長にも皆さん言いましたね。車はホンダに乗らにゃいかん。焼酎は球磨焼酎、酒は菊の城、肉は全部とはいかなくてもあか牛です。できるだけ地元の産物を使うように努力していただきたいと思います。私たちは、はじめ単価と聞いたとき、全体の金額だと思っておりました。材料費だけだとは知りませんでした。これから小麦粉や油などのコストも大きな問題になってくるでしょう。コスト第一に考えるより、安全第一にお願いしたいと思います。また、地産地消、そのときそのときで全部そろえるのは難しいかもしれませんが、努力をしていただきたいと思います。

また、学校給食も民間委託を考えておられるようですが、どこで、どこまで民間委託を考えておられるか、質問いたします。インターネットを見ておきますと、民間委託をすると利益中心になり、子どもたちが心配だと書いてありましたが、どう考えておられるか、質問いたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 本市におきましても、行政改革の中で学校給食の民間委託の検討を行っておりますが、現段階では詳細は決定しておりません。学校給食業務というのは、献立の作成から始まりまして、食材を発注し、納品された食材の検査、のち調理作業が行われます。また、共同調理場の場合は配送業務が加わります。そ

して、給食終了後、食器を回収し、洗浄作業となります。

そこで、現在検討している段階で想定しております民間委託につきましては、この中の調理業務と食器洗浄、消毒等の作業部分並びに共同調理場における配送、回収業務の委託を考えております。民間委託という言葉が聞かれると、学校給食業務の全部を委託するようと思われるかもしれませんが、すべてを委託するということではございません。献立の作成や食材の発注、また食材の検査などにつきましては、これまでどおり市の責任の下で行いますので、現在と変わらず、安心・安全な学校給食が実施できると考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

特定健康診査等事業について質問いたします。

昨年、高齢者の医療の確保に関する法律が公布されて、平成20年から医療保険者は被扶養者を含む40歳から74歳の加入者に対して特定健康保健指導を実施することが義務化されました。平成20年から5年間に受診率を65%に上げなければペナルティーを課するとなっておりますが、この事業の内容とペナルティーにならないための市の対応をお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 厚生労働省は平成20年4月から国民健康保険、政府管掌保険健康保険組合、共済組合などの保険者に、40歳から74歳までの方を対象とした健康診査、保健指導を義務化しました。この健康診査等を特定健康診査・特定保健指導と呼びます。まず、特定健康診査はメタボリックシンドロームに焦点を当て、高血圧、高脂血症、高血糖、肥満など、生活習慣病に発展しそうな病気の芽を早期に摘み取り、重大な病気の発症を防ぐことにより、年々拡大していく医療費の支出に歯止めをかけようとするものでございます。次に、特定保健指導についてですけれども、これは健診結果によりまして、生活習慣病になる危険度の高い順から、積極的支援、動機付け支援、情報提供の3グループに分けて、運動や食事を中心とした保健指導を行い、生活習慣の改善を支援するものです。

これまでの健診内容と違っている点につきましては、メタボリックシンドロームに焦点を当てた健診・保健指導であり、かつ、それぞれの達成度の目標値を設定しているところです。医療保険者ごとに特定健診の受診率や特定保健指導の実施率、さらにメタボリックシンドロームの該当者、予備軍の減少率などの目標が定められ

ておりまして、その目標の達成率に応じて後期高齢者医療制度への支援金が、議員おっしゃったように、平成25年度から加算、もしくは減算されることになっております。目標が達成されなかった場合におきましては、菊池市の国民健康保険は後期高齢者医療制度への支援金を10%加算して支払わなければならないペナルティーが課せられます。特に特定健診を受けなかったからといって個人に罰則があるわけではございませんけれども、個人の健康管理の面からも、1人でも多くの方に健診を受診していただくよう、内容の周知を徹底してまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 住民健診が特定検査、健康診査に代わり、特定保健指導が始まります。私は養生園議員であります。養生園は昭和50年に開設され、30年以上にわたって予防医学で推進されてきました。これまでのノウハウを生かせる時が来たと思っております。この健診につきまして、皆さん方も受診率を上げるためにも、ペナルティーを受けないためにも、住民の皆さんへのご指導やお話をさせていただきようご協力をお願いして、質問を終わります。

次の質問に入らせていただきます。

各事業の明確化について、事務の簡素化を図れないか、質問いたします。

合併前から、旭志ではまちづくり交付金事業でグラウンド、住宅、老人憩の家の改築の事業が進められてきました。合併し、事業は都市整備課に引き継がれました。すなわち、建設部が引き継いだわけでありまして。しかし、現状は、グラウンドは支所の教育課、住宅は本所の住宅課、老人の憩の家は支所の民生課が受け持ったわけでありまして。支所で計画し、本庁に伺い、合併の効果に頭を抱えました。私たち建設委員は、グラウンドの工事が始まったとき、委員で現地調査に行きました。造成工事が終わったとき、大雨でがけ崩れ災害がありました。皆さんもご承知のとおりであります。この災害の担当は文教厚生であります。この事業、最後までどこの担当で終わるのか、私は不思議に思えたので質問しているわけでありまして。9月議会で、受け渡してすぐですので、業者が悪い。いや、想定外の雨の量で自然災害だと混乱したのを議員の皆さんも記憶に新しいと思います。フェンス工事が現在行われております。素晴らしいグラウンドができつつあります。ほとんど工事が終わろうとしているのですが、あの災害工事はそのままでした。私は素人でわかりませんが、フェンス工事をする前に復旧工事をしたほうが簡単で、予算も9月に認めたのですから、腑に落ちないので、質問いたします。

また、1つの例を挙げさせていただきます。

先月、私たちの集落で、みんなで集える公園をつくりたいとのことで、公園のことを調べようとなりました。公園の関係でも3カ所の窓口があるとのことでした。これもどこに行ってもいいかわからないような状態であります。これはほんの一例です。住民の窓口は区長さんが代理しております。各事業窓口の明確化ができないのか、質問をいたします。

次に、2月14日に熊本の素材を利用して企業発展を目指そうという会議がありました。私は商工会の役員で出席させていただきました。この会議は、新商品や旅館などの新サービスの開発を目指す中小企業に対し、ビジネスの計画の策定や人的ネットワークの構築、商談会、アンテナショップの開催に支援を行うもので、さらには、地域資源を活用し、事業を国が認定した中小企業には、融資自立優遇や試作品開発に対する補助金、設備投資減税、専門家によるアドバイスの支援が受けられる事業であります。現在、メロン、米、天草大王、黒川温泉などが認定されております。

現在、県内の商工会も合併問題、予算問題など、大きな問題に直面しているわけであり、いかに商工会として結果を出すかが問われています。地域における商工会の強化、地域貢献のアピールなどを考えて、この事業が行われているところでもあります。この事業に対し、泗水、七城商工会が手を挙げられておられるのが、この会議に行き知りました。本市の方、知っておられたでしょうか。これを利用しない手はないと思います。ただ、地元だけの商売では限度があります。菊池ブランドの農作物、加工品、商品、菊池温泉、やはり大都会、大消費地に販路を見つけるチャンスだと私は思います。商品の開発は農家や業者に任せ、販売、宣伝は商工会に任せることで、もちはもち屋で集中し、よそにない良い商品をつくることができると思います。これは、私は本当、本市のチャンスだと思います。市の考えをお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。一括して私のほうからご答弁申し上げます。

1点目。はじめに、まちづくり交付金事業はソフト事業からハード事業まで多額の事業を複数同時に施行することで地域の活性化を図る事業であります。平成16年度に新設をされました。旭志地区のまちづくり交付金事業は合併前の平成16年11月に着手し、平成20年度までの5年間の事業として取り組んでおります。この事業計画は、旧旭志村の総務課が作成をし、事業内容は、総務課が旭志中央団地整備事業、建設課が津留尾足線道路整備事業、教育課がほたるの里ふれあい総合公

園整備事業及びその施設を活用してイベントを開催するまちづくり活動推進事業でございます。また、民生課が老人憩の家改修事業等を一括して整備することとし、4課にまたがる事業となっております。補助金の交付申請など、全体的な事務の処理の窓口は総務課が担当し、予算はそれぞれの各課で計上する計画となっております。平成17年3月22日の市町村合併に伴いまして、新市では窓口を当時の限府のまちづくり総合支援事業を実施していました都市整備課に置き、各事業の実施についてはそのまま各担当課で行うこととし、現在に至っております。議員ご指摘のように、平成19年度までは予算は都市整備課が一括計上し、事業は担当課で進めておりましたので、大変わかりにくい状態になっていたものと思います。そこで、平成20年度からは、それぞれの担当課で予算を計上し、事業を実施するように計画をいたしたところでございます。

次に、グラウンドの災害復旧事業の遅れは、崩壊原因について施工業者と打ち合わせた上、工事設計業者に委託して、崩壊原因の調査を行うなど、また、このような崩壊が発生しないように土壌改良や工法について慎重に協議を重ねてきたところであります。また、工事の手法につきましては、ウォーキング道路や排水路などの施設が完了している部分を壊さないようにと、また併せまして機械設置の安全性を考慮し、業者との協議の上、グラウンドの外側からの施工を行うこととしておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

次に、議員さんご指摘のように、本市には都市公園のほか、様々な広場、公園があります。市への要望の提出につきましては、一括し総務課で受け付けし、各担当課へ割り振ることになっております。ご指摘のような場合、最初の相談を受けた課がご質問の内容をお聞きし、関係課へ問い合わせを行い、担当課へご案内するなどの対応をしなければならないと考えております。

いずれにしましても、市民の皆様方にわかりやすく迅速に対応できるように今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） それでは、私のほうから熊本の素材開発、あるいは商品開発PR、また商工会との連携等々についてお答えを申し上げます。

今年度、経済産業省中小企業庁において、地域と中小企業の自立的発展を総合的に支援する施策パッケージとして中小企業地域資源活用プログラムが創設されております。このプログラムは、大都市圏と地方における地域間格差の是正を背景として、昨年6月に施行された中小企業地域資源活用促進法に基づく中小企業支援施

策であり、都道府県が指定する産地技術、農林水産物、観光資源の3つの地域資源を活用した新商品、新サービスの開発や市場化などの新事業に対して、各種補助金の交付や政府系金融機関による低金利融資、設備投資減税、信用保証枠の拡大、専門家によるアドバイスなどの幅広い支援を行うことによる、地方の公共投資に依存しない自立型の経済構造への転換が期待されているところでございます。熊本県が指定した166の地域産業資源の中には、米、イチゴ、牛乳など、県全域を対象とした資源のほか、先ほどもありましたように、ナシ、ヤーコン、菊池温泉など、菊池市固有の12の資源が含まれております。

本市といたしましては、これらの地域資源を活用した新規事業に、農業者や中小企業者、商工団体、農業団体等、各分野における関係者が一体となって取り組んでいかなければならないと考えているところでございますが、その際、販路の開拓が1つの大きな課題となってくるかと思えます。地域の産品を地域だけで販売する地産地消には限りがあり、恒常的なビジネスにしていくためには、地域から県全域、東京、名古屋、関西などの3大都市圏、あるいは日本全国へと販路を拡大していく必要がございます。そのためには、市場調査をはじめ、魅力ある地域資源の発掘や活用方法、新商品の企画開発、展示会、商談会の開催、パイヤーと外部のビジネスパートナーとのネットワーク構築などを図っていかねばなりません。当然ながら、行政だけで実行できることではございませんので、商工会はもちろんのこと、JA、観光協会、物産振興協議会、あるいは旅館組合等、関係機関団体との情報の共有化、連携強化を図りながら、一体となって事業推進に取り組まなければならないと考えているところでございます。

本市といたしましては、今回の新規事業に限ったことではなく、様々な商工施政に取り組む上で、当然のことながら商工会等の商工団体はもちろんのこと、農業団体をはじめとする各種関連団体との連携は必要不可欠であると考えておりますし、そのことによって、地域の商工業振興、あるいは経済の活性化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

（中山繁雄君） 今の答弁で、災害についてはちょっと引っ掛かるところがありますが、今の答弁で納得じゃないかと思っております。

組織について、理解できない点ももう少しあります。1つは、遠野市との窓口が国際交流課であるということであります。私は市の観光課と経済課がもっと経済交流を進めるならば、経済課で交流を進めたほうがいいのではないかと思います。合

併し、本所支所があるので無理なことはわかりますが、やはり組織改革、組織のスリム化、これを進めていかなければ、人員の削減につながっていかないと思っております。職員の方と話しております、これはあそこの課、それはあそこの課、これではいけないと思っております。

先だってパソコンソフトを開発された方がおられました。素晴らしいことであります。組織についても、職員からの提案を受け入れる窓口をつくっていただけないでしょうか。また、商工会、農協などの連携につきましては今後ともよろしく願いたいとして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（北田 彰君） ここで暫時休憩します。

○
休憩 午前 11 時 05 分

開議 午前 11 時 17 分

○
議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森清孝君。

[登壇]

（森 清孝君） おはようございます。通告に従いまして質問をいたします。

市長は20年度の施政方針で、新市建設計画、またそれに基づく総合計画に沿って市政を進めながら、集中改革プランや行政改革大綱により、行政改革にも努力すると申されました。改めて方針と共に4つの資料に目を通しまして、お尋ねをいたします。

1つ、まちづくり交付金事業で街中の環境整備はとても進みました。しかし、それに比べまして、17年度をベースとした5年後の空き店舗比率が18.8%から18%というのは目標として低すぎはしませんか、お尋ねをいたします。分母、分子の実数はいかがか、お尋ねをいたします。

2つ目、同様に数値目標として外国人宿泊客のことが掲げられております。18年に既に9,200名で、21年の目標をクリアしています。今年度の目標としてはいかがでございますか、お尋ねをいたします。

3つ目、昨年、福岡直行バスの運行がなされました。その結果の分析がなされておりますれば、いかがか、お尋ねをしたいと思います。

4つ目、新幹線の開通が話題となることが多くなってきました。市としまして、何か対策をお考えか、お尋ねをします。

5番目、新市建設計画のときから、人件費、あるいは物件費が類似団体と比べて多すぎるのが課題となっていました、その後の推移はいかがか、お尋ねをいた

します。また、組織の活性化の面から、そろそろ職員の新規採用も考えるべきと思いますが、いかががお尋ねをいたして、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 質問が多岐にわたっておりますので、私のほうで1番目と4番目をご答弁させていただきます。

まず第1番目に、地域づくり推進事業の中で、空き店舗の目標値が低すぎるのではないかと。その分母、分子の実数はということでございましたけれども、空き店舗率の算定につきましては、総合計画策定時には独自の統計データがなかったために、県が実施しました平成17年度商店街実態調査を基にいたしております。分母と分子の実数につきましては、分母が商店街の総店舗数191、分子が空き店舗数36となっております。

目標設定が低すぎないかのご指摘につきましては、前回調査時の空き店舗率から7.8%増加していたため、当時の商店街を取り巻く諸状況から考えましても、横ばい状態を維持させるのが精いっぱいではないかとの判断から設定した目標数値でございます。ご承知のとおり、現在は中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んでおり、総合計画策定当時には想定していなかった商店街活性化に向けたソフト事業などに取り組む予定でありますので、実際の空き店舗率につきましては減少するのではないかと考えているところでございます。

次に、4番目の新幹線開通にらんでの対策はいかがかということでございますけれども、ご存じのとおり、2010年度に新幹線全線開業が決定いたしました。全線開業すれば、博多から熊本までは35分、関西圏から3時間弱で結ばれるという時間短縮効果により、商圈の飛躍的な拡大や観光客をはじめとした交流人口の増加が期待されます。このような状況の中で、熊本県の魅力や潜在能力を最大限に発揮するための戦略を構築し、民間と行政の役割を明確にするため、平成17年度に県を中心とした新幹線くまもと創りプロジェクト菊池地域推進本部が設置されております。主な取り組みは、広域的な観光ルートの創設として、菊池アイスクャンペーン実施による観光ルートのPR、菊池地域資源を活用した体験メニューの発掘などを行っております。

本市においても、新幹線くまもと創りプロジェクトの一環として、現在、山鹿市、植木町、玉名市、菊池市の商工会、観光協会、温泉観光旅館組合、また国と県で構成された菊池川温泉郷づくりを設置いたしております。その中で、観光マーケット招待事業として、旅行代理店、広告業者、報道関係者を招待し、各地域の商品提供、観光地案内等の商談会を行っており、福岡や関西方面からの旅行客をターゲットと

した集客に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 私のほうからは、2点目と3点目についてご回答させていただきます。

まず、外国人の宿泊客の動向でございますが、外国人の宿泊客につきましては、平成18年3月からの韓国人の短期滞在ノービザ化等によりまして年々増加をしてきております。平成14年には500名であったものが、平成15年から急増し、平成18年度には9,300名となっております。19年度はまだ集計数字が固まっておりませんが、現在の状況では18年度を上回る見込みでございます。最近、韓国のウォンに対しまして円高傾向ではございますけれども、平成20年度の目標といたしましては約1万人を見込んでいるところでございます。

次に、福岡直行バスの件でございますが、福岡 - 山鹿・菊池間直行高速バスの運行につきましては、平成19年4月から9月までの半年間、西鉄、九州産交、熊本電鉄の3社による共同の試験運行が行われました。採算ラインは1便当たり18名と試算されておりましたけれども、利用者は8名にとどまり、大きく採算ラインを割り込んだとのことでございます。運行結果から分析してみますと、まず路線の収支状況があります。これまでの運航日や運行期間を利用しやすいいくつかのパターンに変更いたしましても、額の大小はありますが、それぞれに欠損額が発生すると試算が出ておりました。行政や観光関係の団体などが運行欠損額の全額を補てんしなければ運行はできないとのことでございました。

また、事業者が運行期間中に利用者へのアンケートを行っておりますが、福岡方面からの利用客の声といたしまして、この高速バスがなければ、山鹿、菊池へ行かないと回答された方が5%でありました。さらに、菊池市、山鹿市の観光事業者、いわゆる旅行業者等でございますが、などが観光客等をもてなすための魅力ある商品づくりができていないという課題を持っておられまして、自ら地域の特性を活かした商品づくりに取り組んでおられるところでございます。

このように、地元の観光業者などの体制づくりが整い、将来、採算ベースに乗る運行体制が構築できれば、行政として必要な協力を行っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、私のほうから5点目と6点目についてお答えさせていただきたいと思
います。

まず、5点目の総合計画に掲載しております性質別歳出金額につきましては、合
併前の旧団体の決算を合計したものと類似団体の指数の比較でございます。全国的
に市町村合併が進み団体数も減少していく中で、類似団体を決定する類型設定も大
幅に変更になりましたことと、合併後は経常経費の削減に取り組んでまいりました
ので、総合計画における課題として掲げております人件費約7億円、物件費約6億
円は、平成18年度決算額並びに最新の類似団体指数で比較しますと、人件費で約
3億1,000万円、物件費につきましてはマイナス8,500万円となっております。
人件費に関しましては、総合計画作成時より減少しておりますけれども、しば
らくの間は退職者数の増加に伴う退職手当組合負担金が増額となるため、一時的に
は横ばいの状態が続きます。ちなみに、職員課において管理しております類似団体
別職員数、これは12月に森議員のほうがお尋ねになった件でございますけれども、
平成19年度4月1日現在で、類似団体の職員数378名で、これは一般行政職で
ございますけれども、菊池市の職員数388名となっております、10名の超過
がっている状況でございます。しかしながら、本年度退職予定者が28名に上る
ことから、平成20年4月1日現在におきましては、類似団体別職員数と同等、も
しくはその数を下回ることを想定いたしております。そのようなことから、職員の
人件費につきましても、他の類似団体と比較しましても多くはならないものと想定
しているところでございます。

次に、6点目でございますけれども、新規採用はいつの予定かということでござ
いますが、職員採用につきましては、議員ご承知のとおり、集中改革プランと定員
適正化計画に基づき実施しております、平成17年度から5年間で48名の職員
削減を計画し、財政健全化に向け、鋭意努力しているところでございます。しかし、
地方分権や三位一体の改革に伴う厳しい財政状況を勘案しますと、計画以上に早急
な職員削減を行う必要があることから、平成19年度、20年度採用、2年間につ
いて見送ったところでございます。ちなみに平成19年度末の退職補充による削減
数は、先ほど申しました定年退職者15名、勸奨退職予定者13名等を含めまして、
合計28名減となる予定でございます。平成20年4月1日現在の職員数は555
名となり、合併当初の平成17年4月1日の職員数613名と比較しますと、58
名の削減となります。

採用試験はいつからの予定かということでございますが、来年度も引き続き団塊
の世代の大量退職が見込まれますことや、なお、また保育士、幼稚園教諭など、専

門職並びに介護士、調理師などの技能労務職が不足することが予測されますことから、来年度につきましては、定員適正化計画にありますように、採用試験を実施したいと考えているところでございます。採用者数につきましては、定員適正化計画におきまして10名の採用予定をいたしておりますけれども、これも定年退職者以外に勤奨退職数等も発生するところから、採用の職種、人員につきましては現時点ではまだ未定ということで、採用試験を実施したいということは申し述べたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

（森 清孝君） 3つの事項につきまして、再び質問をしたいと思えます。

まちづくりの件につきましてでございますが、中心市街地から郊外ショッピングセンターのほうへ買い物客は移ったというふうに思われる中で、今おっしゃいました200近くの店舗を活性化する手だてはどのように考えておられるのか。その具体策をお尋ねしたいというふうに思います。

いま一つ、答えの中に観光事業者の言う魅力のある商品づくりに欠けたものというのは、主としてどんなものというふうに整理されておられるのか、お尋ねをします。

3番目、今、総務部長のほうでちょっと長い答弁がありましたけれども、改めまして、20年度末に見込まれる退職者数と、それを減じた職員数の見込み、端的にお答えを願いたいと思えます。

お願いします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） それでは、地域づくりの推進についての中で、中心市街地から郊外ショッピングセンターへ買い物客が移ったと思われる。その手だてはということでございますけれども、全国的に商店街の衰退化が進む中におきまして、本市におきましても、中心市街地の空き店舗の増加に加え、街中の居住人口の減少に伴いまして、地域における活気や通りの賑わいがなくなっている状況となっております。このような中、商店街はもとより、各店舗の賑わいを取り戻すための取り組みといたしまして、商店街活性化イベント補助事業を行っております。商店会などが地域でイベント、祭り等を開催することで、街中の賑わいと活性化を図り、買い物客を回遊させる呼び水となればと考えておるところでございます。また、市内の店舗については、その大半が中小企業者に該当すると思われましても、中小企

業者向けの有利な融資制度や市の利子補給制度などの活用により、経営の安定を図っていただきたいと思っております。また、商店街などにおける街路灯やアーケード、または駐車場などの施設を設置する際の補助として、共同施設設置補助事業を行っております。魅力ある環境整備を図ることにより、街中に人の流れをつくり、賑わいを再び呼び戻すような取り組みなどを行いながら、今後も各店舗の活性化につながるような支援施策の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、観光業者の言う魅力ある商品づくりに欠けたものとはというようなことでございますが、新幹線くまもと創りプロジェクト菊池地域推進本部では、「癒しの里・菊池」を目指すべく姿として、交通体系の整備、交流の促進、産業の振興、定住の促進の4つを柱とした基本戦略を基に事業を行っております。産業振興の1つの取り組みとして、福岡、広島方面の旅行会社、広告業者を対象とした観光マーケットのモニターツアーを行いました。その結果、温泉の泉質が良い。味彩牛はおいしく、集客効果が大きい。旅館組合の12時チェックイン、翌12時チェックアウト、これは土日を除いた日でございますけれども、取り組みは情報誌でも有効に活用できると観光事業者の意見がありました。また、課題として、菊池川流域の観光素材や食についてのインパクトが弱く、良質の温泉をもっとPRすべき。目玉となる食の開発、広域的な観光ルートの確立が必要との意見があり、市としてもこれらの課題を今後整理していかなければならないと考えております。

今後、米と特産品を素材にした菊池ならではの商品開発や観光資源の認知度を高めるため、情報提供の強化を図ると共に、関係団体と連携して、観光客の誘致と受け入れ体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 20年度末、21年3月31日に定年退職する職員は22名でございます。先ほど申しましたように、定員適正化計画どおり実施しますと10名を採用することになりますので、計画どおり実施した場合について、20年度末、21年4月1日現在につきましては543名ということになります。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

（森 清孝君） ありがとうございます。続いて、2番のほうに移らせていただきます。

市政には多くの計画書がつきものでございますが、総合計画実施計画書というものについてお尋ねをいたします。話によりますと、非常に大切な印刷物ということでございますが、その2ページに概要を含めて「終わりに」ということで、非常にいい文章を書いております。これが質問の動機であったわけですが、少しだけはしよって読ませていただきます。「地方分権の時代が到来し、施策や事務事業は厳しく選定される必要がある。そして、市民の行政に対する関心が高まる中、地方自治体はまちづくりの主役である市民に対し、積極的に説明する責任がある。」ちょっと間を抜きまして、「この実施計画書が市民参加のまちづくりの基礎資料としてすべての職員の日々の業務で積極的に活用されると共に、多くの市民の目に触れ、様々な視点から評価をいただくことで、計画的な行政運営を図ることを目指す」と、19年の3月と19年の12月、2冊、私、読ませていただきましたが、そのことを基にお尋ねをいたします。

1番目、発行の部署、部数、そして配布先はいかがか、お尋ねをいたします。

2番目、19年の3月と、19年度用と20年度用だと思いましたが、中身を比べようとしたところ、非常に見づらいいいいますか、比べられないと。その比べにくさの理由についてお尋ねをいたします。

3番目、地方分権や権限移譲ということも書かれておりますが、また、よく論議もされますけれども、県から移譲されている事務の主なものというのはどんなものがございませうか、お尋ねをします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 実施計画書は総合計画書に基づくまちづくりを推進するための事務事業について、向こう3カ年間を計画するものでございまして、毎年見直しによるローリングを行っているところでございます。

発行部数及び配布先につきましては、議員の皆様や県などの関係機関、市の四役や部長、支所長等へ60部程度配布いたしております。職員には活用いただくように、各自のパソコン等で確認、印刷できるようになっております。なお、発行部署の記載につきましては、議員ご指摘のとおり記載しておりませんでした。今後は実施計画書に限らず、各種印刷物につきましても発行部署を必ず記載するように徹底してまいりたいと思っております。

また、前年度作成分との比較で見にくいということですが、平成19年度策定の実施計画書につきましては、予算要求、総合計画や新市建設計画の進行管理など一体的に行うことを目的に、総合的にデータを管理、活用できるようにシステム構築を進めながら策定に当たりました。その中で、コンピューターで機械的に並べまし

たために、計画書等への掲載順番が昨年度策定いたしました分と異なってまいりまして、調整できない結果となりました。平成20年度で策定いたします実施計画書につきましては、前年度事業との比較ができるように計画書の策定に配慮してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 権限移譲につきましては、平成17年6月に県が作成しました熊本県事務権限移譲推進指針に基づきまして、76の法令、824項目の移譲予定で、今回の5年計画ではサービスの個別単位で58、移譲対象で84の事務内容が示され、平成18年4月から各市町村への移譲が行われております。

本市におきましては、平成18年度から、1つには市町村区域内の町、字界の変更の届け出の受理及び告示に関する事務。1つに、新たに生じた土地の確認に関する事務。1つに、公有地の拡大の推進に関する法律第2章に基づく届け出等に関する事務。それに、都市計画施設等の区域内における建築の規制等に関する事務。それに、都市計画の決定、または変更に当たっての土地の試掘等の許可等に関する事務。以上の5つの事務。また、平成19年度からは農地の権利移動の許可に関する事務。1つに、有害鳥獣の捕獲許可に関する事務。また、墓地等の経営許可等に関する事務の3つの事務を加え、8つの事務の移譲を受けております。

平成20年度からは、新たに被災市街地復興推進地区内における建築等の許可に関する事務を移譲予定でございます。今後とも市民の利便性の向上につながる事務や条件整備が整った事務につきましては、積極的な移譲を受けてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

（森 清孝君） 2つのことについて、続けて質問をしたいと思っております。

実は、昨年9月議会にも市の発行の印刷物のことについて質問をしたというふうに思います。なぜ言いますかということ、昔からといいますか、行政には無謬性と匿名性というようなことがよく言われるわけですが、なかなか間違ってもその失敗を認めるわけにはいかん立場というのわかりますし、誰がしたかと、どこ部署か、個人特定をするわけにもまいらんという立場もわからんではないですけども、今の時代、この印刷物等につきましてはちゃんと責任を持って発行部署等を出していただきたい。これは市民に対するスタンスの問題でもあるというふうに

思います。石原部長のほうで9月のときもたしか、注意するというような話が出たというふうに思っております。

先ほど読みました終わりの文章を読みますと、大方の市民といいますか、多くの世話役さんあたりまでには配ってあるんじゃないかなろうかというふうに誤解、そのまま受け取りますと解釈をされます。ところが、60部というような話でございますから、この議場に大方40～50おられますので、あとちょっとということでございますから、言うならば内部資料というふうにも解釈されるわけであります。その辺のところをいかが思われるのか、改めて伺いたいというふうに思いますし、また、市の発行するいろんな印刷物につきまして、時価で販売するというような役所も今あるようでございますので、その辺のことにつきましてはどうお考えか、お尋ねをいたします。

また、見にくさにつきまして、システム構築というようなことでおっしゃいました。電算のことあたりを言われますと、私たちの一番苦手な分野であります。その構築は庁内の職員のみで行われますのか、あるいは業者に委託されるのか、お尋ねをしたいと思います。行政はおおよそ、どこも同じような仕組みでやっておられるというふうに思います。そういうことを考えますと、総合的なデータ管理についてモデルの市はあるのか、ないのか、お尋ねをしたいと思います。

小さなことを言うようでございますけれども、改革の女神は細部に宿るというふうにおっしゃる人もおられます。お金はかからんわけでございますので、その辺のところをよろしくお願いをいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 発行部署の責任を明らかにしなさいというようなご指摘だったと思います。今後の印刷物につきましては、また言わなくていいように、発行部署を必ず記載するように全部署に徹底してまいります。

それから、計画書の市民への配布についてでございますが、行政が持つ様々な情報は市民へ公開することが基本でございます。実施計画書は市の総合計画の基本構想、基本計画で掲げております理念や将来像を実現するための各種事業を示すもので、本市のまちづくりや行政運営の柱となる計画であります。このことから、実施計画書は市民の皆様へ広く知らせる必要があると考えております。現在、総合計画書は市のホームページでご覧いただけますし、本庁や支所、公民館等でもご覧になれるようにしているところでございます。実施計画書につきましても、総合計画書と一体的なものでありますので、同様にご覧いただけるように今後検討してまいります。

また、ほかの印刷物も含め、市民に販売してはどうかということでございますが、印刷製本する際に業者委託等で費用が多額になるものにつきましては、実費での販売をしていかなければならないと考えております。現在のところ、市勢要覧については販売をいたしているところでございます。

システムの構築についてでございますが、このシステムの構築に当たりましては、他の自治体で構築されておりますシステムを参考に、本市の実情に適したものとしたいと考えておまして、職員で取り組んでまいります。なお、本市の電算システムやその他のシステムとの調整が必要でございますので、職員でシステム構築したものを電算会社と協議して進めてまいります。電算のシステム会社に委託する部分と、職員でできる部分、そういったものがございまして、できる部分はできるだけ職員で構築をしてまいりたいというふうに考えております。

モデル市があるかどうかということでございますが、今把握しておりませんので、調査をしてみたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

（森 清孝君） ありがとうございます。次の資料をいただくのを楽しみにしながら質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。午後の会議は午後 1 時より開会します。

○
休憩 午前 11 時 51 分

開議 午後 零時 58 分

○
議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山瀬義也君。

[登壇]

（山瀬義也君） 12 番の山瀬でございます。昼ご飯の後で眠い中だと思いますけれども、しばらくの間、時間をちょうだいしたいと思います。

1 番に、本市の基幹産業である農業対策について、2 番に市政方針について。1、2 の質問の内容が経済委員会に関連する質問でありますので、経済委員長の了解を取ってあることを報告いたします。

通告しておきました順に質問いたします。

市の基幹産業である農業対策について、菊池の土地の総面積は2万7,660ha、水田が3,860ha、畑が2,300ha、普通畑が1,810ha、牧草地が7ha。平成17年度の調査です。専業農家882戸、一種、二種兼業農家1,918戸。計の2,800戸となっております。国の農業施策の誤りといいますが、その中で今の農業者の現状は、生活はしていかなければならない、子どもには金がかかると、ご老人には手もお金もかかると、農機具は買わんといかんと仕事がでけんと、自動車・トラックは必要と、年金・税金は払わなければいけないと、集落に住む以上付き合いはせんといかんと、農地、山林、川、道路は守っていかにといかんと、など年末には借入金の借りかえをして、やりくりしている生活をしているのが、農家の多いのが現状であります。農家の収入の元であった米価が、一等米で60kg1万4,000円、二等米で1万2,000円と安く、今の物価と比べると米一俵は8万円になる計算であります。専業農家の米価と、土曜・日曜で仕事をする兼業農家の米価は同じであります。現在まで一緒です。専業農家は赤字と、兼業農家は米プラスの給料で黒字と、農家のやる気は限界に来ております。私の住んでいる中原区は84戸ありますが、二人の後継者がいるのが現状であります。残っている後継者が農業を続けていくには、今のような状況では国・県・市の力強い援助がなければ、やり続けることは困難であります。集落への品目横断事業の取り組みも、核になる後継者が一集落に一人から二人は必要であります。そのためにも、市の考えが一番であります。後継者対策をどのように考えているのかお答えを下さい。

2番の、農地の適地適作の調査の考えについて、利益の上がるもうかる農業のため、菊池ブランドのつくりのため、また団地化のために、足腰の強い農業をつくるため土壌調査が必要です。年間の風の強弱の方向、雨量、日照時間、日の出入りの方向、気温、作物に対しての適地、農業の基本の調査が不可欠と思いますが、市の考えはどうでしょうか。

3番、畜産対策について、今後の考えは本市の農業算出額、17年度の調査で305億円、県内1位であります。耕種、米と野菜。米27億3,000万円、野菜36億8,000万円。その中では、また花卉11億6,000万、その他が13億4,000万、加工農産物が1億2,000万、計の89億1,000万円です。畜産は肉用牛、乳用牛。肉用牛が83億1,000万円、乳用牛が66億、豚が44億8,000万円、その他が20億8,000万円です。計の214億7,000万円です。JA菊池の畜産の現状、繁殖4,700から4,800頭ですね。肥育牛が黒牛8,000頭、あか牛が1,650頭、F1が1万3,000頭、ホルスタインが4,500頭。育成牛、これはスモールを飼って5~6カ月で出荷する子牛です。4,000頭かけるの2回転で8,000頭です。搾乳牛が、泗水が4,679頭、

旭志が4,165頭、七城が1,170頭、菊池が153頭、旧菊池市は酪農組合が別でありますから少ないわけです。計の1万167頭です。そのうち経産牛がまた162頭あります。売り上げが193億円、肥育牛が89億円、豚が12億円。豚の場合はJAよりか一般のほうが多いから少ないわけです。育成牛13億7,000万円、繁殖牛が8億円、酪農が70億円です。今後、畜産対策に、市はどのように対応していくのか、お答えください。

4の畜産物の販売対策について、市のやるべきことは、一番に菊池溪谷、矢護川溪谷に代表される、清流ではぐくんだ菊池産農畜産物の新鮮さ、食の安心・安全性のアピールを新聞、テレビ、インターネットなどで宣伝活動するような考えはないのか、お答えください。

まず1回目の質問といたします。次は自席で。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 本市におけます農業の状況等につきましては、ただいま議員さん、述べられたとおりでございます。さらに細かく申し上げますと、1番目の後継者対策についてでございますけれども、農林業センサスにおける農業者数等の細かい数値を申し上げますと、農業就業人口が5,683人で、2000年センサスと比較すると約1割の減少となっております。年齢階層別では、農業就業人口が29歳までが366人、30歳から39歳までが286人、40歳から49歳までが644人、50歳から59歳までが1,009名、60才以上が3,378人となっており、農業就業人口における後継者の減少と高齢化が表れております。時代を担う農業者が専業農家として積極的に就農定着し、その育成を図るために、新たに農業に就業する40歳未満の新規就農者に対しまして、30万円の新規就農奨励金を交付する制度を設けております。平成19年度では、17人の新規就農者の確保ができており、合併後、平成17年度からの単年度平均15名の新規就農者の確保ができております。また、平成19年度より、NPO法人「きらり水源村」を事業主体として、団塊の世代、若者向けの新たな農業研修教育の充実が求められる中、その多様な就農経路に即した研修教育の体制整備を図るために、市、市農業委員会、菊池地域振興局、県立農業大学校、県立菊池農業高校及び農業法人等を構成員とする受け入れ体制整備に諮る検討会を設け、就農支援体制の整備に向けた事業を進めているところでございます。今後も関係機関と連携した活動の中で、農業の担い手不足、高齢化への対応を進めてまいりたいと考えております。

2番目の適地適作に関し、土壌・気象・気候等の調査につきまして、現在市単独での調査は行っておりませんが、技術的な面においては、菊池地域振興局普

及指導課等の指導を仰いでいるのが現状で、熊本県では農業研究センターの新技术、新品種の試験結果を踏まえて、地域ごとに実証・展示圃場の設置を図られておりますし、その情報等をいただいております。平成19年度においても、菊池地域振興局普及指導課の菊池地域普及活動報告会におきまして、環境に配慮した米づくり、構築連携による堆肥の利活用、夜冷短日処理による、「ひのしずく」の安定生産技術の確立、宿根カスミノウの高品質安定生産への取り組みについて公表があったところでございます。振興局、JA等、関係機関連携の中で、技術的・専門的な情報収集を受けながら取り組んでまいりたいと思っております。

3番目の畜産に対する対策ですが、本年2月、農林水産省より畜産酪農緊急対策素案が発表されました。酪農家支援のために505億円、肉用牛農家支援のために242億円、養豚農家支援のために81億円、畜産酪農農家支援のための緊急融資対策が248億円、自給飼料基盤強化のために68億円の計1,144億円を緊急対策としての措置を含め、畜産物価価格関連対策として合計1,871億円の確保がなされたところでございます。それぞれの緊急対策や、緊急融資対策の中で該当するものについては本市の畜産振興のため、農業団体や農家に対して積極的に活用するよう誘導してまいりたいと考えております。農産物の販売対策につきましては、食に関する昨今の様々な事件等を背景に、これまで以上に安全・安心が消費者ニーズとして強く求められております。各物産館出荷者等による組織的なエコファーマー認証とその後の土壌分析や、生産履歴の記帳推進の実施、また、農地・水・環境保全対策の環境保全に向けた営業活動では、七城地域全体での水稲作の減農薬、減化学肥料生産による安全・安心の米生産への取り組み、第3セクターをはじめとして、消費者が直接生産現場や生産作物に触れることができる体験型の取り組みも進められております。

このような販売面に付加価値をつけていく取り組みに対し、積極的に協力してまいりたいと考えております。そのほか、PR面におきましては、熊本県の東京、大阪事務所などとも連携しながら、大都市を対象に菊池市の特産品がさらに広くPRできるよう努力してまいりたい、このように考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

（山瀬義也君） 1番の答えの中では、平成19年が17人の新規就農者がいたと。

17年が15名ということでございます。また、19年度から、NPOの「きらり水源村」ですか、ここを核として、こういろいろな活動をやっていくということでもありますね。

そしてまた、2番目の適地適作に関する調査でございますけれども、県の普及所

と情報交換しながらやっていくということですね。

また3番目ですが、緊急対策や緊急資金対策の中で、畜産対策については借り入れがあれば積極的に進むということでありますから、このこともぜひ、早急にやっていただきたいと思います。

また4番目の販売については、PRに対して熊本県の東京事務所とか、また大阪事務所あたりと連携しながら、菊池のPRに努めるということですから、よろしくおもしろいと思います。

再々質問をいたします。

17年度の調査では、これは1の2であります。50歳から60歳にかけてが4,387名、15歳から49歳が1,296名ですとあるが、10年後の後継者がまだ減ることが予測をされると思うが、市が県または国に働きかけて、保護政策などの対策をやらなければ、10年後では取り返しがつかないという状況になりやせんだろうかと思うわけなんですね。心配いりませんか、その点についてもお答えください。

2番の2です。県、JAと協議して、よい作物の開発のために、1日も早く取り組むべきだと思いますが、今、栽培している作物がベストか、市で調査が必要です。圃場整備の後の作物が、米プラス麦では今までの収益では多額の投資が無駄になるのではありませんか。新品種の開発、昔からその地での作物の掘り起こしの調査。私の友人で昨年、熊日新聞に軽井沢でイチゴの夏栽培をやっているという記事が出ました。東京の築地市場で、高値で取引をされていると報道されました。話を聞いてみますと、ロシアのイチゴの苗を取り寄せて、標高1,000m以上の所で栽培をしているということです。また、冷水を灌水していると。適地で品種がない場合は外国にあると思われるので、その調査も県と、またJA、市も考えるべきと思いますけれども、これについてもお聞かせ願いたいと思います。

畜産問題ですけれども、3の2です。今回の一般質問の農業問題の畜産については、坂本議員さん、隈部議員さん、奈田議員さんとされていますけれども、される予定ですけれども、私は畜産の中で繁殖の増頭について絞って質問してまいります。2月18日から20日まで、8人の議員さんと政務調査のために、大阪、愛知に行ってきました。大阪の南港市場、神戸市場の社長の帝神畜産の本社、菊池牛の販売をしている西宮のスーパーなどがあります。大阪市場の社長の話の中で、菊池牛の評価、肉質の見方、今後の畜産の課題について話を聞きましたが、和牛についての元牛不足を指摘されました。今の元牛高、原油高、飼料高では日本の肥育農家、畜産農家は大打撃を受けるだろうとあって、繁殖牛の増頭のお話をされました。また、アメリカの考えで、輸出戦略で日本のように資源を持たない国の畜産などをつ

ぶせば、あとはアメリカの思うつぼの計画もあるのではなからうかという、そのような話も聞きました。私も同じ考えであります。菊池の今からの農業を考えると、中山間地帯には、山あり、原野あり、畑地も荒れかけている段々畑、田があります。繁殖の放牧には適地であります。若い老人の方、退職された人たち、勤めている人、または女性、奥様たち、牛の2頭ないし5頭ぐらいの飼育ぐらいはできます。荒れ地もなくなります。また、年金プラスの50万円ないし100万円ぐらいの稼ぎもできます。健康管理のために進めるべきだと思います。

菊池地域管内で現在約5,000頭の繁殖牛がいます。JAの肥育農家が黒牛、あか牛合わせて1万頭飼育されております。子牛の導入については、県内が40%、県外が60%です。ぜひ、菊池管内だけで1万頭の繁殖牛をつくれれば、肥育農家も管内取引ができます。肥育農家も安心して肥育ができます。繁殖農家も安心して管理ができます。市場の相場もありますが、肥育・繁殖の両農家が立っていくためには、JA、県、市が行って指導すればできます。1万頭の母牛がおれば、毎年8,800頭の子牛が生産できます。去年は子牛が高く、1頭平均が47万580円でした。40万円にしても35億2,000万円の売り上げがあります。本市の農業の活性化、活力にもなります。市の考えをお聞かせください。

4の2です。佐賀県の例では佐賀牛の売り込みのために、大阪市場に毎年1月の初ぜりに、県議会の議長をはじめ多数の県会議員さんが挨拶に行かれ、初ぜりを盛り上げておられます。旧菊池市では、東京、大阪行き的大型トラックに、菊池溪谷の絵、また、温泉、菊池牛、メロン、花、果樹などの絵を描いて、宣伝活動をしていましたが、いろいろな宣伝の方法も考えてみてはどうでしょうか。本市においても、市長、議会が出荷市場や販売店などに、年に1~2回の挨拶まわりが必要と思います。パンフレットの作成、シールの作成も必要です。市、JA、農家が一体となって、宣伝売り込みが必要と思いますが、市の考えはどうでしょうか。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 再質問についてお答えいたします。

まず、1番目の本市の農業就業人口においても、後継者数の減少と高齢化は、ますます進んでいる状況にあり、将来的にはさらに進んでいくことが予想されます。農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄地の増大など、日本の農業農村は危機的な状況にあると言っても、過言ではないと思っております。このような中、国においても地域農業、担い手を中心として再編し、食糧の安定供給農家、国土自然環境の保全という農業の持つ多面的機能の維持、発揮につなげるため、展開されている様々な農業施策において、当然地域リーダーとなる担い手農業者の役割は大変重要なも

のがあると認識いたしております。将来的にも、この役割を担うのは農業後継者の方々であると、その重要性は十分認識いたしております。今後におきましても、農業後継者の確保・育成につきましては、関係機関と連携し、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2番目の作物の件でございますけれども、平成20年度において、中山間地における果樹振興のモデルとして、花房北部補助整備地区においてモデル補助の設置事業を計画いたしております。この事業については、菊池地域振興局普及指導課の普及指導計画の中で、菊池台地水利用の一貫として計画に位置付けていただくことになっております。今後も、農家所得の向上に向けた適地適作品種や、作物の栽培体系等の技術指導やその普及についても、振興局、あるいはJA等、関係機関の技術的・専門的な指導を受けながら、取り組んでまいりたいと考えております。

3番でございますけれども、菊池地域内で繁殖から肥育まで、一貫生産できる体制づくりについてでございますけれども、管内の畜種毎の飼養頭数を、平成18年度末畜産統計でみてみますと、肥育牛が約3万頭、内訳は褐毛和牛と、黒毛和牛を合わせて約1万頭。先ほどご意見のとおりでございます。交雑種1万3,000頭、ホルスタインが約7,000頭飼育されているのに対しまして、繁殖和牛の雌は約2,700頭、乳牛の経産牛が約8,000頭でございます。合併当初から、地域内で子牛生産から肥育までの一貫経営ができるようにと、国、県の家畜導入事業と併せて市単独の家畜導入事業を実施し、繁殖和牛の確保に努めてまいりました。その結果、畜産統計上一番頭数が減少した時期が、平成5年から平成10年までですが、からすると、約1,000頭程度飼養頭数が増加しております。これは家畜導入事業の成果が表れてきているものではないかと考えております。しかし、管内の繁殖雌牛約2,700頭に対し、褐毛・黒毛の肥育牛が約1万頭いますので、議員おっしゃられたように、肥育元牛の導入については、大部分が地域外に頼らなければならない現状でございます。今後も、家畜導入事業を継続して実施し、繁殖牛の確保に努めると共に、中山間の荒廃地や転作田を利用した、市単独の放牧モデル事業を平成20年度から取り組むことにいたしております。今年度の予算をお願いをいたしております。このモデル事業により、低コスト生産や省力化が図られることを実証できましたら、新たに繁殖経営にチャレンジする方のマニュアルとして利用でき、議員ご指摘の地域内1万頭規模の飼養頭数につながればと考えております。また、菊池振興局と連携を取りながら、管内、合志市、大津町、菊陽町などを含めた、菊池市域全体の繁殖牛頭数を増やす対策についても協議をしてまいりたいと考えております。

4番目に農産物の販売対策についてでございますが、市民の方々や関係機関が連

携し、地元が地元をPRしていくことは、大変重要であることを認識いたしております。ご紹介いただいた事例等を今後の販売対策やPR活動に向けて、参考または課題にさせていただき、積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えといたします。

議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

（山瀬義也君） 今の部長の答弁の中で、今後も後継者の確保には関係機関と連携して積極的に取り組むということでございます。

また、2の2の答えには、中山間地域、花房北部の補助整備において、モデル事業に取り組むということでございます。ありがたいことであります。

また2の3の答えの中にも、家畜導入事業を継続して実施していくと。そしてまた、平成20年度にもモデル事業として、低コスト生産の省力化に向けて、そのような事業を進めていきたいということでございます。まず、1万頭を目的にやっていくということでございますから、大いに期待をしたいと思っております。また、菊池振興局と連携をしながら、合志さんとか大津さんとか、菊陽さんあたりにも話して、菊池市域で全頭を、そのような形で菊池郡あげて、頭数増に進むような働きをするということでございますから、期待をしております。

2の4の答えも、今後の販売対策やPR活動に向けても、今後の課題として考えていくということでございますから、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、再々質問いたします。

後継者対策は、本来国が考えるべきと思いますが、今の国ではあてにはならないと。市が日本初の政策をすることを期待をしたいが、市長の考えは自給率100%をスローガンとしてやるべきだと思っておりますが、行政の考えはどうでしょうか。

2の3であります。これもまた、参考でございますけれども、三角の阿曾田さんは、全国の市場で作物の一番高い時期を調査して、その高い時期に出荷できるような作物の種を、世界中を調査して栽培されていると話を聞いています。

市はそのような県内の、または国内のトップを行く農業の調査などはやっているのか。また、今後やっていく考えがあるのかをお答え願いたいと。

よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 再々質問について、お答えをいたします。

市の基幹産業である農業対策へのご質問の中で、後継者対策、作物振興、畜産対策、農産物販売対策など、今後の参考、また課題にすべき、様々な事例等もご紹介

をいただきました。本市の基幹産業である農業の持続的な発展と、農村の振興を図り、自給率の向上により将来にわたる食糧の安定供給、及び多面的機能の発揮を確保していくことは、本市のみならず国を挙げての課題であると考えております。さらに積極的に取り組んでまいります。

2のご指摘いただいております点の中で、農業振興につなげるための各種調査等の中で、農林業センサスや畜産統計等の調査は市単位で行っておりますけれども、より具体的・専門的な調査は現在行っておりませんが、県やJA等、関係機関と連携し、新たな情報の収集や技術的・専門的な指導を受けながら、今後の農業振興に取り組んでまいりたいと思います。

販売対策におきましては、本市出身の方々による東京菊池会等が設立されておりますので、そのような大都市のネットワークを活かせるよう、今後連携を密にしながら、出身地菊池をPRし、販売促進につなげられるような、働きかけを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

（山瀬義也君） ありがとうございます。

先ほどの菊池会を含めた、販売戦略の中では菊池出身の方々、また、菊池の会を含めた人たちにも働きかけてもらうということでもありますから、ありがたいことでもあります。そしてまた、家畜導入事業については、本年は100万円程度増額されております。1頭5万円でもよかろうという市の受け止めと思いますけれども、やっぱり1万頭を目指すなら、熊本県の中で一番の畜産基地でございますから、やっぱり10万円は、ぜひ、補助できるように今から、議員全部私の応援団でございますから、そのことを踏まえてよろしくお願ひしたいと思ひます。

私も農業振興のために、昨日花房中央の2期工区の畑総合事業、これが88%と同僚から聞きました。私もグリーンロードの拡張予定地の地主であります。また、住吉から出田にかけての市道の拡張の計画もあります。その地主でもあります。私も農業の発展のためには、やっぱり農業振興大事だということで同意をしました。印鑑を押しました。どうか、市長はじめ稲葉部長の努力で、加入率100%になるように、同意率100%になるように、再度努力をしてもらうということ、最後につけ加えておきたいと思ひます。

それでは2番目の施政方針について、1の中心市街地活性化基本計画をどのように進めていくのか。菊池市中心市街地活性化基本計画の素案の説明が、経済委員会にありました。柱となる五つの事業の市街地整備改善事業、都市福利施設整備事業、街なか居住推進事業、商業活性化事業、公共交通機関の利便増進事業があります。

ハード事業の市街地の整備改善の1～7。都市福利施設整備の1、老人福祉センターの整備。2、つどいの広場、整備拡充事業など、市の指導でやる事業が、また、中小商業者向けハード事業は、まだ今から考えられると思いますか。中心市街地に、核になる施設はどの事業か示されたい。平成11年12月、菊池市中心市街地基本計画が策定されています。前計画では菊池高校を移転して、その後に核となる総合センター計画がありました。今の素案の計画書では、核になる施設がはっきりしていないと思いますが、市の考えをお聞かせください。

2番の産業振興の観光客誘致で、豊かな自然と菊池一族の歴史・文化などの観光資源を活かすとあるが、どのような活かし方をするのかを、まず聞かせてください。豊かな自然、菊池溪谷、鞍岳、八方ヶ岳の山々、菊池川、迫間川、合志川、菊池一族、合志一族、その残した歴史、伝統、文化、加藤氏、細川氏が残した事業、今も立派に残っています。利用されています。この資源こそが菊池の宝であります。これを活用して観光につなげれば、観光客は菊池の良さがわかり、菊池の観光、商店街の繁栄するとも思いますが、どのように活かすかを、まずお聞かせください。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） それでは2番目の質問にお答えいたします。

まず、中心市街地活性化基本計画をどのように進めていくのか。核となる施設として何を位置付けているのかということでございますけれども、本市におきましては、触れ合いを大切にす市民生活を支える商業空間づくり、温泉文化の感じられるまちづくり、誰もが快適に暮らし続けられる安全・安心な居住環境づくりの三つを中心市街地活性化の目標として掲げており、改正中心市街地活性化法に基づき、必ず基本計画の中に盛り込むこととされている市街地整備改善事業、都市福利施設整備事業、街なか居住推進事業、商業活性化事業、公共交通機関の利便増進事業の五つの柱となる事業につきましても、現状分析及び事業の必要性を十分精査した上で目標が達成できるよう、それぞれの事業内容を検討してまいったところでございます。

ご質問の核となる施設についてでございますけれども、本市におきましては、すでに認定を受けた自治体に取り組んでいるような、区画整理事業や、市街地再開発事業等大規模なハード事業、整備事業は現時点においては、実現不可能であることから、やはり身の丈に応じたハード整備事業を組み合わせることにより、活性化を図ることが最善策ではないかと考えております。具体的に申し上げますと、魅力ある商業空間、街中の賑わい・創出を目的とした、「商業テナントと公共公益施設の複合施設」整備事業、温泉街の活性化、交流人口の増加を目的とした「健康増進ク

ア施設」整備事業。児童から高齢者をはじめ、市民生活を支える福祉増進と交流を目的として、電鉄プラザ周辺を福祉ゾーンとして位置付けております。しかし、国が示した基本方針におきましては、特に民間事業者のやる気が問われていることから、「商業・公共公益複合施設」と、「健康増進クア施設」につきましては、民間事業者が事業主体となるべく各種団体等へ働きかけ、検討を重ねてまいったところでございますが、今日の経済状況の中で、なかなか民間主体による事業が出てこないのも現状ではございます。このことは、内閣総理大臣認定に向けた中心市街地活性化基本計画の策定作業を進めていく上においても、大きなネックとなっておりますので、さらに関係者との協議を十分重ねながら、解決に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、2番目の産業の振興の観光客誘致で、豊かな自然や菊池一族の歴史・文化などの観光資源を活かすとあるが、どのように活かすかというようなことでございますが、菊池市には、議員述べられましたように、山や川などの豊かな自然を活かした菊池渓谷やダムなどの観光地、また、菊池の歴史・文化や温泉などの資源を活かしたエリアなど、多彩な観光資源がございます。また、菊池一族にまつわる歴史・文化など、たくさんの歴史資源にも恵まれております。この観光資源については、今後さらに深く掘り下げることにより、見えてくる部分もあると思いますので、また菊池の魅力をさらに増すためには、観光資源それぞれに有機的なつながりを持たせることも、ひとつの手段だと考えます。歴史にかかわるものとして、「ぶらっと菊池一族散策ガイドブック」を活用し、観光ボランティアガイドによる、菊池一族の史跡めぐり、菊池の名所案内及び武者、女官体験を行い、来客者に喜んでいただいているところでございます。また、豊かな自然環境をウォーキングなどのイベントと抱き合わせることで、活用を図ってきたところでございます。

このように、菊池の宝の魅力を最大限に引き出すための、さらなる観光戦略を練るため、各種関係機関と連携を取りながら、観光誘致につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

（山瀬義也君） 2の1の答えの中で、それぞれに述べられました各ゾーンの大体の考え方、わかりました。また、民間の事業者が事業者主体となるやつは、まだあまりはっきりしませんけれども、今後の課題かと思えます。2の答えの中にも、菊池の宝の魅力を最大限に引き出すと。そして、各種連携機関と連携をしながら、観光客の誘致に努めるということでありますから、期待をしたいと思います。

再質問に移ります。2の2です。

中心市街地の中心部にあるヨーカドー跡地が競売され、地元商店街の方が買い取られたと聞いております。市長は、老人福祉センターの計画で、以前はヨーカドーの跡が中心地で、適地であると言われておりました。その時は、営業中でありまして、営業保証があつて高くなると思う理由で中止されたと聞いております。今でしたらその心配もいりません。老人福祉センター予定地は、中心市街地のはずれの場所であります。その場所は、街中移住の事業の中でも活用できますし、また、国による主な支援措置の新規創設の中心市街地、共同住宅供給事業や地域住民の公共利用、災害時の緊急非難場所などの複合的な施設利用などのために、買い取られてはいかがでしょうか。どのようにでも使える場所と考えております。老人福祉センターの場所をヨーカドーの場所も踏まえながら考えるべきだと思いますが、どうでしょうか。

2の2。現在の第3セクター、民間の施設、農家、商店とつなぐ観光ルートづくり。河川においても、菊池川、七城だけが整備され観光にも活用できていると思います。菊池においては、迫間川、菊池川、いまだに未活用です。見て下さい、赤星、深川、北宮、今、藤田、下木庭、築地、大柿、滝、千豊河原、大場堰、立門、菊池溪谷などの景観を。迫間川も龍門ダムまであります。合志川も、泗水の一部が整備されていますが、まだ上流までは整備中であります。

今後、利用ができると思いますが、どのようにして、これを観光とつなぐのかを、お尋ねしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

市民部長（村山 隆君） 老人福祉センターの建設候補地につきましては、1点目に、必要な面積が確保されること。また2点目に、市街地の活性化に寄与する位置であること。3点目に交通の利便性に適していること。4点目に、新市建設計画の予算を上回らないこと、等々といった点から十分検討されまして、複数の候補地の中から有田物産用地を選定し、これまでの間に地権者と候補地内居住者のご理解がいただけるのか、周辺地区の皆様方のご意見はどうなのか、施設を利用される高齢者の皆様の利便性に寄与することができるか等々を、関係者や関係団体と意見交換を行いながら、旧菊池市におきますところの老人クラブ、商工会、あるいは区長会等の代表12名から構成されますところの建設検討委員会にお諮りしながら、進めてきたところでございます。

ご質問のヨーカドー跡地につきましては、必要な面積が不足しますので、面積を確保するとなれば周辺用地の確保が必要となります。併せまして、財源的には周辺の店舗の営業保証、あるいは移転保障、ヨーカドー跡の解体費用等を含めた用地費と比較しますと、有田物産用地よりも事業費が増化してまいります。仮に用地の交

渉を進めるということになりまして、今後、相当期間を要することになりまして、早期着工を求められて久しい、老人クラブ等の皆様方に多大なご迷惑をおかけすることと相成ります。一方、有田物産用地周辺には、近隣住民のための集会施設がなく、災害時の非難場所としても利用できますので、まとまった公共スペースとしての機能を持たせることが考えられます。さらには近くの保育園もございまして、世代間交流も可能であります。利用者や周辺地区の皆様方にとりましても、より利便性の高い施設が見込まれます。

老人福祉センターにおきましては、高齢者に関する各種相談を行ったり、高齢者に対しての健康の増進や教養の向上、及びリクリエーションのためのサービスを総合的に提供できる施設として、これまで関係者や関係機関と協議を重ねて理解をいただいていたところございまして、現行により計画のとおり推進してまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

経済部長（稲葉公博君） 再質問にお答えいたします。

菊池市は菊池川の上流に位置し、早くから人が住み着いていた菊池川流域は、川にまつわる歴史や暮らしの中で接点を持ち、古くから行き来があったと思われます。議員ご指摘の河川資源の活用については、河川環境が整っている菊池渓谷周辺、七城コスモブリッジ周辺、また龍門ダム周辺のコースを活用したウォーキングなどを現在開催しているところでございます。そのほかに、整備がなされている豊潤橋、大場堰、千畳河原などを拠点として、また未整備の箇所については、その整備状況により新たな観光ルートとして考えていきたいと思っております。また、物産館施設等、情報発信拠点としてその他の観光資源と結び付け、さらに農林業などの地域産業とも連携しながら、体験型観光のグリーンツーリズムなどにより、新しいかたちの観光客誘致にも努めてまいりたいと考えております。

議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

（山瀬義也君） 今、市民部長の答弁の中では最適だというお答えだと思いますけれども、答える時には、例えば、ならヨーカドーはどのあたりの、土地の単価とか、例えば、あそこに商店街があるですね。大体こっちのほうが高こうならせんだろうかじゃ、なかなか納得はいきませんね。なぜこうこうことを言うかということですね、本来これは5年前に老人福祉センターの計画が旧菊池市で挙がってきた問題なんですね。それをずっと合併を含めて引き継いできた。そして、2年前から中心市街地に向けてスタートをやっていて、昨年の所信表明の中で市長は、中心市街地活性化基本計画、まちづくりをやりましますというようなかたちの方針が述べられた。そ

れならそれなりに、今までは老人福祉センター、独り立ちでずっと歩いてきていたんですね。この次は中心市街地活性化基本計画の中に入れるというなら、やっぱり、見てください、議長も誰も知らんですよ。この間、経済委員会に説明があったばかり。説明責任があるわけなんですね。このような形で、中心市街地の一角の核になる市の施設として、老人福祉センターも入れますと。それだったら、議会でこんなことを質問なんかせんちゃよかですよ。あなたたちが何もしとらんけん、こぎゃんせやんでしょうが。私たちは、中心市街地活性化基本計画が出てきたから、素案の中に。なら、商店街を含めた、商工会を含めた人たちが中心市街地の核になる、真ん中に何の施設がほしいかと言うならば、やっぱり老人会あたりの施設があるならば、その一体が潤うと。なら、それも当然テーブルに上ぐるべきだというのが私の考えなんですね。ですから、やっぱりいろいろな事業に移る場合は、移行する場合は、議会にはぴしゃっとした説明ばせんと。議会、誰も知らんですよ。場所はどぎゃんなつとうとなて。こうして、中心市街地のその活性化事業の中に老人福祉センターが入つとうとなて、誰も知らないんですよ。老人福祉センターは、独り歩きして向こんほうでこういきよったとよ。変えたなら変えたごとですよ。素案に出てきたなら、出てきたでその前にちゃんと説明ばせんと。わかりましたか。だから、これはもう、つつきやあせんけんですね、2度とそのような・・・がないように。そして、やっぱあ議会軽視はいかんですよ。市民に対しても、説明責任があるわけですから、その点はぴしゃっとしてくださいよ。

それでは再々質問いたします。

各ゾーンが設定されていますが、平成5年の3月に中心市街地の基本構想の報告書、計画書が作成されています。その中に、歴史ゾーンという形で、上町から御所通りが拳がっておりました。立派な石畳の青写真ができておりました。今回の素案にはそういう考えがないのか。また、築地での東西正観寺、中央通り、この再現も当初の計画には載っておりました。本当にこう、菊池の観光の将来を考えるならですよ。やっぱり縦のつながりの行政ではなくって、企画から都市計画から、観光から、みんながやってこう計画を立てていかないと。「しもうた、説明はしたばってん、地元の賛同を得られんじゃったけん、そのまんまかぶせたまま果てたもんなて」。井手は、上のほうは、これは井堰協議会の持ち物ですよ。個人の持ち物じゃありません。市が本当に観光を目玉としてやっていくちゅうなら、やっぱり今まで先輩が築いてきた歴史・伝統・文化、これを活かさんとでけんでしょう。それならそれなりに、やっぱり全体的な中で考えていかんと、市民の意見、文化協会の意見、いろいろあると思います。ですから、そのような計画はこうできないか、これも時間がありませんから、再度その中の検討委員会があると思いますから、協議をやってく

ださい。そして、この事業、事業者にはない、今までの補助率ですね。2分の1とか、3分の2とかですね。ですから、将来の中心市街地へ、また観光の活性化につながる大事な計画と思います。市議会、商工会、商店街、文化協会、観光協会、市民が協力して許認可に向けて、市が指導力を持って実現するように頑張ってください。

そして、最後に要望でございますけれども、このたびの一般質問で調査をする中で、やっぱり答弁内容をずっと調べて、また打ち合わせをする中で、やっぱり観光課、これを格上げしていかなば。観光・商工、部にせんならですよ。見てください、先ほどの質問であったでしょう。国際交流は上のほうに、企画にあると。本来はすべての事業を、企画と立案ば、その部署でできるとが当然ですよ。ですからやっぱり、ぜひ、市長の決断の中で、観光・商工、部署の設置を強くお願いして、質問の最後といたします、終わります。

また、老人会の皆様方には、大変ご苦勞をかけております。皆、老人福祉センターは、議長をはじめ全部が賛成なんです。ですから、ただ、やり方の手法がちょっとずれとったからこういうことを言います。議長を含めて、皆、議員は老人福祉センターのために全力を尽くしてやっていきますから、よろしく願います。

以上です。

議長（北田 彰君） 次に、森隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 午後の二番手ということで、皆様方には大変きつい中かと思っておりますけれども、しばらくの時間、お付き合いをお願いしたいと思います。それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

環境の政策ということで、お尋ねをしてみたいです。

今回の3月の定例会におきまして、菊池市環境基本条例の制定ということで出されております。これは、公害対策のための条例ではないというふうに思っております。趣旨、定義、基本理念、市民の責務、市政の基本的な方針に沿った環境対策事業及び計画が、本当に明確に出てきていないということで、菊池市の環境保全を目的とした条例の制定というのはどういうものかということで、お尋ねをしたいと思っておりますが、先日の質問で、怒留湯議員が基本計画、必要性について質疑がありました。私は、環境対策関係事業としまして、地球温暖化対策事業、地域省エネルギービジョンの策定事業とか、菊池市のエコツーリズム推進事業、もろもろの事業計画、基本理念が当然と考えますので、まずは環境の対策事業の1つとしまして、地域省エネルギーの推進計画、ビジョン策定を、どのように市のほうとして考えておられるか、1点目にお尋ねをいたします。

2点目としましては、不法投棄の対策事業ということでお尋ねしますが、熊日新聞の読者の広場に、林道沿いに、林道の整備がきれいになりましたと。それには感謝しますが、大型電気製品等の不法投棄が多くなって困るという、菊池市の、市民の方の苦情の記事が掲載されてありました。本当に今、河川敷等への不法投棄はだんだんなくなってまいりましたが、この前菊池溪谷から菊池高原のほうに向かう林道沿いでありますが、ちょうど離合場所となっておりますので、下のほう、谷底を見ましたら、業者と思えるように大量のごみを捨ててありました。本当に深さがかなり深い所でありまして、重機等による回収も不可能という所でありますので、菊池市の観光地であります菊池溪谷の、環境保全に対しましての管理状況等について、お尋ねをしたいと思います。併せまして、菊池溪谷から四季の里へ向かいます林道沿いも、年々と不法投棄が目立ってきたというふうになっておりますが、対策の看板もないようでありまして、条例だけで本当に解決できるのかということでもありますので、市の対策、取り組みということについてもお尋ねをしたいと思います。

3点目に廃棄物の対策事業としまして、お尋ねしますが、分別の収集の現状等、ごみステーションの管理体制について、市独自が管理するごみステーション等があれば、それもお聞かせ願いたいと思います。

4点目に、廃食用油のリサイクルについてお尋ねをいたします。

1月31日から屋久島役場の環境対策課のほうに、バイオエタノールの代替燃料ということの取り組みについて、視察、研修を行ってまいりました。廃食用油の9割が燃料になるということで、屋久島の役場の公用車の燃料の約30%を賄っておるということでもありました。燃料の特徴としましては、黒鉛が軽油の2分の1の減少ということと、酸性雨への原因となります硫酸化物の排出がないと。また3点目には、軽油と同等の走行性があり、また車の改造もいらぬというようなことでもありまして、かなり菊池市にも旅館とか、そういった総菜屋さんとかの関係で、かなりの廃食油が出ておるんじゃないかというふうに思っております。そういうふうなことでもありますが、一番、菊池市の下水道整備等もできておりますが、公共下水道とか農集、環境、特定環境下水道等においても、大いに貢献できるんじゃないかというふうに思っております。

役場の中で説明受けましたのが、廃食用の油をまず1リットル川に流した場合、下水道に流した場合も同じと思いますが、魚が住めるような水質に戻すためには、20万リットルの水が必要というふうに説明を受けました。やはり下水道等への一般財源からの持ち出し金も、今、かなり多く出てきております。そういったことでこういった事業に対して、菊池市も取り組む考えがあるかないか、市長の考えをお

尋ねたいと思います。

後は2点目から、質問席からお尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） まず1点目の省エネルギー対策は、本定例会に上程しております環境基本条例の基本理念に基づきまして、進めて行かなければならない策の1つであると認識をいたしております。「もったいない運動」に象徴されますように、でき得る限りの省資源、あるいは資源循環を図って循環型社会にしていかなければならないと思います。このためには徹底した省資源・省エネルギー対策が必要でありまして、これらはすべて地球温暖化対策につながるものであると思っております。

本市におきましては、現在、環境基本条例に基づく環境基本計画を策定中ですが、当計画におきまして地球温暖化の防止を重点施策の1つとして、市・事業者・市民のそれぞれの責務において、どのようなことに配慮して向上していくべきかという環境配慮指針を示したいと考えております。また本年度は、菊池市地域新エネルギービジョンの中で、その多くが廃棄されているバイオマスを有効に活用するために、バイオマス資源利活用調査を実施したところでございます。さらには先に怒留湯議員の一般質問でも答弁させていただいたとおりですけれども、ISO14001の環境マネジメントプログラムや、平成19年3月に策定しましたところの菊池市地球温暖化対策実行計画によりまして、本市の事務事業に於ける省エネルギー対策を実践しているところでございます。

本市としましては、今後、環境基本条例並びに環境基本計画に基づく様々な計画事業を通して、市民や事業者のそれぞれの立場での取り組みを促進しつつ、より効果的な方策を検討し実施してまいりたいと思います。なお平成20年度より、新菊池市創造事業の1つとして、省エネパネル設置事業を実施し、小学生のいる家庭100世帯に省エネルギーパネルを貸出し、消費電力の認識と目標値を設定することで、節電と省エネの推進を図ってまいりたいと考えております。

2点目の不法投棄についてですけれども、ご質問の菊池渓谷の自然環境保全の管理状況につきましては、当地が国有林及び国立公園地内ということから、現在、菊池渓谷を美しくする保護管理協議会が、清掃活動や不法投棄監視パトロール及び危険個所の調査などを行っております。特に観光地でありますので、景観形成や自然環境保全などを配慮して、ごみの持ち帰りを啓発し、ごみかごは必要最低限の場所に設置をしているところでございます。

次に、本市の不法投棄対策についてでございますが、不法投棄防止対策としまし

ては、広報で不法投棄の禁止の周知や、区長あるいは生活環境推進委員の皆様にも協力を依頼していただき、不法投棄の多い場所には防止看板の設置をいたしております。また、市では現在シルバー人材センターに委託しまして、月に16日間の2人体制で、不法投棄の監視パトロールを行い、市内全域の市道・農道・林道・河川敷等を巡回し、不法投棄の防止及び撤去を行って、環境美化活動に努めていますけれども、依然としてなくなるのが現状でございます。今後は、区長あるいは生活環境推進委員の皆様は元より、情報提供の業務委託をしております日本郵政公社をはじめ、保健所・警察と連携し、不法投棄の防止に努めてまいりたいと考えております。

3点目の廃棄物対策事業ですけれども、ごみの分別につきましては広報あるいは出前講座での周知のほかに、生活環境推進委員の皆様にもご協力をお願いしておりますけれども、まだまだ適正な分別ができていないのが現状です。本市のごみ分別は合併して3年になりますけれども、まだ統一ができていませんので地域格差があり、周知するにも大変な状況にあります。今後はリサイクルセンターの建設を期に、ごみ分別の統一を考えていただき、さらなる分別の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、ごみステーションの管理につきましては、行政区をお願いしているのが現状でありまして、市独自のごみステーションはありません。

4点目の廃食用油リサイクルですけれども、廃食用油リサイクルによるバイオエタノール製造につきましては、本年度に実施した地域新エネルギービジョンの策定調査の中で、本市におけるバイオマス資源の利活用の考えられる、指標の1つだと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 今回の環境基本条例というのを制定されるときに、まずは、やはり環境基本計画の芯といいますか、そういった各事業を先に行うというか、そういったその柱立てというのがやはりあって、そういうふうのに沿った条例だろうと、つくるのが常識じゃなからうかというふうに思いますので、今回、この質問をさせていただいておるわけでありまして。

やはり各いろんな今廃棄物対策とか不法投棄対策とか、そういった担当の方々の責任者が、そういった環境審議会のメンバーとして選んでいただいて、その中からこの条例の中味といいますか、策定に入るのが当然だろうと思いますけれども、今回は先に条例だけ出てきて、あの方が出てきてないということでもありますので、そ

れにちょっと不足する部分をお尋ねをしてみたいと思いますけど、不法投棄につきましては、これはもう市民の認識と言いますか、そういうのができない限りは一生直らないというふうに思っております。シルバー人材によりますパトロールとか不法投棄物の回収、立て看板とか、そういった啓発防止とかいう対策は、どれだけやってもイタチごっこに過ぎないというふうに思います。意識改革に取り組むときというふうに、この条例を制定と同時に、やはり市民の意識改革に取り組むときでなかろうかということで、やはり市民の責務と言いますか、認識を持たせるためにも、市独自の行政指導と言いますか、そういった取り組みというのが、明らかに打ち出してほしいというふうに思うわけでありまして。

身近な事業の中で申させていただきますと、やはり菊池市の中心街、回遊道路とか、街路事業、菊池中央線等につきましても、環境保全に向けた施策と言いますか、事業が全く見えておりません。本当にこう情けないなと感じるところもあります。1つとしましては、公園とかベンチ、トイレ、ごみステーション、ごみ箱そういったものが、設置がなされてないと言いますか、市長の方針で高齢者の方々に住みやすいコンパクトなまちづくりというふうに聞いておりますように、そこに100mおきか200mおきでもいいですから、そういった休憩所と言いますか、そういったものの設置というのも、これは本当に、市民というか高齢者に優しいまちづくりの一環ではなかろうかと思っております。環境対策事業とは何かと言いますと、やはり市民が望まなければ取り組まないのかという、ちょっと不安も抱いております。常識的に考えられないようなまちづくりが行われておるということを感じますので、環境保全の目的ということについて、どのように考えておられるかお聞かせいただきたい。

2点目としましては、菊池市に環境保全協力金として年間約2,500万円ほどが入ってきておると思っておりますが、当然、菊池市の環境保全対策事業に活用すべき協力金であると、私は思っております。九州産廃の事業前倒しに充てるということではないと。今回の定例議会において、菊池市環境基本条例の制定を本当に意味深いものにするためにも、市民の責任感とか認識改革を行う環境保全対策として、本当に目で見てわかる清潔感とか、そのためにもやはり分別収集の徹底とごみステーション等の設置は、当然やるべき問題であると思っております。屋久島において見てまいりましたごみステーションは、1個当たりが80万円ほどかけたということでありまして。屋根付きでログハウスのような立派なものでありまして。できれば同等以上のものを中心街でありますので、設置したとしましても、現在の協力金で約100個以上の設置が可能というぐらいの協力金があると思っております。福村市長の自宅等前も、本当に整備も出来てまいりましたし、道路整備は本当にきれいになっ

ておりますが、住みよいまちづくりと環境保全対策事業に対しての政策、それに対して、どのように市長が考えておられるかお尋ねをしたいと思います。

3点目に廃食油のリサイクルについてであります。環境省の事業の一環でありまして、地球温暖化防止対策実施検証事業ということで、屋久島の場合は無料で機械を借り入れておるということであります。

そういったことで菊池市も取り組むとすれば、やはり公共下水道の農集、特環あたりの下水道等へに、大いなる利益をもたらすというのは間違いないと思います。環境対策課で検討する考えがあるかないかについてもお尋ねをいたします。

以上の3点について、再質問といたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 1点目の環境保全対策につきましては、当然ながら地域住民の協力を仰ぎながら、住みよいまちづくりに努めていきたいというようなことを思っております。

また、2点目の廃棄物対策関係のごみステーション関係ですけれども、これに環境保全協力金を充てることはできないかというご質問だったと思います。

現在、菊池市環境整備基金条例に基づきまして、積み立ててはありますが、この基金を取り崩して、ごみステーションを市で設置するという提案につきましては、菊池市環境整備基金運営要綱第7条におきまして、1点目に地域の環境施策経費の一部補助金、2点目に廃棄物処理施設周辺の環境整備に要する経費、3点目にその他環境保全を推進するために必要と認められる経費等に充てることになっているとあります。装置等につきましては、菊池市環境整備基金運営委員会と審議することになっておりますので、仮にご提案のようにごみステーションの設置経費に基金を充てるならば、本市におきましては、約1,000カ所程度ごみステーションがございますので莫大な費用になります。当面におきましては、現在、環境課のごみステーション整備補助金交付要綱でありますところの、設置料の2分の1、最高5万円の補助関係で対応してまいりたいと思っております。

また3点目の地球温暖化防止対策関係で、実施検証事業に手を挙げるという、考えはないかということだと思いますけれども、バイオエタノール製造を含めるところのバイオマス資源の利活用につきましては、資源の収集システムの構築と、市民・事業者等々との一体となった取り組みが不可欠でありますので、まずは市民・事業者を含めた体制づくりをはじめ、実現の可能性を求めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） それでは再々質問にさせていただきますけれども、ちょっと私が言っていることと、部長の答弁、ちょっと考え方が違うと思いますが、ちょうど梅祭りということで、大山町のほうによく毎年、上津江、下津江通って道路沿い行きますと、大体バス停の付近に杉丸太を利用して、要するにフェンスを張ったごみステーションができております。大体、多分、野犬とかイノシシとかタヌキとか、そういったものが荒らさないように、設置されておるものだと思います。ですから、そういったところでもぴしっとした整備がなされておると。それと、菊池市が目指しております中心市街地活性化に向けたまちづくりというのが、よそから来た人が菊池市に泊まって、朝、外を散歩するというような形で整備された道路でありますし、今、温泉街、飲屋街の朝方のごみの今の状況といいますと、やはりどうみても清潔感が足りないということと、持ち去りと言いますか、熊本市は条例を制定しておりますが、やはり空き缶とかそういったものを拾い上げていく業者が多いと。やはり、ぴしっとした整備した建物の中にあるものは、中までは荒らしていかないというふうに考えますので、市内のほうではそういった金をかけたものをつくるべきじゃないかと。そうすると、やはり菊池渓谷とか龍門ダムとか、旭志方面もあるますが、林道沿いあたりはそういった杉丸太を使った、屋根はトタンでもいいですし、ぴしっとしたぐるりから持ち去りができないような、そういったものが設置するべきじゃないかというふうに思います。

環境の基金につきましても、やはり目的に私は適しておるというふうに思います。確かに運営協議会にかけなければなりませんけれども、そういったものが整備されてこそ、初めて菊池市の環境条例というのも生きてくるし、やはりよそからみられた場合に菊池渓谷のイメージといいますが、そういった菊池の取り組みというのが目に止まって観光誘致等にもつながってくるんじゃないかというふうに思うわけであります。本当にすべてをやれというわけではございませんけれども、やはり菊池市には、特に下水道整備ができたところにはアパート等もかなり建ってきましたし、市営住宅そういった団地等にも、やはりぴしっとしたごみステーション設置を行い、できますなら廃食用油等の回収場所といいますが、そういったものが市が取り組めないならば、そういったもののタンクの設置をすれば、今、業者が喜んで取りに来るような時代でもあります。

そういった形を取っていけば、公共下水道あたりの運営に相当な利益をもたらすというふうに思っておりますので、この取り組みに対しましては、はっきり言って、部長じゃなくて市長がやるかやらないかということにかかっていると思っておりますの

で、そういった中心市街地活性化に向けた取り組みの一環として、そういった環境対策というものをどのように考えておられるか、再度お尋ねしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 貴重なご意見ありがとうございました。今、おっしゃられたことに関しましては、今後、事務を遂行する中におきまして、精査をしていきたいと思えます。

以上、お答えします。

[登壇]

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） ごみステーションをつくる、設置するということについてのご提言でございますが、確かに環境という面から考えれば、ごみが散在しないように、ごみステーションをつくるということで意義があると思えます。ただやはりごみ箱をつくって、そのごみ箱の後の、ごみステーションの整理をしなければならぬと思えます。その中で言えることは、お金をかけてやって、後の処理をちゃんとできるかできないかということ。それから住民の意識の中におきまして、そこに確実に持ってきていただけるかどうかといったこともあろうかと思えます。中心市街地活性化という意味も含めまして、街中が環境的にすぐれていなければいけないというご指摘はもっともなことだと思えます。私も、やはりそういったごみステーションの必要性はいろんなところに行きまして感じるところでありますが、ステーションの大きさと言いましょか、容量、そういったものに1つはあるのかなど。あまりにも容量の大きすぎるものにおいては、非常に不効率になりますし、また小さければはみだしてしまって、ステーションに持ってきて、かえって横にちらかっているという、そういう状況も見かけたこともあります。頻繁に、その時間をちゃんと守って収集運搬をしなきゃならぬというようなこともあります。

ご提案というかたちで受け止めさせていただきまして、環境を訴えていく菊池市として、取り組むべき1つの大きな課題であるということだけを受け止めさせていただきたいと、このように思えます。

議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） まだ、隈府中央線等も用地交渉も行っているような状況でありますので、できるならそういった所の用地交渉も含めて、取り組んでいただきたいと思います。

それでは福祉事業ということで、2点目の質問に入らせていただきます。福祉ゾーンの計画ということで、健康推進を目的としました福祉の里、高齢化社会に対しまして予防医学を目的としました施設等を位置付けすると。見直しが必要なときであろうと思いますのでお尋ねします。

平成17年の9月の定例会において、新市における地域全体を見た福祉施設の融合等について質問を行いました。そのときの市民部長の答弁は、「地域密着型福祉事業を展開して、総合的な予防事業と、市民の健康維持管理を行う拠点的な役割を持った施設がふさわしい」という答弁をいただいております。市長におかれましては、「経済状況を判断しながら、1つの柱として取り組んでまいりたいと。合併直下であり、いろんな住民の関係者の皆さんのご意見等を聞きながら、進めてまいりべきということで、進めていくべきかどうか検討しなければならない問題である」というようなお答えをいただいております。踏まえまして、本年度の予算の中に生きがい推進課の旭志の老人憩いの家改築事業であります。1億1,000万円ほど計上がなされております。旭志の四季の里の運営というのを考えたときに、永久に安定した運営と施設管理というのをを行うためには、どうしても今の四季の里にあります温泉とかプールを利用した健康推進を目的とし、福祉の里というのが一番妥当な選択ではなかろうか思いますのでお尋ねします。いろんな関係者、住民、地域の方々の意見を再度お聞き、検討する気があるかないかということではありますが、菊池市の財政を考えたとき、最少の経費で最大の効果を挙げるとするならば、やはり老人福祉運営になる核の施設であると思いますので、この取り組みについて市長のお考えをお聞きしたいと思います。

2点目に菊池市の老人福祉センター整備事業、今、山瀬議員のほうからも出ましたけれども、従来型の施設ではなく、今後の社会福祉に対応できる目的を持った施設でなければなりません。前回のプラン図面とか計画表を見せていただきましたが、ただの建て替えに過ぎないような図面であります。高齢者の方々の意見とか、福祉事業に取り組んでいる近隣町村の施設等を十分視察研修を行いながら、意見聴取を行い、福祉施設として将来に本当に期待できる福祉センター事業なのか、そういったことまでされておるのか、ということをお尋ねしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 平成18年に策定しました、本市の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画では、これからの高齢者福祉のあり方について、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で生活が続けることができるように、日常生活圏域ごとの基盤整備を計画し、その中で旧市町村ごとに老人福祉施設の整備を進めてきたところでご

ざいます。

本市としましては、今後とも高齢者の皆さんの住み慣れた地域での活動拠点、交流拠点として、地域の実情に合わせた老人福祉センターの整備を計画どおりに実施してまいりたいと思います。また老人福祉センターにおきましては、今後、議会の議決を得た後、実施設計関係等でまたいろいろと検討してまいりたいと思います。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 再質問に入らせていただきます。この質問といいますが、福祉課と、いきがい推進課、健康推進課、商工観光課というような形の連携した質問になります。確かに各課が分かれておるということで、そういった関連になってしまいますけれども、菊池市の中において、やはりあるべきものは有効に使うというやり方が一番適切だと思いますので、再度お尋ねします。

いきがい推進課の計画であると思いますが、旧市町村単位に1個ずつの老人福祉センター、密着型は本当に理解できますが、従来の施設運営、社会福祉協議会ということで、福祉事業については菊池市の社協において一括して、今、事業が行われておるような状況であります。私がお尋ねしたいのが、少子高齢化社会に移行していく現状を踏まえて、対応できる施設の計画、子どもと老人が共に分かちあう場とか、将来性のある施設を設けることで、菊池市の福祉事業に大いに貢献し、財政の運営にもつながるといふふうに考えますので、菊池市の総合的な福祉事業を行うなら、四季の里をやはり福祉の里として活用するのが一番理想ではないかというふうに思うわけでありまして。まだ身近な施設も必要であります、できるならば菊池市4市町村の中でも、そこに来てくださいと言っても、今現在で、人が来ないから運営が厳しいわけでありましてけれども、福祉の里として利用するならば、こちらから連れていくわけでありましてから、そういった問題はないというふうに思います。また、確かに温泉を利用したプールもありますし、そういった事業の中にいろんな総合、リハビリまで兼ねた運営等を考えていただくなら、民営化に持っていったとしても、手を挙げて引き受ける方もおられると思いますが、今の経済委員会の方に委託されております、今回3,000万円の一時金を充ててほしいというようなことになっておりますが、たとえ一時金を充てたとしましても、3~4カ月程度で多分この金は、現状ではなくなるんじゃないかというふうに思います。その間、指定管理者を応募して、手を挙げる人を期待したいということであろうと思いますが、なかなか今の現状では、手を挙げる方はいないというふうに私は考えます。もしそういったことで、そういった方もいないということになりますと、今回のこ

の3,000万円は、ただのばらまきというような形で済んでしまいますので、やはり、付託されておりますので、認めれば議員の責任なのか、これに対しては本当にそういった問題も絡んできますので、やはり今後見通した時点で、どのような運営状況に持っていかと、将来性のある考えようについて、市長の答弁をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 四季の里旭志の活用につきましては、現在取締役会あるいは庁内検討会等で協議を行っているところでございますけれども、株式会社四季の里旭志より提出がされている経営改善計画書においては、今回予算要求させていただいております出資金3,000万円と共に、売上を伸ばすための核となる施設として、宿泊施設の増設についても計画をされておりますが、宿泊施設の建設につきましては、今後の経営の状況等を見ながら検討してまいりたいと考えているところでございます。また、ただいまご質問のあっている福祉施設の活用等も1つの選択肢ではございますけれども、既にある福祉施設との関係、また地理的な条件等も、住民の利用に適しているかなど、住民の意向も踏まえつつ総合的な判断が必要であろうと思われま。

そのためには、しかるべきコンサルタント等への委託により、経営診断等を受けながら、宿泊施設の建設の是非等を併せて、福祉施設等への活用など、四季の里を活かしていくために一番何が適しているのか、またどのような方法があるのかなど、議会を始め株主、関係者の皆様方と、今後十分協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 本当、普通の選択だと思いますけれども、やはり、今の四季の里の運営考えますと、燃料の高騰化につながりまして相当な面も出てくると思います。それと老朽化というような形で改装も進めていかなければならない点もありますが、やはり、福祉事業というのは、まだこれから25年間ぐらい続くわけでありまして、どうしても、新たに建てるというよりも、今ある施設を利用させていただきたいというのが願いであります。

そういった前向きの方で取り組むということで、まあ取り組むか取り組まないか、はっきり聞きたいところではあります。ただ今のところでは、取り組んでいただきたいということで、この質問を終わります。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後 14時36分

開議 午後 14時48分
○

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本田憲一君。

[登壇]

（本田憲一君） 午後の眠い時間ですけれど、少しの間、お付き合い願いたいと思います。それでは通告に従いまして質問してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

質問事項で菊池産ブランドについて。2番目に今後の菊池市文化会館のあり方について。3番目に土地開発公社による分譲の考えは、ということで出しております。

本市のキャッチフレーズでもありますように「豊かな水」という言葉があります。

この名水と日本一の米が存在する本市でございます。ブランド酒の現況と消費拡大に向けた市民総参加の運動の考えはないかお尋ねいたします。全国の清酒品評会で、輝かしい成績を収めています本市のブランド品の名酒でございます。新酒まつりや、また冷酒まつりなど、地域のイベントに活用し、銘柄共に本市の素晴らしいブランドを、消費拡大するのも本市の発展につながるものと思います。ときには民間活用、また民間を応援するのも、行政の1つの役割ではないかと思えます。私も1人の市民として、ぜひとも消費拡大の応援をしたいと思えます。

執行部の考えを、お聞きいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 菊池産ブランドの振興について、名水と日本一の米が存在、菊池産ブランド酒の現況と対策は、また市民総参加の運動の考えはということでございますけれども、日本人の食文化の変化やビール、焼酎、ワイン、発泡酒など、酒の種類が増え、消費者の選択肢が広がったことから、日本酒離れが進んで久しくございます。日本酒産業は斜陽化し、地方の蔵元は危機的状況に陥っているのも事実でございます。本市にも唯一の蔵元である「菊の城本舗」がございます。創業は明治28年と聞いておりますが、日本酒の原料であり、味を左右する主要因とも言われる米と水に恵まれ、その良質な原料から生み出される日本酒は、最盛期には2,500石の生産量を誇り、その名は名酒「菊の城」として、全国的にも認知されてきたところでございます。しかし、先ほど述べました、消費者の日本酒離れによる

業界全体の経営状況悪化等の問題もあることから、今回、会社を直接訪問し、会社の方にお会いしてお聞きしたところ、これまで一企業の問題であり、周囲の皆さんに迷惑は掛けられないという思いから、支援をお断りした経緯がある。これからも日本酒の需要状況をにらみながら、経営規模の調整等を図り、自分の力だけで何とか頑張っていきたいと思っているというようなお言葉をいただいたところでございます。

このようなことから本市といたしましても、地域のブランド商品でもある地酒とその蔵元が将来的にも存続できますようお願いを込め、また、本田議員さんの名酒に対する熱い思いを深く受け止めて、暖かく見守っていきたいと思っておりますし、消費拡大に向け市民総参加の運動ということでございますけれども、市としましてなかなか一企業への支援ということは難しい面もありますので、できれば日本酒の再来が来て、消費拡大がなることを心から願っておるわけでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

（本田憲一君） ぜひとも、素晴らしい名酒でございますので、本市の活性化のためにも、イベントにはぜひとも本市の名酒を活用していただきたいと思っております。

それでは2番目の質問に移ります。今後の菊池市文化会館のあり方についてお尋ねいたします。総務委員会で検討されているようでありますが、市民から見て土地の賃借料の金額が適当額とは思えないのは、私だけではないと思っております。20年度の予算にも930万円の予算を計上されておられます。残り30年間、約3億円の借地代、そして本年度、20年度の予算にも、修理代が2,120万円計上されております。聞くところによりますと、21年度も2,000万円近くの修理が予想されているそうです。建築後まだ30年、そして残り30年と半分の年数が残っております。残りの30年、修理のほうは相当激しくなり高額な修理費が必要と思われる。契約の見直しの検討はされているのか、執行部の考えをお聞きします。

また、会館の耐震強度検査はクリアできているのかもお尋ねします。

よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 菊池市文化会館が建設されたその目的でございますけれども、菊池広域市町村圏の人口約4万9,000人を対象として、文化会館の建設により、地方文化を掘り起こし、発展させると共に中央からの生の音楽演劇等を招き観賞することによって、さらに住民の文化意識の向上につなげ、地方文化の振興に資

することを目的として、昭和55年3月に完成しました。総工費は8億8,600万円。また敷地面積は9,210.98㎡。そのうち借地分は、2人分の合計8,301㎡、市有地は990.98㎡となっております。また契約期間は60年間で、本年30年目を迎えており、賃借料は平成19年度で916万2,000円となっております。まず、現在の賃貸借契約を解約できないかとの質問ですけれども、契約上、本人からの申し出がない以上、途中解約ができないと理解しております。

また耐震の検査ですが、まだやっていないということを聞いております。

以上です。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

（本田憲一君） 今の答弁で途中での解約はできないように教育長のほうから言われましたですけれど、この土地契約書を見ますと、61年の4月に、小さい字ですけれど、土地賃借契約の一部変更契約書というところがあります。この中に第1条で「当該現契約期間中に翌年度以降において、当該予算額の減額または削除があった場合、甲乙協議の上、該当契約を解除する」ということになっておりますが、この文章は生きていないのでしょうか、お尋ねします。

それから、教育長のほうから会館の耐震強度検査はまだやっていないと言われましたですけれど、この検査も相当の費用が掛かると思います。そして、その検査後もしも耐震検査に合格しないとした場合、またその費用もかさんでくると思いますが、今後、維持費や賃借料の金額を試算され、検討されるか、その考えがあるのかお伺いいたします。

そして、もし検討されて移転の可能性があるなら、私は早く移転され、そして市民の願いであります図書館との併設の考えはないのか、お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） まず最初の1点目の契約についての変更について、まだ生きているかということですが、生きています。

それから2点目の耐震化の費用等についてですが、当然、今後調査する必要があると思っております。

また文化会館の移転についてですが、当然補修等は必要になりますけれども、新市建設計画にはありませんし、現状のまま会館を維持する方向を考えております。したがって、移転というのは現在のところ考えておりません。

以上、お答えとします。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

(本田憲一君) それでは再々質問いたします。今、一部契約の変更は生きていますと教育長のほうから言われましたので、もしこの高額な賃借料、議会のほうで否決した場合は、どうしてもこれは協議していかななくてはならないと私は思います。今の時代、若者は住宅を借りる場合、5万円の支払があるなら70歳までのローンを組み、新しい住宅を建築している今の世代でございます。70歳までローンを払えば、その住宅は自分の持ち家になってまいります。この市の文化会館は60年過ぎても、その後また水田に復元するというように契約書ではなっております。今、教育長も元々の文化会館の主旨は、都市から素晴らしい文化を呼んで、市の市民の方々に提供するののと申されました。そうなりますならば、芸能関係の興業も行われると思いますが、今の施設の客席では芸能関係の興業も成り立たないとお聞きいたしました。私たち市民も、駐車場も狭く本当に迷惑している現状を、市長はどうお考えでございますか。

図書館の併設もと言いました。私たち委員会で、京都の近江八幡市のほうに視察にまいりました。八幡市の人口は6万9,000人余り。そして、その図書館の蔵書の数は30万冊という素晴らしい蔵書を持っておられました。1人当たりの蔵書の数は4.35冊でありました。私たち菊池市の蔵書の数を調べました。旧4市町村合わせて11万冊。1人当たり2.11冊であります。いつも教育長も申されます。私は「文教菊池」という名に恥じはしないかと思っておりますが、教育長の考えをお伺いいたします。

議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長(田中忠彦君) 先ほどの文化会館の収容人数とか、あるいは駐車場の課題については、今後も十分に論議して慎重に対応していかなければいけないと思いますが、図書館についてでございますけれども、新市にふさわしい蔵書数が15万か20万冊ぐらいを備えた、また情報化、情報センターとしての機能を持つような、そういう図書館があればという思いはございます。

以上です。

議長(北田 彰君) 本田憲一君。

[登壇]

(本田憲一君) ぜひとも、本市も「文教菊池」という名に恥じないように、4.5冊とは言いませんけれども、ぜひとも蔵書の数を増やしてもらいたいと思います。

それでは、3番目の土地開発公社による分譲の考えということでお尋ねいたします。泗水吉富地区の営林署有地のことでございます。この素晴らしい土地が泗水の

吉富地区に眠っております。ぜひとも、土地開発公社による分譲はお考えでないかということで質問をいたしますが、旧七城の場合土地開発公社で土地の分譲を計画いたしました。2年も足らずに完売いたしました。

この泗水の土地、開発公社による取得の考えはあるのか、まずお聞きいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 人口減少の歯止め策として、定住地の確保は大変重要だと思っておりますが、土地開発公社の現状もご存じのとおり、厳しい状況にありまして、さらに大きなリスクを伴う事業になると思います。現在、土地開発公社におきましては、蘇崎林原工業団地、また田島工業団地の分譲地への企業誘致を最優先課題として事業を進めているところでもございますので、土地開発公社によります新たな事業展開は差し控えたいと考えております。この苗畑跡地につきましては、森林管理局から購入についての問い合わせもあっておりますが、現段階では購入の計画はございませんで、今後しばらく検討させてほしいということで回答いたしております。まとまった貴重な土地でありますけれども、市としては具体的な利用計画がないと事業に着手できませんし、取得も難しいと考えております。

ただ、平成20年度におきまして、泗水地区におきますまちづくり構想の検討として、都市再生整備計画作成事業に取り組みまして、その予算をこの20年度当初予算を計上いたしておりますので、その中で旧泗水町の全体的なまちづくり候補の中で考えていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

（本田憲一君） 今、計画はないと企画部長は申されましたが、18年度の合併後、現在の菊池市の人口、菊池市で466人減って、旧菊池市で466人の方が減っておられ、七城で5人、旭志で66人、泗水は逆に279人の方が増えておられます。しかしトータルで285人の方が減っております。市は18年度までは39戸の市営住宅の建設がなされましたけれど、19年度、また20年度もその計画はないようでございます。

今、企画部長は、開発公社では塩漬けの工業団地があると言われまして、その計画はないと申されました。で、あるならば、人口維持の対策はどのように考えておられるかお聞きいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 土地開発公社における分譲の考えは、というご質問いただいております。今、土地開発公社が抱えておる状況をもうちょっと詳しく申し上げますと、約20億円の借入金を毎年借りかえながらやっておるという実態を、この間報告したかと思えます。この借りかえにおきましても、金融機関からあまりにも多額なものですから、辞退をされる金融機関が多うございまして、今年度も借りかえを先ほどやったところでございますが、やっとJAさんのほうで引き受けていただいたというような現状でございます。市の債務保証もやっておりますけれども、なかなかそれでも金融機関が貸し渋りをするというような現状もございます。年間に維持管理費、金利合わせまして、1日当たり大体6万4,000円ほどかかっております。年間2,400万円ほどの金利と維持管理費に要していると。資金繰りも大変だというような状況でございますので、私どもといたしましては、できるだけ早く、今、抱えております土地の売却に全力を挙げるということで、その負担を少しでも軽減していきたいというふうに思っておりますので、土地開発公社における分譲は、ちょっと無理であるということをおし上げておきたいと思えます。

今、市の現状の人口の減少について、詳しくお示しいただきました。16、17、18年度と3カ年にわたりまして、泗水地区、七城地区、旭志地区において、住宅のストック計画に基づきまして、3ヶ所の住宅の建て替え事業を行ったところでございます。住宅の増、人口の増は私どもの重要な課題でもございます。議員ご指摘のとおりでございますが、今後、民間活力を活かしながら、民間の宅地開発を積極的に誘導しながら、民間による開発に期待を申し上げていきたいと思えますし、また民間に情報提供等も行いながら、お互いにタイアップして、民間活力を導入していきたいというふうに考えております。

また全体的な考え方といたしましては、泗水地区のまちづくり交付金事業に取り組む方向で、20年度から検討に入る予定でございますので、全体的にはその中で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

（本田憲一君） 今、部長のほうから泗水町のそういうまちづくりのほうで考えるということで、前向きなお言葉をいただきましたので、私は、それでは再々質問をさせていただきます。

この土地5.5haほどの用地がございます。仮に100坪で分譲とするならば、150の区画が分譲可能と思われれます。その中に優遇措置を適用する、ファミリー家族の分譲を最優先に考えるならば、本市の今後の人口の維持にもつながるも

のがあると思います。企業誘致で本年度も優遇措置の対象を設けており、私も企業誘致は大事だろうと思いますけれど、それと同時に5万2,000余りの人口の維持も大事なものだと思います。本市の人口、伸びているのは泗水地区ばかりです。関連の企業が、大津、合志市と一番身近な場所にあります。この通勤圏は泗水地区であり、また人口を支えていくのもこの地区だと思います。

最後に市長がどのように人口増に取り組みられますか、お聞きし、最後の質問いたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 150坪でした場合に150区画。

（本田憲一君） 100坪で。

企画部長（石原公久君） 100坪で150区画とおっしゃったんですかね。で、5万5,000㎡でできるんじゃないかということでございますが、私も宅地開発やった経験がございますが、中のほうに6mの道路を縦横にずっと入れなければなりません。それぞれの住宅に面して。その道路に取られる面積が非常に大きくございます。仮にあの土地を、仮にですよ、3億円で取得したとした場合に、造成して売却する場合には大体10億円ほどで売らないと採算が合わない。と言うのが、道路とかに相当な面積が取れますし、それと下水道の整備、それから水道の整備とか、そういったものがございますので、相当の費用を要するという事も申し添えておきたいと思います。

それから人口の増加は、やはり私たちも大きな課題でございますし、今、ご意見の中にありましたように、近隣市町村も含めまして、市長含めまして、企業がいっぱい来ております。この企業の従業員の方々のアパートということで、私どものほうに建ててもらえないかというようなことで、1つはホンダ開発という会社がございますが、そちらのほうにも私たちも出向きましてお願いに回ったところでございます。そのほかに今、菊池市内の中に1つ大きなアパートが建ちつつあります。これは私どもの誘致企業さんの従業員の社宅として、今建築がなされております。場所はミカエルの横でございますが。そういうふうに、その時もなるだけ菊池市内に建ててほしいというような運動を、展開したところでございます。通勤圏内でございますので、私たちはそういった企業さんの従業員さんが住めるような、そういったものも民間不動産業者とタイアップしながら、民間活力を生かして誘導に努めてまいりたいというふうに、考えております。

以上お答えさせていただきます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 人口増対策について、どういう考えがあるかということでございますが。ただいま、石原部長のほうからお答えいたしましたように、人口を増加するためには、それなりのいろんな要素が必要だと思います。

特に仕事場がなければ、働く場所がなければ、人は住みつくことができないと思います。セカンドハウス的なものは別にいたしまして、定住するということにつきましては、やはり職場がなければいけないと。そういった意味で、それぞれの自治体が企業の誘致に血まなこになっているというのが、現実だろうと思います。

ご案内のとおり、19年度におきましては、6件の新規、あるいはまた増設ということで、企業の誘致を数年ぶりに見ることができました。今また新たに新しい年度を迎えて、現実的な1つの企業誘致が、進められようとしておりまして、そういったことに対して関連する職員の住宅等々について、これを市が、行政が、直ちにハード的なものに手をつけるということよりも、むしろ民間は民間としての資金運用ということもあって、ずいぶん我々の目に、個人的ないわゆるアパート等々が、たくさん今建ちつつあります。

そういったことと関連して、菊池市の環境のよさというものをアピールしながら、民間活力をもって、そして住環境の整備を整えていく。それによって人口増につなげていきたい。と、このように思っておるところでございます。よろしく願いいたします。

（本田憲一君） ありがとうございます。

議長（北田 彰君） 次に、隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 12番の隈部でございます。午後からの4人目ということで、大変お疲れと思えますけれども、よろしく願いをいたします。

先般、通告をいたしました3つについて質問をいたします。第1番目に本市の農業の振興について、2番目に本市の地域づくりについて、3番目に地域間交流について質問をいたします。

まず、本市の農業の振興について質問をいたします。本定例会におきまして、坂本議員、山瀬議員、明日は奈田議員。それから、そのほかいろんな議員さんから、農業問題について質問が出されました。それほど農業の危機に直面しております。本議会でも昨年の12月に、原油及び飼料価格高騰に伴います農業への対策強化、並びに品目横断経営安定対策に関する意見書を提出されました。昨年の参議院選挙での民意は、政府与党の品目横断的な経営安定対策ではなく、個別所得保障制度であったようでございます。品目横断経営安定対策については、生産現場でも様々な

意見があり、農林水産省は全国キャラバンが実施され、本県においても農林水産省九州農政局、県農業団体、農業者代表及び関係市町村を交え、現行対策への要望、意見交換が行われ、県農業会議、県農協中央会より、現行制度に対する課題と抜本的な提案が行われたと聞いております。それを受けて、政府与党による農政改革の改善、見直しに向けて検討が行われ、農政改革緊急検討本部が設置されました。どのような改善や運用の見直しが行われ、本市としてどう対応するか、まずお伺いしたいと思います。

2番目に畜産酪農をどう支援するかということで、特に畜産酪農におきましての影響が大きく、本市は畜産が盛んな地域だけに、今後の対応ときめ細かな指導が必要と思われます。坂本議員及び山瀬議員の質問にもありましたけれども、本市におきます酪農家は、平成17年度188戸でしたが、平成18年度に11戸が廃業され177戸。平成19年には16戸が廃業されまして、現在161戸になっております。JA菊池の平成19年1月から、平成20年1月までの1年間の間に、営農貸越が3億7,000万円、購買の売掛金が3億8,000万円増えたということがあります。利子分も合わせますと、約8億円が1年間の間に借金として増えたわけです。政府は2008年度畜産酪農関連対策として、部長答弁でもありましたように、前年より5割増の1,871億円が決定をされました。今後、畜産酪農をどう支援するか、2番目にお伺いをいたします。

3番目に、中山議員の質問でもありましたけれども、地産地消をどう推進するか。中国産ぎょうざを発端に食の安心安全が叫ばれ、改めて農を基点に地域の活性化のためにも、もう一度地産地消を見直し、考え直さなければならないと思います。どう推進されるかお伺いをいたします。

以上、第1回の質問といたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） それでは、お答えいたします。

まず、品目横断的経営安定対策の見直しにつきましては、要件関係としてずいぶん緩和措置がされております。まず認定農業者4ha以上、集落営農組織20ha以上という原則の資格要件につきましては、「法人化に努力したものの困難な場合は、5年を超えない範囲で延期をできること」ということで。次に、国の予算措置関係では、先進的な小麦生産等の振興として、収入減少緩和対策の充実として10%を超える収入減に備える仕組みを整備し、米価下落に対する農家不安の払拭。集落営農の支援として集落リーダーの諸活動、リース等を活用した機械施設の整備等に対する支援の充実。手続き関係では農家への交付金の支払の一本化。また農家

の資金繰りに配慮し、販売代金等、本対策の交付金等が一本化された形で、なるべく収穫後早く支払が行われるように、農協系統の協力を得て立替払いの実施。申請手続きの簡素化として、提出書類の大幅な削減、また各種申請時期を一定時期に集中化すると。その他本対策の用語等も大幅に変更がっております。原油高騰対策においては、予算措置関係で省エネルギー技術設備の開発導入促進として、木質バイオマス利用加温設備、ヒートポンプ等燃油加温器のハイブリッド加温設備など、省エネルギー効果、温室効果ガス排出削減効果の高い温室加温設備の、モデル導入の支援等の対策が行われております。税制措置関係では、農林漁業用A重油に関わる税の特例措置の延長。金融措置関係では、原油価格の高騰に対応し、経営の維持安定に必要な資金の融通等の対策がとられることになっております。

また、酪農につきましては、牛乳の消費低迷による乳価の下落に、濃厚飼料価格の高騰と初生牛の価格の下落が追い討ちをかけ、非常に厳しい状況でございますので、畜産経営における費用の30%から70%近くが飼料費ですので、濃厚飼料の高止まりをしている現状は、日本農業の最大の危機であると認識しているところであります。このような中、濃厚飼料の高止まりが続けば、基金が発動しない現在の配合飼料価格安定制度が5月末を目途に見直されるとの情報がありましたので、制度の拡充や補填率の上乗せ、基金の増額等について、これまで以上に国・県に要望してまいりたいと考えております。また、飼料自給率向上のための転作田の活用、及び遊休農用地の掘り起しによる飼料作付面積の拡大や、大型機械を使って作業する作業受託組織、コントラクタの有効利用による、飼料コストの低減を積極的に推進してまいりたいと思っております。さらに、長期で低利な農業制度資金等の政府資金の活用について、畜産農家の周知徹底を図りたいと思っております。

3番目に地産地消の推進につきましては、県下で展開されている「元気人気くまもと農業運動」の中で、菊池地域実施本部においては地産地消の新たな分野への取り組みを深めるとともに、消費者と生産者の交流を深めていくことで、健康な暮らしを支える食・農の大切さや理解促進を図る目的で、安全・安心健康プロジェクトを設置し、これまで誘致企業社員食堂への地産地消レシピの配布を行うほか、また、食材調査の実施等、食の安全・安心健康フェスタ等を開催し、保健所と連携の中で、消費者の健康増進や地域農業の理解促進を行ってきたところでございます。

これまでに引き続いて、地産地消拠点施設である各物産館等においての出荷者協議会等々と連携をした、安全・安心農産物の生産供給体制の維持や、加工グループを中心に消費者ニーズに沿った製品を生み出し、商品の品揃えと安定供給体制の確立を、進めてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

(隈部忠宗君) 品目横断的経営安定対策においては、原則の資格要件は維持した上で、市町村の特認制度や国との協議の中で緩和されるようでございますが、現場への指導をよろしく願いをいたします。

畜産におきましては、現行の経営安定対策は価格の下落を想定した仕組みで、生産コストの上昇による経営危機に十分対応ができないようです。部長のご答弁でもありましたように、中・長期の課題については、5月を目途に見直されるということですので、国への要望をお願いをいたします。

地産地消については、地産地消の拠点施設であります各物産館の出荷協議会と連携した、安心・安全の農作物の生産供給体制の推進をお願いをいたします。

次に、再質問をいたします。このような厳しいなかで、本市の新規就農者の状況はどうなっているか。先ほど山瀬議員の質問でもありましたように、再度お伺いいたします。また、このような厳しい条件のなかで、他のJAでは田畑はおるか家屋敷まで競売にかけて、負債整理をするという例を聞きましたが、このようなことがないように、関係機関、早めに経営指導の強化を、お願いをいたします。

次に、七城地区における安心・安全の米づくりの推進について、どう支援するかをお伺いいたします。

2番目の畜産酪農の支援につきまして、山瀬議員の質問と重複するところがありますけれども、肥育牛の地域内循環経営に対する考え方、中山間地への繁殖牛の導入、放牧経営の推進についてお伺いをいたします。また、酪農家に対する経営支援体制の充実、自給飼料生産支援、畜産環境対策の支援についてお伺いをいたします。

3番目の地産地消につきましては、旅行企画のじゃらんというのがありますけれども、この調査によりますと、全国の旅行の目的で一番多かったものは、おいしいものを食べる所に行きたいということだったそうでございます。地元の食がいかにか大切であるかがわかると思います。今後の推進もお伺いいたします。

議長(北田 彰君) 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長(稲葉公博君) まず、第1点目の新規就農者についてでございますけれども、本市では平成19年度において新規就農者17名と申し上げました。地域内の内訳では、旧菊池地域2名、旭志地域5名、七城地域4名、泗水地域6名でございます。就農形態ごとの内訳では、新規学卒6名、Uターン10名、新規参入1名となっております。

また、金融関係の指導につきましては、制度資金による負債整理資金を活用する場合は、金融機関、菊池地域振興局、市などを含めた経営審査会が行われます。こ

の中で経営指導の強化、またご質問の点についても十分内容を踏まえた上で、取り組んでまいりたいと考えております。

七城の米づくりにつきましては、農地・水・環境保全向上対策において、平成20年度から七城地域全体で、水稲作の化学肥料と農薬の飼料を減らす環境負荷低減への営農活動の取組みが、計画が進められております。JA七城中央支所を中心として、既存ブランド「七城の米」にこれまで以上の安全・安心という付加価値をつけることで、さらなるブランド化が期待をされます。昨年より説明会等を実施しながら、現在資格要件であるエコファーマーの申請を行っておるところでございます。七城地域全体で現在449名の取組みが、見込まれるところでございますけれども、今後とも県及び関係機関と連携し、この取組みの実現と、本対策の推進及び支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、畜産の地域内循環経営、放牧経営推進、酪農家支援関係についてでございますけれども、管内の畜種ごとの飼養頭数を、平成18年度畜産統計で見ますと、肥育牛が約3万頭。内訳は、褐毛和牛と黒毛和牛を合わせて約1万頭、交雑種が1万3,000頭、ホルスタインが約7,000頭飼育されているのに対しまして、繁殖和牛の雌牛が約2,700頭、乳牛の経産牛は8,000頭。先ほど答弁したとおりでございます。繁殖雌牛が約2,700頭に対して、和牛の肥育が約1万頭ですので、6割から7割の元牛が地域外からの導入ということになります。繁殖牛の確保の状況ですけれども、家畜導入事業全体で平成17年度に248頭、平成18年度に246頭、平成19年度はまだ確定しておりませんが、前年以上にはなる見込みということでございます。

放牧の推進についてでございますけれども、今年度、平成20年度に中山間や転作田で、モデル的な放牧事業を市単独で実施する予定にいたしております。予算にお願いをいたしておるところでございます。今後の放牧推進の基礎となればと、大変期待をいたしておるところでございます。

酪農家に対する経営支援体制についてですが、コントラクタは七城、泗水、旭志の3カ所で稼働をいたしています。共同作業や機械の共同利用が上手にしている場合は別としまして、コントラクタに作業を委託すれば、家畜の観察強化あるいは家畜飼養頭数に応じた飼料生産や、家畜排泄物の処理も平行して可能になりますし、低コスト自給飼料生産ができるメリットがありますので、有効に推進してまいりたいと考えております。

次に、自給飼料生産の支援については、平成20年度の産地作り計画について、飼料作物、飼料用稲、飼料用米を作付した場合、すべての条件が満たせば、平成19年度に比べて1万円増の4万7,000円が、交付されることになりました。ま

た、1回目の答弁でも述べましたように、遊休農地の掘り起こしによる飼料作付面積の拡大が図れるよう、調査を実施しているところでございます。

畜産環境対策への支援につきましては、エコファーマーの認定を受けた耕種農家を中心とした、耕畜連携による地域内利用を推進するとともに、JAマンマ支援センターを地域外流通の拠点として位置づけ、堆肥生産技術の向上を目的とした堆肥作り講習会を、県振興局と連携しながら、開催させてまいりたいと考えております。

また、地元食の推進でございますけれども、菊池温泉旅館組合が主となり地産地消の夕食として、味彩牛を使った味彩牛宿泊プランを、先ほどご意見がありましたじゃらんに掲載してPRされております。また、観光協会が主体となり、菊池米に菊池の特産品を使った菊池丼の開発等が、地産地消の取組みが進められているところです。今後も関係団体と連携しながら、地産地消に推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 現在の畜産は輸入飼料に依存した、輸入しておりますけれども、国内飼料に立脚した畜産への転換、飼料作物の生産拡大や放牧などで、耕作放棄地を活用することが、今後大切であると思います。また、地産地消におきましては、温泉旅館組合と連携して、菊池の農畜産物をふんだんに使った料理を提供していただき、やはり地元からおいしさをアピールし、連携を強めれば、生産者の皆さん方もこの厳しさを克服する励みになると思います。

続いて、再々質問に移ります。このかつてない農業危機に対応するためには、先日も坂本議員からありましたように、先端技術の導入でありますETセンター、受精卵移植の性別判定技術センターなど、畜産農家に取り組める施設が必要であると思いますが、対応を伺います。

また、先般農業を考える議員の会で研修を行いました、日本牛乳野菜株式会社。これは今後の食生活、高齢化に伴います健康食品として、また、地元との農産物の契約栽培が可能であるという点から、誘致をお願いしたいと思っておりますけれども、お伺いをいたします。

熊本畜産流通センターの改修に伴いまして、全農二日市センターとの統合によります認証向上の推進をお願いしたいと思っておりますけれども、状況をお伺いいたします。

農業危機に対応するため、菊池農業再生会議を立ち上げることが必要と思っておりますけれども、所信をお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） ETセンター関係等についてまずお答えいたします。受精卵移植センター、いわゆるETセンターは県内に東肥バイオこれは大津町ですが、東肥バイオとミック（球磨）の2カ所ございます。性判別受精卵については、家畜改良事業団、バイテクセンターから、経済連畜産センターと県酪連生産指導部技術科を通して各農家へ移植されております。本市は西日本一の酪農地帯でもございまして、雌の性判別受精卵を供給するETセンターが近くにあれば、大変有益であると考えられます。将来経済連等によるETセンターの進出希望があれば、市といたしましても積極的に受け入れの協議をしてみたいと思います。

次に、日本牛乳野菜株式会社関係についてですけれども、2月に菊池市の農業を考える議員の会の皆様と視察を行ったところでございます。地域の特産物、牛乳、ケール、米などを利用して飲料を製造する会社で、環境にも優しい会社であるとの印象を受けたところでございます。また、会社としても蘇崎や田島の団地を視察があったと承っております。今後は企業誘致対策室と連携し、誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、熊本畜産流通センターは、現在改修計画を策定中でございます。熊本県からアメリカに向けた黒毛和牛の輸出が、毎月10頭程度行われておりますが、県内には対米輸出認定工場がなく、残念ながら鹿児島県で処理されている状況でございます。流通センターとしては、北部九州の拠点となるべく認定工場取得に向けて内部で協議を重ねておられますし、市も株主でございますので、役員会等で市としての意見を申し上げてまいりたいと思っております。

菊池農業再生会議でございますが、効率的かつ安定的な農業経営、及びこれを目指して経営改善に取り組む担い手への支援を強化し、望ましい地域農業構造の確立に資することを目的に、市農業委員会、県地域振興局、各農業団体、及び有識者で構成する菊池市担い手育成総合支援協議会を設置し、農業改善計画作成の指導、支援、認定農業者等担い手への経営指導、担い手政策制度の啓発普及等の事業を行っております。今年4月からは、菊池地域の農林業の総合的発展を図ることを目的に、農林業関係各種協議会や県協議会の支部を統合した協議会として、菊池地域農林業振興協議会が設立されることになっております。その内部組織として各市町、農業委員会、農業団体及び菊池地域振興局の部長、または課長級等で構成する委員会を、設置することになっております。

このように市内菊池地域内にある既存の組織を活用し、今後の農林業振興に活用してまいりたいと、考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 続いて、2番目の地域づくりの推進について質問をいたします。

七城の鴨川公園は、平成2年鴨川親水公園として地域の内外の皆さんに親しまれています。河川の敷地は、シルバー人材センターの皆さんのおかげで、いつもきれいに整備をされていますが、河川の中が去年あたりから汚泥がたまり、藻が繁茂し、その上、上流からペットボトルや空き缶、ビニール袋等が流れてたまるようになりました。公園の上流、下流は、ブラジルチドメグサが繁茂していましたが、除去していただきました。菊池市の豊かな水と緑、光あふれる田園文化の里の象徴にふさわしい鴨川親水公園の管理を、今後、どのように行うか伺いをいたします。

また2番目に、地域づくりのリーダーの養成をどのように行うか伺います。地域づくり、まちづくりは人づくりだと言われております。各種グループのリーダーの養成は、どのように行われているかお尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） お尋ねの鴨川公園は、県管理河川である鴨川を、議員おっしゃってありましたように、昭和61年から単県河川整備事業により整備をされまして、平成10年に完成をいたしております。今では市内外の皆さんから親しまれ、多くの団体や家族連れなどにご利用をいただいているところでございます。この公園の維持管理につきまして、河川管理者であります熊本県と管理協定によりまして、市は広場や堤防の草刈、及び樹木の剪定などについてシルバー人材センターに管理委託を行い、維持管理に努めているところでございます。昨年は気温の上昇などによりまして、特定外来種のブラジルチドメグサや川藻が異常繁殖いたしましたので、河川管理者であります県へ要望し、ブラジルチドメグサの除去を行っていただいたところでございます。

今後につきましても、河川内に繁殖する川藻や、ブラジルチドメグサの除去及び浚渫につきましては、引き続き河川管理者であります県のほうに要望し、快適な河川環境の保全と機能の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） リーダーの養成におきましては、現在、市内の地域づくり団体や個人の方々の交流や連携を目的として、地域づくり団体等連絡会議の立ち上げを進めてきております。この地域づくり団体等連絡会議が立ち上がりますと、お

のおのの取組みなどの情報交換で共同体制の構築も可能となりまして、併せて参加する方々のスキルアップが図られ、本市の地域づくりのリーダーとして、さらなる活躍ができるものと期待をしているところでございます。また、地域づくり団体のリーダー等の活動に必要な研修や講習会への参加費等として、地域づくり推進補助金の人材育成事業がございます。市の地域づくり団体等連絡会議は、市民主体で運営していただくことが最善であると考えておりますが、市といたしましては、研修制度や広域的な連携に向けた情報の提供、地域づくり推進補助金などの補助制度の紹介などを通して、長期的にバックアップを図っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） まず、リーダーの育成について、本市内でのリーダーの育成は進捗しつつあるようですけれども、広域的な交流・連携が必要であると思っておりますけれども、今後の活動の推進についてお伺いをいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 広域的な交流や連携という点につきましても、地域づくり団体等連絡会議を通して、市内の地域づくり実践者のつながりを進めていきたいと考えているところでございます。

また、熊本県には連携・交流の場として、火の国未来づくりネットワークと熊本地域づくり推進協議会の2つの組織がありまして、火の国未来づくりネットワークは、県内48全市町村260団体が加入し、菊池市からも2団体が参加いたしております。各種研修会の開催や独自の補助制度、コーディネーターの派遣事業などを実施しておりまして、これらの情報を設置予定の地域づくり団体等連絡会議を通じてお伝えし、学習への参加や実践者との交流など、幅広い対応が可能となるものと思われまます。さらには、県の支援機関として熊本県民交流館パレアがございますが、それらとも連携を密にし、講師の派遣依頼等に努めていきたいと考えております。

以上、広域的な連携についてお答えいたしました。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 再々質問をいたします。本市の名実共にシンボルであります、鴨川親水公園でございますけれども、ただいま、部長のお話では県に要請をしたいということですが、何回も支所に要請をしておりますけれども、やっぱり県は財政の関係で、なかなかできないというような返事が返っております。本当に水に親

しめる公園として、再生をして欲しいと思っております。かつて七城町は、ボランティアでいつもきれいな公園でありました。しかし、今回の場合は汚泥がたまっておりまして、ボランティアではどうしても除去することができません。ぜひ、市長の所信をお伺いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 鴨川公園を美しくきれいに、しかも後世に残すということは、私たちの新市が目指しております、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちづくりに沿ったものであろうと思います。県の管理であるということで、何度かあたって、県のほうにお願いしてあるけれどもできなかったということでございますが、管理者であります県のほうに、また改めてそのことをお伝え申し上げまして、管理をお願いしたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） よろしくお願いをいたします。

次に、3番目の地域間の交流の推進について、お伺いをいたします。

奄美大島龍郷町との交流をどう進めるか。地域間の交流については、国内における姉妹都市、宮崎県西米良村、友好都市の岩手県遠野市については、民間レベルの都市間交流の会を主体に交流が行われております。菊池一族の末裔であります、菊池源吾、これは西郷隆盛ゆかりの地として、鹿児島県奄美大島の龍郷町との間で、平成18年から交流が進められていますが、交流の状況についてお伺いをいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 鹿児島県奄美大島龍郷町とは、菊池源吾、いわゆる西郷隆盛の祖先発祥の地が七城町西郷地区と言われることから、平成18年5月に、菊池市から市民訪問団が龍郷町を訪問したのをきっかけといたしまして、交流が始まりました。昨年2月には菊池市におきまして、市内外から450名以上の方々の参加を得て、「菊池源吾を語るシンポジウムイン菊池」と併せて、奄美物産フェアを市内の第3セクターにおいて開催し、大変好評を得たところでございます。その後、歴史愛好者の方々等を中心として、「菊池源吾に学ぶ会」を発足し、定期的な勉強会を開催いたしておりまして、今年2月には、本市の市民交流団27名が龍郷町を訪問し、地元で菊池源吾について学ばれている西郷塾の方々との間で、学習会や交流が行われました。隈部議員さんもその1員であったと伺っております。また、

同時に龍郷町からも第2回奄美物産フェアのPRに、町長や商工会の方々がお見えになり、市内の第3セクターで大島紬や黒糖などの物産を直接販売されました。

さらに2月に龍郷町で開催されました龍郷フェアにおいて、菊池の米を販売していただき、900kgにも及ぶ米が盛況のうちに完売されるなど、物産の交流も進んできているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

まず、菊池源吾を学ぶ会の方々と一緒に龍郷町を訪問しました。ご当地の西郷塾の方々と交流をして、西郷隆盛が菊池源吾と改名して3年3カ月遷移していた龍郷での足取りと、源吾を支えた島妻であります、愛加那さんをしのぶことができました。

私を感じましたことは、人口6,000名余りの町で、名誉町民が10名。その中には、菊池源吾と愛加那さんの長男であります、第2代の京都市長になられた、菊次郎さんも含まれていました。奄美大島でも非常にユニークな町でありまして、それが町民の誇りでもあったようです。この名誉町民に共通するのは、故郷奄美大島を思うがゆえに、国会議員になった人が多かったようです。10名中7名、公正を第1とする、司法関係が多いことが特長でした。この背景には龍郷に縁因の深い菊池源吾、すなわち西郷隆盛に近づきたいという願望があったからではないかと思いました。

その思いは、現在も龍郷町立の小中学校の校歌に表れております。龍郷小学校では、「南州の遺訓は深く身に染みて敬と愛との大道を進めば」というような文句がありますし、龍郷の龍北中学校では「南州遺訓垂れし村」という言葉があります。また、龍南中学校では「世を救わんと愛に立ち、命捧げし南州の、遺訓残せしわが村は」など、西郷南州の遺訓が歌い込まれております。このように龍郷町の子どもたちには、西郷隆盛の遺訓がその精神になるバックボーンとして生きておるようでございます。町の教育長さんの話では、非行や不登校等の問題児や生徒はないそうでございます。このようなことから、海はきれいだし、子どもたちの交流は素晴らしいと思いますが、計画はないか伺いをいたします。また、今後の交流について伺います。

2番目の愛子と蘆花の物語を菊池市の活性化に生かせないかということでありますけれども、愛子と蘆花の物語を通して、東京世田谷区には蘆花公園、蘆花祭、蘆花小学校というのがあるそうですけれども、これからの交流についての考えはな

いか、お伺いをいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 西郷南州の遺訓によるそういった教育歌が、青少年の健全育成に努められているという事例を発表していただきました。大変貴重な情報であったと思います。龍郷町との交流につきましては、双方の勉強会を中心といたしまして総合交流を行うなど、市民同士の交流を発展させていきたいと考えております。なかでも地域の将来を担う子どもの交流につきましては、現在、教育委員会なども含め、協議を進めているところでございます。大変好評な奄美フェアにつきましては、今後も継続しながら、併せて菊池の物産、特に米を中心とした特産品のPR、及び販路拡大を図っていききたいと。まずは、そういったところから進めていききたいと考えております。

次に、愛子と蘆花の物語でございますが、2人の人物像等につきまして、市内の方々に広く知っていただくために、現在、夢美術館におきまして、愛子と蘆花に関する資料の常設展を行っております。また、昨年度は熊日の夕刊に連載されました、愛子と蘆花の物語の作家であります、本田節子氏とその小説の挿絵を描かれました山口輝也氏をお招きし、小説と挿絵原画の展示会を開催いたしました。また、愛子と蘆花夫婦をモデルとして、おしどり夫婦の里と称し、女性に優しい町、菊池をアピールいたしているところでございます。その中で夫婦の手紙、絵手紙を募集し、全国各地から出展いただきました。さらに、東京都世田谷で毎年開催されております蘆花祭においても、菊池市のPRや物産の販売を行いながら、交流を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 再々質問をいたします。

まず龍郷町の教育長さんの話では、平成18年に菊池から最初に交流の申出があったときは、黒船が来たような思いだったと話されました。正直言って龍郷の人たちは菊池がどこで、西郷という集落がどこにあるかも知らなかったそうでございます。このように地域間の交流は、人との交流、物の交流、文化教育の交流で、本市の活性化にも大きく寄与するものと思います。

また、愛子と蘆花の物語の、東京の世田谷区でございますけれども、私たちの菊池市の友好都市であります岩手県遠野市は、武蔵野市との交流で、人、物、文化、教育の成果を上げております。愛子と蘆花の物語を通じて、東京世田谷区との交流

ができれば、大変有意義であると思いますけれども、市長の地域間交流による市活性化に対する所信を、お伺いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） これまで部長のほうから、現在の地域間交流、及び今後の交流計画につきまして答弁をさせていただきましたが、市民の皆様を主体としながら、文化や歴史を通じた市民交流が定着してまいりました。また、先ほどもご紹介申し上げましたように、第3セクターの中で双方の物産の交流が徐々に進められているということでございます。しかし、非常に遠隔地でございますもので、特に物産の交流につきましては輸送経費等の課題があります。双方の経済に効果がある、可能な交流を続けてまいりたいとこのように思っております。

また、徳富蘆花と愛子さんのゆかりによります交流の展開につきましては、先ほど部長が答弁いたしましたように、学習グループの発足などを検討し、歴史的な、あるいはまた文化的な価値と併せて、菊池の自然、そしてまた温泉、また周辺の観光地を組み合わせました交流をしていくことがよいのではないかなと、このように思います。私も幾たびか、蘆花恒春園に足を運びましたけれども、我々が宝物と言ってもいいような、大変な歴史的なものがございます。東京都という大きな自治体の中で、眠り続けているそういったものがあるわけでありまして、何とか菊池市にお里帰りはできないのかなと、思っておるところであります。里に帰った愛子さんが帰らないと言われれば、そのまま居続けていただければいいんじゃないかなと、このようにも思います。人は宝なりと言いますように、地域を支えるひとつの人材の育成に努めながら、貴重な歴史や文化の掘り起こしを努めていきたいとこのように思います。

また、この世田谷区との交流が、遠野市との姉妹関係があるということでございますが、私たちは、今現在、ご案内のとおり中国、そして韓国の2地域、並びに国内におきましても、今の遠野、そして西米良とございます。そして、ただいま交流が始まりましたばかりの奄美龍郷町とのことがありますので、総花的にあまり広がっていただけではいかなものかなと思います。しかしながら、愛子さんの歴史的なものがたくさんあるということで、蘆花の史跡があるということで、これについては非常に魅力を感じながら、何かいい糸口はないのかなと、そういった思いを抱いていることを申し述べて、お答えとさせていただきたいと思っております。

（隈部忠宗君） どうもありがとうございました。

議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思っております。明日も引き続き一般質問となっております。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

散会 午後4時13分

平成20年第1回菊池市市議会定例会

議事日程 第4号

平成20年3月14日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問

○
本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○
出席議員(27名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一郎	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健容	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	栃原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君

23番	境	和	則	君
24番	北	田	彰	君
25番	外	村	國	敏
26番	徳	永	隆	義
27番	横	田	輝	雄

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君
副	市	村	上	建	二	君
収	入	高	本	信	男	君
総	務	緒	方	希	八	郎
企	画	石	原	公	久	君
市	民	村	山		隆	君
経	済	稲	葉	公	博	君
建	設	岡	崎	俊	裕	君
七	城	平	野	國	臣	君
旭	志	水	上		泉	君
泗	水	上	林	正	章	君
市	民	大	場	美	範	君
企	画	鳥	井		修	君
財	政	川	上	憲	誠	君
教	育	田	中	忠	彦	君
教	育	山	口	正	司	君
総	務	中	村	鉄	男	君
水	道	後	藤		定	君
農	業	五	島	千	秋	君
監	査	田	島	伸	正	君

事務局職員出席者

事	務	局	長	樋	口	昭	彦	君
議	事	課	長	永	田	哲	士	君

議事係長
議事係主事

上田敏雄君
本田昇君

午前10時00分 開会

○
議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 質疑

議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

はじめに、東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） おはようございます。日本共産党の東です。

通告に従って質問をします。

なお所管にかかわる問題は総務常任委員長の許可をいただいておりますので、はじめに申し上げます。

質問の1つ目は、学校図書の整備の問題についてです。平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律、こういう法律が成立をしました。この法律は基本理念で、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」。こう読書活動の意義について述べています。菊池の子どもたちの陶冶教育、成長を考えれば、知識の詰め込みにとどまらず、知識全体を結合する能力を身につけることが必要です。その前提である読書活動の推進、環境整備は先送りにできない我々大人の責任であります。また本市の総合計画では、小学校・中学校の偏差値を5年間で小学校で2.1ポイント、中学校で2.8ポイント引き上げる。こう偏差値向上の数値目標を掲げていますが、私は学力の土台、地力は読書力であり、読書を通じて知識を得ることの喜びや楽しさを知ることが、結果としての学力向上につながると考えています。そこで今回は、この読書活動の要である学校図書・学校図書館の問題についてお伺いします。平成5年に「学校図書館図書標準」、こういうものが設定をされました。これは学校図書館の果たす役割を重視して、その充実を図るための目標です。この基準は学級数を単位として蔵書冊数を定めたものであるので、学校が大きい・小さい、そういう規模にかかわらず、一定の公平な尺度でもって蔵書の数、これを増やすことができるわけです。そこで初めに、本市の小学校・中学校の図書

整備の状況は、この「図書標準」に照らして、いったいどうなっているのか。蔵書が基準に照らして足りているのか不足しているのか、まず初めにお聞きします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） おはようございます。

図書整備状況ということですが、平成18年度末現在の菊池市内の小・中学校の図書整備状況ですが、学校図書館の蔵書数は小学校14校合計で8万6,878冊。中学校5校合計で4万4,276冊。小・中合計で13万1,154冊となっております。平成5年に文部省より通知されております「学校図書館図書標準」の定める蔵書数ですが、小学校の合計で9万8,760冊、中学校の合計で5万2,240冊、全体で15万1,000冊となっております。実際の蔵書数と照らし合わせてみますと、小学校で1万5,953冊、中学校で8,998冊、全体で2万4,951冊不足している状況でございます。図書標準達成状況の比率数で申し上げますと、小学校平均で88%、中学校平均で84.8%、全体で約87%となっております。また、図書標準を達成している学校は、小学校で3校、中学校で1校、合計4校となっております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 現状は、蔵書数は、基準に照らして不足をしているとのことでした。

この学校図書館の整備充実の財源としては、平成14年度からの5年間で総額650億円の交付税措置、平成19年度から平成23年度、この5年間で総額1,000億円の交付税措置が講じられています。標準校あたりでは、平成18年度までは小学校で41万8,000円、中学校67万円。平成19年度からは小学校で68万8,000円、中学校116万2,000円が交付税措置されています。お金は入ってくるわけです。ところが、先ほども答弁でありましたが、図書標準の達成率を見てみると、学校間でアンバランスがあります。合併後の平成17年から18年、この2つの年度分だけを見ても、例えば七城小学校・泗水東小学校・泗水西小学校・菊池南中学校、この4校は、図書標準を超えているのに対して、ほかは基準割れしています。特に達成率が前年比で後退しているところは、隈府小学校89.6%、龍門小学校74.1%、菊池北小学校75.2%、戸崎小学校43.9%、4校あります。交付税措置が増額していても、前年比で達成率が後退するのはなぜでしょうか。また、図書標準が設定されて15年たっても、なぜ学校図書館の図書が基準に達しないのかお聞かせいただきたいと思います。また、同じ菊池市内の学校である

のに、達成率は、上は泗水西小学校が124.8%から、下は戸崎小の43.9%。大きな差があります。なぜ、こんな学校間のアンバランスがあるのか、合わせてお聞きします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 議員ご承知のとおり、平成17年の新市発足時においては、各自治体、あるいは学校により、それぞれの学校図書の状態も異なっておりました。それぞれの学校における蔵書数や図書購入費の予算額だけでなく、旧泗水町と旭志村におきましては、それぞれの学校に図書司書が配置されておりましたが、その他の自治体におきましては配置されていなかったなど、学校図書の環境におきましても差異がありました。合併前のそれぞれの状況を背景に現在におきましても、蔵書数において学校間で差異がある現状にありますが、学校図書の蔵書数を平成17年度末と比較しますと、全体で5,520冊増加しております。また、合併に際しまして、学校図書の充実活用を促進するため市内全部の小・中学校に図書司書を配置しております。国からの交付税の措置がされておりますが、本市の学校図書蔵書数も目標とする、図書標準にはまだ達しておりません。今後とも学校の図書充実に向けて積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 今の答弁で、図書標準達成に向けて、今努力の途上であるし、努力もするというふうに言われました。そう受け止めました。

私は先日3つの小学校の図書室を、視察をしてまいりました。隈府小学校、戸崎小学校はちょうど昼休み時間で、子どもたちが図書室で本を読んでいた。1人で来ている子や、友達同士で本を中心に議論もし、談笑している、そういう光景を目にしました。龍門小学校では読書目標、年間4,000冊突破に向けて図書館便りも発行して、全校あげて励まし合いながら読書活動を推進していました。どの学校も今少ない蔵書数で努力をしているわけであります。こうした各学校の努力に行政はやはり少なくとも蔵書増、図書標準達成で応えることが必要ではないか、私は人としてそう強く思ったわけであります。そこで再々質問ですが、本市は教育理念で「児童・生徒の個性を見出し、学ぶ意欲を持たせる指導。基礎基本をしっかりと教え、能力を最大限に伸ばす指導」これを基本的な指導理念として「豊かな心の育成と学力の向上及び児童・生徒の個性の伸長に努める」、こうしています。また総合計画では文教菊池の再興もうたっています。先日、本田議員は文教菊池に恥じない

ように、こういうことも言われていました。本市が掲げる、そうした理念に照らして、現状は土台である教育条件図書整備においては、私はまだまだ不十分ではないかと思えます。例えば、旧菊池地域においては、地域の図書館はなく公民館の図書室、そして「図書標準」に達しない学校図書館、この現状では、いったい子どもたちはどこで書物に触れて、幅広い知識を身につければいいのかと、こう思います。子どもたちの向上心・向学心を培う上でも、やはり掲げた理念にふさわしい学校図書館の整備充実が求められるのではないかと思います。どう考えているのか最後にお聞かせください。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 本市の教育委員会では、7つの学校教育重点努力目標を掲げております。その重点努力目標のひとつであります学力向上と指導力の強化のために、読書活動の推進をその具体策のひとつとして位置づけて取り組んでおります。具体的には読み聞かせの推進や親子読書の推進、及び読書の日の設定。また、図書館の環境整備を進めているところです。また、各学校ごとに月平均の貸し出し冊数、読書冊数を調査し、それぞれに数値目標を設定し、その達成に向けて努力しておりますし、その成果も年々確実に上昇しているところでございます。来年度も図書購入予算を小学校で5 2 7万7, 0 0 0円、中学校で2 8 4万0, 0 0 0円を計上して充実を図りたいと思っております。また新刊購入の場合には、希望図書名のアンケート調査などを行うなど、児童・生徒の読書欲を向上させるような学校図書の充実と共に、現在配置しております学校図書司書のさらなる活用のために、研修も計画しておるところでございます。今後も文教菊池にふさわしい学校図書の整備と内容の充実努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） ぜひ頑張ってくださいと思います。

次の質問に移ります。

施政方針についてです。

この3月は合併後丸3年という一つの節目に当たります。私は施政方針での主要政策はもちろんですが、その前提となる合併後、これまで3年間の検証がやはり必要であると考えます。自治体と住民が合併によって、行財政だけでなく暮らしや環境などどう変わったのか、これらを検証し、その上でこれからの地域づくりの課題や政策を明確にしていく、いわば全体像を明らかにしていく作業が私は求められ

ているのではないかと思います。そういう思いから、年度初めでありますので基本的な点についてお聞きしたいと思います。

合併後3年間の検証について、1つ目は新市建設計画が示した合併の必要性についてです。新市建設計画は5つの点、地方分権推進の観点、少子高齢化社会に対処する観点、きわめて厳しい財政状況に対処する観点、増大する広域的な行政需要に対応する観点、多様化・高度化する住民ニーズに対応する観点、これら5つの観点から合併の必要性を説いてまいりました。当初掲げたこれら合併の必要性から、この3年間をどう総括するのか。この3年間で前進しているのか、停滞・後退しているのか、まずお答えいただきたいと思います。

2つ目に住民の声、願いとの関わりです。合併前のアンケート、新市建設計画にもその結果が公表されている住民アンケートでは、合併に期待する項目の第1位は、福祉・医療サービスの向上が図られることでした。また、合併での懸念・合併後の要望することの1位は、税率や使用量、水道料金など公共料金が高くないようにしてほしい。これが合併前、行政自身が行ったアンケートに寄せられた住民の声であります。我々議員は先輩議員先頭に、それぞれの問題意識から合併して良かったと言われるような新菊池市づくりに向けて、これまで活動してきていると思います。では執行部は、これら合併前の市民の声にこの3年間どう応えてきたのか、どういう努力がなされたのか、以上2点についてお答えいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 市町村合併は広域的な観点に立ったまちづくり、行財政基盤の強化、効率化、行政サービスの高度化、多様化が図れることが、旧4市町村にとって最良の方策であることから合併に至ったところでございます。新市建設計画における必要性への対応につきましては、新市における事務事業の執行によりまして、一定の成果を見ているものと考えております。地方分権の推進につきましては、合併後、農地権利移動の許可等に関するなどの事務が市町村に移管され、より住民サービスの向上につながったと考えております。少子高齢化社会の対処につきましては、次世代育成支援行動計画を策定いたしまして、乳幼児医療制度の小学3年生までの拡大や、第3子の保育料の無料化の対象者の拡大などを行っております。

高齢者対策につきましても、高齢化率が合併のときの17年3月の25.6%から19年3月には26.3%と進む中で、後期高齢者医療制度への円滑な移行などに取り組んでおります。次に厳しい財政状況に対処する点におきましては、合併により人件費をはじめとした行政経費の削減や、聖域なき行財政改革の推進によりまして、その成果を上げてきているところでございます。また増大する広域的な行政

需要に対処する点につきましては、旧4市町村を結ぶ道路の整備や学校の耐震補強、また公共施設の広域的な利用など、合併市町村だけが使える交付税歳入率70%の合併特例債を活用して、その整備が図られているところでございます。

2点目についてお答えいたしますが、多様化・高度化する住民ニーズへの取り組みにつきましては、子育て支援課や健康推進課といった専門部署を設置すると共に、職員全体に専門性が高まり的確な対応ができているものと思っております。また、ごみ収集に関する事業や幼稚園の保育料等の公共料金の市民負担につきましても、低く調整されております。住民サービスの面においては、鍼灸制度、基本検診をはじめとする各種検診事業、母子家庭等医療費助成や介護用品の支給、教育関係でも奨学制度など多くの項目において、合併したことにより制度が旧4市町村に広がり、全体としてはサービスが向上していると考えております。ただし、一部については負担が高くなった項目もございしますが、標準的な料金に定められたものと考えております。引き続き市民の皆様は合併して良かったと言っていたような新市にするために、職員一丸となって今後も取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） この3年間、ご努力をされてきたというのはよくわかります。ただ私が先ほど聞いた、公共料金が高くならないようにしてほしいということに、その願いにどう応えてきたのかという点では、お話もなかったのかなと。一部負担も高くなったというふうにありましたが、それだけではどうかなというふうに思うわけです。私はいろいろ努力をされてきていると思いますが、3年たってその努力が市民に実感されていないところが、今日の問題だと思っています。合併効果ということがいろいろ言われます。私はその中でも、市民レベルで一体どうだったのか、どうなのかということが、そういう観点が非常に大事だと思うわけです。市民の暮らしレベルでの合併効果とは、サービスは高い方に、負担は低い方に、この合併当初のスローガンが暮らしの実感として受け止められてこそ、市民レベルでの合併効果が受け止められる、いうふうに思うわけです。今、街中を歩いてみても、「いつ菊池を逃げ出そうかとみんなで話している」とか、「合併して何も良いことはなかった」、こうした声がどこでも聞かれます。旧菊池だけでなく、どこを回っても聞かれるんです。おとといの栃原議員の質問でもそういうことが言われました。

こうした声が至るところで上がるという現状は、この3年間の行政のあり方、市長・執行部の姿勢が問われる問題だと思っておりますが、こうした市民の声をどう受け止

めますか。そしてこれから、どうその声に応えていきますか。このことについてお聞かせください。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 基本的には先ほど述べましたとおり、合併の合意事項に基づき執行されていると考えております。しかしながら、合併の実感といたしましては、統一された制度により不便と感じられることもあろうかと思いますが、合併協議においては、議員が言われるとおりにサービスは高く、負担は低くなるように調整されたものでございます。制度的には市民の皆様への暮らしの負担にならないようになっていると考えております。いろんなご意見やご不満の声も聞こえてきているのも事実でございますけれども、今後も議会や地域審議会、そしてさらに市民の方々のご意見をお伺いしながら、市民の皆様が安心して、そして快適に暮らせる菊池市づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上、ご理解をたまわりたいと思っております。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 答弁を聞いて、私は認識がちょっと甘いんじゃないかなと思うわけです。市民の暮らしの実態はもっと深刻で、怒りも大きいものがあります。国政への不満や怒りとも相まって、今、市民の厳しい目が行政に議会にも、そして市長にも向けられていることを、やはりしっかり認識すべきであると私は思いますし、このことは強調しておきたいと思っております。

施政方針で、市長は就任時に掲げていた公約も「施策の成果を確実に実現するように取り組めます」、こう述べられました。平成17年4月18日付けの熊日新聞では、市長は選挙公約で「市民本位の市政」、これを柱に掲げて主要政策では、例えば「きめ細やかな福祉」「社会的に弱い立場の人への施策の推進」、こういうことを挙げていました。市民本位の市政を掲げているのであれば、まずは市民の声をしっかり聞いて、その声にしっかり応えることが必要ではないかと思っております。今回の施政方針全体について、これが施策に対する市長の本気度がこれから問われるし、市民は大変注目をしているところであります。とりわけ合併して良くなる、あるいは悪くならないために合併する、こう言われてきた暮らし・福祉の分野の充実は、私は待ったなしの課題だし、合併効果の最も求められる分野であると思っておりますが、市長の考えを最後にお聞かせください。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 合併後の新市のあり方について、必要と認める事項について意見を述べる事ができる、市民の声を反映するということにつきましては、ご承知のとおり地域審議会を設置いたしまして、旧のそれぞれの4市町村の状況について意見を伺っているところでございます。また新市の政策について、市民参画ということにおきましては、意見を聞く、そのためのパブリック・コメントの実施をいたしております。さらにまた、市のホームページを通じて、メールによる意見の聴取、あるいはまた、市長への提言という形でご意見をいただいておりますし、市民との定期的なひとつの懇談の場も設けさせていただいております。市民の声にしっかり耳を傾け、それを聞きなさいと、あるいはまた応えなさいということでのご意見かと思えます。

新市の施策につきましては、合併前に策定をされました新市の建設計画を基にいたしまして作成されました、菊池市総合計画（基本構想・前期基本計画）に沿って事業を、展開をしているところでございます。この3年間を振り返ってみましても、広域的な観点からの地域づくり、あるいはまた、まちづくり、住民サービスの向上、及び行財政の運営の効率化と基盤強化に配慮をしながら、その計画に沿って着実にそれぞれの事業を進めてきていると、このように考えてきているところであります。先ほど、部長の方から答弁を申し上げましたけれども、補足をさせていただきますと、住民サービスの面から申し上げますと、先ほど鍼・灸の制度では交付枚数というのを増やしてまいりました。広域化したことによりまして、受診をされますところの施術所も増えておりまして、サービスは向上してきていると、このように思っております。また、幼稚園の保育園料も低く調整をされておりまして、ほかにも各種検診事業として乳幼児の医療、あるいはまた基本検診、大腸がんの検診、乳がんの検診、総合検診、腹部超音波検診などなど、環境関係におきまして見れば、生ごみの処理機・容器の購入の助成事業、教育関係におきましては、奨学金制度等のサービスが充実されたということで、向上したとこのように考えられます。

住民サービス面の以外のおきましても、整備が進んだものといましては、道路ということであろうと思えます。消防事業であるということで、消防事業でありますとか、多数、この道路以外でもあります。こういったことで合併したことが、市民の皆様方に負のイメージを抱いておられるという部分が、私も感じないわけはありません。しかし、やはり大変歴史的な事業として3年間というのは、あまりにも短い期間でありまして、一つ一つが実を付けて、花が咲いて実がなるためには、相当の期間が必要ではないのかなと思っております。市民の暮らしに役立っていること、そういったことをしっかり評価をしていただきたいと思います。議員におかれましては、その効果について市民へお知らせいただければと、このよ

うに思います。

議員の質問の中に福祉に関するお話が出てまいりましたけれども、福祉問題につきましても平成20年度におきまして、福祉行政を市民の皆様方と共に推進していくと。これからの福祉社会を安心して安全で暮らせるようにしていくためには、すべての皆様方に参画をしていただく中におきまして、福祉都市計画の策定に向けた予算を計上させていただいているところであります。行政を取り巻く環境は、先ほど議員ご指摘もありましたように、菊池市のみならず、その地に住みにくくなってきているという状況にあると、厳しいものがあると、このように受け止めています。この3年間、誠心誠意、真心をもって菊池市のまちづくりに邁進してまいりました。この1年間も市民の一人一人の皆さん方が、本当に菊池市に住みたいというような思いになっていただけますように、真心を尽くしながら、それぞれの施策について真剣に、積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えます。

議長（北田 彰君） 次に、樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） おはようございます。

議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は1件のみ。

中心市街地活性化基本計画の策定作業、及び認定についてお伺いをいたします。この件につきましては昨年3月議会において、栃原議員、坂本議員からも質問がされました。1年を経過した今日、どのように進展したかを、お伺いをしたいと思います。昨日も山瀬議員より質問があり、一部重複する点があると思いますが、私なりに国を含め様々な資料を参考に調べてまいりました。中身についてあまり深い議論になると複雑になりますので、計画策定のプロセスを中心に質問をさせていただきたいと思います。平成18年8月22日に改正中心市街地活性化法が施行され、中小企業者・民間企業者共にハード事業・ソフト事業について財政支援を含む大きな支援措置が準備され、昨年12月25日までに1道18県、全24件の認定がなされております。熊本県内におきましても、熊本市と八代市の2件が認定を受けており、菊池市も続けたいところではありますが、計画の進捗状況について、以下7点の点についてお伺いをいたします。

1点目、中心市街地活性化法認定による効果を、市としてどのように考えておられるか。

2点目、中心市街地活性化基本計画策定委員会のメンバー構成、及び作業部会の開催状況と経過を具体的にお答えください。

3 点目、市の核となる事業名と実施時期について具体的にお答えください。

4 点目、市民に対する周知会議の開催回数と時期、また出席者の内訳についてお答えください。

5 点目、地元民間企業・福祉団体等、開発業者との具体的打ち合わせの進捗はいかがなものかお答えください。

6 点目、デベロッパーをはじめ、新規参入業者の有無と、周知について教えてください。

7 点目、基本計画素案について内容のボリュームアップ、または変更の考えはないかお伺いをしたいと思います。

以上、1 回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） おはようございます。

それでは答えをいたします。

まず第 1 番目の中心市街地活性化基本計画認定における効果について、どのように考えているかということでございますが、まちづくり 3 法の改正に伴い、国は中心市街地活性化に本気で取り組む、やる気のある地域についてのみ集中的に支援するといった選択と集中の基本理念のもと、認定を受けた基本計画への大幅な拡充、支援措置を行うことになっておりまして、補助金上限額 10 億円、補助率 2 分の 1 で民間事業者を助成する戦略的中心市街地商業等活性化事業や、暮らし賑わい再生化事業などの画期的で魅力的な支援措置を活用できる点が、一番大きなメリットであると考えております。

次に 2 番目の策定委員会、及び策定部会に関する件につきましてでございますが、策定委員会につきましては、国が提唱する「誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくり」の実現のためには、市街地の整備、福祉の増進、住環境の整備、商業活性化など多岐にわたる施策事業を講じることがあることから、関係部署を横断的に結集させており、副市長を委員長として、各部長、総合支所長をはじめ、関係各課の課長クラス 22 名で構成いたしてしておりまして、2 回開催しております。また、作業部会につきましては、策定委員の所属部局の課長補佐、係長クラス 19 名で構成し、5 回の開催となっております。

次に 3 番目の核となる事業に関する件につきましては、魅力ある商業空間、街中の賑わい創出を目的とした商業テナントと公共公益施設の複合施設整備事業、温泉街の活性化、交流人口の増加を目的とした健康増進施設整備事業、老人をはじめ市民生活を支える福祉増進と交流促進を目的とした老人福祉センター整備事業を考

えているところでございます、実施時期につきましては、市が事業主体となる老人福祉センターにつきましては、平成20年度から23年度の3年間ということで決定しておりますけれども、民間事業者を事業主体と想定している残り2事業につきましては、事業者自体がまだ決定しておらず、実施時期も未定の段階でございます。

次に4番目の市民に対する周知会議開催に関する件でございますけれども、中心市街地活性化協議会の構成団体でもある菊池市商工会、菊池市商店街連合会、まちづくりNPO法人のご協力をいただき、商工業者・行政区長などの地元関係者をはじめ、広く市民の皆さんのご出席をいただき、1月16日と29日の2回説明会を開催したところでございます。

5番目の地元の開発関係者との打ち合わせに関する件につきましては、先ほど核となる事業の件で説明いたしました健康増進事業の整備の実施に向けて、民間企業の方と事業の内容・目的・事業費・補助制度などの説明を含めて3回程度打ち合わせを行っております。また区域内において、障害者福祉関連施設整備を予定されている福祉団体の方と1回お会いし、事業内容等をお聞きした上で、補助制度等について打ち合わせをさせていただいたところでございます。

次に6番目の新規参入企業に関する件につきましては、現在のところデベロッパーをはじめ、地元以外の新規参入企業との接触は行っておりません。

次に7番目の基本計画素案に関する件につきましては、現在の素案の段階において、基本計画に盛り込むべき5つの柱となる事業につきましては、本市が事業主体となるものはほぼ確定しているものの、民間事業者が主体となるものについては未確定の部分もあり、当然のことながら内容のボリュームアップと変更は、今後行って行かなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） ご答弁ありがとうございます。

再質問を行わせていただきます。

1点目、中心市街地活性化法認定による効果を主としてどのように考えるかという点について、部長のお答えですと、選択と集中による国からの拡充措置が受けられるのが最大のメリットであるということであったと思います。この中活法ですけど、中央では地域再生のブレーキとアクセルというふうに称されています。まず熊本県を例にとりますと、熊本市では皆さんご存じのとおり、大店法消滅後、出店規制が難しいと言われる郊外型大型店舗に対し、違法とは言いませんが、佐土原の大

型ショッピングセンター開発を都市計画法の拡大解釈をもってまで阻止をされたと。その後、中活法で既存の都市部の再開発に踏み込んでいます。核の分散を先にブレーキを踏んで、その後、中心市街地の開発のアクセルを踏むという方法であります。八代市は逆にシャッター街が目立つ既存の中心市街地に、公共出資の子育て支援施設を併設した再開発ビルの建築や、生鮮品・食料品専門の店舗建て替え等、開発行為によるアクセルを先に全開して、既存大型店舗との協調を図るためにショッピング・ネットワーク、交通体系の整備等により、新たな郊外店の進出にブレーキをかけるという手法であります。その点、菊池市が考えるブレーキとアクセルとはいかなるものか明確にお答えをください。

2点目、中心市街地活性化基本計画策定委員会のメンバー構成、及び作業部会の開催状況と経過をとという部分ですが、策定委員会は副市長をリーダーに各部課長、支所長22名で構成、作業部会は各部より実務レベル者で、19名で構成をされるということでもよろしいですね。19年度施政方針によりますと、20年じゃないですよ。19年ですよ。19年の施政方針によりますと、策定委員会の立ち上げは18年の7月というふうにあります。だから約1年8ヵ月がたっています。その1年8ヵ月経った今日まで、策定委員会の開催が2回、作業部会が5回。今回の中活法については、認定後の支援措置は国交省、経済産業省、総務省、文部科学省、農林水産省、厚生労働省、全98のメニューがあり、その選択肢は多岐にわたると思いますが、昨年3月議会において坂本議員より中心市街地活性化法認定の質問に対し、経済部長はこう述べられております。「市民・民間業者・行政の役割分担を明確にし、中心市街地活性化協議会をはじめとする関係機関と、綿密な連携を図りながら熟慮を重ね、適切な成果指標と定量的な数値目標の設定を行い、スケジュール管理・実施主体等を明確にした実効性の高い事業を盛り込んだ基本計画を平成19年度中に策定・認可申請を目指して取り組みたいと考えております」と、このようにお答えになっているわけでありまして。その答弁をいただきながら結果2回の策定委員会の開催というのは、どうもちょっと合点がいかないところであります。よほど濃い内容であったとは思われますが、なぜ策定委員会・作業部会の開催が、このように少ないかをお答えをいただきたいと思っております。

3点目、市の核となる事業名と実施時期について、具体的に述べてくださいということですが、今のちょっとお話からしますと、要は、市としてはハード事業の場合は老人福祉センターの建築のみで、中心部の開発・温泉街・NPO法人運営による開業施設、その他はすべて民間にお任せというふうにししか聞こえないわけでありまして、各認定を受けた市町村の事例を見ると、必ず核となるハード事業・ソフト事業が見られます。菊池市における核事業は老人福祉センターのみとお考えなの

でしょうか。その点についてももう一度、再度お答えをいただきたいと思います。

4点目、市民に対する周知会議の開催回数と時期、また出席者の内訳についてですが、今年の1月の16日と29日ですね。2回開催ということで、地域の方と商店街関係者ということであります。私も説明会、そのうち1回は出席をさせていただきました。しかし内容については、正直どうなのかなという思いでした。行政側の出席者は担当係長1名、コンサルタント1名の2名のみであります。様々な質問・要望がなされる中、担当者で予算を伴う案件に対して、果たして答弁ができるのでしょうか。端から見る私は、正直、若干2人がかわいそうに思えてきたわけなんです。中活法の中身は先ほど申し述べたとおりに多岐・多様にわたり予算を伴うものについて、参加者が答弁を求めても担当者だけでは返事できるはずもなく、コンサルも計画書の作成は業務内でしょう。しかしながら、その事案に対する答弁をする権利もない、本来であればこの説明会こそ策定委員会の皆様方が全員出席をして、民間の意見聴取にあたるべきではないでしょうか。先ほどの答弁によりますと、福祉センター以外を民間に頼るというのに、民間の意見聴取をするこの場に責任者が1人もいない状況をどのようにお考えでしょうか。果たして、認定を受けた24市町村もそんな対応していたのか。今回の中心市街地活性化法は、もし認定を受けたならば、先ほど部長が言われましたが、5年間のうちに実施をしなければならないのに、本当に大丈夫なのでしょうか。今後の開催について、執行部の対応と見解をお聞きします。

5点目、地元民間企業・福祉団体等・開発業者との具体的な打ち合わせの進捗についてですが、温泉街の保養センター的な施設事業化については、3回ほど打診をされていると。あと福祉団体と1回打ち合わせをされているということですが、その内容について、いろいろ影響があるでしょうから、差し障りがない程度で結構ですので、その内容についてお教えてください。また、中心部の施設計画についての事業化については、打ち合わせを行っていないということですが、全体計画に及ぼす計画について、どのようにお考えかお答えください。先ほども言いましたが、認定を受けた24カ所を見ると、必ず中心部に核となる商業施設の計画が見られますが、認定が及ぼす影響も含めてご答弁をいただきたいと思います。

6点目ですね。デベロッパーをはじめ新規参入企業の有無と周知についてですが、特別に行っていないということでもあります。先ほど中心部における拠点開発は進行していないと言われましたが、行政中心が理想ではありますが、それができなければ民間企業に打診するのが当然かと思いますが、地元企業の動向を見守るという意味での措置なのか、それともただ単にやらないのか。どちらなのかをお伺いをいたします。

7点目、基本計画素案について内容のボリュームアップ、または変更の考えはないかということですね。先ほどからお伺いをしていますと、ハード・ソフト事業共に未解決の問題がまだ数多く見られると思います。どうも周りの話を総合いたしますと、今月、3月中に基本計画提出、6月に認定というふうなスケジュールを組まれているようですが、申し訳ありませんが、私にはとても正気には思えません。まずハード事業全般について、福祉センター以外財政の裏付けはあるのでしょうか。ソフト事業に関して、各種団体に関して周知が徹底しているようには到底思えません。先に述べたとおりすでに熊本においては、熊本市と八代市が認定を受けています。村上副市長はよくご存じと思いますが、八代市の場合は、副市長さんは国土交通省出身の方ですね。さぞかし認定に有利であろうと一般的にはよく思われるわけなんですけど、私自身ちょっと調べてみたところですけど、実際は各省をまたいだ計画ということであるため、当初は内閣府において担当者が計画書を開いてしばらく眺めた後に、机の上にポンと置いて無言で立ち去るといって、結構大変な目に合われているようであります。その後の苦労たるや、内閣府、現場と双方の意見聴取、また指導・調整・計画書の再検討・修正と、また表現はかなり古いと思いますが、ある方に言わせると立教大学時代の長島監督が受けた、もう本当、月夜の1,000本ノックじゃないですけど、暗闇の中を本当に必死で泥まみれになって認定を獲得をされたということ聞いております。ハード事業・ソフト事業共に補助率2分の1から3分の2で、上限10億円と言われる大型の支援措置ではありますが、実施年数5年をはじめ、多くの問題の解決には莫大な時間が必要と想像されますが、議論は尽くされたのでしょうか。私にはどうしても時間のみを気にして、肝心の計画の中身は官民共に練り上がっていないように感じられますが、執行部はどのようにお考えでしょうか、お聞かせをください。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） まず先ほどの答弁の中で3点目につきまして、老人福祉センターの実施期間を平成20年から23年と答弁いたしましたけれども、平成20年度から22年度の3ヵ年間に訂正をさせていただきたいと思っております。申し訳ありませんでした。

それでは再質問にお答えさせていただきます。

まず第1番目のご質問で地域再生へのブレーキとアクセルの考え方ということでございますけれども、本市におきましては郊外への都市機能の拡散、及び大規模集客施設立地へのブレーキ、及び市街地開発へのアクセルに関しましては、どちらを優先させるということではなく、都市計画資本の有効活用によって広域的都市機

能の適切な立地の誘導と、中心市街地への都市機能の集積を一体的に推進することにより、いわゆるコンパクトシティの実現を図っていきたいと考えております。

2番目の中心市街地活性化基本計画策定委員会、及び作業部会の回数に関する件につきましては、作業部会につきましては全体的な会議は5回開催しておりますが、所管課である商工観光課と各種活性化事業の所管部署とは適宜打ち合わせ等を重ねてまいったところでございます。また、市が取り組む活性化事業については、早い段階でおおむね固まっておりましたので、商業活性化を中心とした民間事業に関する関係者との協議のほうに重点を置き、検討を重ねてまいってきたところでございます。また策定委員会につきましては、協議のベースとなる素案の策定に予想以上に時間を要したこともあり、2回の開催にとどまった次第でございます。

3番目の核となる事業に関する件につきまして、お答えをいたします。九州経済産業局と基本計画策定に関する協議を行った際、基本計画の認定においては商店街関係者をはじめ、地元民間事業者のやる気と認定基本計画のみ、活用可能な支援措置を講じた事業の有無が大きな判断材料になるとのアドバイスを受けており、そのため民間事業者が主体となる事業の掘り起こしに向け、関係者と協議を重ねてまいってきたところであり、決して民間事業任せではないとご理解をいただきたいと思っております。確定の事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり老人福祉センターに限定するのではなくて、官民連携のもと、集客力のある施設整備の取り組み、中心市街地活性化を実現してまいりたいと考えております。

4番目の市民に対する周知会議に関する件でございますが、議員ご指摘のとおり市民の皆さんをはじめ、関係者の方への周知会議であったにもかかわらず、菊池市からの説明者が担当者とコンサルタントの2名のみであったことにつきましては、大変深く反省しておりますのでございまして、今後、決してこのようなことがないよう注意してまいりたいと思っております。基本計画に盛り込む事業内容等につきましては、地域住民や各種団体など関係者の意見要望を踏まえなければなりませんし、事業実施に向けた合意形成を図っていく必要もございまして、関係者への説明会は適宜開催していきたいと考えております。

5番目の地元の関係者との打ち合わせに関する件につきましてですが、現在本市におきましては、温泉ホテル・旅館の協力を得て、市民の健康増進と医療費抑制を目的とした、温泉を活用した健康づくり事業に取り組んでおります。この事業をさらにステップアップさせた食と運動と温泉との融合によるスパヘルス事業は時代のニーズである健康志向とも相まって、新たな宿泊客の開拓、及び長期滞在型宿泊への移行に伴う宿泊者増が見込めるか、新たな健康サービス産業を生み出す可能性のある事業でもありますことから、その拠点施設となり得る健康増進施設の整備を

ご提案申し上げたところでございます。中心部における集客施設につきましては、まず官民の役割分担を明確にした上で、施設の整備手法や機能・用途等について関係者との協議を行い、早急に事業内容を固めることが必要であり、そうした施設整備の方向性が定まった段階で、基本計画へ盛り込むことになるかと考えております。

6番目の新規参入企業に関する件につきましては、九州経済産業局と基本計画策定に関する協議を何度か重ねてきた中で、次のような指導を受けております。デベロッパーをはじめとする民間事業者については地元の事業者が一番望ましい。また、地元以外の事業者であれば、地域に根付き本当に商店街のパートナーとなり得る事業者であるかが問われる。自社のビジネスメリットのみを追求し、本当に地域との連携を図る意志があるのか疑問視されるデベロッパー等が事業主体となっている事業については、事業を認可しないケースもあり得るとの指導を受けており、実施主体となる民間業者の選定に関しましては、菊池商工会との関係者と今後慎重に協議を行っていきたいと思います。

次に7番目のご質問でありますけど、基本計画素案に関する件ですけれども、基本計画の申請スケジュールにつきましては、内閣府中心市街地活性化本部との事前協議を行い、事業内容等の修正作業を加えた後、計画性・実効性のある計画と判断された段階において、初めて認定申請が行えることになっております。しかし基本計画策定件数が増えてきている現在の状況におきましては、申請スケジュールを効率よく進める必要があることから、内閣府中心市街地活性化本部との事前協議により重点が置かれ、審査も厳しくなっており、完成に近い状態の基本計画でなければ、協議の順番が遅くなるばかりか、認定申請自体も後回しになってしまうことがあるとお聞きいたしております。先ほど、議員からもご紹介があったとおりでございます。認定を急いで、民間事業等がきちんと整備できていない現在の状況におきましては、内閣府中心市街地活性化本部との事前協議を行えば、順番が遅くなるばかりか、認定申請が後回しになる恐れもございます。そうならないためには、活性化への効果が期待され、かつ実効性のある官民両面にわたるハード事業、及びソフト事業について、それぞれの事業内容の熟度を高め、事業実施にあたっての財源等の諸条件も整備した上で、内閣府中心市街地活性化本部への事前協議を行うことが、認定を受けるための良策ではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） ありがとうございます。

再々質問をさせていただきます。

まず、うまく表現はできませんが、中活法認定は菊池市にとって非常に魅力的で、ぜひとも認定を受けるために頑張るという認識でよろしいでしょうか。よろしいですね。

それでは、その点を踏まえまして質問を続けさせていただきます。

今まで7点のことについて質問をさせていただきましたが、半分わかったようで、やはり半分ちょっと納得できないというのが、正直な今の感想であります。例えば今の熊本県内の状況を見ても、よくライバルと言われる人吉市、山鹿市はどういう状況かということになりますと、人吉市では当初、この企画部で本部を構えて、全庁の連携を綿密に調整し、プラン策定を行っていました。なぜかと言いますと、中活法の支援メニューが多いのはもちろん、認定後に及ぼす影響があるということですね。例えば菊池を例に置き換えれば、認定の可否によって、建設部であれば都市計画マスタープラン・住宅マスタープランの変更を求められますし、用途区域設定に至っては、認定ができるかできないかでは、その選定さえできないというふうに私は思っております。また、市民部においては子育て支援や福祉関係業者が開発に加われば、福祉計画の修正や学務関係との調整も必要になってくるということですね。企画部は、街中居住人口の増加策ということで、よそでもやっていますが、例えば住宅建築の補助、そういう問題や先ほども出ましたが、千年の風などNPO法人との調整、新交通体系の構築、さらには、昨日初めて知りましたが、この中活法申請区域内に準限界集落が5つあるということですから、その対策も余儀なくされるのではないかと思います。総務部においては、この全体計画が決まれば財政計画の見直しも、やはり求められるところではないかというふうに思っております。また人吉なんですけど、このプランの骨格作業を終了後、実は今度、経済部に移行されています。今度は民間開発業者の確定作業に入っているそうです。もう、誰がというのをぴっちり、開発業者の認定を行っている途中であるそうです。いよいよ進んでいるとは思いますが、さらには3月定例議会において、副市長人事を経済産業課出向人事で行っておられますね。熊日さんでも紹介されておりますが。実は私も1ヵ月ほど前に事前調査をする段階で、その話は若干ちょっと聞き及んでいました。中小企業庁からというところで聞いていたんですが、蓋を開けてみますと経済産業省。それも、この中活法認定担当者を副市長に指名するという、非常に戦闘モード全開で、人吉はこの中活法に挑んでおられます。また、山鹿市はどうかと言いますと、菊池・人吉をはじめ中心市街地の再生の切り札とも言われます、中活法認定もある意味では極点の到達レースだと思っておりますが、これを繰り広げる中で、目指す北極点、中活法を北極点とするのであれば、そこには非常にライバルや障害が多いと。行列をなして待っていると。そこを見るや逆転の発想で、同じ極点でも一旦

反対の南極点を目指して、間隙を縫って到達し、先日、これも熊日で紹介されましたが、国交省による九州観光まちづくり会議による重点支援地区に指定を受けました。これで様々な国交省の補助事業をやりながら、さらに中活の認定を目指すというまいやり方であると思います。山鹿の場合はまさしくお見事と言うしかないんですが、全国の多くの市町村がしのぎを削る中、我が菊池市においては、全部課長が一堂に会する策定委員会の開催が、先ほども申し上げましたが年に2回と。こういう部分では、なかなか臨機応変な対応が本当に可能なのであるか、甚だ疑問であるところであります。昨日、山瀬議員からご指摘の連携不足が、やはり若干出ているのではないかというふうに私も感じております。先ほどよりも、いろいろとちょっとうるさくばかり言っているとお思いでしょうか、19道県、24地区ですよね。現在、認定を受けられているところは。そのうち、1つの県において認定を受けているのは、北海道・青森・福井と、この熊本と4県だけであります。3ヵ所認定を受けているというのは、まずありませんね。さらに人口10万人以下の地域でいうと、福井・越前市8万4,511人、青森・三沢市4万3,763人、広島・府中市4万6,278人、岩手・久慈市4万0,226人、大分・豊後高田市2万5,635人、北海道・砂川市2万0,043人、わずか6市のみです。10万人以下は。その他はほとんど数十万という県庁所在地であるとかいう大都市が中心であります。確かにですね、ここに私持っていますけど、申請マニュアルにも1県に何か所という文言は、どこを繰っても書いてないです。ただ、やはり私自身、この中活法による事業認定がそんなに簡単に受けられるとは考えてはいません。ただ、私が言いたいのは、本部長である副市長、よくお聞きいただきたいと思うのですが、今回の基本計画の策定は、私は今後の中心市街地がどのように進むかを示す、現す未来予想図であると考えています。そしてその理想の実現に官民一体となり、取り組むべき方向を示す羅針盤であるとも思っております。その針の方向がはっきりしなくては、船が迷走を続け、やがて沈没の危機にさらされるというふうに感じております。先に述べましたとおり、当然中活法の事業認定を受けることが、まず一番の命題ではあると思います。しかし、その計画の策定はあくまでも菊池市の未来を描くものでなくてはならないと考えます。そうであれば、官民もっと煮詰まった議論を深めていかなければならないのではないのでしょうか。申請者は誰でしょうか。申請書もここ手元にありますが、申請者は市長ではないでしょうか。申請書の提出者欄をよくご覧いただくと、内閣総理大臣宛に市町村長の氏名というのが提出者の欄にあります。提出者は商工会でも商店街でもなく、菊池市であります。そうであれば、後の時代にも誇れる計画書の策定をお願いしたいと思います。スピードを上げながらも熟慮を重ね、3月中の提出にこだわらず、中身の濃いものに仕上げてください

たいと思います。本日は傍聴席に商店街の若手のメンバーがいます。私が別に特段呼んだわけじゃないです。本当に自分たちで、菊池市の将来に対して、どういう議論がなされているかということで見学に来たということであります。彼らの中には学校を卒業してそのまま家業を継いだ者、または海外・国内を含めたUターン組みとか、いろいろあります。新規創業者もいれば、事情はそれぞれ様々です。しかし、昨日も話が出ていましたが、農業後継者と共通する点がやはり1つあるんです。それは何かと言うと、やはり彼らは退路を断っているということなんですよ。やはり、この菊池で最後まで商業者として骨を埋めたいというのが、彼らの考えであると私は思っております。やはり、この中活法の素案の中にある人力車とか、いろいろなものがありますよね。それも彼らがやりました。先日、初市で市民参加の、特に小・中学生が中心になりましたが、市民パフォーマンス。やはり賑わっていた頃の初市をもう一度自分たちの手でということで、自分たちで一生懸命時間をつくって知恵や汗を流されています。そういう若者もたくさんいます。やはり空き店舗が目立つ状況下にも、彼らのような有志もたくさんいます。農業も含めてやはりそうだと思います。

その点もご理解をいただきながら、最後に総括で構いませんので、策定委員会の責任者でもあり現場の指揮者でもある村上副市長のお考え、思いをお聞かせいただければと思います。もし補足があれば福村市長もどうぞ。また、この問題はですね、今後もしできれば経済常任委員会で、委員長はじめ委員の皆様による深い議論をよろしくお願いいたします。重ねて素案策定のコンサル委託料が、これ平成19年のだけ計上してありましたが、平成20年度は計上がしてありません。そのことも委員会内において十分ご協議の上、必要であれば補正・対応等を含めてお願いをしたいと思います。所管は経済委員会ですからそれ以上は入りませんが、今まで述べたような事を基に、市民総出で議論をしていくというところに対応をしていただければと思います。

質問を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 副市長、村上健二君。

[登壇]

副市長（村上健二君） 策定の状況、その手続き等について、そして後、その思いとこのことについてのお尋ねであったというふうに思います。

現段階におきます基本計画素案につきましては、官民の連携による複合設備整備事業・健康増進施設整備事業など、まだ未確定の事業がございまして、私も反省をしておりますが、熟度が十分とは言えないというふうに思っております。早期申請・早期認定を目指すあまりに、このままの状態の内閣府中心市街地活性化本部と

の事前協議を行うと、かえって認定までの期間が要してしまうと。逆にですね。してしまうのではないかと、危惧をしておりますところでございます。しかしながら、早期認定を目指すという基本的な方針は変わりはない。できたらそういう方針で進めたい、いうふうには思っております。ただ、今後とも地域住民の皆様、また各種関係団体の中の意見を十分踏まえ、そして協力もいただくと。そして先ほど議員おっしゃいましたが、議論を尽くすということで、活性化の基本計画の素案づくりに努めてまいりたい、いうふうに思っております。そして、その素案を基に、さらに実現性のある計画内容へ熟度を高めると。そういう作業を進めてまいりまして、先に申しましたけれども、できるだけ早く内閣府中心市街地活性化本部への本申請を行いたいというふうに考えているところでございます。認定、先ほど最後に樋口議員がおっしゃいましたが、認定は厳しいというふうなこともありまじけれども、要は内容というんですか、やる気の問題、そういうことだと思います。狭い地区、そういう大きな地区ではございませんけれども、エネルギーをずっとためまして、そして頑張っていきたいというふうに、いいキャンパスに絵を描きたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 私に対しても、ちょっとどう考えているかといったことかと思いましたが、ただいま副市長の方から答弁されましたとおりであります。この中活につきましては降ってわいたと言いますか、そういった感じを受け止めていまして、あわてふためいて、何とかこの期限内に納めなければならないという状況下にあったと思います。しかし、やはりこの内部を精査するにあたりまして、熟度を相当高めなければできないと。それも単なる行政が一方的にやるのではなくて、民間主導型でやらなければならない。その核的なものについて、特にこの冷え切った経済状況の中で、地元でなければならないといった、そういった意味が非常に強いと思います。そこで協議を重ねているうちに、時間が経過してしまっているということでございます。私も2月の、確か28日だったと思いますが、内閣府の活性化本部の方にお伺いをいたしまして、いろいろと話を聞かせていただきました。聞けば聞くほどに、もっともっとやはり熟度を高めていかなければ容易に認定はできないということで、樋口議員がご指摘のとおり、書類を確実に整備をしていながら事前調整をしていかなければ、容易に受け付けてもらえるものではないというふうな認識です。ただ、やはり情報等々によって、県内では2カ所ぐらいかなと当初聞いていたと思います。それについても否定的な話でありまして、別に何カ所とい

う箇所指定をしているわけではありません。地域が真に活性化というものを、企画的に充実したものをを出していただければ、それに基づいてやるわけでありますからということで。そして、いつまでやらなければセーフにならないよといったことでもないということでありまして、十分にそういった協議を重ねて熟度を高めた上で、認定申請を出すということになるかと、このように思っております。

(樋口正博君) よろしくをお願いします。

議長(北田 彰君) 次、木下雄二君。

[登壇]

(木下雄二君) それでは通告の順に従いまして、質問をさせていただきたいと思えます。

まず、中山間地の活性化、限界集落の市の現状と、今後の対策について質問を予定しておりましたが、昨日の水上議員の質問での答弁で、限界集落の現状についてはわかりましたが、私も地元が中山間地でございますので、今後の対策の部分について改めて質問をさせていただきたいと思えます。

市長の平成20年度の施政方針が議会開会日に発表されましたが、中山間地のことに触れておられず、具体的な対策も示されておられませんでした。菊池市においては、大部分を中山間地で占めており、早急に対応を考えなければならないと思われます。水上議員の答弁では、執行部より区の合併等、具体的に幾つかの施策が述べられましたが、質問があったから答えるのではとても心配であります。最初から施政方針の中に、対応が急務である重要な施策として、「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」を目指す菊池市としては、中山間地の活性化策が具体的に示される必要があったのではないのでしょうか。そこでお尋ねいたしますが、水上議員の答弁で、地域の活性化を図るための地域づくり推進補助金などの活用による地域に適した活性化事業の推進と答えられておられますが、そのことについてさらに具体的にお示しをさせていただきたいと思えます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長(石原公久君) 地域づくり推進補助金につきましてお答えをさせていただきます。

この補助金につきましては、地域住民が自ら考え、自ら実践する地域づくりを目指しまして、その経費の一部を市が補助する制度でございます。平成17年度より施行しているものでございます。その内容は、1つ目に地域づくり施設整備事業として、地域の自然や生活環境保全、改修する事業や、地域の優れた風景の保存など

の整備に関する事業、また地域住民の防災・安全を確保する事業などがございます。具体的には地域の憩いの場としての公園整備や、ゲートボール場などの整備、交流を深めるためのマップ掲示板や看板の設置などが考えられて、実際に施工されております。

2つ目に地域づくり活動事業として、地域の自然や生活環境保全整備する活動や地域住民の防災・安全に関する活動、地域住民の融和・健康・福祉を増進する活動などがございます。具体的には花いっぱい活動や、祭り・イベントの開催、都市と農村の交流事業、国際交流、地域間交流事業等が考えられます。

3つ目に人育成事業として、国・県等が実施する事業への参加や体験学習、及び地域活動実践のための事業、先進地の活動研修のための事業などがございます。具体的には、子どもや若者を対象とした講演会や地域リーダーを育成するための先進地研修などが考えられます。また補助の対象となる団体は、行政区や、それに準じる区域、NPO法人、地域づくり団体等がでございます。この地域づくり補助金を有効に活用することで限界集落、あるいは準限界集落とされている地域が、それぞれの地域の实情に合わせた、活気ある活動に取り組んでいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） 答弁ありがとうございました。

部長の答弁によりますと、盛りだくさんに事業があるようではございますけれども、なかなか私たちのほうでもですね、実績が上がっているのかなというふうに、ちょっと思いますけれども。なかなか啓蒙活動もできてないんじゃないかなというふうに、ちょっと今、理解したところでございます。本当に中山間地は農林産物の供給だけではなく、水源涵養や防災と言った面でも重要な役割を担う地域であります。菊池市としては、特に対応が急務であると考えられます。京都府の綾部市では、過疎と高齢化が著しい中山間地の活性化を目的とした条例を、全国に先駆けて2006年12月に施行され、過疎集落が同市に流れる由良川の水源域にあることから、水源の里条例とつけられています。水源の里で地域の発展のために頑張ってきた人たちに感謝したいとの思いで、条例制定に至ったとのことであります。内容の主なものは、空き家を有効に活用し、新規定住対策を促進、農林業体験事業などで都市部との交流を推進、特産品の開発と育成を推進、水洗化や情報通信網の整備など生活環境の向上を図る。市の責務として必要な助言・指導・援助を行う、自発的な活動を支える組織として水源の里連絡協議会を設置する。事業運営のため綾部市水源の里基金

を設置するなどであります。このように過疎と高齢化を見て見ぬふりをせずに、行政は今ある準限界集落が限界集落にならないよう、後追いではなく、予防する行政でなければなりません。水源地区は水源きり村でグリーンツーリズムが行われておりますが、私の地元の水迫地区においては、九州産廃問題で昭和56年から長い間苦勞をされておりますが、後で質問をさせていただきますが、市道等の整備もまだまだ手つかずであり、環境整備も整っていないのが現状であります。現在、水迫地区より水源北小学校跡地のグラウンド整備をはじめとする、その他インフラ整備等の要望が出ていますが、特にこの地域はこれからも産廃問題で苦勞をお掛けする地域であり、特別に対応を考えていかねばならないと思われまゝ。産廃問題は最終処分場問題については、地元の理解・協力のおかげで平成27年から補償が始まりますが、溶融キルン式焼却施設と共に完全に地域住民の不安が解消されたわけではありません。昨日、森隆博議員より環境保全協力金をごみステーションにとの質問がありましたが、部長の答弁にもありましたように、協力金の使途が決まっております。廃棄物処理施設の環境整備及びその他環境保全等に必要な経費に充てるものとする要綱で決まっております。この協力金については、地元住民の理解なくしては絶対に徴収できなかったものであることを、執行部も再認識していただき、補償金だけでなく、使途目的が決まっておりますので、地域活性化策の要望に対応していただきますようお願いしておきます。

それでは、次に観光振興、市の観光の状況と対策について質問をさせていただきます。菊池市は菊池神社等の歴史遺産、菊池渓谷の清流と自然、龍門ダム・鞠智城、そして素晴らしい泉質を誇る菊池温泉と、たくさんの観光資源に恵まれた地域であります。しかしながら、最近では旅館・温泉街の方々と話をしますと、特に宿泊客が減って大変厳しいとのことであり、私自身も浴衣がけの観光客が減っていることを肌で感じております。観光協会・旅館組合・各市民グループの方々が、先ほども樋口議員が触れられましたけれども、商店街青年部等が様々なイベント等を開催され一生懸命頑張っておられますので、徐々にその結果が現れると思っておりますが、現在の状況には、私もホテル業に携わっておりましたので、心配しているところであります。行政としても実態を把握され、対応策を考えておられると思っておりますが、今回は特に宿泊客の状況と入湯税の収納状況、また宿泊客に対する対応策についてお尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、 稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） それでは、お答えをいたします。

議員お尋ねの菊池市の観光客の入り込み客数について、お答えをいたしたいと思

います。平成元年時は、宿泊客が44万0,700人。日帰りが197万6,400人の入り込み客がございました。その後、平成14年は宿泊23万6,692人、日帰りで217万2,179人。また、平成15年は宿泊23万7,132人、日帰りが216万4,328人。平成16年が宿泊23万0,108人、日帰りが229万6,500人。平成17年が宿泊21万2,649人、日帰りが226万6,574人。平成18年が宿泊20万0,819人、日帰りで241万1,945人となっております。19年は現在調査中でございますけれども、以上のように宿泊客は毎年減少している状況でございますけれども、日帰り客につきましては増加し、全体として総観光入り込み客は現に増加している現状でございます。菊池温泉は温泉湧出50周年という節目を迎えておりますけれども、また新たな菊池観光のイメージとして、「おしどり夫婦の里きくち」をキーワードに、新たな宿泊客の確保を目指しておるところでございます。その取り組みとして、女性客や夫婦での来客を図るために菊池よか湯キャンペーンや、地産地消の夕食、あじさい湯プラン、また菊池井の開発など各旅館が実施されておられます。今後もおもてなしの心を基に、関係機関や各観光施設と連携をとりながら、受け入れ態勢の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 入湯税関係でございますけれども、本市の温泉街のホテル・旅館からの入湯税の推移を見ますと、平成元年度がホテル・旅館数21軒、税額が約2,621万円。それから、税収が最も多くありました平成7年度が21軒で税額3,411万円。それ以降は年々減少しておりまして、平成14年度が16軒で約1,821万円。平成15年度が16軒で1,792万円。平成16年度が16軒で1,757万円。平成17年度が15軒で1,625万。平成18年度が14軒で1,493万円。本年度でございますが、平成20年の2月末現在で、平成元年度軒数21軒から7軒のホテル・旅館が減っておりまして、14軒ということで、入湯税額は1,399万円という状況でございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。

旅館も減ったということで、やはり心配していたとおり、宿泊客もそれに比例して入湯税もピーク時の半分以下ということでもあります。なぜ、このように宿泊が激

減ってしまったのか、行政としてもよく精査し、政策の方向転換も視野に入れながら長期的なプランを立てる必要があると思います。観光振興は様々な経済波及効果からも大変重要な施策であります。これだけの観光資源に恵まれていますので、対応を間違えなければ、またお客様は増えてくると思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。これは私のひとつの提案ですが、現在の市の宿泊施設の現状の大変厳しい中で、旅館・ホテルは観光施設としての建物がゆえに敷地面積が広く、固定資産税も大変な金額になると思われま。宿泊客が激減している状況の経営にとって、税金は大きな負担でありますので、ホテル等のパブリックスペース、いわゆるロビー等の公共のスペースの固定資産税の減免をすることによって、その経費を営業等の販売促進に回して、宿泊客の確保に結びつける。その結果、宿泊客・入湯税の増加につながればと考えるのですが、市の考えをお尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 失礼しました。

パブリックスペースに対する固定資産の減免についてでございますけども、先ほどお答えいたしましたように、ホテル・旅館業の厳しい状況を憂慮しての議員のご提案だというふうに思いますけども、固定資産税の減免につきましては、地方税法第367条で「市町村長は天災、その他特別な事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別な事情がある者に限り、該当市町村の条例で定めるところにより固定資産税を減免することができる」と定めております。この規定を受けまして、本市におきましては菊池市税賦課徴収条例第71条の規定によりまして、生活保護や、公民館、運動広場等の減免を行っております。これらは他の法令や国の通達によるものを、あるいは公益のために使用する固定資産税を対象といたしております。ちなみに公益のために使用する固定資産とは、地域住民の用に供する目的、ないし機能を有して地域住民に対し開かれたものであるということでございます。ご質問の宿泊施設のパブリックスペースとは、誰もが自由に入出りできるホテル・旅館のロビー・ホール・ラウンジのことと考えておりますが、それらの場所は一般的には宿泊研修、食事等の利用者の待ち合わせやくつろぎの場に利用されているものでございますので、減免の要件であります地域住民の用に供し、地域住民に開かれているとは言い難く、公益のために使用する固定資産と認められず、減免には該当しないものでございます。なお、国際観光ホテル整備法の規定により、国際観光ホテルの登録を受けたホテル、及び旅館の客室・ロビー・宴会場・会議室等、宿泊客並びに一般客の利用に供する部分につきましては、新築・増築から5年間に限り税率、現在

通常は100分の1.4でございますが、その2分の1の100分の0.7の税率で不均一課税を実施いたしているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。

地方税法では、なかなか対応できないということではありますけども、私としては観光業、また特に宿泊施設については今厳しい状況でありますもんですから、そういう思いの中で、ひとつの提案として言わせていただいたところでございます。本当に宿泊施設のお客さんの増加によって、入湯税は目的税でありますので、用途目的が決まっております。観光振興のほかに消火栓等の消防施設の整備などにも使えますので、これは市全体に影響があることでございますので、しっかり執行部としても宿泊客増加のために頑張っていたきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

それでは続きまして、次に認定農業者、市営牧場跡地に計画されている養鶏業者の認定の現在の状況と、今後の指導についてお尋ねをいたします。この件につきましては平成18年12月の定例議会において、水迫地区区長会をはじめ、水迫清流会より旧市営牧場跡地に建設計画の大規模養鶏場建設の即時中止の請願があり、経済常任委員会に付託され、審査の結果、採択をされました。その後も大規模養鶏場建設に反対する水迫地区住民の会の皆さんは、建設促進即時中止を求める署名を続けられ、また平成19年2月4日には、地元、水迫里山の家で福村市長、菊池市区長会中島会長、市議会議員の方々の参加のもと総決起集会が開かれ、養鶏場建設即時中止を求めていくことが決議されました。このように地元住民が地域をあげた反対運動、さらに平成19年11月17日には、地元代表が養鶏業者の親会社の日本ホワイトファームへ建設中止を求める5,693名の署名を提出され、責任者の部長より養鶏場建設は中止し撤退する。菊池への進出計画は、今後行わないとの回答をいただき、旧市営牧場跡地に計画していた養鶏業者コスモチキンは、日本ホワイトファームとの資金等も含め、協力関係を断ち切られたのであります。私が19年3月の定例会で質問させていただいた時点では、親会社との関係がまだはっきりしていませんでしたが、現在は養鶏業者コスモチキンが、旧市営牧場跡地50haの敷地に14棟の鶏舎を建設し、最終的には常時50万羽を飼う計画が実現できなくなったのでありますので、主としてこの養鶏業者の現在の認定の状況と、今後どのように指導されるのかお尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） お尋ねの認定農業者の件についてお答えを申し上げます。

農業経営改善計画法に認定をした認定農業者につきましては、5年間の認定期間がありまして、5年ごとに更新の手続きを行うことになっております。現在、計画期間途中での状況確認等は行っておりませんが、ご質問の養鶏業者につきましては、平成19年の3月に現状の意向等について面談を行っております。また、その後は訴訟に入りましたので、現在、接触は行っておりません。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。

答弁によりますと、現在は養鶏業者コスモチキンが市に対して、土地購入費や営業損害を含む総額約1億6,000万円の損害賠償を求めて提訴しているのですが、今は、接触はしていないということでありましたけれども、先ほどの親会社の件から、事業計画は実現不可能でありますので、5年間という期間があるとは思いますが、認定取り消しの対応をする必要があるのではないのでしょうか。市の考えをお聞きしたいと思っております。

それとまた、市は養鶏業者の損害賠償請求に対して、確認ミスを確認した上で裁判中ではありますが、これまでの経緯、今後の対応をお示しいただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 先ほども申し上げましたとおり、認定農業者につきましては5年間の認定期間がございますけれども、新しい経営改善計画、あるいは規模拡大等が次の段階で出てきたならば、また審査がなされますけれども、現在出ている経営改善計画は、現在出ているものが計画期間でなかなかできない場合には、必然的に5年後は新しい計画を出さなければ執行するというような形になります。

また裁判の状況でございますけれども、平成19年6月4日に訴状が届いてから現在までの状況につきましては、平成19年7月24日第1回口頭弁論が開かれて以来、9月18日、11月2日、12月21日、平成20年2月19日の計4回、弁論準備手続きが熊本地裁山鹿支部で行われました。次回は4月5日に弁論準備手続きが予定されているところであります。

以上、お答えいたします。

失礼いたしました。4月の5日と申し上げたかと思っておりますが、4月15日でございますので、訂正をさせていただきます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。

部長の認定農業者の答弁については、何を言っておられるのか全然わかりませんでしたけれども、私はあくまでもこういう結果になっているから、途中であっても取り消しの必要があるんじゃないかということをお尋ねしたんですけども。ちょっと答弁になっていなかったような気がしますけれども。

それと裁判の問題ですけれども、今の状況では特段いろいろわからないと思いますけれども、いずれにしても、ミスを認めた上での裁判ということでございますので、大変先行きを心配するところでございます。いずれにしましても、市民の血税を、今、裁判費用の着手金といいますか、それにももう使っているわけではございますので、しっかり対応と、それと情報の公開を地元の方にもしていただきたいと思います。この問題については、地元住民との、また執行部とのいろいろな問題が解決をしていないような状況もございまして、今後とも引き続き、きちんとした対応をしていっていただきたいと思います。

それと認定農業者の取り消しについては、多分できると思います。もう1回最初に認定をされたときのいろいろな団体の長といいますか、学識経験者とか、そういう方たちとの会議を開いていただいでですよ、こういう状況であればもう実現不可能な計画ですので、5年を考えずに、今の時点でも取り消しをしていただきたいと思います。これは強く要望しておきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

それでは次に、市道整備柏・木護線の迂回路としての整備状況についてお尋ねをいたします。この件につきましては、平成19年6月の定例議会の一般質問において、平成18年の集中豪雨によって立門・木護線が落石によって通行止めとなり、迂回路がないために孤立してしまい、木護区の住民3名の方が家に帰れず、市の公共施設里山の家で避難され不安な一夜を過ごされましたので、その解消策として柏・木護線の迂回路用としての整備を早急に対応していただくようお願いしたところであります。そのときの建設部長の答弁によりますと、迂回路として国道387号線から市道柏・木護線を約4,900m行ったところまでと、県道原・立門線から立門・木護線を約3,600m経由し、営林署管理道路を約840m行ったところまでについては通行可能ですが、両方向からの接続箇所の約30mの橋梁部分が未整備でつながっていない状況であり、この橋梁箇所を整備することによって、国道387号線からの約6,700mで、木護の集落まで迂回路の確保ができることとなりました。しかしながら、この未整備箇所については用地等の調査中であ

り、用地の問題が解決すれば平成20年度から整備を行う計画であると答弁をいただいております。その答弁に対して私から、用地交渉は約20年前に1件の交渉が難航して手つかずのままであるが、長い月日が経ち地権者の状況も変わり、現在は地権者の方は横浜に住んでおられ、また地元生味の駐在所の犬童様が個人的に、その交渉の相手方を知っておられ、住民の安全のために協力をしていただけるとの情報もお伝えし、早急に熱意を持っての対応をお願いしたところであります。市長も答弁で「私の方から連絡を取り、直接お会いして交渉をやっていきます」と力強い答弁をいただきました。

そこで改めて今回お尋ねをいたしますが、最近市長が用地交渉に行かれたとの情報がありました。私はもちろん、地元の代表にも市からは何も連絡がありませんので、確認を含め、用地交渉の状況、また現在の進捗状況をお答えいただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） おはようございます。

立門・木護線の迂回路線として計画をいたしております柏・木護線道路改良事業の進捗状況でございますけれども、昭和53年に市が買収をいたしました土地の境界確認作業が遅滞しておりましたが、隣接者への説明を終えましたので、隣接者の条件が整い次第、立ち会いし、確認をしていただくことになっております。境界立ち会いができました段階で、併用予定の国有林内の道路整備のため森林管理者と協議を行い、承認を得ました後に事業を着手をする計画で進めているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。

交渉には行っているのですかね。交渉に行かれたということで理解をして、少しは安心をいたしましたから。地元住民の方々は1日も早い整備を待っておられますので、途中連絡でも結構ですので、今後は連絡を密にしていきたいと思っております。いずれにしても高齢者が多い地域ですので、災害時の孤立による急病人等の搬送ができなければ命に関わる問題であります。また先日、熊日で紹介された、木護区でカントリーママの名称で自家製納豆を作られている内田克彦さん夫婦にとっては、関東や関西などに配送するための経済道路ともなっております。このように地域にとっては、まさに生命線の道路として再認識していただき、市長

に直接用地交渉の状況の報告をお願いしたいと思います。よろしく願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 柏・木護線の迂回路の整備でございますけども、ただいま部長の答弁をいたしましたけども、部長の答弁どおりでございますして、柏・木護線が1日も早く整備できるように努力をしてみたいと思います。本件につきましては約3年ほどにもなるかと思いますが、皆様方の、大変地元の木下議員をはじめとするご熱意を感じまして、何とかしなければならないという思いを、ひとときも忘れたことはないわけでありまして、3年ほど前に、直ちに関係の方とお会いをいたしまして、横浜の在住の方でございますが、ご家族ともどもにお会いをいたしました。ただし、その折におきましては、所有が会社ということもございましたし、またご兄弟かれこれの個人の権利等々も絡んでいるということもございまして、直ちに交渉する相手が見えなかったという状況にあります。それが今回、そのような確認がなされるということで、会社、そして個人の権利というものが確定するというような話を聞きまして、先ほど内閣府に行ってみりましたと言った、その案件も含めまして、2月の28日に地権者の方と、それからそちらの方の弁護士の先生同席のもとで、日本弁護士会館の方でお会いをいたしました。もちろん、お見知りの方でもございましたし、30年という大変月日はたっておりますけども、何とかひとつご理解をお願いしたいということで、弁護士ともどもにご協議をされまして、基本的にはご理解をいただきました。近々に境界につきまして、立ち会っていただくということになっておりますが、その前提といたしまして、会社がはっきりと法人格を持たなければならないということで、今、その手続きが法的になされているということですので、多分、今月内には確定して、現地確認というものの同行にご参加をいただけるんじゃないかなと、このように思っております。このことを受けまして、正式に菊池市が、土地の境界というものがはっきりとわかった段階で行きまして、まだ現地につきましては、これは30年前に、昭和の53年に、用地については買収がなされているということのようでございます。ただ、買収された用地に対しまして、樹木が植わっているということがありますものですから、その樹木については、それではどうするのかといったことも、内々に相談をしていかなければならない部分も残っております。非常に古い話なものですから、まだまだ話をしていかなければならない部分がありますけれども、非常にこういった意味におきましてはご理解をいただいておりますので、何とかいい方向にいくものであろうと。また、そうしなければならないと思っております。大変時間がかかったことはお詫

びをいたしたいと思いますけども、そういったことでご報告を申し上げたいと思います。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。

相手がいらっしゃることでありますので大変だと思っておりますけれども、地元の願いでございますので、最後までよろしくお願い申し上げます。

それでは次に鞠智城の菊池市部分の堀切門の整備と、市道稗方・堀切線の改良についてお尋ねいたします。鞠智城につきましては、平成16年2月に国内4例目の国指定史跡となりましたが、堀切門については鞠智城の正門でありながら、これまで整備・復元が全くできておりませんので、旧菊池市のときから過去4回質問・要望を続けてまいりました。菊池市は現在皆様もご存じのように、企画振興課の担当のもとに平成19年3月22日に、市国営鞠智城歴史公園設置促進期成会が設置され、その後も国定公園化に向けた日韓シンポジウムを開催したり、また育樹祭の折には皇太子殿下にも訪問していただき、さらに冬柴国土交通大臣にも来ていただいております。本年2月には、県関係国会議員による鞠智城国営公園化推進議員連盟が設立され、東京で県・菊池市・山鹿市の期成会と議員連盟の共催で、国営公園化推進東京フォーラムが盛会裡に行われたとのことであります。今後も国定公園化に向けた取り組みが、県・山鹿市と共に行われていくと思っておりますが、市としては鞠智城の正門の整備・復元について具体的に要望し、また市道稗方・堀切線の改良については、堀切門へのアクセス道路として、国営公園化の前でも整備の必要性があると思われませんが、市の考えをお尋ねいたします。また、国定公園化は最終的には閣議決定ということではあります。現在の状況と今後のスケジュールがわかれば、お示しをいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） お答えいたします。

期成会の活動等につきましては、今いろいろご説明があったところでございます。今後とも国や県へ、関係機関へ強く要望を行ってまいります。ご質問の堀切門は鞠智城正門として菊池側にありますので、その復元・整備につきましては、以前より熊本県へ要望してきたところでございます。このたびの国営公園化推進を契機に堀切門の価値もクローズアップされてきておりますので、当然、国定公園化になれば復元も含め整備も進むことになるものと考えておりますし、今後も国に対し強く要望をしていきたいと思っております。また、菊池をより多くの方に知ってもらうため

に、菊池市の期成会を中心に周知活動に取り組んでおりまして、平成20年度はそのひとつとして、国道沿線に鞠智城の国営公園化を推進するための周知看板を設置したいと考えております。

以上、お答えいたします。

失礼いたしました。目指す時期もあったかと思いますが、忘れておりました。

国営公園化の実現のめどにつきましては、県及び山鹿市と連携をしながら早期実現を国に要望してまいります。本市といたしましては、国営公園化に向けた国の調査費が、平成21年度に計上されるよう推進活動に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

建設部長（岡崎俊裕君） お尋ねの市道稗方・堀切線は1級の市道であり、生活道路としての一次改良済みの路線となっております。鞠智城整備に伴う道路の改善につきましては、鞠智城の整備計画との整合を図り、費用対効果等考慮すると共に、上位計画との調整を図り計画するものと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

（木下雄二君） ありがとうございます。

国定化の予算のあれは、21年度に国に対しての調査費ということでございますけれども、看板の方は、山鹿の方はもう実際立っております。いつも菊池の方が遅いような感じがしますが、正門が堀切門でございますのでそういうことも認識をしていただいて、そっちの方はどんどん推進をしていただきたいと思っております。それと道路の市道の件でございますけれども、現状を見ていただきますと、到底1級道路とは認識できないような道路でございます。今後は逆に正門を見に行くという形の中で、あの道を通って堀切門を見に行く方も増えてくると思っておりますので、前倒しでもよろしゅうございますので、観光道路としての認識の中に、整備の計画を改めて立てていただきますよう要望して質問を終わりたいと思っております。

本当にありがとうございました。

議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩をします。午後の会議は午後1時10分から開きます。

○
休憩 午前零時04分

開議 午後1時10分
○

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず第1回目の質問は、畜産業は現在、大変危機的な状況に直面しておりますので、その危機に対し市当局がどのような見解を持っておられるのか、まずは私の見解を申し上げながらお答えをいただきたいと思えます。

それでは、次の2点について質問をします。第1点目は、畜産業の重要性についてであります。第2点目は、畜産を取り巻く環境の厳しさについてお聞きします。

まず第1点目の質問であります。管内の畜産業の重要性でございますけれども、管内の畜産業のまず粗生産額ですが、214億円を上げております。この金額は、管内の農業の粗生産額が305億円でございますので、管内の農業粗生産額の実に70.1%を占めております。また、この菊池が挙げております305億円というような金額は、熊本県の農業の粗生産額が3,102億円でございますので、その約10%を占め、県下48市町村の第1位を占めております。熊本県は、ご承知のように全国における農業の先進県でございます。その中の1割を占めておるということは、いかに菊池の農業が大事かということでございます。また、その菊池の農業を支えているのは畜産業でございます。

2点目ですけれども、農業の将来を展望する場合、最も重要なことは農業の担い手であります農業後継者や生産組織をいかに確保することができるかにあるということでございますけれども、現在、菊池管内には、農業の中核を成す認定農業者の方が654名おられます。この数字は県下全体の認定農業者が1万1,186名ということを考えますとあまり誇れる数字ではないかと思えますけれども、それでも県下の6%を占めており、大変重要な存在であります。しかも、この管内の654名の認定農業者の中で畜産関係者の方が占めておられる割合は60%、412名でございます。畜産業は、農業の後継者を確保する面からしても大変重要な産業であります。

3番目に、農地の有効利用、環境保全の管理の面からでございますが、現在、菊池管内の水田面積は3,608haあります。このうち、転作面積は1,519haであります。実に、全水田面積の42.1%が転作田としての利用が義務付けられております。しかもこの転作田1,519haのうちに、実に33.7%、512haが畜産の飼料用として利用されております。このように畜産業は、農地の有効利用はもとより、環境保全の面からいたしましても大変重要な役目を担っております。もう1つあえて申し上げますならば、菊池管内には141の企業がありまして、従

業員数は7,894名であります。この7,894名には及びませんけれども、それでも農業で飯を食っている農業就業人口は5,700名おります。ちなみに菊池郡市で、農業で飯を食っている農業就業人口は1万1,000人ですが、このうち菊池市が約7割を占めております。菊池市に最近、市当局の努力によりまして多くの企業が進出してはおりますけれども、それでも、まだまだ菊池市にとりましては、農業は大事な基幹産業であり、その柱は何と言いましても畜産業であります。

私は、以上のような根拠により、畜産業は菊池市になくってはならない重要な基幹産業と捉えております。そこで質問ですが、市当局が畜産業のこの重要性についてどのような見方をされているのか、伺います。

第2の質問ですが、畜産業を取り巻く環境の厳しさについて質問をいたします。現在の畜産業の危機は、有史以来、狂牛病のときよりも危機的な状況に直面しているものと私は考えております。その原因・要因でございますけれども、まず第1点は牛のエサ、飼料の大幅な値上がりでございます。今まで家畜の飼料用として利用されておりましたトウモロコシが、化石燃料の代替としてエタノールの生産に向けられましたので、そのしわ寄せが小麦・大豆等の異常な高騰につながったのが主な原因と思います。具体的に申し上げますと、小麦の価格が3.7%、トウモロコシは2.9%、大豆は2.7%値上がりをしているとのことでございます。その結果といたしまして、飼料の価格は平成18年7月から平成20年、統計によりますと7月までですが、1t当たりの価格は1万1,530円の値上がりがある。今は3月ですので、7月ですね、その期間の中で1万1,530円の値上がりが見込まれております。円高ということで、このように飼料は若干下がるとは思いますが、下がらなくても1万1,000円以上の値上がりは確実と思います。

2番目に乳価の値下がりでございますけれども、1kg当たりの乳価で見ますと、平成14年度の年間の単価は95円49銭でありましたが、それが4年後の18年度では88円72銭、引き下げられております。この原因は多分、牛乳消費量の落ち込みが主因と思いますが、それでも、この4年間で6円77銭引き下げられております。酪農家にとってどれくらいの損失が発生しているかを見てみますと、1頭の乳牛が生産する乳量は平均8,000kgとのことですので、実に1頭当たり5万4,000円の損失であります。一酪農家の平均的な飼育頭数を50頭と仮定してみますと、実に4年間で270万円の損失を被っております。

3番目に、肥育した肉用牛の価格の下落であります。例えばどれくらいの、1頭当たりの販売価格の定価がこの2年間で発生しているかといいますと、2年間で、赤牛で9万4,500円、F1で7万9,500円、黒牛で1万3,500円値下がりしております。菊池地域農協のF1、ホルスタインに黒牛を掛けた子牛ですが、

F1の年間の販売頭数は5,500頭ぐらいですので、2年間にいたしますと3億8,000万円が農協にとりましても肥育農家としても損失が発生しております。2年間の平均は1億9,000万円でございます。誠に、JAにとりましても肥育農家にとりましても大変な問題であります。

4番目に、畜産環境で実施を余儀なくされました堆肥舎の建設に要した事業費の元利償還金額による経営の圧迫についてであります。例えば、あるAという農家を例に取りますと、この農家は畜産環境整備法の制定により堆肥舎の建設をいたしました。事業費は3,150万円です。このうち2分の1が補助でありますので、実質の負担金は1,500万円です。しかしながら、2分の1の補助金があったにもかかわらず、この酪農家が1年間に償還している金額は元金で178万8,000円、利息が28万8,000円、合計、207万5,000円を毎年支払っております。この堆肥舎等の建設は、畜産を営むものの整備すべき基本的条件下とありますけれども、乳価の値下がりや販売牛の値下がりやエサ等の高騰等により、畜産農家は大変な打撃を受けております。

そこで質問ですが、市当局はこのような厳しい環境に追い込まれている畜産業の実態について、どのような見解を持っておられるのか質問いたします。

これで第1回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 今回の質問につきましては、十分すぎるほどの資料を挙げていただいて述べられましたので、私が答弁するところはないような気がいたしますけれども、このような状況で市はどのような危機感を持っているかということでお尋ねでございますので、述べさせていただきますと思います。

菊池市の畜産・酪農につきましては、ただ今おっしゃられましたとおり、平成17年度農業産出額305億円のうち70.1%を占め、214億円を超えております。農業産出額305億円は熊本県一でありますし、肉用牛においては九州市町村別ランキングで1位、全国でも1位、豚は九州8位、酪農は九州1位で全国10位と、西日本一のまさに畜産の市であり、地域の活性化や地域経済への波及効果も大変大きいものがあると思います。また、自給飼料生産を通じた国土の有効活用や、食の安全・安心の面からも畜産業は非常に重要であると認識いたしております。

厳しい環境についてでございますけれども、さっきの坂本議員、山瀬議員さん、隈部議員さんにお答えいたしましたように、酪農については、牛乳の消費低迷による乳価の下落に濃厚飼料価格の高騰と初生牛の価格の下落が追い打ちを掛け、非常に厳しい状況でございます。畜産については、濃厚飼料価格の高騰と併せて、先行

きの不透明感から元牛の買い控えによる価格の下落等が懸念されております。畜産経営における費用の30%から70%が飼料費でございますので、濃厚飼料価格が高止まりしている現状は、畜産や酪農にとって最大の危機であると認識いたしているところでございます。議員のご意見は、まさに畜産農家の悲鳴を代弁されているものと、深く重く受け止めておるところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） 再質問をいたします。

第1回目の質問で畜産の重要性について、それから畜産のいかに危機直面しているかの質問に対して市当局の見解を伺いましたけれども、畜産の重要性、それから畜産の危機に対して共通の認識を持たたことは大変喜んでおります。しかしながら、市当局といたしましても大いなる反論があるかとは思いますが、残念なことは、平成20年度の当初予算にこの畜産の危機に直面している対策等が反映されず、ただ従来の対策の延長線での政策しか見えないことでございます。じゃあ、なぜ平成20年度の予算書に、畜産の危機が、救済対策が織り込まれなかったのか。私はその原因をあえて申し上げたいと思いますけれども、頭の中では畜産の重要性を、危機感を理解し、何とかしなければならない、そういう思いがありながら、今回のこの畜産の危機は国レベルの問題であり、一地方自治体では何の対策もできないというような思い込みや先入観が先に立ち、真剣な議論や討論がなされなかったのではないかと推測をいたしております。

その根拠を次の2点で申し上げてみたいと思いますが、第1点目は、市長は本会議の初日に平成20年度の施政方針をなさいました。この中で農業の振興についても報告されました。私は、私の受け取り方ですけれども、どうしても、このような厳しい環境下にある中での農業の振興策につきましても、市長の報告からは緊張感は見えませんでした。また、畜産の危機に対しましても、あまり配慮がされた報告とはとても受け取ることができませんでした。

2点目といたしまして、平成20年度の当初予算で組まれております畜産振興対策事業の中身でございますけれども、家畜導入事業の750万円と家畜放牧モデル事業の200万円、合計の950万円であります。どう考えましても、エサ代の高騰による畜産農協の悲鳴、乳価や肉用牛の販売が何億円というように畜産農家の経営を圧迫している面、それから生産コストにつなげられない、環境維持のための畜産堆肥舎等の建設によるコストの低下など、このような危機対策を踏まえた予算の作成とは、私や思いでからであります。言い方は悪いかと思いますが、これく

らいの予算で、今まで経験したことのない畜産業の危機に対して真剣な議論を重ねた上での予算作成とは私には到底思えません。今回の危機に対して最も大事なことは、国は国としての責務、県は県としての責務、市は市としての責務を果たすことであると考えております。

そこで、市当局に対して3点お伺いをいたします。

まず1つは、経済部として現在の畜産の危機に対し、本当に真剣に議論を重ねた結果として平成20年度の当初予算を作成したという自信が堂々と言えますかどうか。

2つ目は、畜産の危機に対して、経済部は財政課に対してどんな要求をなされたのか。また、そのような要求に対して財政課はどのような答えを求めたのか。そのようなことがありましたら、ご報告をいただきたいと思います。

3つ目は、誠に身勝手な質問、失礼な質問かと思えますけれども、あえて市長に質問をさせていただきます。私は、今回の菊池の農業の柱であります畜産業の危機に対し、市長の財政方針ではあまり危機感をお持ちでないようにお受けいたしましたので、再度、菊池市の畜産群の重要性と危機に対する見解をお聞かせいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） それでは再質問に対してお答えをいたします。

国の三位一体の改革によりまして、国・県補助金等が削減されたにも関わらず、その財源措置として期待した税源移譲はマイナスになるなど、一般財源額も年々減少しており、市財政は大変厳しい状況にあります。限られた予算を重点的・効率的に編成することを念頭に平成20年度の予算編成に当たる中で、まず国・県の施策の中で対応できるものは十分に活用していくことを基本として、市単独で行うものについても財政課等とも十分協議を重ねてまいりました。その中で、家畜導入事業の増額や、新規事業として家畜放牧モデル事業を計画に反映し予算要求を行いました。国においては、配合飼料価格の高騰にも関わらず、畜産物への価格転嫁が不十分な現状を踏まえ、畜産・酪農農家の経営の安定を確保するための緊急対策予算の確保がなされておりますので、本市の畜産振興のため、農業団体や農家に対して積極的に活用するよう、指導、周知してまいりたいと考えております。

また、既存の事業や農業制度資金等の融資事業についても引き続き推進し、畜産振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 畜産業の重要性についてどのように認識しているか、認識が浅いのではないかといったご指摘でございました。

施政方針におきましても、原油高あるいは市場価格の高騰など、生産者を取り巻く環境は大変厳しいものがあるという、そういった認識を示させていただいたところでもあります。

部長の答弁にさらに付け加えますと、タンパク質の供給等において10%、あるいはカルシウム供給の30%を担っているということでございます。食生活に特に不可欠な動物性のタンパク質の重要な供給源があるということを認識いたしております。また、先ほどお答えしておりましたように、西日本地域一帯の中で、特に畜産地域である菊池市であると。その中でも肉用牛は日本一の生産高を誇っておりますし、生乳においても、日本では、かの自治体の中で10位にあるということですから、まさしく畜産地帯と言ってもいいんじゃないかなと思います。そのほかにも、自給飼料生産を通じた自然環境の保全、あるいはまた良好な景観の形成など、多面的な機能を有しております。さらにはまた、家畜が排泄いたします排泄物等の有機性資源の有効活用を図ることによりまして、循環型社会の構築ということにも大きな役割を持っていると思っております。こういったことなど、畜産や酪農が有しておりますあらゆる機能とか役割とかを考えますと、非常にこれは重要な産業であると思っております。

畜産業の危機についての見解ということではありますが、先ほど坂本議員にもお答えいたしましたように、酪農については、牛乳の消費低迷による乳価の下落に、さらに追い打ちを掛ける濃厚飼料の価格の高騰ということ、さらには初生牛価格の下落が追い打ちを掛けて大変厳しい状況が続いていることに考えております。また、畜産系におきます費用が30%から70%という、非常に幅が広いわけですが、肥料費ということがございますので、濃厚飼料の価格がこのまま高止まりし、肥料価格安定金からの補填金が続いていけば、減少している現状となってまいりまして、経営に当たる影響というのは非常に大きくなってくると、このように認識しております。

今まで、配合飼料価格の変動というものは主生産国であります特にアメリカの天候不順等によりまして、この飼料作物の生産量が減少すれば非常に割高になるし、また豊作になれば割安になってくるというようなもので、その時折の一過性のものであったと、このように思っております。しかし、今回の飼料価格の値上がりというのは、特にバイオエタノールというものによりまして、この需要の拡大によって伴うところの生産が不安定化しているということで、構造的な要因が主な要因にな

っているというふうに思っております、高止まりが続く可能性はさらに続くのではないかと、高いと思っております。畜産や酪農は、本当に壊滅的な打撃を受けるという危機感を強く持っているところであります。畜産や酪農経営が非常に厳しい状況であり、また危機的状況であるとの認識に基づきまして、今回の大型特別支援対策で申請されました大家畜特別支援資金などの利子補給を農業団体と協議しながら積極的に支援をしまして、畜産や酪農の振興を図ってまいりたいと、このようにお答えをこれまでしたところであります。

現行制度におきますところ貸付利息は、約2.9%程度ということでございますが、この利子負担につきましては、この軽減を図るということで畜産中央会や県、あるいは県信連、そしてJA、さらには菊池市それぞれの自治体ということにおきまして、この負担軽減を1.7%まで押さえ込むということで、それぞれが負担をしてみたいところであります。今回の新しい制度が大家畜特別支援資金ということになりまして、この貸し付けにつきましても、ただ今、部長答弁にありますように、多くの方々にご利用いただきたいということでございますが、利用しやすいように、経営の、また改善の一助になることを願って、さらに軽減を図っていかねばならないと、このように思っております。厳しい畜産環境状況というものの認識を改めていたしまして、できる限りの支援を、協議をしてみたいと、このように思っております。

畜産に限らず、野菜も柿も、あるいはまたメロンにいたしましても、あるいはまた米にいたしましても、林業にいたしましても非常に環境は厳しくなっておりますが、それぞれ精いっぱいできる限りの地方自治体、基礎的な自治体、菊池市といたしまして、できる限りのことを、支援を考えていきたいと、このように思います。
議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

（奈田臣也君） ただいま、部長それから市長から、畜産業に対する重要性、それから畜産業が直面している危機感に対して、誠意ある答弁をいただきましてありがとうございます。

しかしながら、しかしながらでございます、現状についてでございますが、20年度の当初予算から見る限り、真剣な議論・討議があったとはとても思えないわけでございます。今、必要なのは結果であります。例えば、今回の当初予算の作成に当たりまして、そこから皆さん方が、当局が言いたいことは、危機感もわかっておる、重要性もわかっておる、そればってん、財政難で金がないのでつけられなかったとか。また、市長の答弁もありましたように、厳しいのは畜産ばかりでない、ほかのやつもみんな厳しい。だから畜産業についてもしょうがない。そのよう

な考えが私には感じられます。本当に菊池市には金はないのか。ないない言えば、何でもかんでもそれで通るのか。菊池市には金がないない言いながら、毎年、二百数十億円の金が、予算が計上されております。産業の振興のために使われております。なおまた、菊池市には、毎年、翌年度への繰り越す金額が数億円ございます。また、財政調整基金もかなりの額が積み立てられております。例えば、16年度の実質繰越金は24億3,000万円であります。17年度は9億円でございます。18年度は4億8,000万円であります。19年度は5億円か6億円の実質繰越金が出るのではないかと、7月ぐらいを楽しみにしております。それからまた、緊急的に使う財政調整基金の積立金額ですが、16年度は43億円。これは合併した年度でございますが、合併1年目、17年には44億5,000万円の基金があります。18年度で47億6,000万円の基金がございます。多分、19年度はもっと多くの基金ができるものと信じております。考えによりましては、菊池市にはたくさんの潤沢な金があるわけでございます。畜産業を営んでいる農家も苦しんでおります。自己努力ではどうにもならないところにまで、菊池の農業の柱である畜産業が追い込まれております。また、菊池市の農業協同組合も、大変な苦しい中からにもかかりませず、平成19年度は1億円の財政資金を畜産農家に行っております。菊池市もやろうと思えばやれるだけの金、予算があるわけでございます。

市長はいつも言われます。予算は必要性・重要性・緊急性によって使わにゃいかん。だとするならば、今、菊池市がやるべきことは、畜産業の危機対策を最重点項目として取り上げ、優先順位を上位に位置付けてですね、処対策を早急に実施されることとあります。20年度への繰越金でも結構でございます。また、財政調整基金からでも結構でございます。あえて申し上げるならば、最低1億円ぐらいの取り崩しを行い、現在、JA菊池から出されております請願書、固定資産税等の減免措置はもちろんでございますが、第1点として、厳しい経営環境の中で余儀なくされた堆肥舎の建設に伴うコスト高対策であります。この環境3法による畜舎等の建設は、この10年間で143個、22億円の事業費を掛けて畜産農家が堆肥舎を建設しております。この償還金額が1個当たり平均で見ますと、毎年、元利金で82万円、利息7万2,000円を支払っております。この利息を補給していただくことを要求するわけでございますけれども、全額利子補給をいたしましても1,000万円で足りますので、何とぞご検討いただきたいと思っております。

それから2番目に、熊本県の赤牛は特定地方育成品種に指定をされております。したがって、赤牛の食肉としての特色等を生かしたところの消費拡大、販売対策等の事業を市単独で行っていただきたい。

3点目には、酪農振興のためとして、牛乳の飲料促進対策を早急を実施していた

だきたい。エサの値下がり、今後とも世界各地で見られます水害や大干ばつなど、地球規模で発生している異常気象を考えますと考えられません。そこで、今申し上げましたように、もう既に時遅しでございますが当初予算には間に合いませんが、何としても、繰越金であろうが積立金であろうが構いませんので一部を取り崩し、事業に必要な予算の確保をぜひしていただき、補正予算でそれなりの対応をしていただきたいと思いますが、市当局の見解をお聞きいたします。

次に、教育長にお尋ねしたいと思います。

教育長は、先日の中山議員の質問に対して、学校に使われている牛肉の量を3,200kgと報告をされました。そして、この3,200kgのうちに、地元の熊本赤牛の消費量は120kgであると説明をされました。わずか、熊本県の特産育成品種であります赤牛の肉は、全種肉の3.75%であります。びっくりいたしました。赤牛の肉はヘルシーな肉として、現在高い評価をいただいております。赤牛の肉を学校給食に使うことは、地産地消の精神からも、身土不二の健康の面からも、安全で安心な食を供給する面からいたしましても、必ずや児童生徒の健康増進に大きく貢献するものと信じております。せめて、外国産の牛肉が600kg利用されておりますので、外国産の牛肉を上回るぐらいの量を学校給食に利用していただけたら、畜産農家は大変助かると思います。もし良かったら教育長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

経済部長（稲葉公博君） 大変、多岐に質問が渡っておりますので、それぞれにお答えさせていただきます。

平成16年の11月にいわゆる環境3法が改正されまして、畜産農家は、その堆肥の処理に多大な堆肥舎等の建設投資を行っております。その一環として畜産環境リース事業に取り組んだ農家に利子補給ができないかというご質問でございますけれども、本事業は堆肥舎等の整備が対象で、利益を生まない施設のために個人利用でも事業費の50%を国が補助しております。また、市としましても、農家の負担軽減を図るために堆肥化施設について建設後の5年間、固定資産税を2分の1に減免しているところでございます。減免した件数と金額は平成17年度が154件で、約720万円、平成18年度が192件で780万円、平成19年度が206件で約880万円、合計で2,380万円でございます。このように、本市も固定資産税の減免という形で畜産農家の支援をいたしておりますので、畜産環境リース事業を実施した農家に対して利子補給することは非常に困難であると考えております。

次に、特定地方育成品種である赤牛の肉の販売促進についてでございます。まず、特定地方育成品種とは、褐毛和牛、短角和牛、無角和牛の3種類の和牛のことを指しております。ご承知のとおりでございますけれども、その中で熊本の赤牛はおとなしい性格で育てやすく、しかも粗食という、多くの利点を持っております。肉質は適度な脂肪分を含み、赤みが多くヘルシーであるといった特徴がございます。昔から農家の庭先で飼われ、また飼いやすい。熊本の牛と言えば赤牛をイメージされる方が多いほど熊本に密着した牛であります。販売促進については、熊本県、経済連、畜連、酪連、畜産協会、あるいは畜産流通センター等で構成する熊本県産牛肉消費拡大推進協議会において、赤牛等の県産銘柄牛のPRやイベント・キャンペーンによる販路拡大や販売促進と併せて、県産牛肉取扱店を指定する活動などが現在行われております。市としましては、ホームページや広報誌を利用して消費拡大につなげるためのPR活動を行うと共に、地域振興局管内の市・町や農業団体で構成します菊池地域畜産振興対策協議会で開催する菊池地域畜産まつり等のイベントで、また、祭り等で肉の販売や試食等を実施し、消費拡大に努めてまいりましたが、さらに推進をしてみたいと考えております。

次に、酪農振興対策としての牛乳の消費拡大運動についてでございますけれども、まず1番にお伝えしたいことは、菊池地域で始まった「父の日に乳を贈ろう」キャンペーン、これが全国展開されていることでございます。近年は父の日に総理大臣へ牛乳を贈られ、マスコミにも大きく取り上げられております。菊池地域内の活動としては、牛乳を使った料理の講習会やレシピの作成、量販店や道の駅での料理の飲食や牛乳飲食、また各種イベントにおける牛乳の配布等を実施いたしております。市としましてもホームページを利用したPR活動や、また職員を対象にした消費拡大運動を実施し、平成18年から19年の2年間で約230万円を超える売り上げがあったところでございます。しかし、乳価の低迷は続いておりますので、県、農業団体と協議しながら、さらに消費拡大運動を展開してみたいと考えております。

また、ご意見のありました繰越金や財政調整基金の一部取り崩しの件につきましては、この場では議論を差し控えさせていただきたいと思っております。

平成20年度から実施予定の大家畜等特別支援資金等に対する利子補給の支援対策につきましては、農業団体等と連携しながら、さらに積極的に協議を進めてまいりたいと思っております。

今回は農業、商工業、特に畜産に対するご質問を多く各議員の方々からいただきました。先ほども申しましたが、まさに今の農家の悲鳴をそれぞれの議員さんが代弁されたものと深く重く受け止めておりますし、経済部一同、さらに気を引き締めて頑張ってみたいと思っております。ありがとうございました。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 学校給食における赤毛和牛の消費拡大についての要望と申しますが、昨日、中山議員にお答えしたとおりでございます。食の安全、あるいは地産地消、さらには地元産業の振興という面から考えまして、今後とも、学校給食における赤毛和牛の消費拡大に努力してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午後 1 時 5 8 分

開議 午後 2 時 0 9 分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 通告しておきました 2 点について質問いたします。

まずはじめに環境対策についてであります。

私たちは自然の恵みを受けて命の糧を与えられてきました。現代社会において、私たちは大量生産・大量消費の社会システムの中で物質的に豊かで便利な暮らしを享受する一方、自然環境の喪失や資源とエネルギーの限りない消費と多量の廃棄を生み出してまいりました。このような生産と生活のあり方は、地球規模での環境破壊をもたらしております。水を育む森は、暮らしに潤いをもたらす川、農地や緑などの自然、それらによって培われた歴史的・文化的環境を祖先から受け継いでまいりました。このような環境を私たちの世代限りで終わらせることなく、次の時代に引き継いでいかなばなりません。今議会で環境基本条例が上程されております。私は、もう少し早く環境条例をすべきだったと思うところであります。豊かな自然に恵まれているゆえに、自然環境に迷惑な企業等がすきあらばと、いろいろな問題が起きて、起きては消えております。しかし、基本条例が制定すれば、市の責務、事業者の責務、市民の責務としての自覚を持ち、環境に優しい事業ができるものだと思います。

それでは質問に入ります。

1 つ、不燃ごみ・可燃ごみ・資源ごみの処理状況について、さらに廃乾電池の処理状況、また埋立処分場の状況についてお答え願います。

次に、資源ごみの指定袋。赤い色の透明となっており、指定袋に直接入れるや、

またスーパー等のレジ袋に1回入れて、そしてその大きな袋に入れているのが多く見受けられます。先日、エコヴィレッジ旭に出向き、ごみの状況を確認し、説明を受けました。指定袋とレジ袋をRDFにする場合、関係あるや否や、答えとしましては、「固形燃料にする施設なので、レジ袋だろうと何だろうと構いません」というようなことでありました。確かにあそこのごみの集積場を見ますと、いろいろの色の袋、また、そのようなものがたくさんありました。そこで思いますが、そういうことであるならばレジ袋だけでも収集できないのか。私たちが指定袋を必要とするならば、その袋1枚にいくらのごみの収集料を掛けて販売しているのか、お答え願いたいと思います。

次に資源ごみの状況。ペットボトル・廃プラ、また9種分別の取り組みの状況。9種の場合は業者が収集場所で計量しているかどうか、お答え願いたいと思います。これで1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） まず1点目の、ごみ処理の状況で可燃・不燃・資源ごみの処理状況についてでございますけれども、本市におきましては、合併後、指定ごみの統一はできたものの、市全域のごみを処理する施設がないために合併前の処理方法を継承しております。そこで、合併前の地域ごとの処理実績についてご答弁を申し上げます。

まず、泗水地域でございますけれども、合併前から、議員ご案内のとおり、菊池環境保全組合に加入してまいりまして、ごみ処理はすべて組合の施設で行っており、ごみの出し方はすべて指定ごみ袋で出すようになっております。平成18年度の処理実績は、可燃ごみが約2,133t、資源ごみは、缶・びん・金物・廃家電類が約136t、新聞・雑誌・紙製容器類が約32t、ペットボトルが約20t、廃プラスチック類が約35t、埋立ごみが約62t、廃乾電池が約3tとなっております。

菊池地域は、指定ごみ袋とコンテナによる拠点回収方式を行っております。平成18年度の処理実績は、指定ごみ袋の場合、可燃ごみが約4,201t、不燃ごみが約996t、廃プラスチック類が約157t、うち、ペットボトルが約41tとなっております。拠点回収方式の資源ごみは9種分別を行っておりまして、活きびんが約28t、透明びんが約14t、茶色びんが約16t、その他色びんが約13t、アルミ缶が約3t、スチール缶が約11t、古紙ですけれども約141t、古布が約20t、テープ類が約3tとなっております。

七城地域も指定ごみ袋とコンテナによる拠点回収方式を行っておりまして、平成18年度の処理実績は、指定ごみ袋の場合、可燃ごみが約593t、不燃ごみが約

49 t、拠点回収方式資源ごみは8種分別あり、ペットボトルが約5 t、活きびんが約5 t、透明びんが約11 t、茶色びんが約13 t、その他色びんが約4 t、古紙が約17 t、アルミ缶が約4 t、スチール缶が約6 tとなっています。

旭志地域はすべて指定ごみで出すようになっていまして、平成18年度の処理実績は、可燃ごみが約579 t、ペットボトルが約6 t、不燃ごみが約83 tとなっています。

また、廃乾電池の処理につきましては、今の乾電池には有害な水銀が含まれていないこと、また国内のリサイクル工場は群馬県と北海道にしかないこと、本市には廃乾電池をストックする場所がないことなどを理由で、菊池・七城・旭志地域はリサイクルを行っていません。また、泗水地域は菊池環境保全組合のリサイクル施設へ搬入し、リサイクルをしていますので、リサイクルセンター建設後は市全域の廃乾電池をリサイクルする方向で取り組んでいきたいと考えています。

また、埋立処分場の状況についてですけれども、現在の小木区陣内にありますけれども、暫定的な施設として平成9年度に建設したものでございまして既に満杯の状況でございます。現在は民間の処理業者に埋立処分を委託している状況です。

次に指定可燃ごみ袋の使用についてですけれども、この可燃ごみ袋につきましては、事業系ごみと区別するために袋に色付けをしている。また2点目に、環境に配慮した材質にしていること。3点目に、ごみ袋の売り上げを収集運搬や処理費用に充当していること。4点目に、菊池郡市で統一して作製していることなど、様々な理由により必要性を認識しています。

また、議員おっしゃっていますけれども、一方では現在、全国的にマイバッグ運動としてレジ袋を減らす運動が展開されています。本市におきましてもマイバッグ運動を推進し、市民会議を発足しまして、毎月、店頭で買い物袋持参運動のPR行動を行っております。

また、レジ袋を指定ごみ袋の代用とすることは、ごみ袋としての大きさが十分ではございませんので、今後も引き続き、市が指定したごみ袋でごみを出していただきたいと考えております。また、単価ですけれども、現在、10枚200円ということで、合併前におきましては不均一でしたけれども、合併に伴いまして10枚入りで200円ということで統一しております。

資源ごみの状況ですけれども、資源ごみの処理場と委託料につきましては、泗水地域分は菊池環境保全組合で処理をしていますので菊池・七城・旭志地域の状況についてご答弁を申し上げます。菊池・七城・旭志地域のペットボトルを含めた廃プラスチック類の資源ごみの処理は、民間業者に、選別・圧縮・梱包・保管業務として年間約1,000万円で委託をいたしております。委託している民間業者の施設

は容器包装協会が指定した保管施設でございまして、平成18年度の実績で、菊池地域のペットボトルを含む廃プラスチック類が約157t、七城地域のペットボトルが約5t、旭志地域のペットボトルが約6tで、合計168tとなっております。その中には、分別した後に、燃えるごみが約23t、不燃ごみが約2t発生してまして、実質約143tがリサイクルされています。なお、ペットボトルの売上実績は約54tで、277万円となっております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 外村国敏君。

[登壇]

（外村国敏君） 再質問いたします。

不燃ごみ・可燃ごみ・資源ごみの説明が今ありました。泗水地域は合併前から菊池環境保全組合の施設で行っておりますし、菊池・旭志・七城の可燃ごみはエコヴィレッジ旭で5,373tとのことであり、可燃ごみがRDF化し、資源燃料と変わり、大牟田市の火力発電所で大いに役立っているものであります。ペットボトル・廃プラ等の処理状況では委託料1,000万円、ペットボトルの売り上げとして277万円あり、差し引いた場合、723万円が委託料だろうかとの私の考えであります。ここで思い出すのは、資源ごみとしてペットボトル・廃プラ等を可燃ごみと一緒にRDF化したら、委託料も要らず、熱効率の高い、より良い固形燃料ができるのではないかと思います。いかがでしょうか。

次に、指定袋は収集運搬の処理費用に充当しているとのことでありましたが、大体、1枚に対していくらなのか先ほど質問しましたが、答弁がありません。言うならば10枚200円としまして、そのうちのいくらがこれに充当しているのかということが欠けたようでありますので、お願いします。

しかし、先ほど申しました、家庭でのごみ焼却状況は把握しているのか。近所より通報があった場合、指導しているかどうか。真っ黒い煙が農家あたりでは上がっているのをよく見受けられます。また、市街地と農村地域では違いますが、収集車にスピーカーを付けて、「家庭では燃やさないでください」とした方が良くはないか、ご検討をお願いしたいと思います。

9種分別につきましては、アルミ缶や新聞古紙等の資源が増えているとありましたが、先日、私の校区の区長さんより、「アルミ缶を収集したら2回取られました。たばいと言いなったです」。アルミ缶でですね、熊本市の仕事を持たない方たちがアルミ缶を収集して、そして、それで生活の糧にしていたということが放送されました。しかし、熊本市は、それを、条例をつくって廃止ということになりましたが、菊池あたりで、そのアルミ缶等を、いろいろなところで、県道、市道のところに置

いた場合、そのようなことが今、ところどころ出てきている。そうなってくるとですね、皆さんが思うのは、1年間で今まではなかったけれども、それが、ならば、今まで出しよったとは大体いくらかと。いくらになっとなつたんだろうか。こしこだろうかというような疑問点が起きてきたんです。アルミ缶が、そんなに金になつたて、思うならば、もう少しこの部落は、40戸あるならば40戸ぐらいの、あるいは、じゃあないのかという疑問点が挙がりました。疑うわけではありませんが、だから、そのときに、収集したときに、環境委員の方がおられるならば、今日はどしこでしたよということをメモしてから、そこに置いていくとか、その方法はないかということです。そうすれば、ある程度、皆さんが納得されるんじゃないかと思えます。

それと、次にエコヴィレッジ旭の耐用年数、今後の考え方についてお答え願いたいと思います。

次に、子育て支援の一環として、1歳未満の乳幼児を抱える世帯への指定ごみ袋の無料支給とのことが新聞で紹介してありました。大分県臼杵市であります。昨年4月1日施行、市指定ごみ袋の現物給付に関する要項に基づく生活保護世帯、紙おむつ使用の障害者のいる世帯に指定ごみ袋を無料支給するほか、1歳未満の赤ちゃんを子育て中のすべての世帯にも年間120枚を支給するというものであります。市民の喜びの声が大きく、声であります。生後9カ月の子どもを育て中の夫婦の話では、1日に7、8回おむつをかえると。ごみの半分近くがおむつ。他のごみは減らせてもおむつだけは減らないので、無料支給は本当に助かると語っているとのことであります。本市の考え方をお答え願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 失礼しました。平成18年度のごみ袋の販売枚数は、約194万5,000枚でございます。販売金額で2,787万3,200円となっております。ごみ袋の作成費用が1,142万8,200円でありましたので、約1,600万円を収集運搬や処理費用に充当しております。

あと、1点目の資源ごみのRDF化ですけれども、廃プラスチック類の資源ごみにつきましてはエコヴィレッジ旭で固形燃料化すること一つのリサイクルでございますけれども、RDFが発電所の燃料になっているので、カロリーを加工するためにも、可燃ごみ同様、エコヴィレッジ旭で処理してもよいではないかとのことですけれども、環境省が推進している循環型社会形成を確立する上でリサイクルの方法に優先順位がございます。まず第1に、廃プラスチック類を再度プラスチック等の材料化にするマテリアルリサイクル、その次に高炉等で石油製品に戻す、油化す

るなどのケミカルリサイクル、3点目に焼却して発電するサーマルリサイクルの順になっております。容器包装リサイクル法におきましても、廃プラスチック類を容器包装協会の指定法人でリサイクル化するよう指導がっております。なお、廃プラスチック類の分別については、市民の皆様にも定着しているところでございます。今後、どのようにリサイクル法が変わるかわかりませんが、廃プラスチック類の分別、リサイクルにつきましては、今後、議員のご意見を参考にしてまいりたいと考えております。

3点目のエコヴィレッジ旭の今後ということですが、エコヴィレッジ旭の運転期間につきましては、地元との覚書で稼働後15年間となっております。したがって、現状では平成30年度までと認識をいたしております。その後のエコヴィレッジ旭につきましては、現時点では不明でございます。平成30年以降のエコヴィレッジ旭につきましては、どのようにしたら最も効果的か等を今後協議してまいりたいと考えております。

また、1歳未満の赤ちゃんのいる家庭にごみ袋の無償配布を行って、大変市民から喜ばれている所があるとのことでございますけれども、ごみ袋の無料配布は減量化を推進している現状から考えますと、ごみの量が増えることを容認するようなことになり難しいところがございます。ただ、少子化対策や子育て支援の面から考えますと必要性もあると思われまますので、今後、関係課と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に9種分別関係ですけれども、9種分別につきましては、各行政区で月に1回日曜日に生活環境推進委員さんの立ち合いのもと、コンテナに分別して出しているところでございます。収集につきましては市が委託した業者が行ってまいりまして、計量につきましてはその場でできませんので、収集後、搬入する民間業者の施設で計量しているのが現状です。資源ごみの分別につきましては、最近アルミ缶や新聞等の有価物の盗難が非常に増えてきておりますので、その対策も含めて、今後リサイクルセンターができるまでに、生活環境推進委員の皆さんと協議の上、見直しをしたいと考えております。

以上、お答えします。

すみません。ごみ焼却のスピーカーですね。申し訳ございません。ごみ焼却につきましては、近年、議員のおっしゃるとおり町部では少なくなっておりまして、ただ、周辺部におきましては、まだ見受けられる状況であります。家庭用のごみ焼却炉の設置状況につきましては市で把握はいたしていませんけれども、広報等によりまして、ごみの焼却禁止の周知、あるいは生活環境推進委員による指導、市の防災行政無線でのごみ焼却禁止を呼びかけています。また、ごみ焼却等の苦情等があっ

た場合につきましては、連絡があった時点で職員が現場に出向きまして、一応、注意とか指導をしている状況でありますけれども、いまだになくならないのが現状であります。以前、市が委託したごみ収集車でスピーカー放送によるごみ焼却禁止のアイデアも一理あるとは思いますが、ただ、旧菊池市において、以前、ごみ収集車によるごみ出しのPRを行っていた折に、市民の皆様から苦情等がありまして、中止した経緯もございます。今後、これらを踏まえまして、ごみ焼却禁止の周知徹底に向けて啓発を推進したいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 再三、質問いたします。

ごみ袋の利益といいますが、1,600万円あるそうであります。これのことについての不服もありませんが、ただ家庭でのごみがですね、農家よりって、先ほど申したように、レジ袋に入れて、そして自分の焼却炉で燃やしているところが見受けられるものだから、そうだったら、その人たちは指定袋を買わない、買わないで生ごみは埋める。しかし、あとの燃やすという感じだからですね、だからそういう提案したんです。だから、普通のレジ袋で出してもいいじゃないか、どうでしょうかということ、今、言っただけであります、確かに指定袋で1,600万円の収入がある。それを収集業者に入れていくというならば納得であります、さらにもう一つはペットボトル等ですね。これが、委託した場合、実質は143tがリサイクルされているとありました。ただし、ペットボトルとして売り上げは54tだそうです。残りはペットボトルだけだと。だから、廃プラ等は売り上げにならないということで先ほど言ったんですが、どうせ片方はならん、片方の、その中の選別して、ほんの一部だけで金になる。大体分けてから、廃プラは、もう言うなれば、RDF化するためにこっちでよかですばいって、そっちに出さんでよかですよって、生ごみと一緒にいいですよって。廃プラだけを洗浄して出してくださいと言ったほうが、大体よかですよ。今出しているのは廃プラ、そしてペットボトル、それは緑色の透明の袋で出しています。だから、どうせ分けるならですね、金にならんと言ったらいけん、資源ごみですからね。廃プラなんかは、また崩してからどっかに無料でやりよっとかなんかしらんですけど、それするほどならば、まあ言うなれば、大牟田にRDFの固形燃料にしたほうが熱効率が上がるじゃないかというのが私の考えです。だから、するならば143t、合計で168tあって、その中で不燃ごみなんか入っているから、実質が143tのうちの54t。約半分、3分の1、3分の1しかペットボトルがないそうです。そういうところで、もう少し調

査してもらったらいいと思いますが、不燃ごみは業者に委託して、今、満杯だと聞きましたが、埋め立ては金が掛かりますが、よそで埋めてもらうなら、これほど埋立場の心配もいらないし、将来も我が市にとってはこんな有効なことありません。しかし、これがいつまで続くのか。その業者が、いつまでよそのとこに埋めてやるのかということ考えた場合、我が市としても、その埋立場の確保といいますか、それも検討すべきじゃないかと思います。いかがお考えでしょうか。

また、答弁で可燃ごみのエコヴィレッジ旭が平成30年まで地元との覚書があるとのことあります。それから先わからないで、それまではどうなるかわからない。しかし、あと10年あります、ごみとして燃やすのか、ごみを固形燃料として火力発電の燃料として再生させるか。これが私は今からの課題じゃないかと思いません。確かに、広域でもって一緒にごみ焼却場をつくるからとなった場合には、その上にいくか、それはそのときの判断だろうと思いますが、固形燃料として残したほうが、そのほうがためになるじゃないか。固形燃料、結局火力発電には燃料がいります。ごみを、わざわざ生ごみをつくって、もちろん金が掛かりますけど、そして、それを資源ごみとして今度は燃料にするということであるから、どのように考えられているのか。今の先ほどの答弁では、どうなるかわかりませんと言いつつ、大体先の見通し、10年先ぐらいはどぎゃんしたらええか、エコヴィレッジ旭をそのまま、地元の人とまた話し合いの中で残すべきかどうかということの検討ぐらい、もう入ってもいいじゃないかと思いません。そのご答弁もお願いします。

さらに、家庭焼却炉で燃やしている人たちの周知徹底。以前、スピーカーを利用していたら苦情が出たと。確かに、町部の方たちではやかましいと言われたかもしれません。そして田舎は一軒一軒離れているから、なかなかスピーカーが通らない所があります。田舎のほうは、だからこそ大きく叫んでもらいたいです。田舎は燃やすところがいっぱいあります。だから、そのスピーカーを設置したらよくはないかということをお願いしているんです。環境委員さんとかいろいろ言っても、今までどのくらいの努力されているのか。今まで努力して、また、どの辺で焼却炉が何軒ぐらい大体1部落にあるのか。そのことも、言うなれば調べられたのか。調査して、そして、燃やしている状況というのが把握しているかどうか、お答え願いたいと思います。生ごみというのは、私たちは、できるならば、農家の場合は堆肥化して、そして減量化というのをいつも思っているんですが、なかなか、そのとこで行き違いもあります。だけん、家庭でのごみ焼却をやめさせるためには、やはり、関係の部・課では、そのことを検討しながら努力してほしいと思います。

そのことで、これは、今申ししたのは、最後は市長の3回目、再々のことはご見解をお願いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） まず、1点目の埋立場所につきましては、先ほどご答弁申しましたとおり、本市ではいっぱいでございますので、民間業者に委託している状況であります。

それから、泗水地区の埋め立てに関しましては、答弁しましたとおり、泗水地区は環境保全組合等で実施をいたしております。

それから、エコヴィレッジ旭の今後のあり方ですけども、当然、あと10年ですけども、ごみ処理関係等につきましては、単独でいくよりも広域的なものを考えていかなければいけないのかなということを考えますと、今後そのような点で協議してまいりたいというようなことで考えております。

また、焼却炉関係等ですけども、焼却炉自体、現在民間で売ってないと思います。多分個人的に焼却されていると思います。したがって、市としましては、その焼却炉の把握はいたしておりませんし、一応苦情等あった場合については、職員で対応しているという状況でございます。以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君

[登壇]

市長（福村三男君） 平成30年以後のエコヴィレッジ旭の運転期間につきましては、先ほど、市民部長のほうがお答えいたしましたとおりでございます。30年、稼働後15年ということでございますから、あと10年後ということになるかと思えます。その後のエコヴィレッジ旭についてはどうなるのかということでございますが、約束の現状におきましては、これから先は不明であるということしか申し述べられないということです。平成30年以降についての市の可燃ごみや廃プラスチック類の資源物を、どこでどういうふうに処理するのかということにつきましては、昨年の12月の全員協会におきましてご説明いたしましたとおり、基本的には、この広域で処理するのが望ましいということからいたしまして、現在、菊池環境保全組合のほうで進められておりますごみ処理施設の整備計画に参加をするという意向でございます。

ごみを焼却している家庭への指導につきましても、先ほど市民部長が答弁いたしましたとおりでございます。ごみの焼却禁止の周知につきましては、今後改善を図り、さらに啓発を進めてまいりたいと、このように思っております。

埋立処分場の確保につきましても、陣内の地域の方々には大変長い間ご迷惑かけておりますけども、満杯状態ということで、民間に緊急避難的に今、処理をお願いしておりますが、この後の埋め立てにつきましても、やはり広域的な視点に立って、

この菊池地域のごみ処理というものについては、焼却も埋め立てもリサイクルも含めて検討していかなければならないということでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 次に入ります。

道路特定財源についてであります。道路特定財源は1953年、昭和28年に制定されました。道路整備、市の財源等に関する臨時措置法に基づき、翌1954年からガソリンに掛かる揮発油税が道路特定財源とされたことに始まります。道路整備によって利益を受ける自動車利用者が整備費用を負担すべきとの考えから、その後、幾つかの租税が加わり、現在、道路特定財源と呼ばれるのはガソリン税、軽油引取税、石油ガス税、自動車取得税、自動車重量税であります。政府与党が昨年12月7日にまとめた道路特定財源の見直しについては、今後10年間を見据えた道路整備中期計画費用の上限を59兆円とし、先に国土交通省が示した中期計画素案、10年で68兆円以上や、先の5年計画38兆円、10年換算で78兆円に比べて大きく絞り込んでまいりました。そして、そのための財源として、ガソリン税をはじめとする道路特定財源の暫定税率を10年間維持する方針を決めました。道路特定財源は、2008年度予算案で約5.4兆円、国の予算分約3.3兆円、地方予算分約2.1兆円であります。国による道路整備事業投資の約6割を担っております。このうち暫定税率分は、国分で1.7兆円、地方分で0.9兆円、合わせて約2.6兆円と道路特定財源の48%を占めております。このような中で、民主党は暫定税率を廃止すればガソリン代が25円安くなるし、地方における道路整備は従来水準を維持するなどと言っておりますが、そのための明確な財源を示さず世論をあおってまいりました。しかし、我が菊池市議会においても、道路整備財源の確保に関する意見書も提出しておりますし、一昨日の二ノ文議員の質問にも、本市における暫定税率及びその影響についての質問がございました。本市の道路特定財源は5億5,500万円、そのうち暫定税率2億5,000万円で、約46.4%の答弁でありました。県の対応としましても、潮谷県知事は県民の皆様へ道路財源についてのお願いとして、県民、1区1区に配り、暫定税についての説明がございました。皆様見られたと思います。暫定税率です。その後、八代市においても、市民の皆様はその実情を詳しく説明しております。私も、民主党のいう絵に描いた餅のようなことに惑わされないよう、事実を市民に詳しく話すサービスも市の責務ではないかと思っております。このことを聞いたとき、早々に市長に申し入れておりました。しかしその行動は起こされず、先日の二ノ文議員も市民への説明をすべきだと要求しまし

たが、国会で審議中なので考えていないとの答弁であります。私は、その事実を市民に話すのはいつなのか、ただ25円ガソリンが安くなっちゅうのに、皆さん惑わされたときに、安なるんだってと落胆するのか、それよりも、この暫定税率はこういうものですよということに詳しく説明したほうがよくはないか。できますならば、いつその時期があるのか、お答え願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 一昨日の一般質問で二ノ文議員にご答弁申し上げましたように、ただいま外村議員申されますように、暫定税率の本市への影響額は約2億5,000万円でありまして、市といたしましても、この財源の重要性・必要性については十分認識いたしております。しかしながら、この問題につきましては、メディア等で連日報道され議論を呈しているところであります。先ほど申されましたように、熊本県におかれましても全家庭に対し、お願いということで道路特定財源についての詳しい説明があるものを配布されております。そのようなことで、市民の方にも十分理解していただいているものと思っておりますし、そのようなことから、改めて市民の皆様への周知は、必要はないものと考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） 再質問いたします。道路特定財源についてであります、県のほうで、知事のほうからこれが出したので、これでもう足り得るといような答弁だったと思います。これで皆さんは理解されたかどうかですよね。私は、県はこうだけれども、市はというような感じ。今ですね、昨日も市民の方といろいろ話し合いました。民主党が言いよる25円安かで、ガソリンの安い方がいいて、皆さんこういうふうにはかと思いません。安くなるということだけが頭に残ります。しかし、その後はですね、安くなった場合は市の道路工事、いろいろ、橋掛け等で仕事ができないということは説明がないわけです。だから、これは、県の場合はカラーの裏表である。八代もこのような形で出しています。八代も県に次いですぐ出しました。1枚を裏表したら幾ら掛かると思いませんか。その必要はないとおっしゃったが、果たしてないかどうか。皆さんに不安を与えるよりもですね、そのくらいのサービスしたって市はよくはないか。1枚に対して幾らですかね、これが。まず、そのような簡単に、皆さんへ、市の執行部の方たちは、皆さんがわかっただろうって。テレビで言いよるけんわかっですばいといような感じであると、それはとんでもないことですよ。今の政治に対して、何を考えているんだと言いますよ。だから私た

ちはこうやって、早くこれは市民に言ってください。徹底してほしいということをお願いしたんです。しかし、それがよか、それは確かに意見の相違でしょう。いや、それは県が出るとるからいいですよって言って済まされるなら、それでしさいです。しかし、私たちは、この話をしても、さらに言わんとわからさん。皆さんたちは、いや、もうあげん言うなるばってんが、あんときは見とりませんもんな、県のとは。ただし、市でもって今度は来たときには、それはやっぱり見るとか。だからですね、1人でも2人でもやっぱり言って、皆さんに言わんと、何であんなことで国はがたがたがばてしてかっていうような感じになるとですよ。最後、市長のほうにそのご見解をお願いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） ただいま、議員仰せのとおり、熊本県、また八代市の、ほかの自治体においても、独自の資料を作成し、影響額等について市民の方にお知らせされているところと承知いたしております。暫定税率の廃止に伴う道路特定財源の減収というのは、市財政に非常に大きな影響を与えるということも事実でございます。本市といたしましては、財源確保のための暫定税率の維持を強く要望いたしております。また、多くの地方公共団体においても、この問題については大変危惧しているということでありまして、熊本県下14市におきましても、昨年からは一体となって国へ財源確保を強く要望してきたところでございます。しかし、現在国において論議されている中でありまして、原油の高騰が国民生活に大きな影響を与えており、世論調査におきましても、約3分の2の方々からはガソリンの値下げを望まれております。暫定税率の維持につきましては、賛否両論があるのも事実でございます。このような中で、周知のためのパンフレットの作成にかかる経費が少なくないと言いましても、公金を資するということになります。現状におきましては、市民のご理解を得にくいという部分もあるかと思っておりますので、そのような判断をしているところでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君

[登壇]

市長（福村三男君） ただいま部長が答弁したとおりだと思います。これはもう、やはり国におきます議論がなされているということで、国民の中には意見が大きく別れているという、そしてまた、この政策のことにつきましては、既に議会、そして我々市行政体といたしましても陳情して、何とか暫定税率の維持をお願いしたいということをやっております。改めて、ここに市民の皆さん方にこれを周知して、こ

ういうことをやっていますよということ、結果が出た後の話だもんですから、これが、まだ結果が出る前に、果たして住民の皆さん方はどうお考えかということで、これを啓発し、そして、そのことを受けて行政なり議会が判断するということであらばいざ知らず、議会も、また行政のほうも、そういう暫定税率の維持に向けて動いているということでございます。ただ、これまでの動き等々については、広報等において、それを、お金をかけないで1部をさいて、それを啓発するということについては、法的にお答えいたしたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

（外村國敏君） あと少し時間がありますので、わかりました。今、言うなれば、国会の会議中だからということ。今の市長の話では、まだまだ決まっとらんかということやったんですが、議会の考え、そして市長の考えは、これを維持ちゅうことだと今おっしゃいましたが、だったらですよ、例え十人十色、安いのが3分の2と部長もおっしゃいましたが、だけれども市の方針はこうだということを書いてほしいということ、私が言いよったのは、押し付けではありませんよ。事実を説明してほしい。反対が3分の2、確かに私たちもガソリン安かほうがよかったですよ、それは、25円も。しかし、それでは成り立たないということを市民に示してほしいということを書きよったんですから。25円下げたときにはこぎゃんになりますよということですよ。何も、向こうに押し付けようとなんでんなかで、事実はこちらですよ。それに惑わされるとか何とか言われるんならば、何もそこで、このままやってくれなんて言うなら、議会にしたって、市にしたって、陳情も何もでけんです。あんたたちは間違うちょらんかって言いなる、それは。そこを、どうも理解でけんですね、私は。私たちは、そういうことだったら市民のサービスとしては、当然やるべきだと思いますがね。どうでん答えは返ってこんと思えますが、ここでやめませんが。もう少しですね、市民に対する不安を除くようなことを書いてほしい。安いのがいい皆さん言いよるから、そのままするならば、これが通ったときには、市長は、議会は、何であれば通したつかでなるですよ。何で反対、反対が多いとするならば、暫定税率を廃止した方がいいという人が多いとするならば、私たち議会が議決したことも、市長が陳情したことも、それは無になりやせんですか。反対のことをするなて書きよったんです、私は。説明をしたほうがよくはないですかと。だから、県もしよる、八代市も、よその市もやりだしようとして、今。だから、何でそこを誇示して、反対というが、民主党かと言いたかですよ、だけん。はっきりそうですよ。そういうことですね、この金を、幾ら掛かったかて、そういうこと言われるようなことを言うならばですね、それは大変なことだと思いますね。もう少し、

市民の皆さんたちが安心できるようなことをするのが、私は市長の責務だろうと思います。私は、議会としては、できるなら私はします、それは。自分の金使って、それを配ってでもいきます、それは。こういうことですよって、ずっといきますよ。それは、もう一般質問終わってから、それはもう自分で配っていきますよ。これが事実ですよと言います。市長も言いよりますよ。議会も、しとうとですよと言いますから。ただし、それは、市長はせんって言いよって。だけ、ちょっとおかしければいてなっですよ、ここは。政治では。そこを理解しとるけん、あっちばってんが、そるばってんが出さんもんなちゅうとじゃ、何かおかしかでしょ、人間が。て思いますけど、もう答弁いりません。同じです。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後 15 時 02 分

開議 午後 15 時 12 分

○
議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 傍聴席に 1 人、ありがとうございます。議員の皆さんが、傍聴者と思ひまして一生懸命質問をいたします。

平成 20 年第 1 回定例会一般質問も最後となってしまいました。もう、うんざりだという顔をされておられますけれども、もう少しお付き合いをお願いいたします。特に稲葉部長、今日は大変でございました。お疲れのようでございます。

私は 10 年後の菊池の姿を夢見ながら質問をさせていただきます。まず、市の活性化について自主財源を増やすためにどのようにお考えか、通告に従って質問をいたします。

私はいつも家庭と市政と比べておりますけれども、家庭に収入、お金がなくて学費も福祉もありません。また、交流もないわけにありますから、まずいかに収入の道を確認するのか、市でいいますと自主財源をいかに確保するのか、また確保するように手を打つのがが最重要課題であり政策ではないでしょうか。むろん簡単にできるはずがありません。今回の知事選挙、潮谷知事、本当に辞められてよかったと私は思っております。熊本の経済が 8 年間足踏み状態だったと私は思います。今度の知事選挙、どの候補もマニフェストには「豊かさ」「経済力アップ」「財政再建」「夢のもてる熊本」、つまり、まず経済の活性化で財政力アップを図っていくとうたっておられます。本市においても、1 年でできるものでもございませぬが、東君

も質問をされました。特に私の住む地域の一般市民の方々は「合併して何もいいことはなかった」と言っておられます。しかしそれではいけません。せっかく合併したのでございますから、5年後の、そしてまた10年後、将来において市が活性化し自主財源等などが増え、夢が持てるのなら合併したメリットも出てくると思います。また5年先、10年先を見据え、今から本市の経済力アップのための布石を打たねばならないと思います。種もまかずに、また堆肥や水もまかずに芽は出ませんし実もなりません。

ここで質問ですけれども、将来の菊池を考えながら、自主財源増を抜本的に図る必要があると思います。このことについて、どのように考えておられるか伺いたします。

また、あの手この手で財源を増やさねばなりません、市長の市政方針で、ふるさと募金の募集、広告の掲載料、また、まちづくり自動販売機の設置に伴う手数料の収入など、努力目標が書いてありました。どれぐらいの収入増を見込まれるのか、以上2点を質問いたします。よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 自主財源の確保にいたしましては、市政方針でも触れております。新たな財源確保として税制改正を視野に入れた、ふるさと寄付金の募集、ホームページへの広告掲載料、自動販売機の設置に伴う手数料収入を挙げております。ふるさと納税制度につきましては、松本議員へご答弁をいたしたとおりでございます。金額等につきましては、予算は計上しておりませんけれども、菊池市出身者に対して、制度周知等を積極的に行ってまいります。また、広告料収入として市のホームページには、8社の広告記載が可能となっており、現在、その手法等につきまして、内部にて調整を図っているところでございます。

まちづくり自動販売機の設置につきましては、9台を予定しており予算といたしましては、100万円の歳入を計上いたしておりますけれども、わずかではございますけれども、自主財源の確保について、できる分野から積極的に導入を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 自主財源の増加について、ほかの件については、あまり述べられませんでしたけれども、次の質問でまた伺いたしたいと思います。

自主財源増といいましても、本年度の予算の中で、自主財源は79億3,126

万円でございます。このうち市民税で20億9,100万円、固定資産税23億9,100万円、この2つの税で44億8,200万円であります。この市税、固定資産税をいかに増やすかにかかっていると思います。お隣の天津町がいい例で、有料企業の有地で、税収、自主財源が増えましたので、不交付団体となっております。実にうらやましい話しであります。そのためには、有料企業の有地が一番手っ取り早く、何回も何回もお願い質問をしているところでございます。しかし、昨日本田議員が質問をされました。分譲住宅増も税収増を図るためには大事になってくると思います。花房台地の開発なども一つの手段だと私は思います。

さて、これから経済委員会でございますけれども、旅館、ホテル、商店、企業の収益増と設備投資、農家の所得増と規模拡大等、産業の活性化、経済の活性化を図り、法人税、市民税、固定資産税の税収増で自主財源につなげていくのが理想であります。しかしながら、皆さんも見てわかるように経済部への予算は少なく、しかも毎年減額されている現状でございます。奈田さんも盛んに力説されましたけれども、やはり予算あつてのことだと思えます。また、経済部の予算は基盤整備等の国、県からのトンネル的予算が多く、経済部独自の特色ある施策を打ちにくい状況だと思えます。経済部の予算総額は21億6,700万円で、歳出合計2,173,800万円の9.9%であります。また、経済の中の一番の経済施策であります。農業、林業、商業、観光等の振興費は、4億4,900万円で、経済部予算の20.7%総歳出合計のわずかに2%なのであります。経済の活性化等で税収増、自主財源増を目指そうにも、小回りのきくこの振興費予算の2%では、農家、ならびに商店街等の所得増を増やそうにも、なかなか効果的な手を打てないのが現状だと思えます。一般質問の中で、私を含めて実に21人中11人の議員の方々が、今の時勢、原油高、そしてエサ高による経営危機の打開のことで、また、ある議員は基盤整備のことで、またある議員は農業施策で、またある議員は観光の件で、またある議員は中心市街地の件で質問されています。予算額では、経済は10分の1の規模でありますけれども、21人中11人の方が経済のことで質問をされた。こちらは実に52%なのであります。このように本市に与える経済の影響は、図り知れないものがあると思えます。また、本当に市の経済に直結する農林商工振興費は、奈田さんの質問にもありましたけれども、本当に予算の中でわずか2%であるということも皆さんの頭の片隅に置いていただきたいと思います。これは、経済常任委員会の委員の皆さんの思いであり、総意でもあります。私もあと少しで経済委員会を変わるかもしれませんが、来年度の予算施策に対して、経済部の特に有効なる振興費の増額と、経済政策重視を微力ながらバックアップしていきたいと思っています。何といっても税金を納めるのは総務でも、文厚でも、建設でもありません。経済部が、経済部

管轄なのであります。もう一度言います。何といたっても税金を納めるのは、総務でも文厚でも、建設でもありません。経済なのであります。そういう観点からして、市の経済の活性化のために、また自主財源増のため、今後の経済振興、特に農林振興費、商業振興費等を予算アップが必要と思いますが、どのようにお考えか質問をいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） ただいま議員、仰せのとおりでございます。当然、本市の機関産業は経済でございます。農林業振興を含めて、いろんな経済活動の活性化が必要でございます。当然そのような中で、必要なものから重点的に予算配分はいたしておりますけども、その中でも主要でございます、基幹産業でございます産業の振興のほうには、重点配分をしていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 答弁書がないのに大変だったと思いますけれども、やはりこの菊池市を支えているのは経済であります。金がなくて何もできません。そういう観点からいたしまして、経済部の予算配分、そしてまた施策を十分にお考えいただきたいと思っております。

次に食の安全について移りたいと思っております。一連の中国製ギョーザ中毒事件について質問をいたします。

中国製の食の信頼が、また大きく揺らいだ。1月30日発覚した「冷凍ギョーザ事件」による食中毒事件、殺虫剤が検出され健康被害を訴える人が続出。商品は店頭から消えた。皆さんは中国ギョーザを食べますか、私は食べません。最初の異変は1カ月前、行政機関や業者の連帯の悪さで被害が拡大した側面も、なぜもっと早く知らせてくれないのか。置き去りにされた我々消費者の不安と不信は、一気に高まった。死ぬかと思った。中国製ギョーザで食中毒、体が震え意識を失う。中国製ギョーザによる食中毒事件で検出された有機リン系殺虫剤「メタミドホス」は、130ppmと基準の約100倍から400倍の高濃度だった。熊本県内では2月1日までに、ギョーザなどを食べて体調不良を訴えた消費者が、実に46人となった。この菊池市の50歳代の女性は、購入した「ひとくちギョーザ」1パックを1月29日、20代の長男と半分ずつ食べた後、腹痛や下痢の症状が出た。このように、身近な地域でも発生していることを考えると、人ごとではない事件なのであります。

また、全国の食品輸入検疫で違反があった食品が1,530件に挙がり、このうち中国は530件と34%もあった。違反内容別に見ると、残留農薬では中国が延173件で、添加物でも中国が105件と最も多く検出された。こういうことを踏まえ、世論調査の結果「あなたは中国産食品に対して、不安を感じますか」という問いに「多いに不安を感じる」69%、「ある程度不安を感じる」25%、実に94%の人が不安を感じています。そんな中で外食も給食も原産地を確認し、国産に切り替えるなど対応に苦労されています。そんな中、この菊池市民の方々も中国産食品に対して、大変不安を持っておられると思います。

そこで市はこういった事態に対して、保育園、小・中学校も、また老人福祉施設での食事等、中国産等の輸入食品等のチェックなり指導は、どのようにしておられますか、お伺いをいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 本年、平成20年2月1日に各新聞社より、兵庫県、千葉県におきまして、有機リン中毒の疑いのある事例が発生し、両事件ともJTフーズ株式会社が中国から輸入した冷凍ギョーザを食したことが原因との報道がございました。事件発生時に食された商品は冷凍食品「手包みひとくち餃子」及び冷凍食品「手作り餃子」でありまして、すぐに市内保育園21園に対しまして、食品の安全確保のお知らせと、中国製冷凍加工食品の給食使用についての調査を行ったところです。調査の結果、中国産冷凍ギョーザにつきましては、21園とも給食での使用はございませんでしたが、中国産の冷凍シューマイにつきましては、1園で1月に1度だけ使用したとのことでした。ただ、健康被害等はありません。そのあと、熊本県から食品の安全確保等、中国産冷凍ギョーザが原因と疑われる健康被害、事例などについての通知がまいりましたので、各園に配布し食の安全について、再度注意、喚起を行ったところでございます。また、養護老人ホーム、特別養護老人ホームでございますけれども、中国産、冷凍ギョーザ等は使用していません。なお、食材の購入におきましては、献立表と業者からの納品書を確認しながら1品ごとに品質、鮮度、量、品物の温度等の検品作業を実施しております。その際、生鮮食料品につきましては、特に見た目と触った状態での確認作業を重視しています。また、加工食品につきましては、納入時の温度、原材料、賞味期限、産地をはじめとしたパッケージ等の曜日と表示をチェックして納入し、随時記録を取っております。なお、検品終了後は納入されました野菜を生のままの状態ですぐ50gずつとり、他のものと混じらないよう1つ1つ包んで密封し、マイナス20度以下で2週間保存をし、食の安全管理に努めているところでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 私のほうから、学校給食における状況についてお答えしたいと思います。去る1月末のマスコミ報道に対しまして、早速2月1日付けで市内の自校方式給食を行っている13校、及び2つの給食センターに対しまして、厚生労働省がリストアップしました88の製品について、その使用の有無、及び使用した場合の健康被害の有無について調査を実施いたしました。結果につきましては、その使用はありませんでした。よって被害もありませんでした。

以上です。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 多分、大丈夫だとは思いますが、実際には納入業者が納入しているわけでございます。抜き打ち検査とか、たまには現場チェックもよければしていただきたいと思っております。それから、中山議員、奈田議員が質問をされましたけれども、そういう意味で最近の日本の消費者は輸入食品ではなく、なるべく自分に近い生産地の食品を選択して、その品質管理に目を光らせることで安心感を得たいと考えているそうでございます。そういうことで、今後、学校給食、福祉施設等の食事は安心・安全で、顔の見える地場産食料による地産地消が、食育という観点からも大変大事なことであると思っております。

これはもう答弁をされていますので、簡単をお願いします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっているのは、議員ご案内のとおりであります。地域で取れた農林水産物は新鮮だけではなく、生産者の顔が見えやすく安心ということもあります。市としましては、現在も地産地消を推進していますが、これまで以上に各施設の給食等に使用する食材は、地産地消を推進してまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 国民の食生活の6割を海外から輸入食材に依存している状況のもと、学校の給食におきましても、その素材としての中国産の冷凍野菜や乾燥野菜の使用については、まだ具体的な調査をしておりませんが、キクラゲやザー

サイなどの一部の食材の使用はあるかと思われます。食の安全につきましては、国民的課題であり、また学校給食だけでは解決できない問題でもありますが、今ありましたように、地産地消や食育の促進の観点からも、今後、学校給食用食材の購入につきましては、その産地や食品表示を十分確認する体勢を整え、安心・安全の学校給食の確保に努力しているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） ありがとうございます。なるべく、自分に近い生産地の食品が安全でございますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

次に公共施設の利用について質問いたします。

健康な心と体をつくり、保つために地域の人が仕事の後にナイトスポーツを楽しむにしておられます。お金もあまり掛からないし、健全な過ごし方であります。七城には、ナイター照明施設は七城総合グラウンド、七城 これは芝生総合グラウンドですかね。七城小学校グラウンド2面あります。駐車場も十分あり、広くて水はけがよく、菊池市内においても最も評判のいいグラウンドであります。しかし、七城地区にはこのようなグラウンドはあっても、ナイター使用の規制が厳しく、年間の半分も利用できない現状であります。他の菊池、泗水、旭志がうらやましい限りであります。ナイター使用も合併した今でございますので、他市町村並みになったらいいと思いますけれども、使用規定も均一にするべきだと思いますが、そこで質問ですけれども、この七城総合グラウンド、七城小学校グラウンドの整備は、いつ、どのぐらいの工事費でできたのか。2、総合グラウンド、七城小学校グラウンドの双方のナイター照明施設は、いつ、どれぐらいの工事費でできたのか。これが一番大事なことですが、七城総合グラウンド、また七城小学校グラウンド、正確には七城芝生公園広場でございますけれども、ナイター使用の規定はどのようになっているのか。以上、3点をお答えください。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 菊池市への七城総合グラウンドの整備におきましては、昭和44年に整備を行い、工事費が1億1,000万円でありました。また、平成10年に改修を行い、工事費が6,400万円でございます。ナイター建設につきましては、昭和53年に竣工いたしまして、工事費は1,700万円を要しております。また、本年度はバックネット改修工事を行い、ソフトボール4面が使用できるようにいたしました。

次に七城芝生交流広場につきましては、平成11年に工事費1億3,200万円かけて整備を行っております。また、平成17年にナイター建設を行い、工事費が4,300万円であります。ナイター使用の規定につきましては、まず七城総合グラウンドの照明使用禁止期間がございます。これは農作物等への影響を考慮して、2月、3月、6月及び9月1日から9月15日まで使用禁止となっております。使用時間は午後10時まででございます。

次に七城芝生交流広場の照明使用禁止期間は、7月25日から8月末日までであり、使用時間は午後9時までとなっております。理由は、先ほどと同じ理由でございます。

以上です。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） グラウンド整備とナイター照明施設代合わせて、4億円ぐらいのお金を投入しているわけでございます。そして、またその4億円もかけた施設に年間半分ぐらいしか使えない、そしてまた小学校のグラウンドも午後9時までの使用となっております。ソフトボールとか野球をする場合、8時ぐらいに集まってやりますので、ほとんど、そこは使用しづらいという状況でございます。多額の金額を使い非常にグラウンドはよくても、このような使用規定で使用できなければ、誠にもったいないし七城の、最近では菊池、他の市町村からの利用者もありますが、七城の若者、またスポーツ愛好者にとっては大きなマイナスであります。今までは、ソフトボール、野球、陸上等の試合、練習で使用していましたが、最近ではよくサッカー等が学生、若者、愛好者で使用している状況です。使用規定がこんなに厳しゅうございますので、厳しくなかったら、もっともっと有意義に使用するでありましょう。七城地区の若者、スポーツ愛好家が不敏でなりません。両方とも利用しやすいように努力してほしゅうございます。

そこで質問ですけれども、両方は無理かもしれませんが、総合グラウンドなどは、ナイター施設ができて何年かは聞き損じましたけれども、20年ぐらい経つと思います。使用規定は、半分ぐらいしか使えない不便なまま手付かずの状態でございます。合併しましたので、合併を機に菊池、泗水、旭志なみに年間を通じて使用できるように努力してほしいと思いますけれども、お考えをお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 七城総合グラウンドのほうは、議員が紹介されましたように大変水はけもよく、地域住民の方ばかりでなく、年間約2万人の方々に利用されて

おります。夜間のナイター利用者も大変多く、地域のスポーツ振興の拠点として有効に利用されております。しかしながら、グラウンド周囲がほとんど水田であるために夜間照明による農作物への影響から、昭和63年2月に関係区長との申合せ書により、年間使用禁止期間について設けてあります。先に申し上げましたとおり、2月、3月、6月及び9月1日から9月15日までと定めてあり、約3カ月半でございます。議員お尋ねの、年間を通じて使用できないかということにつきましては、この使用期間につきまして、これまでの経緯から申し合わせ事項を尊重しなければならないと思いますので、慎重に対応させていただきます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） もう質問するつもりはございませんでしたけれども、慎重に検討させていただきますということは、使用に関して、その使用できるような努力はなさるのか、なさらないのか考えるだけでは何もなりません。この20年ぐらい手付かずの状態でありましたので、やはり、また農作物の被害も、今はあまり出ていないようでもございます。そういう観点からしまして、やはり前向きに努力して欲しいと思いますけれども、ご答弁をお願いします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 先ほど言いましたように、慎重に対応させていただくと申し上げるのは、やはり申合せ書というのは、本当に尊重しなければならないと思います。したがって、今後申し合わせは、各関係区長さんとしておりますので、協議をしてみるという努力はしたいと思いますが、その結果というのはどうなるかわかりませんので、慎重に対応すると申し上げたところでございます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） 言葉も、努力はと言いますと非常によろしくございますけれども、ご努力よろしくお願いいいたします。

続きまして、県道の整備について質問をいたします。

現在、菊池市では道路改良を促進する組織、改良期成会と称するものが菊池市で7路線あるともことでございます。その中の1つ、県道辛川鹿本来民線は名前のとおり、菊陽町の辛川地区から鹿本町、来民を結ぶ通学、通勤、通院、買い物、産業、交通等に利用されている県道の基幹道路であります。七城の林原から新ルートの内島、元村、上橋田、下橋田地区がまだ未整備であります。上橋田、下橋田、元村、

林原の地区はこの線の改良が進まないと、通勤時に非常に交通量も多く、路幅も大変狭まうございます。このため、児童の登下校が大変危険でありますし、心配でもあります。また、ラッシュ時には車も大変混雑しております。以上の状況でしたので、旧七城町でも早くから改良期成会を立ちあげ、県に要望をしまいいりました。お陰で鹿本地区の川南地区お隣であります、素晴らしい県道が出来上がりました。が、その後は、県の財政が大変厳しいということで、なかなか進まない現状であります。しかし、何といたっても通学路として大変危険でもありますし、地元住民の方々は、市の努力で早急なる着工を切望しております。この辛川線の現在の進捗状況と今後の見通しについて、ご見解をお願いします。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） お尋ねの県道辛川鹿本線の進捗状況につきましては、市道の橋田大尺線との交差点につきましては、交差点改良が平成16年度に実施されたところでありまして、現在、既に信号機の設置が完了し、近々共用開始の予定であると聞いております。県では、山鹿市、鹿本町側からの改良工事がほぼ完成に近いことから、下橋田地区地先から、市道走った大尺線の交差点までを早く完成させたいとのことで用地交渉を実施し、下橋田校区の改修工事に取り組む予定であるとのことでございます。今後とも菊池地域、振興局の土木部、並びに地元の県道辛川鹿本線改良促進期成会の皆さま方の協力を仰ぎながら、この路線の早期完了のために、完成のために事業推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

（坂井正次君） どうも、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。

議長（北田 彰君） 以上で一般質問を終わります。本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は3月27日午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れ様でした。

散会 午後15時51分

平成20年第1回菊池市市議会定例会

議事日程 第5号

平成20年3月27日(木曜日)午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程(第5号の追加1)

- 第1 議事第1号 議会改革検討特別委員会の設置について
第2 決議案第1号 菊池市安心・安全都市宣言に関する決議
上程・説明・質疑・討論・採決
第3 議案第52号 平成19年度菊池市一般会計補正予算(第11号)
上程・説明・質疑・討論・採決
第4 議員提出議案第1号 菊池市中小企業振興基本条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
日程第3 議事第1号 議会改革検討特別委員会の設置について
日程第4 決議案第1号 菊池市安心・安全都市宣言に関する決議
上程・説明・質疑・討論・採決
日程第5 議案第52号 平成19年度菊池市一般会計補正予算(第11号)
上程・説明・質疑・討論・採決
日程第6 議員提出議案第1号 菊池市中小企業振興基本条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決



出席議員(27名)

1番 東 裕 人 君
2番 泉 田 栄一郎 君
3番 森 清 孝 君
4番 藤 野 敏 昭 君

5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健容	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	栃原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君
23番	境	和則	君
24番	北田	彰	君
25番	外村	國敏	君
26番	徳永	隆義	君
27番	横田	輝雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男	君
副市長	村上建二	君
収入役	高本信男	君
総務部長	緒方希八郎	君
企画部長	石原公久	君
市民部長	村山隆	君
経済部長	稲葉公博	君

建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	平野國臣君
旭志総合支所長	水上泉君
泗水総合支所長	上林正章君
市民部総括審議員	大場美範君
企画部首席審議員	鳥井修君
財政課長	川上憲誠君
教育長	田中忠彦君
教育次長	山口正司君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	後藤定君
農業委員会事務局長	五島千秋君
監査委員事務局長	田島伸正君

事務局職員出席者

事務局長	樋口昭彦君
議事課長	永田哲士君
議事係長	上田敏雄君
議事係主事	本田昇君

午前10時00分 開会

○
議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○
日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 日程に従いまして、日程第1、去る3月12日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第3号から議案第51号まで、及び請願第1号から請願第2号まで、並びに陳情第1号の52案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、工藤恭一君。

[登壇]

総務常任委員長（工藤恭一君） 皆さん、おはようございます。総務常務委員長の報告を申し上げます。

今定例会で総務常任委員会に付託されました案件は、条例4件、予算2件、請願1件でありました。4日間にわたり現地調査も行い、慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

まず、議案第3号、菊池市企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について申し上げます。本条例は、法改正に伴い市独自の緑地面積及び環境施設面積の比率を緩和できるようになったために制定するもので、緑地面積や緩和を図ることにより、既存工業の再生、活性化、企業の積極的な設備投資や企業立地を促進するために行うものです。

次に、議案第8号、菊池市議会議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本条例は、平成19年12月21日、特別職報酬等審議会に議会議員の報酬及び市長、副市長、収入役の給料の額について諮問し、1月23日に3回の審議を経て

答申を受け、今回提案されたものであります。内容としては、合併前の旧菊池市議会議員の報酬額が妥当であるとの答申を受け改めるものです。答申では、改正の理由が平成17年度の答申と同様であったのに、平成18年度の答申は、それを今回引き上げとなっているが、その理由について質疑があり、平成17年度の答申を受け議会に提案した結果、本会議で否決された経緯があり据え置くことになったが、その後、定数も28名と減り、活動範囲が広がったなど十分考慮されたものであるとのことであります。市は厳しい財政状況で、新庁舎建設など主要事業は凍結されているが、その辺の財政意識など説明されたのか、審議がされたのかとの指摘があり、財政に関する資料は提出して担当課より説明している。その中で協議され、旧菊池市並に引き上げるとの意見が多数を占めたとの回答でありました。市長からは、公平公正な立場から審議されているので、余談を与えないとの観点から、資料提出に慎重に対応し、必要な資料を提出したとのことであります。

次に、議案第9号、菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。国家公務員の育児休業制度の見直し及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。主な改正の内容は、育児休業した職員の職場復帰した場合の給与の調整を改めるものであり、併せて文言の整理を行うものであります。改正前は育児休業した期間の2分の1が勤務したものとみなしていたのを、改正後は、育児休業した全期間を勤務したものとみなすものであります。

次に、議案第10号、菊池市技能職能職員の給与は、種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。改正内容は、養育のため部分休業できる職員の子の年齢を引き上げるもので、3歳に満たない子を小学校就学の式に達するまでの子に改めるものであります。

次に、議案第25号、平成19年度菊池市一般会計補正予算の付託分ですが、ほとんどの事業が事業の確定による減額ですが、歳出では人事管理費のうち、3,270万円の追加が旧町村の職員の退職9名分に対し、特別付託金として熊本県市町村退職手当組合に負担するものであります。歳入の主なものでは、市税のうち固定資産税9,247万4,000円の増が償却資産等の確定によるものであります。国・県支出金及び市債の減は事業確定による減、財政調整基金繰入金は、3億239万3,000円の減は、歳出確定により財源調整に伴う繰入金の減のことでした。議案第36号、平成20年度菊池市一般会計予算でございますが、主な質疑では、行政改革を進めるにあたって、今後の課題はどのようにとらえているかとの意見に、行政改革大綱を基本とし、市民の立場に立ってサービスが低下しないように推進していくべきであり、経費削減と共に新たなサービスの方向性を見いだし、

改革していくことを基本としているとの答弁でありました。歳入の主なものには、市税で50億9,178万4,000円は、対前年度比3.4%の伸びであることでした。その主な要因は、法人住民税新築に伴う固定資産税、設備投資による償却資産税の増によるものとのことでありました。地方交付税は、1億5,000万円の増で、その要因は、地方再生対策費の創設により、需要額の算入によるものであるとのことでした。繰入金は、15億2,689万円のマイナスで1.6%、国・県支出金も前年より2億6,827万円の減となって、補助事業の減によるものとのことでありました。市債では、21億9,075万円で辺地対策事業債の増が主なものでした。歳出では、総務費27億9,804万円で、0.5%伸びとなっていて、要因は、立地企業2,000に対し、8,168万円の交付するとのことでありました。公債費では、31億8,805万6,000円で、5.2%の伸びとなっていますが、公的資金補償金免除繰上償還4,971万2,000円が主な理由とのことでありました。

次に、請願2号、菊池市畜産堆肥化施設等に係る固定資産税の減免に関する請願についてでございますが、現在、堆肥施設については、5年分に限り半額の減免が施行されていますが、5年間の期間が終了した施設についても引き続き減免してほしいとの内容であります。

以上、慎重に審査いたしました結果、議案第3号、議案第9号、議案第10号、議案第25号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第8号、菊池市議会議員報酬及び費用弁償の一部を改正条例の制定については、厳しい財政状況であり、議員定数問題と一体となって検討すべきで、反対であるとの反対意見に対し、今後の議会の活性化のため賛成であるとの討論がなされ、挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、平成20年度菊池市一般会計予算の付託分については、新庁舎建設基金積立金について反対討論がありましたので、挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号、菊池市畜産堆肥化施設等に係る固定資産税の減免に関する請願については、現行制度で5年間に限り半額の免除が施行されており、今後も新しく施設を設置した場合は減免されること、5年間の減免を終了した施設を継続することは、他の経営体と比較して公平性に欠くことなどの意見が多数を占め、採決の結果、賛成少数で不採択とすることに決定しました。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

文教厚生常任委員長（木下雄二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。本委員会に付託されました案件は、予算関係 15 件、議案条例関係 11 件、陳情・請願 2 件であります。現地調査も行い、慎重に審査をいたしました。

はじめに、議案第 4 号、菊池市地域福祉計画策定委員会条例の制定について及び議案第 5 号、菊池市障がい者計画等策定委員会条例の制定については、それぞれ執行期間の補足機関として設置する委員会、協議会については、条例で定める必要があるため制定するものであります。

また、議案第 11 号、特別職能職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議案第 4、5 号に関連して委員の報酬及び費用弁償の一部を改正するものであります。

次に、議案第 6 号、菊池市環境基本条例の制定については、基本理念ではありませんが、環境問題、地球温暖化問題は市の基幹産業である農林観光業にも影響を及ぼします。制定後は、行政・事業者・市民が一体となって取り組むべき課題であります。委員より、現在の開発業者に対する抑止力はあるのかとの質疑に対して、勧告及び公表等によって対応していくとのことであり、罰則については、条例にそぐわないとのことでありました。いずれにしても、市の豊かな自然の保全と創造を図るために、今後早急に環境基本計画の策定を行い、その実地に努めるようお願いをいたしました。

次に、議案第 7 号、菊池市後期高齢者医療に関する条例の制定についてですが、4 月 1 日より 75 歳以上の方は、年金から一部差し引きされるなど、新しい医療制度が始まりますので、対象者の方には既に通知等されているとのことですが、さらなる周知をとの意見がありました。

次に、議案第 12 号、菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定については、七城町放課後児童育成クラブの開設により制定するものですが、関連して議案第 49 号、公の施設の指定管理者の指定において、本育成クラブを指定するものであります。

次に、議案第 13 号、菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、医療費の一部負担金が 3 歳までで 2 割負担であったものを、6 歳まで引き上げとする一部改正であります。

次に、議案第 14 号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、昨年までの介護保険料の激減緩和措置の 1 年間継続であ

ります。

次に、議案第15号、菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第16号、菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定については、それぞれ学校教育法の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号、菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第24号、菊池市七城芝生交流広場条例の廃止については、社会体育施設であったものを、学校施設として所管変えするものであります。

それに伴い議案第19号、菊池市立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本条例の施設使用料表に七城小学校運動場を加えるものであります。

次に、議案第18号、菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定については、市営ゲートボール場の移転により、住所の変更を行うものであります。

次に、議案第25号、平成19年度菊池市一般会計補正予算ですが、議案の審査の過程で論議されました概要について申し上げます。市民部関係では、時間外勤務手当等の各種手当、介護給付事業や児童扶養手当給付などの扶助費の補正、緊急通報体制等整備事業や各種健診業務、ごみ処理委託料の補正など合わせて、総額約1億4,600万円の減額補正となります。教育委員会関係では、人件費の減額に伴う各種手当の補正、奨学資金貸付金の補正、幼稚園就園援助補助金の補正、泗水公民館空調設備工事入札残の補正など合わせて、総額約6,700万円の減額補正となります。

次に、議案第26号、平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第27号、平成19年度菊池市老人保険医療事業特別会計補正予算、議案第28号、平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算については、それぞれ医療費の支出推計及び各拠出金、返納金の確定による補正であります。

次に、議案第34号、平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算の主なものとして、つまごめ荘第3期事業費確定による工事請負費、備品購入費の入札残の減額補正であります。

次に、議案第36号、平成20年度菊池市一般会計予算については、審議されました主なものについて報告をいたします。高齢者福祉建設室の公有財産購入費は、旧菊池市時代からの長年の懸案でありました、老人福祉センターの土地購入費であります。委員より、現在市が取り組んでいる中心市街地活性化事業との関連についての質疑があり、基本計画に都市福利施設整備事業で老人福祉センターの建設が主な事業として記載されており、市の対応に対しての指摘もありました。また、価格についても質疑があり、今回の土地は坪8万5,000円となっており、市の現状

から特にヨーカドー跡地の本年2月末の売却価格は、坪約5万5,000円との情報もあり、今後の交渉については慎重に対応されるよう指摘いたしました。同じく旭志老人憩いの家の改修費については、これまで建設委員会で審議されておりましたが、今回文厚委員会に付託されました。新市建設計画まちづくり交付金事業に基づき施工するもので、隣接グラウンドとの生きがい健康づくりの交流拠点施設であり、旭志新明地区「やさしさとふれあうほたるの里」を建設するとのことでもあります。

次に、塵界処理費のごみ収集委託料について、委員より泗水地区のごみ収集委託が他の三地区より高額ではないかとの意見があり、執行部から泗水地区のごみ分別が異なるので、収集回数が増えるためであるとのことでした。

次に、教育総務費、土地建物鑑定委託料は、青果市場跡地の委託料で、委員より隈府小学校・第一幼稚園の駐車場の整備に、児童の安全確保、または将来の学校統合も含め、早急に対応されるようお願いをいたしました。同じく、スクールバス運行委託料については、委託料の入札価格の問題、保護者との要望の問題、特に運転手の再雇用は、9名のうち5名が希望していたが、2名しか決定していないとのことであり、今後も委託をしたからといって任せっきりになるのではなく、しっかり監督をして、安全面については注意するよう強く要望をいたしました。

次に、教育振興費、奨学資金貸付金は、打出氏の基金を活用し、市の先行から外れた申請者に対して、5名から10名に貸し付けるものであります。

次に、保健体育費、ジュニアスポーツ育成ゆうり基金補助金は、プロゴルファー不動裕理選手の寄付金による基金であります。委員より、今回初めて取り崩すのであれば、市民にもアピールし、できればゴルフ関係者を対象に活用すべきであるとの意見が出ました。

次に、予防費の予防接種扶助費で、委員より、乳幼児インフルエンザの予防接種について、他市町村と比較して決して低い補助ではないが、少子対策等の目玉として、市独自の補助を検討してもらいたいとの意見がありました。

次に、議案第37号、平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算、議案第38号、平成20年度菊池市老人保険医療事業特別会計予算、議案第39号、平成20年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第40号、平成20年度菊池市介護保険事業特別会計予算については、委員より、今後少子高齢化がさらに進み、医療費の増加が予想されるので、若い世代からの啓発活動を行い、医療費抑制に努めてもらいたい。併せて、収納対策の強化も必要との意見がありました。

次に、議案第46号、平成20年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算については、第3期工事終了し、ユニット型によってホテルコストが負担増となるので、

これまでも家族会には十分説明はしてあると思うが、より丁寧な対応をされるようお願いをいたしました。また、施設が2.3倍となることで、清掃委託料や燃料費等が昨年度予算と比較して増額計上してあるが、各職員が意識してコスト削減に努めてもらいたいとの意見がありました。

以上、論議されました主な点であります。本委員会に付託されました議案につきましては、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願第1号、医師・看護師の増員と国立病院の廃止・縮小に反対し、存続拡充を求める請願書は、請願の趣旨を踏まえ慎重に審議いたしました。各委員より陳情の趣旨は十分理解できるが、国の政策であることから、本委員会にはなじまないとして不採択といたしました。

次に、陳情第1号の障がい児保育の充実と地方交付税措置の拡充の要望についてであります。障がい児に対する社会的支援の必要性と、保育士及び各園の取り組みや実情を考え、全会一致で採択をいたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。文教厚生常任委員長の報告を終わります。

議長（北田 彰君） 次に、経済常任委員長、坂井正次君。

[登壇]

経済常任委員長（坂井正次君） 第1回定例会経済常任委員長定例会の経済常任委員長の報告をいたします。

今定例会で経済常任委員会に付託されました案件は、条例1件、予算2件、議決案1件であります。現地調査も行い、慎重に審議を行いましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告をいたします。

まず、議案第20号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定については、当該施設にある南プールについて、市外利用者の使用料を、市内利用者の使用料の倍額とすることを規定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第25号、平成19年度菊池市一般会計補正予算案中付託分について申し上げます。今回の補正は、各款項にわたり事業の確定に伴う事業費の追加・減額等の調整を行うものであります。主な質疑は、款5、農林水産業費の担い手育成対策奨励金について、新規収納者を当初10人で計上していましたが、17名おられたということで、今回7名分の増額予算。また、結婚祝金を当初8名で予算計上していましたが、5名だったということで、3名分の減額予算を計上しております。ちなみに、商工業者の新規就労者に対しても、同じように毎年助成金を予算計上しております。この担い手育成対策奨励金に関連しまして、現在農家では嫁不足が深

刻な状態にあるため、その対策を行う係を新設してほしいとの意見や、また、出会いの場となるようなイベント等を企画していただき、その中に農業体験等を取り入れ、農業の良さが伝わるようなものを実施してほしいとの意見がありました。執行部より今までもイベント等を企画してやってきたが、なかなかうまくいかなかった。しかし、今後は何らかの対策を考えていく必要があるのではとのことでした。ほかに、県営花房北部地区での補助整備事業について、委員より、毎年梅雨期の時期になると、同じ箇所が崩れて何遍も復旧工事を行わなければならないために、かなり受益者に負担が掛かっているし、もう少し設計の段階でしっかりした調査を行い、業者にその結果を伝え指導してほしいとの意見がありました。執行部より、補助整備の工事関係については県事業であるため、県にしっかりと伝えるとのことでした。

次に、議案第36号、平成20年度菊池市一般会計予算中付託分について申し上げます。主なものは、地籍調査費の予算に関連して、平成20年度の事業計画の説明を受け、亘の一部0.47kmと藤田・木庭の一部2.05kmの測量を計画しているとのことでした。委員より、中山間地においては、年配の方がおられるうちに調査を進めなければ境界がわかる人がいなくなる恐れがある。また、地籍調査費は国が50%、県が25%の補助がある予算を増額し、早急に進めてほしいとの意見がありました。執行部より、平成20年度は、21年度から本格的な測量に入るため、その事前調査を行う等の準備段階であり、21年度からは、事業費を大幅に増やしていきたいとのことでした。ほかに、款6、商工費の四季の里・旭志出資金3,000万円について、平成19年度の2月期において、運転資金不足に陥っている状況にあり、20年度においては、増資なくしては運営が不可能な状態であるがために、運転資金として出資をお願いしたいとのことであり、経営改善計画書や決算報告書の説明を受け、慎重に協議を重ねました。委員より、今回出資金を出しても、また出資することになるのではないかと意見がありましたが、執行部より今後はコンサルタント等を活用し、どのように経営をしたらよいか、しっかり検討していくとのことでした。また、今後は、健康づくりや老人福祉及び小中学生の課外授業にも当施設を活用してもらうよう計画していきたい。ほかにも老人会や区長会などの各種団体にも利用してもらうように、積極的に申し入れていくとのことでした。委員からは、地元の方から使っていただければ長続きは絶対しない。今後は、より多くの地元の方に当施設を活用してもらうように、周知の徹底や申し入れを積極的に行っていきたいとのことでした。

また、委員会より、執行部に対して、5つの申し入れを行いました。1つ目に、当委員会に毎月、状況報告を行っていただきたい。2つ目に、提出された経営改善計画書について、見直しを行い、熟度を高め再度報告していただきたい。3つ目に、

各第3セクターとの連携強化を積極的に行っていただきたい。4つ目に、国道325号沿線に看板を設置し、広くPRに努めていただきたいとの意見がありました。執行部より、毎月の状況報告によって、収支及び集客の状況等を委員会に毎月報告していくとのことであり、経営改善計画書の見直しについても、集客のための具体的な手法や健康増進及び高齢者福祉の取り組みを盛り込んだ計画になるよう見直すとのことでした。

また、第3セクターとの連携についても、毎月行われている第3セクター連絡協議会と連携を強化し、第3セクターとの連携を強化していくとのことであり、国道沿いへの看板設置についても、看板を国道に設置することはいろいろ制約はあるが、設置に努めてまいりたいとのことでした。

最後に、委員より、今後2年間において経営を改善できない場合、閉鎖する考えはないかとの質問がありました。執行部より、毎月の状況報告の際に、経営状況を見ながら、指定管理者の公募も視野に入れた上で、委員会と協議を重ね、閉鎖することにならないよう最大限努力していくとのことでした。

ほかに、一般質問でも多くの方からありました、原油価格及び飼料価格高騰に対する対策については、委員会から市独自の対策の実施を強く求めました。市長の一般質問の答弁でも、積極的に支援していくということでありましたように、執行部からは、平成20年度で新しい制度の協議を農協や商工会等と進めてまいり、経済部としても積極的に支援していきたいとのことであり、その対策について、委員会と協議していくとのことでした。

次に、議案第48号、財産の処分については、12月定例会において、七城町土地改良区から土地を取得した分を、そのまま熊本組合飼料株式会社へ売却するものです。売却後は畜産の飼料基地として利用されます。

以上、付託されました議案につきまして、全議案とも討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願いを申し上げながら、経済常任委員長報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、建設常任委員長、樋口正博君。

[登壇]

建設常任委員長（樋口正博君） おはようございます。

平成20年度第1回定例会、建設常任委員長報告をさせていただきます。ご報告をいたします。

本定例会において、建設常任委員会に付託されました議案は、条例案3件、補正予算案7件、当初予算案7件、議決案件2件の計19件であり、その審査の主なも

のについてご報告をいたします。

まず、議案第21号菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、市営住宅永南団地4棟8戸の合併浄化槽使用料について規定するものであり、合併前より泗水地区特環、農集との料金統一の経緯より基本料1,500円と入居者1人当たり500円の料金設定をするための条例改正との説明がありました。

議案第22号、菊池市浄化槽市町村整備条例の一部を改正する条例の制定については、事業対象に自治公民館及び類似施設を加えると共に、使用料に6人槽、8人槽を追加するためであるとの説明がなされました。

次に、議案第23号、菊池市農業集落排水処理施設事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定については、七城北部・南部地区の加入負担金について合併後3年を経過し、他農集地域との料金統一を行うためとの説明がなされました。

委員より、今回の条例改正には理解を示すが、新菊池市全体の下水道、農集特環浄化槽の使用料金平準化を図るため、執行部においては再度検討委員会を立ち上げ再検討を行う。

また、議会においても委員会のみならず、全員での協議会を開催し、執行部との勉強会を行うべきであるとの意見がなされました。

議案第25号、平成19年度菊池市一般会計補正予算中付託分について申し上げます。今回の補正は、各款項にわたり、事業の確定に伴う事業費の追加、減額の調整を行うものであります。その主なものは、款7、土木費、項2、道路橋梁費、目2、道路橋梁新設改良費6,172万2,000円の減額で、委託料、西迫間寺尾線、ほか7路線の入札残。工事請負費、西郷橋水次線の道路改良について、国との河川協議が終了しておらず、平成20年度への予算の組み換えであります。委員より、項3、道路橋梁維持費のうち、公有財産購入費についての減額の理由について質疑がなされ、板井村中線・小野崎平島線カーブ幅員拡張について、2名の地権者より寄付の申し出があったために、用地買収費用の減額を行ったとの答弁がなされました。繰越明許費につきましては、お手元の議案集、その2、7ページに記載をしております妻越泗水線道路改良事業以下8件であります。

次に、議案第29号、平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算及び議案第30号、菊池市公共下水道事業特別会計補正予算については、事業確定における減額補正であります。

次に、議案第31号、平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてですが、事業確定によるものであり、七城泗水地区の新規加入による加入分担金、使用料の収入増により、一般会計繰入金2,081万8,000円の歳

入減額補正であります。

議案第32号、平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算について申し上げます。事業確定によるものであり、減額の主な要因としては、工事請負費7,497万8,000円の減額であり、合併浄化槽120基設置予定が60基に減ったということであるとの説明がなされました。委員より、昨年度に続き目標設置数に届かない原因はなにかとの質問に、個人申請の事業であるために対策が難しいとの答弁がなされましたが、委員より、地区初寄り総会等に参加し、もっと積極的に告知活動を行うべきであるとの意見がなされました。

次に、議案第33号、平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。農業集落排水の加入負担金並びに使用料の増加に伴い、一般会計からの繰入金を2,608万1,000円の歳入減額補正であります。

次に、議案第35号、平成19年度菊池市水道事業会計補正予算について申し上げます。事業確定によるものであり、減額の主な要因としては、工事請負費のうち、泗水桜山一区内の工事を下水道と同時施工する予定だったのが、下水道工事が開削工法から進水工法へと変更され、同時施工できなくなったため3,310万円減額したとの説明がなされました。

次に、議案第36号、平成20年度菊池市一般会計予算について申し上げます。款、土木費の予算23億9,465万3,000円は、主な事業として、土木課、市道33路線の道路改良事業費、維持課、36路線と旭志道の駅浄化槽工事、温泉送水計画設計委託料、菊池川水辺公園整備事業、ポケットパーク事業費、隈府中央線の街路事業に伴う建物補償、用地購入費等であります。主な質疑は、河川維持費1,068万2,000円の賃金に関して、これまでどおりシルバー人材センターに委託はできないかとの質疑に、センターよりお断りがあったとの答弁がなされました。委員より、他団体に依頼するのであれば、センターとの整合性や地元の意見に十分配慮し、発注を行うようにとの意見が出され、執行部より十分検討の上、発注をするとの答弁がなされました。

また、ポケットパーク事業については、全体構想の説明がなされました。委員より、全体事業を慎重に進めることや、温泉送水計画委託において、総延長1.2kmのレジオネラ菌対策、送水管洗浄について十分な分析と対策を講じるようにとの質疑がなされ、充分専門家と対策を検討するとの答弁がなされました。

次に、議案第41号、平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算について申し上げます。歳入予算総額は、歳入歳出それぞれ3億6,688万円とするものであります。

主な質疑は、塩素等各水道事業関係の薬品購入窓口を一本化し、より合理化を図

れないかとの意見に、執行部としても今後連携を深め早急に検討するとの答弁がなされました。

次に、議案第42号、菊池市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。予算総額は、歳入歳出それぞれ13億7,216万3,000円とするものであります。主な質疑は、浄水センター改修工事と並行して、合併後の区域見直しを行えないかとの意見に、設計委託業務の結論を見て、その後隣接地域に関しては見直しを行うとの答弁がなされました。

議案第43号、平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。予算総額は、歳入歳出それぞれ5億3,310万円とするものであります。桜山等の橋梁2,500mの測量設計委託料、管渠整備1,092m等が主なものであります。

次に、議案第44号、平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算について申し上げます。予算総額は、歳入歳出それぞれ1億6,601万円とするものであります。浄化槽120基の設置を予定するものであります。委員より、補正予算と同じく、今年度は必ず120基が達成できるよう徹底した普及活動を行うようとの意見がなされました。

次に、議案第45号、平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。予算総額は、歳入歳出それぞれ5億3,697万円とするものであります。

次に、議案第47号、平成20年度菊池市水道会計予算について申し上げます。予算総額は、歳入4億7,223万5,000円、歳出4億1,833万2,000円とするものであります。

次に、議案第50号、市道路線の廃止についてですが、市道延長及び基点・終点変更による2路線の廃止であります。

次に、議案第51号、市道路線の認定についてであります。3路線総延長4,825mを認定するものであり、基点・終点の変更、農道からの移管、県道からの移管によるものであります。

以上、3月19日の現地調査を踏まえ、慎重審議しました結果、建設常任委員会に付託されましたすべての議案に対し、委員全員一致で異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。建設常任委員長報告とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 以上で、委員長報告終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

隈部忠宗君。

[登壇]

(隈部忠宗君) ただいま各委員長からありましたけれども、総務委員長にお尋ねをいたします。

請願第 2 号の菊池市畜産堆肥化施設等に係る固定資産税の免税に関わる請願でございますけれども、総務委員会では不採択ということでございました。現在 5 年間の免税措置があり、引き続き減免を続けることは、他の経営と公平性を欠くというような報告がございましたけれども、どういう審議が行われたか詳しくお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長(北田 彰君) 総務常任委員長、工藤恭一君。

[登壇]

総務常任委員長(工藤恭一君) ただいま隈部議員のほうから質疑がありましたので、お答えいたします。

請願第 2 号の菊池市畜産堆肥化施設等に係る固定資産税の減免に関する要望に対してでございますが、これは 5 年間の減免をするということで現在行っております。それから、また、各議員から一般質問でも今の畜産の状況、その他いっぱい意見が出まして、原油高、飼料高というようなことがありまして、それから総務委員会の委員の方からも、何とか減免をしてくれないかという意見が随分出ました。けれども、これは税でございます、例えば 5 年間を免除してもう終わった人もおいでます。それから、これから始めようとする方もおいでます。それだから、この始めようとする方はこれから 5 年間、2 年前に始めてやられた方は、それがあと 3 年間というようなことございまして、これを例えば終わった方がこれからまた続けるということになりますと、今年始めた方は 5 年間、前の方は 10 年間が終わっても、またならば 8 年間、7 年間という具合に続くわけです。その不公平さというのがありますので、委員の方から随分とその意見が出ましたけれども、全員委員の皆様の意見を集約いたしまして、挙手によって採決いたしました結果、賛成少数で不採択となったわけでございます。

以上でございます。

議長(北田 彰君) 隈部忠宗君。

[登壇]

(隈部忠宗君) 再質問いたします。

ただいま委員長のほうから報告がございましたけれども、この減免措置につきましては、旧旭志村では平成 12 年度から、それから、旧泗水町では平成 8 年度から

減免措置が講じられております。旧菊池市は、平成13年度からでございます。旧七城町におきましては減免規制がなかったため、合併前に旧七城町では減免措置はございませんでした。このように、それぞれ旧町村間で誤差がありまして、合併してから引き続き行われたものでございます。請願の理由でもありますように、非常に畜産情勢はかつてない危機状態にございます。一般質問でも8名の議員さん方、議員から角度を変えて質問がありましたけれども、私たちのこの菊池市は、県下で最も畜産が盛んな所でございます。そういう盛んな所の隣接市町村の状況を見ますと、合志市が5年間全額免税になっております。菊陽町が、これも5年間の全額減免です。大津町は財政が豊かなこともありまして、10年間の全額免税というようなことになっておりますけれども、委員会でこういう畜産情勢の厳しい現状、あるいは隣接市町村の状況等は審議されたかお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 総務常任委員長、工藤恭一君。

[登壇]

総務常任委員長（工藤恭一君） お答え申し上げます。

合併してからという、今、隈部議員からの質疑でありますけれども、合併前にやって、そして合併後、七城町はそういうお話でございますけれども、委員会の中では、それはもう今までやってきたから、これからつくられる方は、これからは減免していく。これまでつくってこられて残っておる分は、そのままやるということで、それを全部を、今年20年度の4月からということは、話は委員から話は出ましたけれども、それではやっぱり不公平性があるということで不採択となったわけです。以上でございます。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

（隈部忠宗君） 他の隣接市町村との比較はされたかということについてお伺いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務常任委員長、工藤恭一君。

[登壇]

総務常任委員長（工藤恭一君） お答えします。

各町村の資料もいただきまして、いろいろ検討いたしましたけれども、やっぱり税のことでございますから、これはやっぱり不公平が生じてはいけないということが全員、全員と申しますか、結局、挙手によって採決いたしまして、そういう決定したわけでございます。

以上でございます。

[登壇]

(隈部忠宗君) 質問でございますので、終わらせていただきます。

議長 (北田 彰君) 山瀬義也君。

[登壇]

(山瀬義也君) おはようございます。

今の隈部議員から質疑がありましたように、私も請願の2号、工藤総務委員長のほうにお尋ねいたしたいと思いますが、先ほど隈部議員のほうも質疑があったように、本市は日本一の畜産の市なんですね。300億円の農業売上高の生産高の214億円を畜産で占めているわけなんですね。ですから、私は、これは可決されているもんだという、びっくりいたしました。その中で不採択ということでございますからですね、先ほど隣接の市町村の状況、隈部議員のほうから言われましたけれども、私は、うちばかりなんですね、5年間の2分の1を減額というふうな、減免ということをですね、よその市町村は、固定資産税については全額減税だということでありますから、私は新規の中で、菊池市は当然よそと合わせるのではなくて、熊本県でも一番の畜産の市ですから、菊池市はやっぱり10年ぐらいで、これは当然全額減免にすべきだという話があったのかないか、その点。

そうすると、やっぱり税のことありますから微妙になりますけれども、税と言っても、やっぱりそれだけの売上があるということは、それだけの税金は払えるわけなんですね。今のホルスからエフワンにかけては、1頭出荷して15万の赤字ということなんです。黒で10万。本当に危機状態のときに来とんのにですね、やっぱり調査の結果で、審議の中で私はJAとか、また経済部あたりの話も入れてですよ、税のことであってもこれは真剣に協議すべきだったと思いますけど、その点については、どう協議されたかをお尋ねいたします。

議長 (北田 彰君) 総務常任委員長、工藤恭一君。

[登壇]

総務常任委員長 (工藤恭一君) お答えいたします。

さっきの隈部議員に申し上げたとおりで、これは今までやってきて、それから、これからやるというのと、これからやってきた、今までやってきた人がいないなら別として、今までやってきましたから、それはもうさっき申し上げたとおりでございます。そのとおりで、さっき山瀬議員からもおっしゃったように、委員から何も出なかったかというお話ですけども、出ました。出ましたけれども、税のことであって、やっぱり不公平になってはいけないということで、そういう具合に決定したわけです。

以上です。

議長 (北田 彰君) 山瀬義也君。

[登壇]

(山瀬義也君) 再質疑をいたします。

税のことだから不公平を講じちゃいかんということでございます。このことわかります。でも、やっぱり基幹産業は、市長はいつもこう農業であるということ言われます。農業の危機のときは、やっぱり税は税でもですよ、当然なことながらやっぱり市民がつぶれるかつぶれんかという瀬戸際に来きているときは、隣の天津さんでも10年間を固定資産については全額減免ということでございますから、当然そのことを議題にあって、その中で話はあったのかですね、菊池市だからどぎゃんあっても2分の1じゃいかんぞて、やっぱり全額を10年ぐらいせんといかんという、このことはなかったのですか、この点についてお尋ねします。

議長(北田 彰君) 総務常任委員長、工藤恭一君。

[登壇]

総務常任委員長(工藤恭一君) お答えします。

資料も十分にいただきまして、ここにこうして大津町、ここの近隣市町村のあれが出ております。それでやりましたけれども、やはり今まで払った人、終わった人、そのことを考えますと、やはり不公平が生じるということで、委員会の決定どおりだと思います。

以上でございます。

議長(北田 彰君) 山瀬義也君。

[登壇]

(山瀬義也君) 委員長の話は一緒の事ばかりでございますけれども、やっぱりもう少しですよ、うちの経済委員会でも、経済委員会の中の決議の中で議員決議というような形で、本会議でこの危機を原油高並びに飼料高、そしてまた商店街の原料、すべての高、全体的な調査をおいて、市として単独で対策を練れということを出すはずだったんですよ。でも、総務委員会のほうにこのような形で請願があがってくるから、それはやめようと。必ず総務委員会の人方は満場一致で賛同してくれると、経済委員会全部そういう思いでございました。驚いております。ですから、どんなに税であっても、現状はやっぱり調査せんとですね。議員じゃそういう付託されとるわけですから、あと1回、現状を、調査を一切されなかったのか、その点をお願いして、聞きたいと思っておりますけど。

議長(北田 彰君) 総務常任委員長、工藤恭一君。

[登壇]

総務常任委員長(工藤恭一君) お答えします。

現状調査その他は、執行部のほうで十分やって提出がありまして、それを参考に

して委員会でやったわけです。その結果、やはり税の不公平性を生じないようにというのが大事でございまして、そういうことで決定したわけでございます。

以上です。

[登壇]

(山瀬義也君) 委員長、あなたの調査は、ただ税務課ばかりでしょ、調査が。だから経済部、JAあたりも調査をしたのかということですね。ただ、税務から聞いた話ばかりなら。

[登壇]

総務常任委員長(工藤恭一君) いいえ、税務課だけの話と言いますか、今までの経過はずっと十分資料も出していただきまして、しまして、それでさっき申し上げたとおり、これからやるという人はこれから5年間、やられたという人は、もう終わってからもう10年たつとれば、それはもう次の5年、これからの5年間の中には入らないということでございます。

以上でございます。

議長(北田 彰君) ほかにありませんか。三池健治君。

[登壇]

(三池健治君) 経済委員長にお尋ねします。

平成20年度一般関係補正予算、款5農林水産費、項1農業費、目4農林振興施設費、節17固有財産購入費の件でございます。きくち物産館、下記販売購入費の268万円についてであります。総工費の383万2,000円の70%が268万円と聞きました。物産館店舗とトイレの間を利用し、平成19年度に指定管理者、有限きくち観光物産館社長が建設されたものと聞いております。本来ならば、市有施設であります市に報告して、市が予算計上して建設するのが道だと思えます。第3セクターの指定管理者である社長が、市に相談しないで勝手に建設した施設を市が購入するには理解できません。市の固有財産に対して、経済委員会の審議・審査内容を明確にお聞きしたいと思います。

議長(北田 彰君) 経済常任委員長、坂井正次君。

[登壇]

経済常任委員長(坂井正次君) お答えいたします。

きくち物産館トイレ改修工事についてでございます。財産購入費268万円でございます。本施設は、物産館店舗とトイレの間に通路を利用し、平成19年にきくち観光物産館が設置した施設であります。本来市有施設であるために、必要があれば市の経費で設置すべきものでありますが、会社側の必要性により設置を進められました。市への報告があった時点では、既に工事着手後であり、その段階で会社側

より設置の申請及び承認許可の手続きを取られました。今回、きくち観光物産館より本施設の買収について市への要望があり、市有施設に指定管理者の所有物が存在するものは、本来の形ではないがために、建設経費の70%相当額により、施設の買収を行うものでございます。

委員会といたしましても、これ苦渋の選択でございましたが、見積書、領収証等を確認いたしまして、また現地調査も行い、さっき三池議員がおっしゃいましたとおり、補正予算を通してから建設すべきでございますけれども、当物産館において必要なものであるとして認め、承認をいたしました。

議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

（三池健治君） 必要であると認めたということで、それで工事の見積書を審査したことですけれども、工事の見積書及び契約書を確認されとの説明ですが、工事費が383万2,500円の額であれば、入札となるのが当然だと思います。その入札の経緯を確認されたのか、1つ目はですね、お聞きしたいと思います。

2つ目としまして、指定管理者の社長が市有地に勝手に建設された行為に対して、委員会の審議内容を、委員の意見をお聞かせください。

議長（北田 彰君） 経済常任委員長、坂井正次君。

[登壇]

経済常任委員長（坂井正次君） 入札の経緯に関しましては審議をしておりません。

調べております。それから、三池委員がおっしゃいましたとおり、正当な形ではございませんけれども、やはり市の施設にそういった施設があるというのは、適当ではない。また、それを撤去するのも、やはり必要な施設でもありますので、苦渋の選択として承認をしたということでございます。

議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

（三池健治君） 再々質問させていただきます。

固有財産購入費に対して、十分な審議・審査は、私としてはちょっと伺いませんけれども、入札、合い見積もり等の確認、指定管理者の責務、規約の確認の意見はでなかったかお尋ねします。

議長（北田 彰君） 経済常任委員長、坂井正次君。

[登壇]

経済常任委員長（坂井正次君） やはり指定管理者の責任と言いますのは、それはやはり不手際だったと私は思います。それは、委員会でもそういう意見は出ました。合い見積もりに関しましては、委員会ではそこまでは出ませんでした。

以上でございます。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） 度々ですが、経済委員長にお尋ねをいたします。

平成20年度一般会計、161ページの款6商工費、節24投資及び出資金、四季の里・旭志出資金3,000万円についてですが、景気低迷の中、苦しい営業展開を強いられている四季の里・旭志についての、運営安定のための3,000万円の増資をされるというふうにお伺いいたしております。その協議の中で、今後辺地債利用して、大規模改修で宿泊施設の運営を計画しておられるという話を耳にしましたが、委員会においてどのような協議がなされたかをお教えてください。

議長（北田 彰君） 経済常任委員長、坂井正次君。

[登壇]

経済常任委員長（坂井正次君） 樋口委員長のお尋ねにお答えいたします。

四季の里への3,000万円の融資につきましては、出資ですが、増資ですね。全委員、長時間にわたりまして激論に激論を重ねました。四季の里から資料の提出を求めながら、中途半端な増資では無駄になり得る可能性のある中、本当に慎重に論議を重ねました。委員長報告にも申しましたとおり、執行部に対しまして委員会から申し入れといいますが、5つの条件的な質問を出しました。執行部もその質問に対して、慎重に検討され、委員会の委員の方々も納得し得る回答が返ってまいりましたので、条件付きで承認に至ったというわけでございます。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） ありがとうございます。本当に大変なご審議であったと思います。

私自身今回の増資については、旭志地区の皆さんが、合併前より社会福祉の向上及び観光振興による自主財源の確保ということを目的におつくりになった施設でありますので、途中で頓挫させる気にはならないというふうに、私自身も考えておるところであります。しかし、お話をお伺いしますと、前触れもなくいきなり宿泊施設の増設を行うという話が出たみたいなんです、民間宿泊施設と事前協議などが行われているのかということもお聞きをしたいところであります。実は、合併前の菊池においても、竜門ダム湖や旧東中跡地の宿泊所が市によって建設をされましたが、事前協議は全くなされておられません。客層用途が違うということですが、今回また同じことが繰り返されようとしています。今日まで菊池市の観光業は、民間努力を信条に観光振興による菊池市の経済発展ということで、様々な役割を果たしてまいりました。故萩尾会長はじめ、ここにおいで之二ノ文議員のお父さんたち

も本当に観光協会立ち上げ当時、必死になって観光開発をされました。観光宣伝の実施であるとか、渓谷を美しくする会、これ自主団体なんです、日本で初めての試み、そういうものに対してもほとんど行政に頼らず民間主導で行って来ました。確かに観光統計調査では、宿泊数の半減、入湯税の激減、さらには民間宿泊施設の倒産、そのような問題も抱えております。極端な話をさせていただくなれば、民間の宿泊施設はもう絞っても何も出ないと。うま味は吸い上げたからあとはほっとけと、そのようなことであるのであれば、甘んじてそのご意見はお受けいたします。泣く子と地頭でありませんが、泣く子とお上には逆らえないのが民間施設でありますので、その分は甘んじて引き受けますが、執行部と委員会の中に民間施設と協議を含めて、どのような議論がなされたか、それを再度お伺いいたします。

議長（北田 彰君） 経済常任委員長、坂井正次君。

[登壇]

経済常任委員長（坂井正次君） 私が委員長になりまして、こんなに質疑があるのは初めてでございますが、ちょっと戸惑っておりますけれども、確かに樋口委員長のおっしゃるとおり、民業圧迫と申しましょうか、何で第3セクターにとの思いがあると思います。おっしゃいましたとおり、旅館組合の理事長さんには、委員会が始まりまして、これを打診して話はするようにということで話はして、それから話をされました。それと、商工観光課よりも説明をし、また今後も協議をしていくということでございました。委員会で市内の旅館組合と競合するのではなく、四季の里は、旭志と地元の方々に利用していただくこと。そしてまた、経営改善計画書の見直しにつきましても、集客の具体策として、健康増進や高齢者福祉の取り組みを盛り込んだ計画を立てていくということで、委員会も一致をみたわけでございます。

それにさっき委員から質問がありました、辺地債でございますけれども、これは収支決算書があまり収支が良くない場合は、出ない場合ということもありますから、そうなった場合は、宿泊施設ができるかできないかは疑問な点もございます。ただ、当委員会としましては、辺地債8割補助でございますので、それを大いに活用して、また地域密着、そしてまた健康増進、老人医療の方面の宿泊客を獲得していただいで、収支を上げていただくようお願いをしているわけでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

（樋口正博君） ありがとうございます。

いずれにしても、経済委員会で引き続き協議がされることでしょうか、今後の方向性を見いだすのは非常に難しいことであると思います。容易ではないと思

ます。しかし、旭志地区の皆さんの思い、特に福祉面においての役割を考えると非常に重要であり、単に3セクの損得勘定だけでは割り切れない部分も多々あると思います。委員会の委員の皆様建設的な議論を望みます。しかし、民間企業との事前協議ぐらいはできないことではないと思いますので、コンサルと話して、宿泊施設であり、例えば老人福祉であり、様々な方向性が出ると思いますが、そのときは必ず事前に民間業者との打ち合わせ等も行いますよう、執行部にご指導をお願いいたしまして、質疑終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前11時21分

開議 午前11時30分
○

議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。

これから、請願第1号及び請願第2号を除き、議案第3号から議案第51号までの49議案及び陳情1号を含め、討論を行います。

討論ありませんか。

議長（北田 彰君） 森隆博君。

まず、原案に反対者の発言を許します。反対ですね。

[登壇]

（森 隆博君） 議案の第8号に対しまして反対をいたします。

反対理由といたしまして、菊池市の平均所得が219万円であります。菊池郡内でも最も低い町ということでありまして、また、今、私どもの今の議員の年額報酬270万円ということでありまして、市民の平均所得と比較しますと、決して安くはないというふうに1点目は思います。

2点目としまして、定率減税の廃止とか、議員年金の基金増額、議員活動等の大変なことはわかりますけども、市民の方々も医療保険、介護保険等も増額しております。さらに、原油価格の高騰に伴いまして、ガソリン、それに生活用品等の物価が上昇しております。市民生活の苦しさというのは、日々日々実感しておるのが現状であります。今日の熊日にも限界であるというように記載してありましたように、そのような現状の中でありまして、私は今定例会の中に議会改革検討特別委員会の設置案というのが提出されております。議会議員の定数に関する事、費用弁償に関する事など、審議・検討を行い、結果が出た後に菊池市の状況に合

わせた議員報酬金額を設定するべきと、元に戻すということに対しましては、反対したいと思います。

3点目に、今回の議員報酬値上げを行いますと、約3,900万円の増額というふうになります。合併時に合併協議会の中におきまして、議員定数、農業員定数の委員会に所属しておりました。そのときに法定では30名ありました。けれども、泗水町の議会に持ち帰り協議した中では、26名ということで、泗水町では26ということを行い通せというようなことで協議をやってまいりましたが、最終的には、あい中として28名というふうな形で在任をとって、2年前に選挙で28名というような形になったわけですが、26名であったとするならば、市民からのそういった意見も少なかったんじゃないだろうかというふうに思います。隣の合志市が、6月議会に議員報酬の提案をされるということも熊日に報道してありましたように、合志市は24名というような定数であります。そしてまた、報酬金額が今回の菊池市が提案されております議員報酬と比較してみますと、月額で大体4万4,000円ほど合志市が安いという数字で提示してありますので、やはり今回の議会改革検討委員会におきまして、やはり2年後の議員の定数削減、費用弁償等の見直しと、こういったものを行った後で、市長の諮問機関であります、報酬審議会でも市民に理解できるような報酬金額を示していただきたいということで、以上の3点のことにつきまして、この議案8号に対しまして反対をいたします。

議長（北田 彰君） 次に、原案に賛成の発言を許します。ありませんか。原案に反対の発言を許します。東裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） おはようございます。

議案第7号、第8号、第36号、第39号に対し、反対討論を行います。

まず、議案第7号、菊池市後期高齢者医療に関する条例の制定についてです。75歳以上の高齢者が亡くなるまで、少ない年金から保険料を天引きされ、受ける医療さえ制限される。こうした制度そのものに対して、全国の自治体の3割近くが中止・見直しの意見をあげています。制度の矛盾と破綻が明らかになるにつれ、怒りが広がっており、国会では、今、野党4党が廃止法案を共同で提出するに至っています。私はこの制度は、これまでも議会で述べてきましたが、この制度そのものに反対であります。よって、この条例制定には反対をいたします。

次に、議案第8号、菊池市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。以下、2つの点で反対をします。1つは、前回06年3月議会、選挙前の議会で答申を否決して、2年たつて任期中に報酬を引き上げるとするのは、これは道理が通らないし、市民の理解は得られない、この点で

あります。2つ目に、市民の暮らしとの関わりです。貧困の広がりです。市民は悲鳴をあげています。その市民に対しては、これまで執行部提案の増税負担増を議決してきた議会が、一方で議員報酬だけアップするというのは、これは市民の批判を免れません。確かに、議員1,000人でやっている議員にとって、現行の手取り実質13万円ぐらいでは、大変なのは私も実感としてわかりますが、ここは我慢して、市民の暮らしを少しでも上向きに転換させることに力を尽くすことが最優先であると考えます。よって、この報酬引き上げ案には、私は反対をいたします。

次に、議案第36号、平成20年度菊池市一般会計予算です。議員報酬や同和関係予算等、問題点は幾つかありますが、私は昨年に引き続き、庁舎建設基金3億円計上の問題を中心に反対をします。昨年、私は反対討論で、「事業内容も総事業費の規模も明確でない事業に、3億円もの基金を積む根拠はない」、こう述べて、そうした税金の使い方、予算の組み方に疑問を呈しました。それから1年、「この問題は凍結中でもあり、事業の全容、規模について変化はありません」、こう委員会で答弁がありました。凍結中に基金だけは変化をつけて3億円積み続ける、これは、私は認められません。そんなお金があるなら、暮らしや福祉の施策に回すべきである、こう強調してこの予算には反対いたします。

次に、議案第39号、平成20年度菊池市後期高齢者医療事業、特別会計予算です。これは、先ほどの議案第7号と同趣旨により反対いたします。

以上です。

議長（北田 彰君） 賛成者の発言を許します。ありませんか。ほかに討論ありませんか。

ほかに討論ありませんから、これで討論終わります。

これより、議案第3号から議案第51号までの49議案及び陳情第1号について採決します。ただいま討論がありました議案第7号、議案第8号、議案第36号、議案第39号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第37号、議案第38号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、陳情1号、以上、46件について、各常

任委員長の報告は、原案のとおり可決です。

各常任委員長の報告の決定のとおり、決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって46案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第7号、議案第8号、議案第36号、議案第39号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第7号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号について、討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。東裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 請願第1号、医師・看護師の増員と国立病院の廃止・縮小に反対し存続・拡充を求める請願について、委員会では不採択でしたので、私はこの請願に賛成の立場で討論を行います。

請願の項目である地域医療を充実させてほしい、政策医療ネットワークを充実強

化させてほしい、医師・看護師医療従事者を増やしてほしい等々、これらは、まったくもって正当な要求であり、大変切実でマスコミでも大きく取り上げられるなど、緊急の国民的課題であります。住民の健康と命を守るために、議員の皆さんの賛同を心からお願いして、賛成討論とします。

議長（北田 彰君） 反対者の発言を許します。ありませんか。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、討論終わります。

請願第1号は、討論がありましたので、起立により採決します。

これより、請願第1号採決します。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。したがって、可を図る原則により、原案について採決します。

お諮りします。起立によって行います。お諮りします。請願第1号は、原案のとおり採択することに賛成の方、起立を願います。

委員長の報告は不採択であります。だから原案に賛成の方。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立少数です。したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号について、討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に賛成の発言を許します。本田憲一君。

〔登壇〕

（本田憲一君） 請願第2号の菊池市畜産堆肥施設等に係る固定資産税の減免に関する請願について、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

西日本一を誇る本市の畜産業であります。かつて経験したことのない危機に立っておるのが現状でございます。環境対策の一つとして建設しました、ふん尿処理施設、本当に畜産経営に重く影を落としているのが現状でございます。先ほどの質疑の中にも税の不公平感ということで、委員会のほうで不採択ということでありました。この5年間ということで不公平感が生まれますので、私はこの10年間にして、この6月までの間にぜひとも再検討するなраと思っておりますので、議員の皆様方の賛同をお願いし、ぜひともこの請願2号に賛同いただきますようよろしくお願いし、賛成討論といたします。

議長（北田 彰君） 次に、議案に対する反対者の発言を許します。ありませんか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論終わります。

請願第2号は、討論がありましたので、起立によって採決します。

これより、請願第2号、採決します。請願第2号に対する委員長の報告は不採択です。したがって、可を図る原則により、原案について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。請願第2号は、原案のとおり採択することに賛成の方、起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、請願第2号は、原案のとおり採択することに決定しました。



日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

議長(北田 彰君) 日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務常任委員会

- 1 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について

文教厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について

経済常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について

建設常任委員会

- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

小川会館建設特別委員会

- 1 小川会館建設に関する事

新庁舎建設検討特別委員会

- 1 新庁舎建設に関する事

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関する事

企業誘致促進特別委員会

1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配布の閉会中の継続審査並びに調査申出の一覧のとおり申し出がっております。

お諮りいたします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査並びに調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査することに決定しました。

追加日程第1 議事第1号 議会改革検討特別委員会の設置について

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第1 議事第1号 議会改革検討特別委員会の設置についてを議題とします。

地方分権の推進、三位一体の改革など、地方を取り巻く状況がより厳しさを増す中、地域経済の活性化など一層の取り組みが求められている。特に、財政面において経費削減等が最重要課題となっている。

こうした状況を踏まえ、議員自ら改革を進めるために、1つ、議員定数について、2つ、常任委員会の所管について、3つ、費用弁償について、4つ、その他議会改革について、審議・検討を行うため、特別委員会を設置するものであります。

お諮りします。議会改革検討特別委員会設置について、12人の委員を構成し、特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も審議を行うことができるとするほか、審査に要する経費は、議会費予算の範囲内としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。議会改革検討特別委員会の設置については、12人の委員を構成する特別委員を設置し、これに付託の上、閉会中も審査を行うことができるとするほか、審査に要する経費は、議会費の範囲内とすることに決定しました。

ただいま、設置されました議会改革検討特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しております特別委員会の名簿のとおり指名します。

ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、議会改革検討特別委員会を開

催します。

正副委員長互選のため、暫時休憩します。

○

休憩 午前 11 時 21 分

開議 午前 11 時 30 分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例、第 9 条第 2 項の規定に基づき、議会改革検討特別委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

委員長に横田輝雄君。

副委員長に森隆博君を。

以上です。

○

追加日程第 2 決議案第 1 号 菊池市安心・安全都市宣言に関する決議

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第 2、決議案第 1 号、菊池市安心・安全都市宣言に関する決議を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。森隆博君。

[登壇]

（森 隆博君） 決議案第 1 号です。菊池市安心・安全都市宣言に関する決議。上記の決議案を別紙のとおり菊池市議会、会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 20 年 3 月 27 日、菊池市議会議長、北田彰様。

提出者、菊池市議会議員、森隆博。

賛成者、菊池市議会議員、隈部忠宗、中山繁雄、二ノ文伸元。

提出の理由、現在の市民生活の問題となっております、防犯を進めること、さらに交通安全の向上を目指し、市民みんなの力で、誰もが安全で安心して暮らせるまちのために、菊池市安心・安全都市宣言に関する決議と。今年、社会状況の変化に伴い、防犯や交通事故は私たちの生活する場で起こります。ときには、老人や子どもたちを巻き込んで、今まで当たり前だった幸せな生活を壊しています。犯罪や交通事故のない安全で安心なまちづくりの実現は、菊池市民の共通の願いであります。今、私たちは、自らの安全は自らで守ろうを合言葉に、力を合わせて犯罪や交通事故のないまちづくりを目指し、ここに安全で安心したまちづくりの実現に向け、菊池市を安心・安全都市とすることを宣言します。

以上、決議する。平成 20 年 3 月 27 日。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

決議案第 1 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって委員会付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これより採決します。

お諮りします。決議案第 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、決議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。



追加日程第 3 議案第 5 2 号 平成 19 年度菊池市一般会計補正予算（第 1 1 号）

上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第 3、議案第 5 2 号、平成 19 年度菊池市一般会計補正予算（第 1 1 号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

市長（福村三男君） ただいま上程いただきました、議案第 5 2 号についてご説明申し上げます。

追加議案の 1 ページをお願いいたします。議案第 5 2 号、平成 19 年度菊池市一般会計補正予算でございます。今回の補正は、平成 19 年度菊池市中心市街地活性化基本計画策定業務委託につきまして、現在まで早期申請・早期認定に向けて基本

計画の策定作業を進めてまいりましたが、修正作業等により、委託期間を延長する必要性が生じたので、繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

その理由といたしましては、まず1点目に、基本計画策定作業を進める中、商店街の中心部に位置し、集客力もあつた店舗が閉店し、周辺小売店等の経営にも影響を与えており、跡地の活用方法が喫緊の課題となっていること。

2点目に、本申請前の事前協議に重点が置かれるようになったことによるものでございます。これは、基本計画策定件数が全国的に増えている状況において、申請スケジュールを効率よく進める必要があることから、内閣府の中心市街地活性化本部の事前協議により重点が置かれ、審査も厳しくなっており、修正等が少ない状態の基本計画でなければ、協議自体が遅れることとなります。そのようにことにならないためには、活性化への効果が期待され、かつ実効性のある官民両面にわたるハード事業及びソフト事業につきまして、事業内容の熟度を高め、諸条件を整理した上で、活性化本部へ事前協議がより良策であると考えたものでございます。

3ページに、繰越明許費補正の追加事項を掲げております。よろしくお申し上げます。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

議案第12号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会を付託省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論ありますか。

討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第52号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 4 議員提出議案第 1 号 菊池市中小企業振興基本条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第 4、議員提出議案第 1 号、菊池市中小企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、栃原茂樹君。

[登壇]

議会運営委員長（栃原茂樹君） それでは、議員提出議案 1 号について、説明を申し上げます。

菊池市中小企業振興基本条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び菊池市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

平成 20 年 3 月 27 日提出、菊池市議会議長、北田彰様。

提出者、議会運営委員長、栃原茂樹。

提案理由、菊池市における中小企業の経営基盤の強化及び健全な発展を促進することにより、中小企業の振興を図り、もって活力のある地域社会の実現のため、制定するものである。

以上をもちまして、提出議案第 1 号の趣旨説明とさせていただきます。最後の議案でございますので、ご賛同よろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） これから質疑行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

議員提出議案第 1 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議したいと思います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これより採決します。

お諮りします。議員提出議案第 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

以上もって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成20年第1回菊池市議会定例会を閉会します。
全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

閉会 午後12時03分

平成20年第1回定例会付議事件一覧および審議結果表

(3月4日・3月27日議決)

議案番号	議案名	結果
議案第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成19年度菊池市一般会計補正予算-第9号)	原案承認
議案第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算-第4号)	原案承認
議案第3号	菊池市企業立地の促進等による地域における産業集積の 形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に 基づく準則を定める条例の制定について	原案可決
議案第4号	菊池市地域福祉計画策定委員会条例の制定について	原案可決
議案第5号	菊池市障害者計画等策定委員会条例の制定について	原案可決
議案第6号	菊池市環境基本条例の制定について	原案可決
議案第7号	菊池市後期高齢者医療に関する条例の制定について	原案可決
議案第8号	菊池市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第9号	菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	原案可決
議案第10号	菊池市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第11号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第12号	菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を 改正する条例の制定について	原案可決
議案第13号	菊池市国民健康保険条例の一部を改正する 条例の制定について	原案可決
議案第14号	菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の 一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第15号	菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する 条例の制定について	原案可決

議案第16号	菊池市立幼稚園条例の一部を改正する 条例の制定について	原案可決
議案第17号	菊池市営プール条例の一部を改正する 条例の制定について	原案可決
議案第18号	菊池市営ゲートボール場条例の一部を 改正する条例の制定について	原案可決
議案第19号	菊池市立小中学校施設の開放に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第20号	菊池市リバーサイドパーク条例の一部を 改正する条例の制定について	原案可決
議案第21号	菊池市営住宅管理条例の一部を改正する 条例の制定について	原案可決
議案第22号	菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を 改正する条例の制定について	原案可決
議案第23号	菊池市農業集落排水処理施設事業分担金等 徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第24号	菊池市七城芝生交流広場条例の廃止について	原案可決
議案第25号	平成19年度菊池市一般会計補正予算(第10号)	原案可決
議案第26号	平成19年度菊池市国民健康保険事業特別 会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第27号	平成19年度菊池市老人保健医療事業 特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第28号	平成19年度菊池市介護保険事業 特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第29号	平成19年度菊池市簡易水道事業等 特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第30号	平成19年度菊池市公共下水道事業 特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第31号	平成19年度菊池市特定環境保全 公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決

議案第 3 2 号	平成 19 年度菊池市地域生活排水処理事業 特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 3 3 号	平成 19 年度菊池市農業集落排水事業 特別会計補正予算（第 5 号）	原案可決
議案第 3 4 号	平成 19 年度菊池市特別養護老人ホーム 特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 3 5 号	平成 19 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 3 6 号	平成 20 年度菊池市一般会計予算	原案可決
議案第 3 7 号	平成 20 年度菊池市国民健康保険事業 特別会計予算	原案可決
議案第 3 8 号	平成 20 年度菊池市老人保健医療事業 特別会計予算	原案可決
議案第 3 9 号	平成 20 年度菊池市後期高齢者医療事業 特別会計予算	原案可決
議案第 4 0 号	平成 20 年度菊池市介護保険事業 特別会計予算	原案可決
議案第 4 1 号	平成 20 年度菊池市簡易水道事業等 特別会計予算	原案可決
議案第 4 2 号	平成 20 年度菊池市公共下水道事業 特別会計予算	原案可決
議案第 4 3 号	平成 20 年度菊池市特定環境保全 公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第 4 4 号	平成 20 年度菊池市地域生活排水処理事業 特別会計予算	原案可決
議案第 4 5 号	平成 20 年度菊池市農業集落排水事業 特別会計予算	原案可決
議案第 4 6 号	平成 20 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算	原案可決
議案第 4 7 号	平成 20 年度菊池市水道事業会計予算	原案可決
議案第 4 8 号	財産の処分について	原案可決

議案第 4 9 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 5 0 号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第 5 1 号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 5 2 号	平成 19 年度菊池市一般会計補正予算（第 11 号）	原案可決
議員提出議案		
議員提出議案 1 号	菊池市中小企業振興基本条例の制定について	原案可決
意見書案		
意見書案 1 号	道路整備財源の確保に関する意見書の提出について	原案可決
議 事		
議事第 1 号	議会改革特別委員会の設置について	原案可決
決 議 案		
決議案第 1 号	菊池市安心・安全都市宣言に関する決議	原案可決
請 願		
請願第 1 号	医師・看護師の増員と国立病院の廃止・縮小に 反対し、存続・拡充を求める請願書	不採択
請願第 2 号	菊池市畜産堆肥化施設等に係る固定資産税の 減免に関する請願	採 択
陳 情		
陳情第 2 号	要望書（障害児保育の充実と地方交付税措置の 拡充を求める要望書）	採 択

菊池市議会会議録

平成20年第1回3月定例会

発行年月 平成20年7月

発行人 菊池市議会議長 北田 彰
編集人 菊池市議会事務局長 岩木 精四郎
作成 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

菊池市議会事務局

〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888

電話 : (0968) 25-2325

